

博士論文

ベトナムにおける 「明郷」の家譜と社会組織に関する 人類学的研究

ークアンナム省・ホイアンの事例からー

平成 29 年 9 月

広島大学大学院総合科学研究科

総合科学専攻

Nguyen Thi Thanh Ha

目次

序章	1
1. ホイアン・明郷・自画像再考—フィールドとの出会い	1
2. 問題の所在と研究の主目的	5
3. 学術的背景と本論文の意義	11
第1章 ベトナムにおける「明郷」とホイアン	17
1. 「明郷」をめぐる先行研究	17
2. ベトナムにおける明郷の誕生と変遷	21
2.1 ベトナム史における「明郷」の誕生	21
2.2 阮朝による華人幫の成立と明郷の組織化 - 19世紀半ばまで華人・明郷政策-	30
2.2.1 「幫」制度の成立—外国人としての華人の統治対策	30
2.2.2 明郷の組織化—帰化中国人と子孫の共同体の明郷社の変化	32
2.3 フランス植民地期における明郷の国籍問題	36
2.3.1 フランス植民地政権による華僑統治のための「幫」制度の再編	36
2.3.2 明郷に関する二重国籍の問題	38
2.3.2.1 明郷の法的な位置の諸規定	38
2.3.2.2 華僑・明郷の人口統計に見られる明郷の変化	40
2.4 20世紀後半の「明郷」籍の終了と明郷の現在	43
2.4.1 旧南ベトナム共和国政権下における明郷の国籍問題（1954 - 1975）	45
2.4.2 1975年のベトナム南北統一後の明郷・華僑の位置	48
2.4.2.1 1975年以降の民族政策	48
2.4.2.2 1975年以降の華僑・明郷の法的位置 - 「民族籍」	49
3. ホイアンの明郷・華人	52
3.1 港町ホイアンの成立	52
3.2 ホイアンの明郷社の成立	55
3.2.1 ホイアンの「明香社」の成立の経緯	55
3.2.2 「明香社」の前賢—「十老・六姓・三家」	58
3.3 ホイアンの明郷社の領域	63
3.4 ホイアン「明郷」と「華人」の出現	66
4. 現在のホイアンと明郷・華人	72

4.1	ベトナム南北統一後のホイアンと明郷・華人	72
4.2	調査地ホイアンと明郷・華人	77
4.2.1	華人と華人会館	79
4.2.2	明郷の子孫と自称する人々の間で伝えられている「明郷」の祖先像	89
第2章 家譜を通して見られるホイアンの「明郷」の自画像		95
1.	ベトナムの家譜に関する先行研究	95
1.1	ベトナムの家譜についての研究	95
1.2	華人・明郷の家譜に関する先行研究	96
2.	ホイアンの「明郷」の家譜	99
2.1	使用言語の多様性	99
2.2	家譜の編纂・再編纂年代から見る「明郷」の来越時代	102
2.3	家譜の編纂・再編纂への経緯	104
3.	「明郷」の家譜に描かれている家系の歴史に	108
3.1	19世紀前半～20世紀前半に編纂・再編纂された漢語版の家譜	108
3.1.1	中国系起源	109
3.1.2	中国系起源と来越歴史	110
3.1.3	「明郷」籍のみの記載	113
3.1.4	世代間の意識変化	114
3.2	1960年代以降に編纂・再編纂された現ベトナム語の家譜	115
3.2.1	「明郷」としての歴史認識の強調	116
3.2.1.1	新たに現ベトナム語で編纂された家譜	116
3.2.1.2	漢語版から現ベトナム語に翻訳され、再編纂された家譜	118
3.2.2	「中国系」としての歴史認識の強調	120
4.	家譜との関わり方・関係者の対応と意識	124
4.1	祖先の霊魂の象徴	125
4.2	漢字の読めない子孫の世代の漢語家譜消滅の危機	126
4.3	明郷の歴史を伝承する媒体としての家譜	130
小結		132
第3章 ホイアンの「明郷」の社会組織と儀礼		137
1.	「明郷」組織の過去と現在	137
1.1	フランス植民地期終了の20世紀前半から1945年まで	138
1.1.1	人口構成とその諸特徴	138

1.1.2	職業・社会的生活	142
1.1.3	公的財産・文化・宗教的諸施設	145
1.1.4	文化的・宗教的生活	148
1.1.5	自治体制・郷職類	151
1.1.6	税例・税制・税額	154
1.2	1945年から1975年までの「明郷」組織	155
1.2.1	1945年から1950年代までの状況	155
1.2.2	1950年代から1975年までの状況	157
1.2.2.1	組織体制	158
1.2.2.2	明郷村の公的財産・不動産	160
1.2.2.3	祭祀・儀礼	161
1.2.3	1975年から1990年代まで	163
1.2.3.1	関帝廟の復帰の話	166
1.2.3.2	「明郷」の子孫への明郷会館返還の話	169
1.2.4	1997年から2009年まで	171
1.2.4.1	管理・運営体制	171
1.2.4.2	管理・運営状況	175
1.3	観光名所となった明郷会館とその組織	177
1.3.1	2010年以降の「明郷」組織の状況	178
1.3.2	明郷会館の運営・管理の新体制	183
1.3.3	「明郷」組織を支えている人物	185
1.3.3.1	カリスマ的存在の現委員長	185
1.3.3.2	期待される後継者	196
1.3.3.3	他の5委員の様々な任務	191
1.3.4	「明郷」ネットワーク作り・維持の現状	202
1.3.5	対外関係の維持状況	208
2.	明郷会館をめぐる表象とその変化	212
2.1	明郷会館の歴史的概略	212
2.2	明郷会館内の配置形式の変化	214
2.2.1	観光名所になった2010年以前	214
2.2.1.1	祭祀の対象	214
2.2.1.2	碑文	217
2.2.1.3	扁額	218
2.2.2	観光名所になった2010年以降	219
2.2.2.1	新たな神々の配置	219
2.3	年中行事・祭祀	222
2.3.1	行事の内容・目的	222
2.3.2	各種儀礼の式次第	226

小結	246
第4章 総合考察	250
1. ベトナム政府によるホイアンにおける「明郷」の位置付け	250
1.1 ホイアンの歴史を語る際の欠かせない存在となった「明郷」	250
1.2 現在のホイアンにおける「華人系」としての「明郷」表象	255
2. ホイアンの「明郷」の自画像	259
3. 世界文化遺産を生きる人々	261
結論	267
参考文献	268
地図・表・写真	276

地図・表・写真一覧

写真

写真 1	第 1 章	関帝廟の正殿正面の軒下に揚げられている勅封額
写真 2	第 1 章	関帝廟の 1753 年の最も古い年代のある重修碑文
写真 3	第 1 章	中華会館－正門
写真 4	第 1 章	中華会館の「洋商会館広義条例」という碑文
写真 5	第 1 章	明郷会館で安置されている明郷社の前賢の位牌
写真 6	第 1 章	明郷会館の 1908 年（維新 2 年）の碑文
写真 7	第 1 章	来遠橋の上の神祠で祀られている北帝
写真 8	第 1 章	来遠橋の修復棟木に「張宏基」
写真 9	第 1 章	観音寺－明郷仏寺
写真 10	第 1 章	現在の錦霞海平二宮（門だけが残っておる）
写真 11	第 1 章	中華会館（本殿）
写真 12	第 1 章	中華会館にある越南中圻華僑抗戦烈士遺像（1943 - 1945）
写真 13	第 1 章	中華会館の裏側に記されている中国の革命者の孫中山氏の遺書
写真 14	第 1 章	礼義華文班
写真 15	第 1 章	福建会館
写真 16	第 1 章	福建会館で祀られている 12 人の女神と金花娘娘
写真 17	第 1 章	12 人の妃姥に対する祈願儀式
写真 18	第 1 章	広肇会館
写真 19	第 1 章	潮州会館
写真 20	第 1 章	海南会館
写真 21	第 2 章	蔡 A 族の家譜
写真 22	第 2 章	許族の家譜
写真 23	第 2 章	葉族の家譜
写真 24	第 2 章	陳 A 族の家譜
写真 25	第 2 章	呉 B 族の 1832 年の家譜
写真 26	第 2 章	呉 A 族
写真 27	第 2 章	葉族家譜
写真 28	第 2 章	李 C 族家譜
写真 29	第 2 章	黄 A 族の家譜
写真 30	第 2 章	許献瑞という人物は、関帝廟の碑文に名前が刻まれている
写真 31	第 2 章	尤族の家譜 1
写真 32	第 2 章	尤族の家譜 2
写真 33	第 2 章	荘族の家譜
写真 34	第 2 章	陳 B 族の家譜
写真 35	第 2 章	王 A 族の家譜の原文
写真 36	第 2 章	王 A の 7 代目に再編纂された漢語の家譜
写真 37	第 2 章	墓地の門には「許族・始祖許献瑞」

写真	38	第2章	周族の現ベトナム語での家譜にある「姫旦＝周公旦」の記載
写真	39	第2章	李A族の祭壇で祀られている家譜
写真	40	第3章	関帝廟
写真	41	第3章	関帝廟の壁にある現ベトナム語での2つの重修記念碑1
写真	42	第3章	関帝廟の壁にある現ベトナム語での2つの重修記念碑2
写真	43	第3章	張A族祖先の名前が記されている位牌板
写真	44	第3章	命名するための「言葉集」が記されている看板
写真	45	第3章	現在の明郷会館で行われている一年の新・旧歴史
写真集	1	第3章	観光名所になった2010年以前の明郷会館の様子
写真集	2	第3章	記念に残されている2点と文昌廟設立記念の碑文の2点の碑文
写真集	3	第3章	観光名所になった2010年以降の明郷会館
写真集	4	第3章	儀礼 “Lễ túc” ・請神儀式
写真集	5	第3章	儀礼 “Lễ tế xuân” ・春祭礼

※ 家譜の写真掲載は、当事者の了解を得ている。

※ 写真は、筆者撮影のもののほか、一部は撮影者の許可を得て、転載している。

参照資料・表

資料	1	第1章	洋商会館（中華会館）公議調例の碑文内容
資料	2	第1章	1936年の客家幫の家庭調査表（表紙） 「民国25年中国駐越総領事館飭開本幫華僑家庭調査表」
資料	3	第3章	現在明郷会館に集う「明郷諸族」の55族リスト
資料	4	第2章	周氏家譜序の漢語の全文
資料	5	第3章	范族の祠堂での保管の1752年と1769年の土地の文契 1769年に該社の職名が無く、郷長の職名だけが記されている
資料	6	第3章	以前の明郷社出身の代表的な出世者・有名人－30名
資料	7	第3章	1996年に発表された「明郷諸族」の72族リスト
資料	8	第3章	2005～2016の明郷会館の春秋二期の祭祀への参加者数の状況
表	1	第1章	28姓のホイアン華人の来越年代一覧
表	2	第2章	21件の明郷の家譜一覧

地図・図

地図	1	第1章	ホイアン街の地図
地図	2	第1章	現在のホイアン市の位置
地図	3	第3章	ホイアン周辺地域－以前の明郷社附属諸郷の人々の居住の地方
図	1	第3章	観光名所になった2010年以前の明郷会館の配置図
図	2	第3章	観光名所になった2010年以降の明郷会館の配置図

序章

1. ホイアン・明郷・自画像再考——フィールドとの出会い

本論文は、ベトナムの社会と文化に関する人類学的研究の試みである。研究対象とした協力者は、ベトナム中部に位置するホイアン（Hội An、漢字表記では「会安」）に居住する「明郷」と称される人々である。

筆者はベトナムが母国であり、本論文は自画像の特徴も有している。しかしながら筆者は、在ベトナムの「明郷」と称される人々について、当初、十分な知識を持ち合わせていなかった。従って、本論文は、ベトナムの社会と文化の多様性に関する自社会・自文化理解を深める作業でもあった。序章は、自画像としての特徴を相対化する意味から、研究主体である筆者と、客体であるホイアン、そして「明郷」との出会いから語り始めたい。

本論文の活用する収集データは、筆者が 2015 年 4 月から 2016 年 3 月に亘り、一年間余りベトナム中部・ホイアンで実施した参与観察調査に基づいているが、筆者がホイアンの文化に触れたのは、今からもう 14 年前にさかのぼる。それは 2003 年 2 月末から 3 月上旬まで 2 週間近く、現慶應義塾大学の三尾裕子教授（当時の所属は東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）をリーダーとする、ホイアン碑文調査プロジェクトに通訳として参加させていただいた時であった。その後も 2003 年～2010 年の間、同プロジェクト及び他の研究プロジェクトで、数回ホイアンを訪れる機会を得た。詳細は後述するが、ホイアンの概略史は次のようなものである。

ホイアンは、ベトナム中部のクァンナム（Quảng Nam）省にある街で、16 世紀から 19 世紀まで、ベトナムと東アジア、東南アジアなどの海外との貿易拠点となった港湾都市として繁栄した。16 世紀後半から日本人町が形成されたが、17 世紀、江戸幕府の鎖国政策により交流が途絶え衰退した後、日本人の姿が消え、中国系移民とその子孫たちによってホイアンの興隆が担われていたと言われている。その後、ホイアンが面するトゥーボン（Thu Bồn）川の土砂の堆積によって、同川の水深が浅くなり、19 世紀後半(1888 年～)から港湾都市としての機能が失われる。その結果、ホイアンは近代化から取り残され、19 世紀の街並みが殆んど開発されず現在まで残存することになる。その歴史的価値が国際的に評価されたのが、1999 年ユネスコ世界文化遺産への登

録である。ベトナム国内外では「古都ホイアン」(Hoi An Ancient town) という呼び方が一般的となっている。この登録が契機となり、現在は、ベトナムを代表する観光地へと発展して今日に至る。

筆者は、ホイアンを初めて訪れた 2003 年まで、日本人の知人から何度か、ホイアンには昔、日本人町が存在し、日本との関係が古くから深かった場所であるとの話を聞いていた。世界文化遺産となったホイアンであったが、1999 年頃までベトナム国内では、ホイアンはそれほど有名な街ではなかった。その頃のホイアンの知名度は、ベトナム人よりも、むしろ日本人を始めとする海外の人々の間で高かったと言えるのかもしれない。一方で、特に日本人に対しては、日本人町が存在したという語りが、当初よりホイアンの特徴として宣伝され、他方で、中国系移民により形成され維持されてきた町であるという語りは、後から追加されるようになったのである。ホイアンについて、ごくわずかの知識しか持ち合わせてなかった当時の筆者は、上記のプロジェクトで通訳の仕事だけをしたが、いつの間にか自分の調査地のようにホイアンの人々と親しくなり、地元の話を経度も教えてもらうようになった。

そのプロジェクトリーダーであった三尾氏は、ホイアンの明郷に関する聞き取り調査を積極的に実施し、また、そのプロジェクトに同行していた現日本女子大学の中西裕二教授（当時の所属は福岡大学人文学部）は、ベトナム南部メコンデルタ地域の明郷概念についても研究を進めていた。そのため、一度も耳にしたことのなかった「Minh Hương」（ミン・フォン、漢字表記では「明郷」）という言葉がホイアンでよく聞き、「私たちは明郷だ」、または「明郷の子孫だ」と自称する人々に初めて出会った¹。明郷という呼称さえ知らなかった筆者は、プロジェクトに参加した当初、「明郷とは、明末清初の時期、清朝に服従せず、「反清復明」²の意志を持ち中国からベトナムに渡った明朝の遺臣やその子孫で、今のホイアンの前身であった明郷村を成立し、村の発展を成していた人々とその子孫である。400 年以上の歴史を持っている町である」との説明を受け、何となく納得していたが、20 世代以上にも亘りこの伝統を受け継いでいる家

¹ これ以降、Minh Hương という語の表記は原則的に漢字の「明郷」を使用する。この語の発音のカタカナ表記は「ミン・フォン」が一般的である [池端（監修）、桃木他（編）2008]。ただ、中西は、調査地であったベトナム南部の発音そのままに、「ミン・フン」として表記している [中西 2002、2005]。

² 「反清復明」という表現は、ホイアンで明郷のことについて尋ねる時、明郷と自称している人々を含めて、地元の人々の間で明郷の歴史などについて説明する際、一般的に使われているベトナム語の言葉である。筆者は、語彙の順番のまま、日本語に直訳している。なおベトナム語は「phản Thanh 反 Thanh 清 phục 復 Minh 明」である。

族らが、ホイアンに多く生活していることを知り、ベトナムの社会と文化の多様性の未知の側面に触れ、とても不思議に思ったことを記憶している。また、上記の説明だけでなく、地元の人々に聞いた明郷についての解説も様々であった。「阮朝期にベトナム籍に入った華人とその子孫らで、今は中国系ベトナム人だ」、そして「華人のお父さんとベトナム人のお母さんとの混血と子孫だ」、又は「明郷はベトナム人で、華人とは何の関係もない」と言い切った華人もいた。このように「明郷」という呼称の範疇についてホイアンの人々に継続的に聞いていくと、複数の説明が返ってきた。混乱した筆者は、当時、明郷の「民族」的境界が不明瞭で、曖昧な範疇であるからこそ、多様な解説が成立するのではないかと考えていた。

現ベトナム国家における「民族」政策の文脈における「明郷」について規定しておきたい。現在ベトナム国内では 54 民族が認定され、多民族国家ベトナムは、全人口の約 86%前後を占める多数民族のキン族と 53 の少数民族によって構成されている。ベトナムの国民は、ベトナム人という国籍と同時に民族籍を有している。民族籍とは、多民族国家ベトナムを構成している諸民族のどれに所属しているのかを示すものである [古田 1991: 256]、と一般的に理解されている。ホイアン在住の明郷は、現在、ベトナム政府による民族籍の上では華人、あるいはキン (Kinh) 族として登録されている。明郷を自称する殆どの人々は、民族籍上ではキン族として登録されている一方で、明郷を自称しながら、華人 (ホア、Hoa 族) の民族籍を取っている人々も一部存在している。従って、「明郷」というカテゴリーは、民族籍の文脈では、キン族とホア族に跨がっているが、そのほとんどはキン族というのが現状である。

なお本論文では、歴史的な文脈では「華人」を主に使うが、引用文献の表記に従い、一部「華僑」も用いる。1973 年の人口調査では、再度「華僑」と自称した人々もいるのである。但し、1975 年に統一された多民族国家ベトナム成立以降の民族籍として、現代的な文脈において「華人」を使うことを断っておきたい。文脈に配慮して呼称を使い分ける。

ホイアンで明郷と自称する人々は、華人の先祖を持ち、華人系であることを明確に意識しているように見えるが、筆者と同じようにキン族として規定されている人々が殆どである。それは何故なのだろうか、その問いは、筆者の脳裏から離れなかった。ホイアン訪問の機会を与えてくれたプロジェクト調査終了後、帰日した三尾氏から届いた一通のメールの文面の中に「ホイアン滞在中に、結構、明郷の家に行ってお話を

伺いましたが、その時ハーさんのようなベトナム人（キン族）から見て、ちょっと違うな、と思う風習や言葉遣いに出くわしたことはありませんでしたか」という質問があった。その質問に答えるために、一生懸命記憶の中からホイアンで見ていた物事を思い出し考えてみたが、結局キン族としての私と違ったところは何も思い付かず、ちゃんとした回答を返すことが出来なかった。

プロジェクトの通訳をただけで、自分のフィールドワークではなかったこともあり、自分が見聞きしていた物事をメモしたり、記録したりする作業が不十分だったせいで、明郷と自分との差異に気付かなかったのではないかと当時思ったが、いま改めて考えてみると、私とその質問にきちんと答えられなかった理由は、「私と彼らとは殆ど違いはない」からではないかと思いついた。唯一の大きな違いは、明郷という名前を背負っているかいないかという点である。私は明郷という名前とは無縁の存在であるのに対して、明郷と自称している人々は何らかの理由で、その範疇と自らを結びつけている。さらに彼らは、ホイアンの華人グループとも、現在この名前でその境界をめぐり線引きしているようにも見える。明郷会館に集まる家系の人々も、「明郷諸族派」という包括的な名称で自分たちを特定しているように見える。さらに彼らは、「我々」意識というものがあるかのように、私と話す際には、必ず自分たちの「明郷」歴史という物語から語り始めようとする。そして、初対面の筆者によく出された質問の一つは、「あなたは明郷ですか」であった。これらの対話の反芻と再考から、私と彼らに唯一共通していないものの中核にあるのは、明郷の歴史そのものではないかと気付くに至った。

ホイアンの明郷との出会い、そしてその後の数度の再会から、十年間近く筆者は、何故 400 年以上という長い歴史を経た現代においても、まだ明郷という名でつながっている人々がいるのだろうか、また明郷とは一体どのような存在の人たちなのかなど、ごく素朴な疑問ではあるが、ずっと抱えていた。それらの問いに答えるための作業は、ホイアンの明郷の歴史から研究を始め、現在、明郷として生きる人々の姿の実像を明らかにすることに他ならないと考えるようになった。幸い、ホイアンへ訪れる回数を重ねたことにより、明郷を考える論点が徐々に明らかになり、多くのホイアンの人々と知己を得られた。そのような経験を持っていたことから、私は 2014 年に広島大学大学院総合科学研究科博士課程後期に入学し、ベトナムをフィールドとして博士論文を執筆することになった当初より、ホイアンの明郷について調査研究を進め

ることを決めていたのである。その作業は、多民族国家ベトナムの自画像のワンピースを描くものでもあった。

2. 問題の所在と研究の主目的

明郷研究を志す本論文を構成するキーワードは「歴史」と「儀礼」である。ここで、本論文で取り上げる明郷の概略について簡単に触れ、次いで問題の所在と研究の目的について述べてみたい。ベトナムにおいて明郷という言葉は、「歴史的意味」と「民族的意味」という2つの側面を持つ。

19世紀まで明郷という漢字は「明香」であり、「香」の字は19世紀初頭から「郷」に改称されることになったとされている。ベトナム語の発音では「香」と「郷」とは、いずれも「Hương-フォン」と発音し、越漢音では同音である。明郷とは、一般的にベトナムに住む中国系の混血を意味すると解説されているが [高田 2002: 762]、明郷というカテゴリーの起源は、明末清初の時期である1644年～17世紀末に遡る。「明香社」という共同体名の由来については、「明香社」の社名が出現した17世紀の半ば頃、明清交代の時期だとされる。当時中国の華南で起きた動乱の難を避けるため、ベトナムに移住してきた中国からの移民、或いは一時的在留者は、帰国をあきらめベトナムでの永住帰化を選んだ人が多かったと言われる。彼らは、彼らのアイデンティティの元である前王朝、明朝を社名に取り入れ、明朝ないし明の諸臣に香火を手向ける意をもって「香」の字を加え社名（村名）とした。即ち、中国から到来した移民集団が明香社であり、「明朝の香火を維持する人民」であるとの推測がなされている [藤原 1986: 264 - 268]。また、明末清初期に、清の統治に服すことを潔しとしない明朝の遺臣・遺民がベトナムに多数落ち延びてきて、彼らの一部は、ホイアンに居を定め、他の一部は、南部のザーディン（嘉定 - Gia Định）に向かい、メコンデルタの開発に携わったとも言われている [三尾 2009: 133 - 134]。ホイアンに移住した中国人の共同体は、「明香（ミン・フォン）社」と呼ばれ、その集落形成は1650年頃までだと推測されている [陳 1970: 81]。17世紀前半に形成された明香社は、最初中国人集落の性格を持っていたが、17世紀後半以降、ベトナム在留者とベトナム女性との間に生まれた混血児が多くなり、明香社の構成員として帰化中国人と子孫の混血児が含まれるようになった [藤原 1986: 263]。17世紀末期以降、ベトナム南部において、開拓と貿易

の発展に寄与した華人とその混血の子孫が住む集落も「明香社」として記録されている。そしてフエ（順化）の阮氏の許可を得て移住した明の遺臣、武装軍団とその子孫も明香と呼ばれ、単に外国籍の華僑の父とベトナムの女性の間に生まれた混血を指す概念でもあった [高田 2002: 76]。18世紀になると、ベトナム各地に設立された明香社は、広く華人の父と現地女性である母をもつ混血児の子孫の集団へと性格が拡大し、「明香」の本来の意義である「明朝の香火を維持する人民」とは必ずしも関係のないカテゴリーへと変容している。

この明郷とされる人々に、転機が訪れるのが19世紀であった。1802年に成立するベトナム最後の王朝である阮朝は、ベトナムに大量に流入する華人人口の管理を必要とした一方、それまで流入した華人とベトナム人との混血をベトナム人／華人のどちらとして扱うか、ベトナムにそのまま定着した華人の徴税をどうすべきか、という様々な問題に直面した。そこで、阮朝は華人に幫組織を創設させ、それと類似した「明郷」という独自の組織も作らせた。この明郷は、華人の子孫を純粋なベトナム人化させる階梯であるともされている [高田 2002]。

その詳細は後述するが、1814年に「幫」制度が創立され、外国籍の華僑は幫に集合し、その長としての役割をもつ幫長を自選し組織運営をおこなうように、規正する法律が阮朝から出された [満鉄東亜経済調査局 1939: 89]。華僑の出身地ごとの集団としての幫は、最初福州・漳州・泉州・広州・潮州・瓊州・徽州の「七府」で構成され、後には、広東・福建・潮州・海南・客家の「五幫」に再編成された [芹澤 2009]。またベトナム全土に存在した明香社は、1827年に「明郷社」に一斉改称されることになった。そして1842年以降、紹治年間（1841 - 1847）になると、阮朝は華僑・華人政策をより本格的に実行するようになり、中国からの渡来者は幫籍に入れ、幫を通じ徴税をおこなった。そしてその子孫は、18歳になると幫籍から離脱させられ、「明郷籍」に登録されその規定に従い、税を納付すると決められた [藤原 1986: 257 - 270]。こうした阮朝の政策により、形式的には、ベトナムでは五幫という華人組織の他に、明郷という独自の組織が付加されることになった。1849年から明郷は毎年に行われる官史登用試験（科挙試験）の受験資格を認められ、ベトナム人と平等な立場で官、公職への採用に就くこともできた。これは、従来の華僑・華人に対して認められたことのなかった特権であるとされている [藤原 1986: 267]。

その後、フランス植民地期（1889 - 1945）にも民族別人口統計に Minh Huong（明

郷) の分類があり、植民地政府に民族的カテゴリーとしての明郷が認められた。しかし阮朝期と異なり、植民地政府は、明郷の現地人への積極的同化政策は取らず、法律上は華人と同様の位置を付与されたという [高田 2002]。現在ではベトナム国籍に組み込まれた明郷は、キン族という民族籍に分類される。一方、出身地別の幫組織に所属していた華僑の一世と、明郷籍を取らなかった彼らの子孫たちは、仏領印度支那期 (1889 - 1954) 終了まで中国国籍を保持し続け、その後中国系ベトナム人としてベトナム国籍を持つようになった [三尾 2009: 134]。

こうした独自性を持つ明郷の共同体に属する人々は、華人を祖先に持つが、外国人としての立場を保持した華人と異なり、また「純粋な」³ベトナム人でもないといった、華人ともベトナム人とも異なる境界的存在であると考えられる。出身地別とされた五幫の華人は、その地名と地方の方語などの差異から、ある程度明確な境界が華人間では自明視された。彼らは、「幫」という出身地別の組織に対する帰属意識を持ち続け、現在に至っている。また、ベトナムと中国との関係史においても、外国人としての存在であり続けてきたベトナムの華人は、彼らの生活及び社会的地位はこの国際関係に大きく左右されてきた。特に今世紀の後半、1975年のベトナムの南北統一後、華人経済の引き締めと中越紛争をきっかけに、多くの華僑・華人がベトナムを離れ国外に脱出した「負の記憶」⁴自体は、まだ今日でも深く残っている。筆者がホイアンで調査した時、華人の諸会館を訪れる度に、最初によく聞かれたのは、「あなたは、華人ですか。(中国の) どの人ですか」という質問である。この質問で、おそらく筆者を、「他者」か「同郷」であるかを区別し、対応しようとする。ホイアンの華人たちの調査を通じ、「祖先の出身地」という地域的境界を実感した。

しかしその一方で、「明郷」という非常に曖昧なカテゴリーは、20世紀中葉の阮朝の終焉により、その役割を終え、各地の明郷の組織であった明郷社は、ほとんど解体され、徐々に姿を消していくことになった。20世紀前半までベトナム中・南部の各地に明郷社・明郷村というコミュニティが存在していたにもかかわらず、今世紀になっ

³ 現在のベトナムにおいて「キン族」の民族籍に登録され、マジョリティとしてのベトナム人のことを意味している。

⁴ ここで筆者が「負」という文字を付ける理由は、調査地で華人のインフォーマントが語る話の中で、1975年～1980年のこともしばしば出てきたが、当事者は、非常に「怖い(sợ)」、「恐ろしい(kinh khủng)」あるいは「忘れられない(không thể quên được)」、「思い出したくない(không muốn nhớ lại)」など、様々な悲観的な言葉で自らの感情を表現したことがあったからである。

てからその存在は人々の記憶にしか残っていないと言えるほどの状況⁵に至っている。また、明郷という民族のカテゴリーも、人々の意識の中にしか存在していないと思われる [黄 2012: 268]。しかし筆者が調査したホイアンでは、動乱の 20 世紀のベトナムの歴史をくぐり抜け、明郷の諸施設と組織が今なお実在している、ベトナム唯一の地となっていると言える。1975 年以降に明郷社・明郷村という以前の行政単位は、同単位のホイアン村（現在のホイアン市と区別するため、以下でホイアン村は、会安村と呼ぶ）⁶との合併により、現在明安（ミン・アン、Minh An）坊の一部となった。そのため、明郷という地名は、行政関係上では消えてしまったが、地元の人々の話の中にしばしば出てくるし、又は明郷の諸施設にある碑文・対聯・額という歴史的諸資料、墓碑・位牌、家譜などに明瞭に記録され、現存している。特にホイアンが世界文化遺産に登録される前後の 1990 年代以降、明郷の人々が集う主な場所であった明郷会館が修復されたことにより、明郷集団の復活・回生の時期が始まったとの話を、筆者はよく聞いた。このように現在、世界からの注目を集める町となったホイアンという空間に位置している明郷会館では、明郷、或いは明郷の子孫と自称する人々は、様々な活動を実践している。筆者はこの人々の聞き取り調査、資料調査及び明郷萃先堂（正式名。以下では明郷会館と呼ぶことにする）を始め、明郷の諸施設で行われた儀礼の参与観察を中心にフィールドワークを進めた。

本論文は、ホイアンでの現地調査のデータ、及び日本とベトナムでの文献資料調査をもとに、全体を 4 つの章に分け、議論を進めていく。

第 1 章は、ベトナム語及び日本語文献を中心に、明郷の歴史的変遷を主に記述するとともに、先行研究に批判的評価を加え、明郷という存在とその範疇を明確化していき、併せて調査地であるホイアンについて概括する。そして第 2 章では、明郷と自称

⁵ 末成 [末成 2012a、2012b]、黄蘊[黄 2012]及び小野 [小野 1990] などの諸研究において、この状況が指摘されている。

⁶ 現在のホイアン市は、1954 年まで明郷社、ホイアン（会安）社という二つの基礎的地方行政単位を含めたホイアン舗であった。このホイアン舗は、フランス植民地期にフェイフォ（会舗）という名称は、植民政府に正式に使用されていた。1954 年～1975 年は、上記の行政単位としての明郷社とホイアン社は、解体されて新たに明郷村とホイアン村を含めた行政単位としてのホイアン社が設置された。1975 年以降ホイアン社は、広南省直轄のホイアン市社（thị xã Hội An）へと変わって、以前の明郷村とホイアン村は、ホイアン市社に属するミン・アン（明安）坊という行政単位が設置されるようになった。その 2005 年からホイアン市社は広南省属の都市（thành phố）としてホイアン市となった。ベトナムの地方行政制度において、行政単位の市社（thị xã）は、日本の 2 級都市に、都市（thành phố）は、1 級都市に相当する。

している人々の家に保管されていた家譜を取り上げ、歴史認識という視点から分析を行う。その理由は、歴史的な文脈における「明郷」の自画像を明らかにするための重要な手掛かりの一つが、家譜という当事者の歴史書だからである。そこに記録されているのは、親族・家系のルーツ (Roots/Routes)であり、前世代から次世代に伝え続けられ、記憶されてきた様々な歴史物語である。公的な歴史だけではなく、そのような私的な歴史の物語を読み解くことによって、「明郷」カテゴリーの自画像を明らかにすることができると思われる。

第3章では、明郷と自称する人々が集う施設である明郷会館での諸儀礼と、それを支える社会組織の実像について、民族誌的記述を行う。筆者が第2章で家譜に、第3章で儀礼に焦点を当てるのは、現代において明郷概念は、歴史の文脈にしかその存在意義を見いだせないからである。例えば、広東人、福建人などという華人のサブグループには、他のサブグループの成員には理解が難しい地方言語があり、また特徴的な祭祀対象があり、他にも文化的差異を見いだすことができる。勿論、サブグループ特有の文化は、海外へと渡った華人により本質化された「創られた伝統」[ホブスボウム・レンジャー 1992] の一局面と言えるかもしれないが、そもそも明郷という範疇には、言語的・文化的類似性、近似性などの要素が前提とされていない。明郷の多くの人々が、自らを華人、ベトナム人から差異化して語る際、その唯一のよりどころは、自分たちは明郷の子孫であるという歴史そのものにある。つまりホイアンにおいて明郷と自称する人々は、「明郷の歴史を生きる人々」を指すと言っても良いかもしれない。家系が記された家譜は、明郷と自称する人々にとって、自らを明郷と規定できる数少ない証拠であり、今日まで維持されてきた、明郷会館という公的空間における実践は、明郷としてのアイデンティティが再生産され、唯一明郷概念の輪郭が見える場である。それゆえ明郷と自称する人々は、自らの家譜と自らの祖先を祀る廟での儀礼とそれを支える社会組織を重要視することになる。本論文において、明郷に関する民族誌的記述の中心に、家譜と儀礼を支える社会組織を置いた理由はまさにそこにある。

第4章では、ホイアンの明郷をめぐる近年の変化について記述し、総括的な考察を試みる。かつては、ある程度の規模を有していたと考えられる諸地域の明郷共同体(明郷社)も、近年ではベトナム人化、あるいは華人化し、その実態はよく知られていない。例えば、20世紀前半まで明郷の数が多くいたベトナム南部の中心都市のホーチミン市でさえ、明郷会館は現存しているものの、明郷の有力者の子孫たちの数家族のみ

が会館に集まり儀礼を行うにとどまり、社会的集団あるいは組織として全く機能していない状況にある [土屋 2013: 38 - 57]。或いは、ベトナム最後の王朝である阮朝の首都がおかれたフエにおける明郷の場合も、かつてかなりの規模の集落として形成されたが、上記のホーチミン市のように、明郷会館という人々の結集を維持する機能を持つ施設が作られなかった。現在宗教的・集会場的という二つの機能を持つ天后宮があるだけで、フエにおける明郷村は、早くからキン族村落に匹敵するような集落を形成したが、現在明郷の子孫の人数もかなり減少しており、集落範囲内で明郷関係の小規模な祭祀が行われているに過ぎない⁷。こうしたフエの明郷の場合も、社会的集団あるいは組織としての機能を発揮しているとは言い難い現状にあると考えられる。

しかし、ホイアンの明郷に関しては、近年ホイアンの明郷を再評価する言説が生まれ、当地の明郷関連の施設の修復が一斉に進められるようになった。この契機が、前述しているようにホイアン旧市街地が、「古都ホイアン」(Hoi An Ancient town) という名称で、1999年にユネスコの世界文化遺産として登録されるようになったという出来事である。その後、ホイアンは、ベトナムを代表する観光地の一つにまで急速に発展してきている。現実からすれば、ベトナムでは、明郷(ミン・フオン)という名称自体は多くのベトナム人にとって、聞いたことのない言葉のようである。筆者もホイアンに訪れる機会がなければ、ホイアンの明郷の人々とも出会わず、彼らの存在について無知のままでいたかもしれない。しかし、このようなホイアンという文化財の舞台において、この町を建てた先人とされている明郷は、世界遺産たるホイアンの文化的主体として注目されるようになった存在だと言える。

そして結論において、上記の章での議論を総括し、明郷という極めて曖昧なカテゴリーを現代まで持続させたものは何か、またこのカテゴリーそのものを成立させる論理について、歴史という「物語」と儀礼という「実像」とその基盤となる社会組織から複合的に考察を試みる。

⁷ 末成によるフエ明郷の研究では、取り上げられている明郷氏族の数は、10族にすぎず、族譜及び祠堂を維持しているのは、僅か5族である [末成 2009]。陳荊和 [陳 1964] のフエ明郷の研究によると、当時確認できた明郷の姓数は41であることから、現在の明郷の数は、半世紀後の明郷の激減の実態を示していると言える。また、黄 [黄 2012] の研究にも、取り上げられている事例としての天后宮の一番大きな祭祀に参加する人数も殆ど村外からの人であり、村内からの参加者がとても少なく、僅か10人前後の程度であった [黄 2009]。

3. 学術的背景と本論文の意義

ここでベトナムに関する人類学的先行研究を概観し、本論文の人類学的文脈における意義について述べたい。近現代ベトナムの歴史は、フランス植民地時代（1887年 - 1945年）、植民地時代からの解放後 - 南北分断時代（1946年 - 1975年）、南北統一時代からドイモイ政策の浸透時代（1976年 - 1980年代）ドイモイ政策以降の経済成長初期から現在に至る（1990年代 - 現在）に分けられる、そしてベトナム共産党の第六回の大会（1986年12月）で社会主義路線の見直し、産業政策の見直し、市場経済の導入、国際協力への参加を進める、という4つのスローガンが決定された。この4つのスローガンは従来の概念・思考・行動と全く異なる新しい変化を決議したものであったため、このスローガンを表す言葉として「ドイモイ」という言葉が作られた。「ドイモイ」は日本語では「刷新」と訳される。「ドイモイ」をベトナム語で書くと「Đổi mới」だが、ドイ（Đổi）は「変化」という意味であり、モイ（Mới）は「新しく」という意味である。

ベトナムに関する人類学的先行研究において、キン族（ベト族）の社会と文化についての研究には、古い歴史があり、ベトナム国内の研究者によるものも多いが、日本人を始め、外国人の研究者による研究は、膨大な成果をあげている。その中で、重要な研究テーマとして、家族・親族組織の構造、伝統宗教・民間信仰、村落集団・村落社会などよく取上げられている〔末成 2009〕。

マジョリティであるキン族と比べて、マイノリティについての研究の数は、より少ないが、現在に至るまでかなり数多くの研究が蓄積されてきた。ベトナム全土に居住している公定分類による少数民族（エスニック・グループ）には53グループがあり、その半分以上がベトナム各地域の山間部に居住している〔伊藤 2008〕。

ベトナム北部に居住するマイノリティの研究に関しては、主に西北地方の諸民族についての研究は殆どで、主に現地調査資料に基づいた民族誌的研究である。その中でタイ族、タイ族、ムオン族、ヌン族などといった人口の多いグループに集中して研究が行われていた〔末成 2009〕。

北部は中国と直接接し、古く中国の支配下に置かれていた北部における華僑の起源は相当古いと考えられるが、現在華人という自意識を持つ人々の多くは、清末やベトナムがフランス植民地支配を受けるようになって以降ベトナムに移住してきた人々の

子孫である。北部の華人・華僑は小規模な商人、労働者、漁民などが多く、経済的には豊かではなかった。華人が主にハノイ、ハイフォンなどの都市やトンキン湾の海岸沿いなどを中心に住んでいた。

華僑・華人研究は非常に政治的な問題を含んでいたため、フィールド調査の研究を北部で外国人が行うことは難しかった。よってベトナム人研究者による研究も含め、殆ど全て歴史学、政治学的手法によるものが多い。共産党の階級重視路線が民族的契機重視へと変化するなかで、華僑・華人の国籍問題の扱われ方を検討し、華僑・華人に対し、社会主義の兄弟国中国との関係を取り結ぶ役割を期待した〔絆論〕的アプローチがされていた時代から、国内の国民統合の課題として把握する「内部問題論」的アプローチへと推移した〔古田 1991〕。伊藤〔1989〕は、文化大革命初期に文革をベトナムにも輸出しようとする中国と、ベトナム戦争に集中したいベトナムとの間に深刻な対立が生じ、北部華僑・華人を文革とベトナム戦争にそれぞれ動員しようとする両国家の駆け引きのはざまに揺れ動いた華僑・華人の状況を描いた。芹澤〔1999〕は、ベトナム南北の華人の対照的な中国性の表出のあり方を論じ、南のホーチミン市の中華街に住む華人が中国系であることを表に出し活動しているのに対して、同じベトナムにありながら、北部に住むハノイの華人はその中国色を出すことを控え、子孫も中国文化を身につける機械を持たず、キン族であると自己規定する。以上、概観してきたように、北部に在住する華僑・華人に関する研究は、複雑な政治的な背景在中、非常に数少なく、また人類学的な研究に関しては、なおさら珍しいという現状になっている。

次にベトナム南部である。ここでは、ベトナム南部に住んでいる少数民族の中に、中南部沿海地域に集中して生活しているチャム人及びメコンデルタの一部に住むチャム人、メコンデルタ地域に多く住むこの地域の先住民であるクメール人、デルタ開発によって大量移住し、町部（ホーチミン市）を中心に居住する華人、という三つの大きなエスニック・グループに関する研究は殆どである。ベトナム南部では民族学的・文化人類学的なフィールドワークにもとづく民族誌的研究が非常に少ない。南部地域のマイノリティ研究の中で、チャム人、クメール人及び華人に関する研究が主に行われてきた。その研究成果の一部が、華僑・華人の研究であり、今日まで半数以上の人口を擁する南部地域を中心に行われてきた。

ベトナム南部への華人の入植は、明清交替期の 16、17 世紀に遡る。戦前サイゴン・

チョロンの華僑社会は、政治的には中華民国と結びつき、経済的にもベトナム経済の中で大きな位置を占めるようになった。一方、1955年のベトナム共和国成立以降、国家建設の過程で、現地化も進み、ベトナム籍を習得し、中国系ベトナム人となる人々も増加した [末成 2009]。

1975年の南北統一、それに続く華人経済の引き締めと中越紛争をきっかけに、多くの華僑・華人がベトナムを離れ、国外に脱出した。この時期、ベトナム華僑華人研究は停滞した。その後、1980年代後半になって、対外開放したベトナム経済の担い手として華人の存在の重要性が再認識され、またベトナム国民の一員としてのホア（華）族の民族文化が表面化するなかで、内外ベトナムの華人研究も再開されるようになった。

1) ベトナム研究者による研究：

華人の文化や社会生活全般に注目したベトナム人研究者による研究が次第に多く行われるようになった。その他に、ベトナムにおける華人の統合と文化交流の過程というテーマも取り上げ始められた。これらの研究の共通点は、南部の歴史的な発展過程においての華人の役割を強調し、ベトナムの公民でありながら、ベトナムの一少数民族の華人の独特な文化像を積極的に描いたことである [Phan 2005]。

[チャン 2007] は、統合過程はあくまで平和的なものであって、強制されたものではなく、個別の、特殊で、華人の民族的特徴性を有する形は依然として維持されている。華人文化は、数世紀に及ぶ統合過程を経てもなお、自らの独自性を維持し、ベトナム民族の文化の園に、より多くの香色、豊富さ、多様さをもって寄与するという [チャン 2007]。こうした視点を持って華人研究を進めていることは、現在のベトナム研究者の顕著な研究傾向である。

2) 外国人の研究者による研究：

1990年代のホーチミン市華人社会について、日本人の先駆的な研究としては、ホーチミン市内の華人会館とカトリック教会を対象にし、宗教に焦点を当てて調査を始めた複数の日本人研究者による成果が認められる [今村 1995、芹澤・高岡 1996a; 1996b、芹澤 2001]。華人社会のローカルな文化を理解するためには、中国文化(漢族文化)という華人が共有する背景に通じるだけでは不十分であり、現地社会の文脈、及び華人と相互作用を繰り返す他の民族集団の文化に対して十分に配慮しながら研究を進めていく必要があると提唱している。その後、様々なホーチミン市での事例研究の報告を通

じ、これらの研究は、移民社会であるベトナム華人社会の特徴と見られているが、受け入れ社会の政治的・歴史的状況といった外的な要因によって左右されていることがあり、受け入れ社会との関係への目配りが重要であることが指摘されている [芹澤 2001、未成 2009]。また芹澤は、華人カトリック教会の世界的な華人ネットワークの過去と現在について概観し、華人の宗教活動を通じたネットワークに注目した [芹澤 2001]。

一方、南部華人史・南部華人の歴史を理解する目的で、ホーチミン市内の華人の数多くの華人会館の碑文の研究も盛んに行われるようになった [Li Tana, Nguyễn Cẩm Thúy 1999]、[Tsai 2003]。また、日本では [小野 1999] が、ホーチミン市にある「明郷人」の「明郷嘉誠会館」を中心に、主な会館の碑文を紹介している [小野 1999]。このベトナムにおける Chinese Creole である明郷に関する研究が少ない中、貴重な研究である。その最後の文で志を同じくして南ベトナム地域に入植してきた人々の末裔である明郷は、在地社会の特質、地理的な条件、様々な社会情勢の変化によって、姿を変化させた。その変化とは「同化」されるのではなく、それぞれの社会での「自己規定の変化」が起こっていたのであると結論付けている [小野 1999]。その他に、華人の宗教・信仰を扱った、キン族・華人・クメール人が混在しているメコンデルタの地域調査に基づく華人宗教の土着化を論じられている [中西 2002]。南部の華人研究はベトナム及び外国人研究者による研究成果はかなり蓄積されてきたと言えるが、集中的なフィールドワークに基づく華人研究は、発展途上状況にある。

ベトナム中部に在住するマイノリティに関する圧倒的な研究は中部高原民族誌である。高原地方に居住し、先住民だと認定されている 18 民族集団について多様なテーマで研究が進められてきた。その次に、中部地域の沿岸部に住んでいるチャム族を対象にする人類学的・民族誌的な研究も早い時期から行われてきた。しかし、中部に居住している中国系移民である華人に関する人類学的研究は非常に少ない。

ベトナム中部への華人の入植は、16、17 世紀に遡る。中部の華人は主に、ホイアン市、ダナン市及びフエといった都市部に住んでいる。ベトナム戦争が終結した後、ホイアンの華人や明郷のうちの多くがベトナムを離れて、外国へ脱出した。ドイモイが始まってからはようやくホイアンの町並みの修復や観光化によって町の経済は復興しつつある。しかし、このような動きも、ホイアン歴史的な位置づけの価値を評価するにとどまっている。地元の研究者による報告も出されたが、歴史的なものが殆どであ

る [Trần Văn An, Nguyễn Chí Trung, Trần Ánh 2005]。外国人の研究者によるホイアンの華人社会に関する研究は、かなりの数で行われたが、歴史学的研究が多い。

2003年から2007年にかけて東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の研究プロジェクト「中国系移民の土着化／クレオール化／華人化の人類学研究」でホイアンが研究事例として、ホイアンの繁栄を担ってきた主体としての明郷や華人の現在の社会や文化への正面からの研究が始まった。そこで、指摘されている点は、同じホイアンに居住している華人と明郷人との違いと両者の関係性を考察し、両者の帰属意識が明らかに違うという点を指摘されている [三尾 2006]。文化人類学的あるいは民族学的な本格的調査、またそれに基づく民族誌などはまだ出ていないのが現状である。

以上のように、華僑・華人を中心に、ベトナムに関する既存の人類学的研究を概観してきた。本論文は、ベトナム中部のホイアンに関する華僑・華人研究に貢献できる本格的な人類学的営為であり、その民族誌的価値は高いと自負する。

さらにベトナムを超えて広く「華人学」という文脈から、本論文の意義について論じてみたい。

2016年に論文集『「華人」という描線——行為実践からの人類学的アプローチ』が出版された [津田・櫻田・伏木 2016]。その序論で、津田浩司が、「序論——「華人学」の循環論を超えて」を發表し、その循環論的問題点を指摘している。「華人性」「華人らしさ」「華人であること」——英語では“Chinese-ness”という説明変数が、〈課題：〇〇における華人（社会）を研究する〉、〈方法：彼らの「華人性/華人らしさ」を具体的に検証する〉、〈彼らは（このような）「華人性/華人らしさ」を保持（/持続/残存/変容/利用・・・）している〉という手順で論立てされることの陥穽を問題視し、何かを説明するに当たって「華人」を所与のものとして主体化することを回避し、「華人」を説明変数として用いることに頼らない方向性が求められているのである [津田 2016: 20 - 25]。

本論文が目指しているのは、「明郷」の華人性を問うことよりも、津田の提唱する人々が行為実践の中で「明郷」を語る中で、その文脈内で立ち現れる「明郷」の意味内容や当該文脈自体を個別に吟味するという視座 [津田 2016: 31] の成果である。具体的に、「家譜」を当事者の語り、すなわち「物語」から吟味し、さらに「儀礼」とそれを支える社会組織に注目するのは、まさにそのためである。さらにホイアンの華人・華僑社会では、「明郷」だけではなく、「華人＝ホア族」もまた居住しており、彼らの抛

点となっている中華会館などが実在しており、相互に、時に同胞化、時に客体化する文脈が認められる。本論文を構築する骨格とは、現場の「物語」と「儀礼」に関して、将来の議論に耐えうる民族誌的資料の収集と提示、そしてその分析である。本論文の意義はまさにそこにあると筆者は考える。

第1章 ベトナムにおける「明郷」とホイアン

本章では、筆者はベトナムにおける「明郷」の歴史及びホイアンの明郷という二つの内容をまとめ、その特異性を浮き彫りにする。まずは、ベトナム語及び日本語での先行研究を中心に、「明郷」の誕生の時代から現在に至るまでの歴史の変遷を主に記述し、時代に沿って明郷という存在とその議論を明確化していく。その際、また、先行研究を時代順に概観する。次に、調査地であったホイアンについて概括する。併せて、ホイアンの華人・明郷に関する歴史も概観する。

1. 「明郷」をめぐる先行研究

ベトナム華僑華人史の研究において、明郷について言及している研究は、フランス植民地期というかなり早い時期から外国の研究者によって行われたが、その数は多くはない。これらの研究の中で注目に値するのは、満鉄東亜経済調査局の南洋華僑叢書シリーズのインドシナの巻 [満鉄東亜経済調査局 1937]、及び戦時中にフランス語から日本語に翻訳された文献 [ルヴァスール 1944] である。この二つの研究は、主に植民地期の植民地政府の統治政策における華僑の法的地位、経済、人口動態などを中心に当時の華僑状況を概要しており、明郷についてもかなり言及されている。前者は、明郷の本来の意義、阮朝期における明郷の法的地位、経済的地位などを簡単に記述し、後者では植民地政府の統治政策に定められたインドシナにおける混血児である明郷の法的な地位、所謂国籍問題などについて詳しく論じられ、明郷の存在意義に関する見解も述べられている。その後、植民地期以降（1945年以降）明郷を中心に本格的に進められた歴史的研究の主なテーマは、ベトナム王朝阮朝の中国系移民・華僑に対する政策を分析することにより、明郷及び明郷社の歴史、そして明郷というカテゴリーの構成及びその変貌を明らかにすることであった。その代表は、日本人研究者である藤原利一郎 [藤原 1951 ; 1952]（この二つの研究は、1986年に藤原著『東南アジア史の研究』に再編されている）及び竹田龍児 [竹田 1975] による研究である。その議論については、次の明郷の歴史の節で、詳細に述べていきたい。その他に、19世紀の清朝と阮朝の官僚システムの比較研究である Woodside [Woodside 1971] は、阮朝におい

て官吏として出世した明郷の役割などについても言及している [Woodside 1971] ⁸。またフランスで出版されたチョロン出身の華人の地理学者、ツァイ・マウキイ (Tsai Maw Kuey) の研究もサイゴン・チョロンの社会・経済を扱った代表的な研究である [芹澤 2009: 133]。このツァイ・マウキイの研究は、明郷についても、その起源及び 19 世紀以降の阮朝の華人政策による位置付けの転換などといった内容をかなり詳しい記載している [Tsai 1968]。同研究は、1990 年代以降、多くのベトナム人研究者に参照され、引用されているものである。

ベトナム人研究者に進められた華僑華人研究においては、広南阮氏を含めた阮朝歴代及びフランス植民地期の植民地政府による、ベトナム華僑華人政策を中心に歴史学の観点から俯瞰したものが多かった。その中に 17 世紀から 19 世紀まで実施された政策を概観する際、明郷の問題も取り上げられ、議論されている。上記の研究は、殆ど 1990 年代以降行われたが、最も早く 20 世紀初頭に行われた唯一研究としてダオ・チン・ニャット (Đào Trinh Nhất) の研究を取り上げることができる [Đào 1924]。同研究は、歴史的資料の他、著者の豊富な見聞に基づき、20 世紀初頭に大きな経済的勢力を持っていた華僑社会を描いたものである。このダオ・チン・ニャットの研究では、阮朝期と植民地期との両時代の明郷に対する政策の違いをもたらした、ベトナム人口構成の問題について興味深い指摘がなされている。この点に関しては、以下の節で詳しく記述したい。ダオ・チン・ニャットの研究 [Đào 1924] は、1990 年代以降の多くのベトナム人学者による華僑華人研究の基礎的参考文献ともなっている。1976 年のベトナム南北統一前、グエン・テー・アイン [Nguyễn Thế Anh 1971] は、阮王朝におけるベトナム経済・社会の全体像を描いた研究の中で、明郷と華人の役割及び貢献などに関する記述も行っている。1980 年代後半になり、対外開放したベトナム経済の担い手として華人の存在の重要性が再認識され、またベトナム国民の一員としてのホア族の民族文化が表面化するなかで、ベトナム国内の華人研究も再開されるようになった [芹澤 2009: 133]。代表的な研究としてチャウ・ハイ、チャン・カイン及びマク・ドゥオン他による一連の研究を取り上げることができる [Châu Hải 1983; 1991; 1992; 1994, Trần Khánh 2002] [Mạc Đường 1982; 1987; 1991]。チャウ・ハイの研究成果 [Châu Hải 1983; 1991; 1992; 1994] は、華僑華人史研究において代表的な研究であり、16 世紀から 20 世紀に亘る、ベトナムにおける華人の様々なコミュニティについ

⁸三尾 2009: 133-134.

て研究している。特にこれらの研究では、明郷の起源と歴史的变化などについての詳細な記述もなされている。チャウ・ハイの他、チャン・カイン [Trần Khánh 2002] とマク・ドゥオン [Mạc Đường 1982; 1991] の研究においても、華僑華人史の一部として明郷の歴史が記述されている。しかしこれらの研究も、藤原利一郎など早い時期から明郷についての研究を行った外国人研究者による成果に基づき、まとめられたものである。

またベトナムの各地方における個々の明郷集団に関する数多くの研究も早い時期から進められた。その中でも最も早い時期から行われた研究は、明郷や華人を中心に捉えたホイアンの成立と発展についてのグエン・ティエウ・ラウ (Nguyễn Thiệu Lâu) の研究である [三尾 2009:134]。ベトナム各地の具体例としての明郷集団に関する研究の中では、最も初期の研究であると言える。この研究において、ホイアンの明郷集団の誕生及び明郷社の成立などに関する諸解説がなされている [Nguyễn Thiệu Lâu 1941]。その他に、ホイアンの明郷集団とその組織である明郷社の成立などについての代表研究として陳 [陳 1957; 1970 ; Chen 1960; 1962; 1974] の一連の研究が取り上げられる。特に陳の 1974 年の報告書には、ホイアンに残されている主要な明郷・華人施設の碑文が残されており、現在では磨耗して見えなくなった碑文なども記録されており、貴重な史料である [三尾 2009 : 234]。現在になっても上記の陳荊和の研究は、ホイアンの明郷を始め、ベトナムにおける明郷を研究するベトナム国内外の研究者に必ずといっていい程、引用されている。本研究においても、筆者は次の節でホイアンの明郷の歴史を概観する際、同研究の解説に従い行うことにする。ホイアンの明郷に留まらず、フエの明郷に関しても陳荊和は数多くの研究を進めていた [陳 1959; 1964、Chen 1961]。上記のように、ホイアン及びフエの明郷を研究する陳荊和は、ベトナム明郷の研究史における代表的研究者であり、模範的とも言える研究者であると評価されている。

1990 年代になるとホイアンの明郷については、明郷社の成立史を含めたホイアン町全体の歴史を明らかにしようとする地元の研究者も現れた。その中でも、チャン・ヴァン・アン (Trần Văn An)、グエン・チ・チュン (Nguyễn Chí Trung)、チャン・アン (Trần Ánh) [Trần 他 2005]、グエン・チ・トルング [Nguyễn Chí Trung 2010] という二つの研究が代表的である。これらの研究に描かれている明郷の歴史の内容は、地元にある明郷会館という明郷の集会場的な場所に残された漢文史料の一部に基づい

ており、主には 18 世紀後半の明郷社の組織及びホイアンの発展における明郷社の役割についてである。日本では、ホイアンの繁栄を担ってきた主体としての明郷や華人、そしてその現在の社会や文化に関する研究は、三尾裕子のものがあり、人類学的研究としてはまだその端緒の段階である [三尾 2006]。三尾 [三尾 2006] は、ホイアンにおける二つの中国系移民集団である「明郷」と「華僑」を事例に、両者の来越の歴史、言語使用状況の差異、家譜類の違いなど、明郷・華僑の文化の諸相の分析を行い、前者による土着化と後者による僑居化との比較を試みている。

フエの明郷、華人については、地元の研究者による歴史的研究の中で、歴史学の基本的な論文だとされている⁹研究が幾つかある。代表的なものとして、文献資料と現地の聞き書きからまとめた [Đỗ Bang 1996] がある。その他、日本語で書かれたフエの明郷の研究として、末成道男と黄蘊 (Huang Yun) の研究がある [末成 2012a; 2012b] [黄 2012]。末成 [末成 2012a; 2012b] は、明郷が独自の形で土着化しているかを、祖先祭祀及び信仰活動の形態という側面に照らしながら、ベトナムの多数民族である「キン族」の村との比較を行い、その差異を明らかにすることを試みている [末成 2012a; 2012b]。黄 [黄 2012] も天后信仰をめぐる祭祀活動をめぐって分析した上、明郷のあり方の変化に関する考察を行っている [黄 2012:267 - 280]。南部の明郷に関しては、小野敦子が、ホーチミン市にある「明郷嘉誠亭」という明郷の会館を中心に、主な碑文を紹介しており [小野 1999]、この明郷亭を管理している明郷会の人々が行った祖先祭祀の儀礼についても記述している [土屋 2015]。また、メコンデルタ地域のソクチャン省の村落調査を行った中西裕二によると [中西 1999; 2002]¹⁰、彼が調査したソクチャン省 D 村では、明郷は中国系の先祖をもつ人を指し、混血 (con lai) とほぼ同義であるが、D 村では本頭公 (ông bôn) と呼ばれる土地神の祭祀との関連性を指摘している。

以上、ベトナムの明郷をめぐるベトナム内外の研究状況を概観してみた。殆どの先行研究は、歴史学的なものであり、「明郷」の本来の意義及び変容過程の内容を様々な資料から検討している。この数年で進められている、まだ数少ない人類学的な視点から明郷を取り扱う研究は、各地の具体的な明郷の事例を取り上げ、実践的なレベルで、

⁹末成 2009: 136.

¹⁰中西 1999: 91 - 116、中西 2002: 294 - 317.

様々な側面から、土着化の道を選んだとされている明郷の今日の実像を明らかにしようとしている段階にあると言える。本研究もこの段階にあると位置付けたい。2節から4節では、先行研究において「明郷」カテゴリーと、そのカテゴリーの変容がどのように解説されてきたかを批判的に検討し、その際、現在に至るまでの明郷の法的な身分もまとめていきたい。

2. ベトナム史における明郷の誕生と変遷

2.1 ベトナム史における「明郷」の誕生

序論で既に述べたが、19世紀まで明郷という漢字は「明香」であり、「香」の字は19世紀初頭から「郷」に改称されることになったとされている。ベトナム語の発音では「香」と「郷」とは、いずれも「Huong-フォン」と発音し、漢音でも同音である。明郷とは、一般的にベトナムに住む中国系の混血を意味すると解説されている¹¹。明郷カテゴリーの起源については、明末清初の時期である17世紀半ば（1640年～）から17世紀末に遡る。明郷社という共同体名の由来については、その社名が出現した17世紀の半ば頃、明清交代の時期だとされる〔Chen 1960、陳 1970〕¹²。明郷の起源については、先行研究において、諸解説がなされているが、本論では筆者が、主に陳荊和及び藤原利一郎の一連の研究に基づき、明郷の誕生及び明郷社の成立について概観していきたい。何故ならベトナムの明郷に関する研究の中で、両者は、最も引用に足る研究成果を遺しており、ベトナム語、フランス語及び中国語など非常に豊富な史料の分析結果に基づいた極めて詳細な内容を有し、内外ベトナム研究者に高く評価され多く参照されている最も代表的な明郷研究だからである。

17世紀～18世紀の広南阮氏期下における対華人政策の一環としての明香社の成立について、陳荊和〔陳 1970〕は、次のように評価及び指摘をしている。

16世紀からベトナムの中部地域に支配権を確立した阮氏は、中国移民に対して友好的に歓迎する態度を取り、その人材ネットワークと物資を利用して広南国建設の助力

¹¹高田 2002: 762.

¹²Chen〔Chen 1961〕、陳〔陳 1970〕及び藤原〔藤原 1986〕は、明郷の起源について、同見解を示している。

とし、北部と対抗する体制ソイ化しようとした。従って、ベトナムに到来した中国商人及び難民に対する統制は緩やかなものであった。1602年から阮主が広南を鎮守し、ホイアンを対外貿易港とし、日本と中国の商客が居住し、商売することを許し、日本町、中国町の建立も許可した。17世紀末に阮主は、明朝の明鄭政権の残存勢力¹³を巧みに統御・駆使し、南進政策を推しすすめ、ベトナムの南部開拓の基礎を固めていた。ベトナムにおける中国系移民の活躍と貢献は、阮主の200年間の歴史において随処に見られ、ベトナム近世史の重要な部分を形成し、東南アジア地域における華僑史の最も光輝に満ちた1ページであると評価されている。阮主の華僑対策で特筆すべきことは、明末清初に当たり、ホイアン及びその他の阮主隷下の各地に明香社の成立を許し、明の遺臣・遺民に安住の地を与えたことである。明香社はベトナムにのみ見られる特異な華商のコミュニティであった [陳 1970: 79 - 80]。

18世紀に編纂された、有名なベトナムの歴史記録である黎貴惇『撫辺雜録』(1776)によれば、明郷の語源とみられる明香社は、16～17世紀、中部国際港市フエイフオ(ホイアン)の華僑集落を指した [高田 2002: 762]。20世紀以降の明郷社に関する研究史では、第1節で述べているように、最も早く本格的に取り組んだのは、明郷や華人を中心に据えたホイアンの成立と発展に関するグエン・ティエウ・ラウの研究であると評価されている [三尾 2009:134]。グエン・ティエウ・ラウ [Nguyễn 1941] は、主に現地蒐集史料に基づき、ホイアンの明郷社に関する諸見解を示している。それによれば、ホイアンの明香社は、元々16世紀又は17世紀の初めのころまでに、この地に来住した中国人によって、その商業上、また生活上の必要から形成された中国人集落に淵源する。そしてその後17世紀の初めころに行政単位として政府に承認され、その半ばころ明香社という社名を持ち、記録にも現れるに至ったと推測している¹⁴。即ちベトナムにおける明郷は、ホイアンという地で16世紀に形成された中国人集落に端を發し、17世紀からその共同体である明郷社が正式に行政単位として登場するようになった、と理解して歴史学的に妥当と思われる。

¹³明鄭成功政権の残存勢力たる陳上川及び楊彦迪という2人の首領に率いら武装移民集団のことである。この大量の移民集団はベトナムに避難し、ツーラン(中部の中心都市のダナン市である)に到来した後、ホイアンとその周辺地域へ入ってきた。そのうちの一部はホイアンに留まっていたが、当時のベトナム人の支配がようやく及び始めた嘉定など南部の開拓に動員された人々が多かったとされている [陳 1970:79 - 80]。

¹⁴藤原 [藤原 1986:268-269] は、グエン・ティエウ・ラウ [Nguyễn Thiệu Lâu 1941] によるホイアンの明郷の起源と明郷社成立の説をまとめて述べている内容である。

次に陳荊和 [陳 1970] による明郷の誕生及び明郷社の成立についての解説を見ていきたい。陳 [陳 1957; 1970; Chen 1959; 1961; 1974] によれば、「明香」なる名称の意味を見るに、一般に中越¹⁵混血あるいは、中越混血種の集団的に居住する村落の意味であると解説されている。その名称の原義については、Gustave Hue の『越仏辞典』¹⁶ は「清が（大陸を）占拠した際、安南¹⁷に來た明遺民」となし、また A. Schreiner¹⁸もその原義は「明朝の香火を維持する人民」で、17世紀にコーチシナに避難してきた明遺民と越南婦女の通婚による混血種であると解している [陳 1970:81]。また現在でもホイアンに遺っている明郷の施設、明郷萃先堂に保管されている1908年の「明郷先詞碑」という碑文¹⁹にも「冠以明字、存国号也」とあり、「明香」という名称は、明の伝統又は香火（祭祀）を継ぐという意味付けと切り離して考えられない。

明香社は、明の衰亡後に設立された [陳 1970:81]。そこで、明香社設立の具体的な歴史的根拠を推測しながら、陳は次の4点を述べている。一点目は、明朝の最後の皇帝である崇禎帝が死に、北京が失陥したことによる明朝の終焉の年が1644年（清朝順治元年）であることである。二点目は、その翌年1645年（清朝順治2年）に清朝による辨髮嚴旨の発布は、明末清初中国難民の海外逃亡と重大な関係を有し、それによって代表される清朝の満俗同化政策が多くの人々の海外逃亡の原因となったことである。三点目は、明末清初期に日本とベトナムなど海外に亡命した代表的人物が中国を離れた年代は、1646年以後7、8年間の間である。最後の点は、最古の資料とされているホイアンの関帝廟（関公廟、関聖廟、または澄漢宮とも称される）正殿正面の軒下に揚げられている勅封額には、「明香」の名称が記録され、西暦1653年に作られたものであることである [陳 1970:81 - 82]。

この歴史的根拠の4点に基づき、陳 [Chen 1961; 陳 1970] は、ホイアンの「明香社」は、中国の清朝による辨髮令の発布された1645年から1650年の間に、阮主の支

¹⁵中越とは中国とベトナムという意味である。ベトナムという国名は漢字で表記されると「越南」となる。ベトナム語の表記では、「越」は「Việt」（ベト）で、「南」は「Nam」（ナム）である。

¹⁶Gustave Hue, *Dictionnaire Annamite-Francaise*, Hanoi, 1937, 570.

¹⁷ベトナムに対する旧称である。この語は元来中国の南方を安んずるという意味で、12世紀から阮朝の始まる1803年まで、中国歴代王朝によるベトナムに対する正式な呼称であった [和田 1999:70]。

¹⁸A.Schreiner, *Les institutions annamites en Basse Cochinchine avant conquête française*, t.II, (1900 - 1902), 66.

¹⁹明郷萃先堂に保管されている1908年の碑文の内容に関しては、次のホイアンの明郷社の成立の節で、更に詳しく記述する。

配地域において最初に設立されたが、越南正史はその設立の年代について示唆していない。明香社関係の記録文書の類も言明されていないと結論付けている。従って、陳 [Chen 1961、陳 1970] の解説をまとめると、ベトナムにおいて明郷の起源は、ホイアンという場所であり、その共同体である明郷社は、明末清初の 17 世紀半ばの 1644 年から 1650 年の間で清朝の同化政策に反発し海外逃亡を選び、ベトナムのホイアンへ渡った明遺臣・遺民によって成立されたとの見解である。また陳 [Chen 1961] は、フエの明郷村も 17 世紀半ばに形成され、西山朝期²⁰の 1786 年まで行政的にホイアンの明香社に所属していたとされている。要するにフエ、ホイアンなど中部地域の諸地方における明香社の成立年代は、ベトナムでは最も早く 17 世紀半ばころだと推測されている²¹。

陳荊和 [Chen 1959、1961、陳 1957、1970] による明郷の起源及び明郷社の成立に関する解説の次に、藤原利一郎 [藤原 1951 ; 1952 ; 1986] 及び竹田龍児 [竹田 1975] の研究をまとめていきたい。藤原利一郎 [藤原、1986] は、上記のグエン・ティエウ・ラウ [Nguyễn Thiệu Lâu 1941:359 - 367] の研究を踏まえた上、明郷及び明郷の意義及び明郷社の起源について、19 世紀初頭 (1802 年) からの阮朝による華僑政策に関する行政上の資料・記録などに基づき、その内容を明らかにすることを目的に議論を展開している。またその後、藤原の研究を引き継ぐ形で、竹田龍児 [竹田 1975] は阮朝期のベトナム中国関係について論じた研究の中で当時の明郷・華人の問題も論じている。

藤原の研究において、明郷と明郷社の起源、ベトナム阮朝の行政的面上の明郷及び明郷社の出現、混血児の意味を持つに至った理由といった三点が明らかにされている。

まず第一点目については、明末清初期に清の統治に服すことを潔しとしない明朝の遺臣がベトナムに多数落ち延びてきて、彼らの一部は、ホイアンに居を定め、他の一部は、南部のザーディン (嘉定 - Gia Định) に向かい、メコンデルタの開発に携わった²²。明朝遺臣でホイアンに來住した中国人は「明香社」と呼ばれる集落を形成し、17 世紀に入り、行政単位として政府に承認される。その後、「明香社」という名前は

²⁰西山朝は、西山党の阮氏によって成立された王朝である。1778 年から 1802 年まで短い間にベトナム全土を統一した王朝として国の独立を守っていた [松本 1969]。

²¹陳荊和 [Chen 1959 ; 1960 ; 1974 ; 陳 1957 ; 1970] の研究

²²三尾 [三尾 2009:133 - 134] は、中部の華僑・華人の状況を概観する際、明郷問題に関する研究状況を言及し、藤原利一郎 [藤原 1986] 及び竹田龍児 [竹田 1975] との研究に基づきまとめている。筆者はその内容を引用している。

ホイアンにとどまらず、更に南部の嘉定においても使われたという。明香社には、明清王朝交代の際、当時華南の動乱の影響を受けて難を避けて移住してきた者、或いは一時的在留者で帰国をあきらめてそのまま永住帰化するに至った者も多かった。彼らが尊敬する亡びた「中国人の王朝である明朝」を偲んで、これを社名に取り入れ、明朝ないし、これに従った「明の諸臣に香火を手向ける」意をもって「香」の字を加え社名とした。明香社という名前は、最初はホイアンに現れたが、その後そこにとどまらず、更に南部のザーディン（嘉定 - Gia Định）においても使われたという [藤原 1986:262 - 263]。つまり藤原も陳と同様な見解を持ち、ベトナムにおける明郷は、16世紀末期から17世紀初頭にホイアンで形成された明朝遺臣・遺民による中国人集落に起源するものとみなしている。

第二点目に関しては、藤原 [藤原 1986:264] は、阮朝による行政関係の資料上において「明香」という名称は正式にいつから登場したか、即ち国レベルでの正式の承認の時代を明らかにしている。独立した「明香」の語が最初に出現するのは、『大南寔録』²³正編第一紀巻 40 の中の「明香」であり、1791年頃には「明香」の語が、官庁文書にまで登場するに至っていたが、これ以前にいつ頃から用いられたか明らかではない。また「明香社」の名称は『嘉定城通志』²⁴（巻三疆城志）（1698年）、『大南寔録』前編一紀巻 7、『撫辺雑録』²⁵（1776年）の中に既に独立した「明香」の語の出現に先立って「明香」なる名を冠する共同体、即ち「明香社」の存在したことを確認することができる。こうした阮朝の官庁文書に出る明香社は、南部のザーディン（嘉定 - Gia Định）の明香社であり、安南の最初のコーチシナ地方²⁶領有とともに設立され、同地方の最初の明香社であるという。このザーディンの明香社の成立については、「清商の藩鎮²⁷来居者をもってした」との説明と、「唐人即ち中国人の子孫の藩鎮来居者をもってした」との説明があり、両者に相違が見られる。しかしどの説明にせよ、明香社の成員として見られているのは、17世紀後半にベトナム南部地方に入植し開拓

²³『大南寔録』はベトナム語で“Đại Nam thực lục”と言い、阮朝欽定の史書で、阮朝前の広南阮氏時代から啓定帝の時代までの歴史記録書である。本書は全部で548巻から成る。

²⁴『嘉定城通志』は、南部明郷の鄭懷徳（1765 - 1825）という阮朝の官員兼学者による漢・喃字での南部地方の嘉定の地誌の一書である。

²⁵黎貴惇『撫辺雑録』（1776）に広南阮氏の管轄領地である順化・広南における当時の華僑集落の名称を指すと記録している。

²⁶コーチシナ地方は、フランス植民地支配期下（1874 - 1945）にベトナム南部地域のことを指す地名である。

²⁷藩鎮という地方は、ベトナム南部のザーディン（嘉定 - Gia Định）の当初の旧名称であるという [藤原 1986]。現在では、ホーチミン市（旧名はサイゴン）である。

した中国系移民とその子孫らであるというのが歴史学的な見解である。

コーチシナ平野地方における中国人の発展は、文献上に認められているのは、1679年以後のことであり、17世紀末の大規模な集団移民²⁸の後、同地方の開拓の進展、生産の増加に伴う中国から新たに商人の来往の通商に便利な地点に中国人部落を形成し、藩鎮の明香社の起源をなしたものである。その後、明香社の設立はベトナムの領有に際して政府が明香社なる社名の下に改めて、この中国人部落をその行政単位として承認し、在住民を帰化人として登録したことにある。従って明香社には、商人などの帰化中国人も、またベトナム女性との混血の子孫も含まれていた。また当時のこの種の共同体の名称は、明香社のみではなく、鎮辺（辺和－Biên Hòa）においては、同様の社が清河社と称されることもあった。コーチシナにおける明香社・清河（Thanh Hà）社の設立は、ホイアンの明香社より年代的に遅れ、ホイアンは貿易都市として他地方の中国人の間でも有名であったため、社名はホイアンのそれを借用したという〔藤原 1986:264〕。

ベトナムの各地で明香社が成立された理由に関しては、藤原〔藤原 1986:266〕が次のように説明している。明香社の名称は明人と深い関係にあるため、その後清初ベトナムに渡来した明人、又はその子孫が基盤を開いたと伝える安南各地の中国人集落によって採用せられるようになり、阮朝嘉隆時代（1802 - 1820）には、北のトンキン地方から南のコーチシナ西辺に至るまで、その社の存在が認められるものであったという。ベトナム各地における明香社の設立とこれらの共同体の帰化中国人及び子孫、家族よりなる特異の関係から、その社民を一般安南人、在留華僑などと区別するため、「明香」と称するに至ったものと考えられる。即ち「明香」は、別に見える「明香人」、「明香民」などと同義で、元来「明香社在籍民」の称であった。要するに「明郷（香）」は本来「明郷（香）社在籍民」なのであるという〔藤原 1986:265〕。

つまり 17 世紀末期～18 世紀まで、ベトナム南部の開拓と貿易の発展に寄与した華人とその混血の子孫、そしてフエ（順化）²⁹の阮氏の許可を得て移住した明の遺臣、武装軍団とその子孫などは、「明香」と呼ばれ、ベトナムの各地に設立されるようになって

²⁸明末清初、明朝鄭成功勢力下だった陳上川と楊彦迪が引率した一派の集団移民のことである。この移民集団は、最初にベトナムのツーランに到着したが、その後ベトナムの南部開拓に向け、南進していった〔陳 1970:80 - 81〕。

²⁹順化（Thuận Hóa）は、ベトナム最後の王朝である阮朝の首都がおかれた場所で、現在のフエ市（thành phố Huế）のことである。

た明香社は、華人の父と現地女性である母をもつ混血児の子孫の集団へと性格が変化し、「明香」の本来の意義³⁰とは無関係な概念へと変容しているとされている〔藤原 1986、267〕〔高田 2002:762〕。

第三点目については、藤原〔藤原 1986〕は、19世紀以降ベトナムでは一般的に混血児を意味する明郷概念となった最も主要な原因として、阮朝明命帝（1820 - 1841）及び紹治帝（1841 - 1847）による中国系移民に対する諸政策を取り上げている〔藤原 1986:266〕。これらの政策について、次節で明郷とその共同体である明郷社に転機が訪れる時代を詳しく記述することにする。

しかし、藤原は、考察の最後に明郷概念を反対的に解説する学者の見解も紹介している〔藤原 1986:268 - 269〕。その理解とは、Minh Hương（ミン・フオンー明郷）社は大部分が金持ち又は若干の特権を有する人々よりなる団体であり、従って Minh Hương なる名称は中国系男とベトナム女性との子孫の中の貴族階級に対して適用されるとの見解である³¹。明郷が華僑なる父の富を相続して多く富裕であり、法律上は安南人でありながら、華僑並みに税・役などにおいて特典を与えられていたという。明郷は、厳密に言えば、混血児の一部で明郷社籍にある者のみがこれが該当し、中国人と安南婦人との混血であるが、別種の団体を形成する場合もあるとの留意を示している〔藤原 1986 : 268 - 269〕。

さらに時代は下るが、ルヴァスール〔ルヴァスール 1944〕は、1933年の仏印における中国系混血児の国籍問題について言及する際、混血児はミンフオン（Minh Hương）の名で知られ、基本的に明遺民と現地の女性との婚姻の間に生まれてきた混血児たちを指す名称であるとみなしていた。ルヴァスール〔ルヴァスール 1944〕によれば、1933年の仏印における中国系混血児の国籍問題について言及する際、混血児は、安南でミン・フオン（Minh Hương）の名で知られている。ミン・フオンは支那人の父と安南の母から生まれた子とか、ミン・フオンの父と安南の母から生まれた子とかである。17世紀末、明が滅び（1644年）清が興った時、一団の支那人が印度支那へ出奔避難した。そこから明国を意味せるミン・フオンなる名が出た。支那語ではミン（Ming）、安南

³⁰本来の意義とは、上記しているように、推測されている「明朝の香火を維持する人民」という意味である。

³¹藤原〔藤原 1986〕は、明郷に関する諸解説を述べる際、全ての混血が「明郷」であるという一般的な見解に対して、その反対の G.Aubaret〔G.Aubaret 1863〕の説明を紹介している。

語ではミニュ（Minh）で、「明」との意味を持つ言葉である。この亡命者たちは、故国に帰ろうという大きな希望もなく、安南に定住し、安南婦人と婚を通じて、その地の祖先となった。基本的にミン・フォン（Minh Hương）というのは、明遺民と現地の女性との婚の間に生まれてきた混血児たちを意味する名称であると理解されている [ルヴァスール 1944:62 - 63]。

満鉄東亜経済調査局に行われていた南洋華僑の調査報告でも、「明郷」についての解説がなされている。南洋華僑の調査報告 [満鉄東亜経済調査局 1939] によれば、安南の地に移住してきた華僑が清朝下において迫害された明の遺臣の亡命者であると考えられた時代においては、安南人は、彼らの文化の先輩が安住の地を求めて、安南に来る者として敬愛の感情を抱き、その安南女性との間に設けた混血児は「明郷」として敬意を以て遇されたが、中国側よりは僑生と呼ばれる。最初は慣習的に明郷と呼び、慣れたものが次第に官庁の用語として使用されるように至ったとしている [満鉄東亜経済調査局 1939:3 - 13]。

ベトナム研究者による明郷についての研究は、1990年代以降行われたのが殆どであるため、基本的に陳荊和及び藤原利一郎の研究に基づき行われたものである。そのため、ここで筆者は、ベトナム研究者による自国史という観点から、20世紀初頭に最も早く行われたダオ・チン・ニャット（Đào Trinh Nhất） [Đào 1924] の研究の中に記されている明郷に関する指摘をまとめることにする。ダオ・チン・ニャット [Đào 1924] によれば、17世紀末明朝が亡滅した後、清朝に服従しないため、一部の明朝の将軍が自分たちの管轄下の明朝軍・民の7000千人及び50船の大量移民集団をベトナムへ率いた。それは、ベトナムの歴史において最初にベトナム南部に入植し、この地を開拓し発展させた中国人移民団体であるという。この時期、ベトナムで商業に従事し居住する中国人³²の殆どは、独身者または妻を連れてこない人達であったため、移住先の安南で現地の女性を妻とするのが一般的であった。こうした中国人の父と安南の母との間に生まれた混血児たちは、安南では明郷と呼ばれた。その後、どのような処でも、このような混血の人たちが住んでいれば、明郷村という集落を作ることができる。明

³²筆者は中国人と訳するが、ベトナム語の本文では“người Tàu”という言葉が使われている。ベトナムでは、中国系移民である華僑・華人を指す一般的な呼び方であり、現在でも使われているが、1979年以降“người Hoa”「華人」とも呼ばれるようになった。“Tàu”は船という意味で、中国人移民は船でベトナムに来たことから、その名称で呼ばれたという説がある。

郷を村の名称に付けたことは、明朝の人々の村を意味するからである [Đào 1924:13 - 16]。Đào [Đào 1924] の研究では、ホイアンの明郷が全く触れられていないことから、当時フランス植民地期のベトナム社会においては、明郷という人々の存在が、華僑の人口が最も多く、また彼らの中心的生活基盤となった南部地域で注目されたが、ホイアンを始め、華僑の人口が少ない他の地域の場合は、あまり知られていなかったことも考えられる。

明郷についてのダオ・チン・ニャット [Đào 1924] の解説をまとめると、明郷は、17 世紀末南部開拓・発展に力を注いだ中国系移民集団の男性と安南女性との間の混血児の集団に起源があり、その後混血の人たちが住む各地において、その共同体としての明郷村が成立した [Đào 1924:13 - 16] ということになる。

以上で筆者は 20 世紀前半 (1900 - 1925 年) から後半までの、内外ベトナムの研究者による代表的明郷関係の研究に基づき、ベトナムにおける明郷の誕生とその背景を見てきた。明郷は、16 世紀末から 17 世紀初めの間にベトナム中部のフェイフォ (会安・ホイアン) へ渡来した明朝の人々が作った集落に起源し、明末清初時代に当たる 17 世紀半ば (1640~1650 年代) にその共同体である明郷社が行政単位として成立され、ホイアンの明郷社がベトナムにおける最初の明郷の共同体であると推測されている [Nguyễn Thiệu Lâu 1941、陳 1957 ; 1970 ; Chen 1959 ; 1960 ; 1974、藤原 1986] が、いつ成立したのか、その正確な年代については判明していない。20 世紀初頭の研究は、藤原 [藤原 1986] が述べているように、明郷の起源を清初安南に来往した明人に求める説は少ないが、明郷の起源が 17 世紀末 (1680 年~)、南部コーチシナに来往した明の遺臣・遺民の移民集団の成員と安南女性との通婚にあり、その生まれてきた混血児が最初に明郷と称されたとのことを言及するものが多かった。そしてベトナムの公式的な歴史記録上でも、明郷の出現年代が確認できるところには、17 世紀末 (1680 年) であり、また行政単位としての明郷社が成立されるようになったのは、18 世紀に入ってからのことである。

ベトナムにおける明郷の誕生に関する議論は、研究者によって多岐に亘っているが、その年代は公式的に 17 世紀末と認められている。17 世紀前半までの、ホイアンでの明郷の誕生に「明朝の香火を維持する人民」の意義はあったかもしれないが、それより「中国系混血の人々」の説の方がより一般的で、歴史的根拠もあるとされている。「混血」という要素を濃く含む共同体としての明郷社及びその成員は、19 世紀に入り、阮

朝の対華人・明郷政策の実施により彼らの地位及び身分などがどのように左右され変化していったのか、次節で詳しく見ていきたい。

2.2 阮朝による華人幫の成立と明郷の組織化—19世紀半ばまでの華人・明郷政策—

序章で述べた通り、1802年に成立するベトナム最後の王朝である阮朝(1802 - 1945)は、ベトナムに大量に流入する華人人口の管理を必要とした一方、それまで流入した華人とベトナム人との混血者を、ベトナム人／華人のどちらとして扱うか、ベトナムにそのまま定着した華人の徴税をどうすべきか、という様々な問題に直面した。そこで、阮朝は、華人に幫組織を創設させ、それと類似した「明郷」という独自の組織も作らせた。

2.2.1 「幫」制度の成立—外国人としての華人の統治対策

1802年にベトナム全土を統一したベトナム最後の王朝である阮朝(1802 - 1945)は、19世紀に入ってからコーチシナ地方(特にザーディン周辺)を中心に、ベトナムへ流入する華僑の数が毎年増加したため、この大量の華僑人口を管理することが、成立したばかりの阮朝にとって大きな課題であった。高田[高田 1991]によれば、19世紀の前半の華人人口の増大の原因の一つが、米とアヘンの密輸貿易が盛んになったこととされ、奸商(華僑)と現地の取締官との結託が明らかになるにつれ、阮朝は華僑の統制を確立する必要に迫られたとされている[高田 1991:70]。その結果、この時期の華僑問題を解決するため、嘉隆13年(1814年)に華僑に対する政策として出されたのが「幫」組織制定の法律であった。

満鉄東亜経済調査局[満鉄東亜経済調査局 1939]によれば、1814年に安南法は、華僑に対し幫を組織することを認めた。これにより、同一地方語に属する華僑は、それぞれ各地方に幫を組織した。地方により、在住華僑数の多寡に応じ、異なる地方語の華僑を合わせて一幫を形成する場合もあれば、一地方語の華僑が更に出身地別に細分され数幫を形成することもあった。各幫には幫長が置かれた。幫長は幫の有力者中より推挙され、州当局に認定された[満鉄東亜経済調査局 1939:7]。また藤原[藤原

1986] は、幫組織に関するベトナムの歴史的記録³³に基づき、18世紀末（1790年頃）安南のコーチシナ地方において、華僑が出身地別にグループをなし、同郷団体の如きものを形成したことを推測した。安南政府が華僑幫制を彼らの統制機関として正式に採用し、各幫長に責任を負わせることにしたのは、やや遅れて1814年のことであった。しかし文献上は、明命7年（1826）『大南寔録』正・2・卷40において、初めて幫制度に関する記録が見られたという〔藤原 1986:172〕。当時華僑の出身地ごとの集団としての幫は、最初は福州・漳州・泉州・広州・潮州・瓊州・徽州の「七府」で構成され、後には、広東・福建・潮州・海南・客家の「五幫」に再編成された〔芹澤 2009〕。

また幫長の権限と職能について、満鉄東亜経済調査局〔満鉄東亜経済調査局 1939〕³⁴は次のように概観している。

幫長の権限と職能は、安南市町村長と同様に、幫員の統制者であり、地方行政官庁との交渉における代弁者であり、責任者であった。安南人に対する人頭税納付期と同時に毎年州長は、その州所在の全ての幫の長を州都に召集し、人頭税支払能力ある幫員の姓名、年齢の申告を命じた。法令により華僑は2つの階級に分かれる。1つは職業を問わず一定の資財のある者であり、他は生活の糧を持たない者である。前者は人頭税全額を納付すべきものとされ、後者は最初の登録より3年間を限り税額が半減された。また16歳に達すれば納税義務を免除される。不動産については、華僑所有の不動産は所在市町村の地簿に登録させられ、不動産税は所有者が直接に市町村長に納付すべきものとされた。しかし警察権は、幫員にまで、安南市町村長の監督下にあるものとされた。特にコーチシナ地方においては、移動、旅行を頻繁に行う華僑に対して、幫長が警察権を行使することは不可能だったからと指摘されている〔満鉄東亜経済調査局 1939: 7 - 8〕。

阮朝嘉隆13年（1814）の華僑に対する幫制度の全体的まとめを行った高田〔高田 1991〕は、華僑は30人以上をまとめられ、強制的に同一地方語の幫に組織され、幫長を幫の有力者の中から2年ごとに選出させ、ベトナム人省長にこれを任命させた。幫長の権限は、集団の統制、地方役人との交渉、徴税に当たり、移民の幫への入籍及び

³³これは『大南寔録』前編第一紀、卷四（1790）の中に記録されている「令凡広東・福建・海南・上海各省唐人之寓轄者。省置該府・記付各」記載による藤原の推測である。

³⁴阮朝初期に制定された華僑に対する「幫」制度については、満鉄東亜経済調査局〔満鉄東亜経済調査局 1939〕以外に、ルヴァスール〔ルヴァスール 1944〕（成田による和訳）の中でも、フランス植民地下の幫組織と比較する際、19世紀に入ってから阮朝による幫制度を取り上げている。それは藤原利一郎の研究〔藤原 1986〕においても見ることができる。

離税を記録するなどの責任を負った。華僑は兵役と夫役は免除されたが、人頭税が徴収され、その税率は資財のある者は全額、登録後 3 年間は半額に統一されたと述べている [高田 1991]。

要するに阮朝の政府は、年々増加する新入植の華僑の人口を「幫」組織という同郷・言語の機関に統合することによって、この機関を通じて税を納めさせ、統治することを実施した。これで中央政権は、本格的に華僑に対する権力を働かすことに至ったと思われる [ルヴァスール 1944:138]。

この阮朝時代の幫制度は、フランスのベトナム介入後の植民地期においても、植民地政府によって継承されたが、従来の統治体制から監視体制へと転換した [高田 1991:72]。19 世紀後半以降のフランス植民地期に実施された幫制度の問題に関しては、次の 3 節で記述していきたい。

2.2.2 明郷の組織化—帰化中国人とその子孫の共同体としての明郷社の変化

19 世紀に入ってから華僑人口の増大については既に述べたが、明命時代 (1821 - 1841) になると、毎年数千人の中国人が新たに入国したことにより、彼らの安南女性との通婚も多く、僑生 (混血児) は益々増加した。阮朝政府は、嘉隆年間 (1802 - 1820) に幫組織への華僑統合の政策を実施することと共に、明命年代 (1820-1841) までに華僑とみなされ、華僑の構成する幫の中に父親と共に生活することを常にとした僑生を、主に経済的開発のための人口増政策から安南臣民とし、各州において華僑組織の幫とは別に「明郷社」という個別の幫を構成することを命じた [満鉄東亜経済調査局 1939 : 11]。具体的には、明命 10 年 (1830) 以来、これらの僑生等の華風模倣や華僑が彼らを本国に連行することを禁止し、民族的かつ経済的見地から安南人の血を受けた成人の僑生の中国人化、安南人口の減少を防止するために、阮朝政府は僑生の全てを明郷社に加入させ、登録させるなど、多くの政策を採用することに至った [藤原 1986:268]。

上記している阮朝前期 (1802 - 1850) に実施された、明郷に関する一連の政策の内容について、次に詳述する。

まず明命 7 年 (1827)、帰化中国人とその子孫よりなる従来の明香社を明郷社に改称させた。これに伴い、この年以降公式的な書類や政府関係の文書での「明香」は「明郷」と記されるに至った [藤原 1986:279、竹田 1975]。阮朝初期 (1802 - 1848) は、ベトナムと中国との両国の間で宗主国と藩属国との関係が成立し、清・阮朝関係の正

常・強化、清越間の文化交渉などが強化された時代とされている [竹田 1975]。この改名の理由は、阮朝の記録には見られないが、明香社は明国人によって建てられたという伝説が多く流布し、「明香」の文字がそれを表すに適しないため、「香」と同音で、郷国を意味する「郷」をもってこれに代え、「明郷」と書くことが次第に行われ、これをこの時正式に政府が採用し、明郷社と改名されたと分析されている [藤原 1986:262]。

明命 10 年 (1830 年) の帝命は、印度支那に定着する華僑に対して、安南婦人と法律上の婚姻を結ぶことを認めたが、支那本国に連れ去る目的を以て安南人たる妻、及びこの婚姻によって生まれた子を安南王国外に連れて出すことを禁止し、違反行為をする者に対して刑罰を課することを定めている。これは安南の人口の減少を慮る趣旨として出されたものであるとも言われている [満鉄東亜経済調査局 1939:12、ルヴァスール 1944:75]。

紹治 2 年 (1842 年) の王令によって、中国人の渡来者は出身地別の華僑の幫籍に組み込まれ、この機関を通じて税を納めた。現地で生まれたその子孫 (混血児) は、安南服の着用と断髪は強制的に実施され、18 歳になると共に幫長責任を持って、官に報告し、幫籍を離脱させ、5 名以上達すれば、明郷社を組織し、同社の規定によって課税した。18 歳以上のベトナム居住華僑の子弟は、このように明郷社に移籍・編入させられ、「明郷」籍ソイ制的に取得させられた。明郷社の長は、華僑の同郷・同言語の組織である幫の幫長とほぼ同様の機能を有し、人頭税の徴収を代行した。不動産所有権は、地簿に登録されることは一般の安南人と同様である [満鉄東亜経済調査局 1939]。即ち 1842 年以降は、華僑は外国人として幫籍に属する 1 世と、ベトナム臣民の 1 範疇としての「明郷」籍に入る 2 世以降とに分かれることになった。そしてある地域に 5 人以上の明郷籍の人間がいれば、明郷社という行政単位を組織することになった [三尾 2005]。だが藤原 [藤原 1986] によれば、同規定の発布の翌年の 1843 年の阮朝の記録に見られることであるが、この制度の成立と実態は異なっていたようだ。地方によってはこの規定の実施は不徹底で、新客の華僑で明郷社に加入している者、また逆に混血児で華僑の幫籍にある者が多かったことが知られるという [藤原 1986:267]。

嗣徳 2 年 (1849 年) には、明郷は 3 年毎に行われる官吏登用試験の受験資格が認められ、この試験に合格した者に対しては人頭税がさらに低減されることになった。華僑としての取扱を受けていた時代と同様に、兵役は免除され、賊役は課せられること

なく、人頭税も華僑の半額という恵まれた地位を認められた³⁵。他方、安南人と同様の政治上の位置を認められ、官、公職への採用も安南人と差別されないことになった。これは幫の華僑に対しては認められたことのなかった特権である [満鉄東亜経済調査局 1939:11 - 12] [藤原 1986:267]。

満鉄東亜経済調査局 [満鉄東亜経済調査局 1939] によれば、当時ベトナムの各州内の諸村落に散在する明郷は、5人以上の集まりができると行政上の利便により単一の共同体としての明郷社を構成した。明郷社の長は幫の長とほぼ同様の機能を有し、人頭税の徴収を代行した。不動産所有権が地簿に登録されることも一般の安南人と同様である [満鉄東亜経済調査局 1939:12]。

上記のように、1827年から1849年まで阮朝前期に公布され実施された華僑・明郷に対する一連の政策の下で組織され再編された明郷社は、阮朝政府の華人とベトナム女性との華人系混血児たちの統制機関を兼ねたものであり、組織への加入も強制的であった。これは、従来自発的で、かつ帰化中国人とその子孫の明郷社という共同体と対比すれば、質的に異なっており、構成内容は完全に改編された。この明郷社の改革は、当時華僑増加の趨勢に処する、阮朝政府の華僑男性とベトナム女性との混血児を含め、華僑対策の一環をなすものであり、混血児に対する支配の強化を実現するためになされたと指摘されている [藤原 1986:267]。このように明郷社の質的な変化により、その在籍民の明郷は、事実上完全に混血児を意味することになった。今日にまでごく一般に理解されている「混血」という意味を持つ「明郷」概念は、基本的に19世紀の阮朝の政策に由来すると言える [藤原 1986:268]。

藤原 [藤原 1986] 他による明郷及び明郷社に関する議論に従えば、19世紀前半からは、「明郷」と呼ばれる人々の範疇の中において、明朝の遺臣・遺民の混血の子孫という要素を維持するとされている「明香社在籍民」としての「明香」の存在とは別に、明朝と全く関係のない、19世紀に新たにベトナムに流入してきた華人たちとベトナム女性との間に誕生した混血児の「明郷」の存在が加えられるようになったとの結論になると思われる。従って17世紀から19世紀まで200年以上の歴史を持つと思われる

³⁵明郷の徴税の問題について、2つの解説がなされている。藤原は、ベトナムの資料に記録されている税額関係の検証を行った後、明郷は華僑と殆ど変わらない税額（人頭税）が徴収されたことを指摘している [藤原 1986:274 - 282]。その反対の解説は、明郷社籍に入ることにより、人頭税は華僑の半額となり、人頭税がさらに低減されるという優遇を受けたとされている [満鉄東亜経済調査局 1939:11 - 12]。

「明郷」の人々とその共同体である「明郷社」は、時代の差が大きいにもかかわらず、この概念を 20 世紀前半まで存続されてきた有力なもの「混血」という唯一の要素こそであると考えられている [藤原 1986:267 - 268]。

以上、第 2 節では、19 世紀以降の阮朝期前半 (1802 - 1850) の華僑に対する諸政策を歴史学者の研究を参照しながら見てきた。華僑の幫組織と明郷の組織化という大きな改革が実施され、当時ベトナム在住の中国系移民社会に大きな影響を与え、彼らの生活とベトナム社会における位置に大転換をもたらしたと考えられる。19 世紀期前半という時代は、「明郷」範疇に属する人々にとって、転機が訪れた変革期と言って良いであろう。「明郷」は、16 世紀末期、ないし 17 世紀初めに誕生したとの言説が伝えられるが、ベトナムの歴史的記録にその名称が見られたのが 17 世紀末期と 18 世紀以降であることを第一節で既に言及した。だが、そうした記録も、政府からの規定・法律のような明文化されている文書ではなく、「明香」か「明香社」という名称だけが記されている程度である。「明香社」という共同体の成立年代、そして構成、機能などに関しても、詳しい記録はなく明らかではない。阮朝以前 (1802 年以前) の「明香社」は自発的な集団であり、政府からの関与が殆どなかった自治体のような集団であった。19 世紀から確立された阮朝は、明郷を本格的に組織化するための政策を施行し、ベトナムの各地に居住する中国系混血児である明郷の、ベトナム社会への同化を奨励しようとした。この改革後、新たに再構成された「明郷社」は、華人系混血である成員からなる組織へと変化した。この明郷社という機関を通じてベトナム化された明郷の大多数は、中国の国家的・文化的影響から完全に分離されたことから、この時期から明郷社に入るということは、純粋なベトナム人化への一段階に他ならず、もう回帰することはない土着化、すなわちベトナム化への道である。これは 19 世紀の阮朝前期の中国系移民政策の成果と評価されている [満鉄東亜経済調査局 1939:12]。

以上、明郷 (香) という名称の語源とその時代に応じた意味の変化、そしてベトナムにおける明郷 (香) 社という 17 世紀から 19 世紀まで内容的に様々な改革を経た中国系移民とその子孫の共同体の成立・変貌の歴史を概観してきた。明郷と明郷社は、19 世紀の阮朝前期 (1802 - 1850) に、施行された中国系移民に対する諸政策に深く規定されながら、ベトナム社会・文化に応じ性質を変え、土着化の道を歩んでいったとの歴史学者の主張を辿ってきた。筆者には、残念ながら十分な歴史学的な再評価をする立場にはないが、現代において「明郷」と自称する人々が背負う歴史的な文脈の確認

をしてきたつもりである。

次の第3節では、仏領印度支那時期（1874 - 1945）に、近代国家への道を辿る最中のベトナムにおける華僑・明郷の国籍問題をめぐる議論をまとめながら、フランス植民地期の明郷の身分を明らかにしていきたい。

2.3 フランス植民地期における明郷の国籍問題

ベトナムの全土は1883年から本格的植民地時代が始まったが、それ以前の1858年にフランスはベトナムへの侵攻戦争を開始し、1867年までにコーチシナ（ベトナム南部ーコーチシナ）を完全に植民地化し、1883年からトンキン（北部ー東京）、アンナン（中部ー安南）を保護国としてベトナム全土を3つに分割し、全国における保護権を獲得した。1887年からトンキン、アンナン、コーチシナ及び保護国カンボジアの4地域を併せ、仏領インドシナ連邦を形成し、総督の下に統治する体制が整備された。仏領インドシナは、ベトナム領地において、直轄領のコーチシナ（南部ーコーチシナ、ハノイ、ハイフォン、ダナン）と保護国の安南（中部ーアンナン）と東京（北部ートンキン）という3つの領域から構成された。植民地期において、阮朝時代から、外国人として取り扱いされた華僑とベトナム人と同視されてきた明郷は、どのような法的な位置に規定されたか、また植民地政府の支配下に実施された統治制度はどんなものであったかを以下で見ていきたい。

2.3.1 フランス植民地政権による華僑統治のための「幫」制度の再編

ベトナム全域にフランス植民の支配権が確立された時、フランスの華僑統治の原則は、人種的隔離、民族的差別及び経済的利用で言い尽くされるように思われる。その結果、中国人移民の流入は、他の東南アジア諸地域と比べて少なく、かつ現地への同化は阻まれた。経済的には厳しく諸税を徴収され、経済活動は米を中心とした流通・商業部門に制限され、フランス資本と競合する生産部門への参入は禁止されたのである〔高田 1991:60〕。フランス植民地政府は、ベトナムへの介入当初、ベトナム支配の媒体として華僑の諸活動を容認した。華僑は従来、同郷同一の方言を話す集団の相互扶助組織、各種の幫に自らの生活を依存した。フランス植民地政府は1870年代以降、阮朝の華僑統治政策として実施した「幫制度」を継承し、19世紀末期の出入国管理強化を経て、これを中央集権化された植民地行政機構に再編した。1906年にコーチシナ、

1913年に東京、1928年に安南、ベトナム全土で *Congrégation*³⁶としての幫制度を法的に確立した。しかし阮朝時代とは違い、各幫の自治権が植民地当局の管理下に置かれ、幫の自治が強制されたと指摘されている [高田 1991、1993]。

高田によれば、中国系移民は入国の際に、移民局と警察の監督下で、同郷の「幫」に強制登録され、「幫」への加入を義務づけられた。再編された出身地、言語別の団体としての幫は、広東、福建、潮州、客家、海南の5つと決められ、都市と各省に設置された。植民地政府が、任命した各幫の代表者である幫長、副幫長を中心に、集团的「自治」が強化された。フランス植民地政府にとっては、幫の最も重要とした機能は、華僑に対する徴税システムであった。華僑は、アジアの外国人³⁷という法的カテゴリーに属し、高額の徴税の取り扱いを受けていた。従ってベトナム人と他の外国人より、人頭税の他に営業税、地租など高額の諸税が課された。ベトナムに到着した華僑は、同郷同一方言別に括られた「幫」に生活の一切を依存し、主として都市部での出稼ぎ生活を送った [高田 1991:85; 1993:113]。

この幫制度は、植民地行政機構に再編され、華僑統治の機関として植民地政権に利用されたと指摘されているが、華僑にとっての幫の本来の相互扶助の機能は依然と変わりなく、失うことがなく十分に依存できる組織であった。ダオ・チン・ニャット (Đào Trinh Nhất) [Đào 1924] は、幫組織について次のように指摘している³⁸。幫は、その内部には多くの機関がある総合的な機関である。家族でもあり、郷族でもある。連合会・商業団体としての機能も発揮しているし、また裁判、救済、領事など様々な役割も果たしている。銀行、病院、そして学校など生活に関する全ての面におく基盤が整備されている。各幫に属している華僑にとっては、成員であることによって多くの面において利益が得られる。従って相互扶助は、幫の最も基本的で重要な機能・役割である。故郷を離れ、他郷に來ている多くの華僑は必ず幫に入り、幫の規定に対する忠誠心を持ち、必ず幫の指示通りに従い動き、幫内部の成員間の団結精神がとても強い。

³⁶ “*Congrégation*” はフランス語での「幫」の意味である。阮朝時代からの法制度を継承することとなるが、本文でフランス語の表記を使用することの目的は、伝統的な幫組織とは違った法的な確立が整った組織であるという点をより強調したいからである。

³⁷ 華僑のベトナムにおける法的な位置については、早くからフランス植民地政府に規定され、基本的に植民地政府からアジアの外国人の取り扱いを受けたが、詳しくは 1935 年まで正式的に「同化アジアの外国人」とされ、1944 年になると「特権アジア人」とされるようになった [Trần 2002:118 - 119、Tân 1961]。

³⁸ 筆者がダオの指摘するベトナム語での内容を要約し日本語に翻訳した。ベトナム語の原本の詳しい内容については、ダオ [Đào 1924:14] の記述を参照されたい。

幫に属する成員は、その幫から離れていく場合が少ない [Đào 1924:14]。

即ち出身地と言語と別の幫は、華人の自治的組織であり、幫ごとに会館、廟、学校、病院、墓地などを所有していた。それぞれの幫組織に組み込まれ、依存していた華僑が阮朝時代からフランス植民地期に亘り、外国人としての取り扱いを受け続け、中国人移民の子孫として伝統的意識と同郷という地縁に縛られることによって生成されてきた帰属意識が、各政権の意図・目的によって再編されたとはいえ、幫制度の存続と共に維持されていたと考えられる。高田も、フランス植民地期における上記の幫制度はベトナム社会における中国人の人種的隔離はもとより、華僑の出身地別エスニック・グループ間の隔離を促進するものであると指摘している [高田 1991:86]。即ち同郷・同言語の基準に基づいた幫組織に加入することにより、その幫に属する成員の帰属意識、または地域的境界というような民族的要素が生まれ、幫の存続と共に維持されていったと言える。

フランス植民地期 20 世紀以降の華僑人口の増加の波に加えて、特に華僑の 2 世の人数が増大し、幫の枠を越えたことが指摘されている [高田 1991]。阮朝時代の諸規定に従えば、本来なら華僑とベトナム人との混血児は、18 歳になると明郷籍に入れられ、明郷としての法的位置に結ばれることになったはずであるが、1833 年以降、本格的に植民地化されたベトナムでは、阮朝時代からの明郷に関する諸規定は法的効力を失ったため、華僑の 2 世以降の多くの混血児の法的位置は、子供の身分の選択権が許可される華僑の父親に決定され、父と同じく華僑としての身分をそのまま継続させられることとなったとも考えられるであろう。華僑とベトナム女性との混血児に関する法的な身分に関しては、明郷の法的身分とは関係し、重なる部分も多い。華僑の 2 世以降の混血児子孫及び明郷の法的地位についての詳細は、次の明郷の二重国籍問題の節で述べていくことにしたい。

2.3.2 明郷に関する二重国籍問題

2.3.2.1 明郷の法的な位置の諸規定

阮朝時代 (1802 - 1849) の諸政策によって土着化・ベトナム人化への道を奨励された明郷は、フランス植民地下において、上記の華僑と同様な統治政策を受けていたか、又は違った政策の対象となったか、以下で植民地政府の明郷に対する政策の内容及びそれによって規定される当時の明郷の身分・位置を具体的に見ていきたい。

明郷というカテゴリーは、フランス植民地期に 20 世紀初頭から 1948 年までの間、民族別人口統計に Minh Hương (明郷 - ミン・フオン) の分類があり、植民地政府に民族のカテゴリーとして認められた。阮朝期と同様にフランス植民地期においても明郷がベトナム人と華僑と身分的に区別されていた存在であったと思われる [高田 2002]。満鉄東亜経済調査局によれば、コーチシナ地方 (ベトナム南部) の総督は、最初から阮朝期に施行された明郷に対する諸政策をそのまま受け継ぎ、明郷のベトナムへの同化の政策を取ろうとした。1874 年の総督の決定により明郷は、行政上、警察上、戸籍上、課税上、全くベトナム人と同様の処遇を受けられた [満鉄東亜経済調査局 1939:170]。しかし 1883 年以降、同地方では、明郷は法的に中国人としての取り扱いを受け [高田 1991:87]、成年に達して仏国 (フランス) の国籍を主張しない限りは、華僑と同様、中国人としてアジア外国人の取り扱いを受けることとなった [満鉄東亜経済調査局 1939:170、ルヴァスール 1944:82]。

保護領の安南 (中部 - アンナン) と東京 (北部 - トンキン) における明郷の場合も 1883 年まで阮朝の諸政策に同視されたベトナム人の身分を持続していたが、その後、1883 年以降コーチシナ地方と同様に、アジアの外国人として華僑と同等の取り扱いを受けることとなった。明郷は、幫に属する場合は華僑と同視し、幫に属しない場合はアジア外国人と見られた [満鉄東亜経済調査局 1939:171]。1883 年から 1933 年まで植民地政府は、ベトナム全地域に在住する明郷の国籍・身分に関して数回に亘り法令を出したが、発令後の変更が頻繁に行われたため、明郷の国籍は不特定な状況がずっと続いた実際があったとされている。ルヴァスールによれば、1933 年に総合的な法令が出され、これによって 1933 年以降の明郷の国籍、即ち法的な位置は、確定的に規定されるようになった。1933 年に明郷の国籍の規定に決められる種々の法的な身分は、次通りである。

フランス臣民としての身分を規定されているのは、交趾支南に出生し、又は居住している明郷及びその子孫並び直轄都市のハノイ (Hà Nội)、ハイフオン (Hải Phòng)、ダナン (Đà Nẵng) において 1933 年 9 月 28 日以降に出生する人々である。

フランス保護民としての身分を規定されているのは、ダナン以外の安南に出生する全人、ハノイとハイフオン以外の東京 (北部 - トンキン) に 1931 年 7 月 1 日以前もしくは 1936 年 11 月 8 日以降出生する人の全部である [ルヴァスール 1944:97]。

更にコーチシナ及びハノイ、ハイフオン、ダナンにおいて 1933 年 3 月 20 日以前に

出生した明郷、また東京において 1831 年 7 月 1 日から 1936 年 11 月 8 日までの間に出生した明郷は、同様に明郷と称しているが、明郷の父とベトナム人の母との間で生まれた人の場合は、中国人と見なされた [Châu 1991:35]。

ルヴァスールは、混血児の大部分はフランス政権の眼から見れば、フランス臣民もしくはフランス保護民である。混血児の全て、父が中国人なる子供の場合は、中国法は、中国国民として扱ってきた。これは血統主義の最も根本的な適用であるという。1909 年の中国の国籍法及び 1912 年 11 月 18 日並びに 1914 年 11 月 31 日の国籍法の規定である。ベトナムでは、フランス臣民、又はフランス保護民として扱われる多数の混血児は、中国当局からは中国人として取り扱いを受けていた。彼らは、両国の国民の資格を持つことになるので、二重国籍者共通の運命のある人々であるとされている [ルヴァスール 1944:96 - 98]。

要するに年と場所という時間的空間的によって複数の法令・規定が発布されたフランス植民地期において、同じく明郷という身分を持っている人々の間で、居住地・出生地、または出生の時間の違いから規定された法的な位置がそれぞれ異なっていた不確定な状況が長く続いていたと言える。

また高田によれば、明郷は阮朝時代においてベトナム人への同化を奨励され、外国への移住が禁止されたのに対して、フランス植民地政府は、彼らの中国への帰国を承認し、1933 年出生以前の者にはベトナム国籍を与えなかった。それは、明らかに明郷のベトナム社会への同化を促進する方向とは逆の姿勢だったのである [高田 1991:87]。

ベトナムにおけるフランス植民地支配が本格化された 1883 年以降、植民地政府は新入国者の華僑の幫組織への加入とその制度を一層強化し、血統主義に基づく華僑の子孫の中国国籍を選択する権利を与える一方、他方では、阮朝初期から 19 世紀半ばまで華僑に対する諸政策の施行によって華僑の混血児の明郷社への組織化が進み、明郷社とその成員である明郷の数が増加していった結果にもかかわらず、明郷の法的位置を複雑に規定し、不確定な状況を長く続けていった。このようなフランス植民地支配下という時代背景において、明郷社はその組織の成立当初の役割を段々失っていったと共に、明郷と称する人々も益々曖昧な存在になっていく傾向があったのではないかとと思われる。

2.3.2.2 華僑・明郷の人口統計に見られる明郷の変化

フランス植民地期に行われた人口統計データに見られる明郷の人口は、上記の研究において述べられているが、そのデータが一致しなく、年々激しく変化が起こり、またその人数も大きく下がったり上がったりする傾向が見られる³⁹。それは、偶然のことではなく、植民地政府による明郷の身分、所謂国籍の問題に関連する諸法令の発布及び実行の不確定な状況などに起因するのではないかと考えられる。その不特定の身分の状況が続いていたから、明郷の人口に関する統計データも不特定のであり、正確に把握することが難しい状況にあったであろうことが推測される。

しかしながら、明郷人口と華僑人口とを比較して見ると分かったのが、華僑の人口は、統計により年々増加していく一方、明郷の人口は減少していく傾向があることである。即ち華僑と明郷との人口の割合の差が年々大きくなっていった傾向が見られる。フランス植民地期に入ってから、新しくベトナムに流入した華僑の移民数は、順調な増加傾向にあった。特に第1次世界大戦後の1920年代の好況で入国者が急増した〔高田1991:63〕。ダオ〔Đào 1924〕は、阮朝初期（特に1820 - 1847）は、中国系混血の明郷を明郷社に組織し、これを通じ、彼らのベトナム人化をより奨励した結果、ベトナムの人口が増加し、確保できる状況に至った。この阮朝による「明郷」制度は、益々ベトナムへの中国人の流入を奨励するような政策と捉え、中国人の入国者が多ければ多いほど、ベトナムにとって明郷という利益が増えるばかりで、阮朝期の明郷に対する政策の結果を、特にベトナム人口の増加の背景として評価している〔Đào 1924:14〕。即ち阮朝時代の明郷の組織化の制度が優れた政策の好影響とみなす一方で、フランス植民地期に再制定され、行政単位としての幫に属する華僑に対する外国人視及び彼らに持つ子供の国籍自由選択権に起因する明郷人口の減少状況を指摘し、明郷・華僑に

³⁹明郷の人口に関する人口のデータは、多くの研究者によって提供されているデータに基づいて、まとめると次の状況が見えてくる。具体的に1907年コーチシナ在住の華僑の総人口は、115,000人、その中サイゴン・チョロン地方（現在ではベトナムの南部のホーチミン市である）在住の華僑は45,000人、明郷は40,000である〔満鉄東亜経済調査局1939:36〕。また、1921年の調査によるとコーチシナ在住の華僑人口は、156,000人、明郷は64,500人であり、1931年に華僑は205,000人、明郷は73,000人である〔満鉄東亜経済調査局1939:172〕。1909年の印度支那雑誌には、コーチシナの明郷の人口は40,000としている。1936年は、コーチシナの明郷は62,000人、東京（トンキン）には11,000人いた〔ルヴァスール1944:65〕。そして1940年にインドシナ在住の華僑は、467,000人、明郷は140,000人を数えたが、1947年から1948年まで同地方の華僑の850,000人に対して明郷150,000人であった〔Marsot 1993:89 - 91〕。しかし、Trần〔Trần 2002〕の研究によれば、ベトナム南部（コーチシナ地方）の1921年の統計に46,500人の明郷の数字が確認され、1950年には75,000人が見られたと述べている〔Trần 2002:109〕。またMac〔Mac 1991〕の研究において確認されている1926年のメコンデルタ周辺の諸省の人口統計に見られる明郷の人口は、89,462人である〔Mac 1991:218〕。

対する植民地政府の諸政策は、当時ベトナムに損失を与えるばかりであったとの批判もある [Đào 1924:14]。

その理由は、阮朝期と違い、植民地期に華僑の男性とベトナム人の女性との間に生まれた混血児ソイ制的に明郷籍に入らせなくても問題なく、子供の国籍をどれにするかという選択権が父にあるため、多くの華僑の父は、子供の身分を華僑のままにさせた。自分たちが経済的に豊かな人々であることを誇る華僑の立場からすると、裕福な家計の多い華僑の父は子供のために高い税額を負担することになるが、十分に払えたという。しかし税金の負担を減少するため、子供を明郷籍に入れるという行動は、当該華僑にとって、恥をかくようなことであるため、絶対にしないという。それに子供が大きくなったら自由に中国に連れて帰ることもでき、阮朝時代のように禁止されることはなかった。結局、貧しい華僑の父たちに限って軽い課税を受けられるため、子供を明郷籍に登録せざるを得なかった。これは植民地期に、特に 20 世紀に入ってから、明郷人口の減少の大きな原因であるとされている [Đào 1924:14 - 16]。明郷社の社民は、1898 年以前華僑とは殆ど変わらず課税され、他のベトナム人村落より 25% 高かった。しかし 1898 年以降、その人頭税額が改正され、他のベトナム人村落と同額までに調整されるようになった [陳 1959、Trần 1961、Nguyễn Thê Anh 1971:50]。またトランによれば、明郷社と他のベトナム人村落との平等な徴税制度こそが明郷のベトナム人化の完成を示すものであると指摘している [Trần 1961]。

この時期の明郷は、中国人の新入国者より、そもそも阮朝期（1842 - 1883）に強制的に明郷社に組み合わせた明郷とそれ以降の代々の子孫たちの殆どではないかと指摘している [Đào 1924:16]。また、トラン [Trần 2002] は、フランス植民地政権に行われた各地の人口統計データから、ベトナム在住の中国系住民の総人口に対する明郷の割合は、10%～20% ぐらいだと推測している [Trần 2002:119]。阮朝時代の同化政策は、変更なく施行し続けられると、華僑の人口が増加すれば、勿論明郷の人口も増えていったはずであるが、フランス植民地支配下の政策は、明郷人口の逆転した実状に大きく影響を及ぼしたと考えられる。

華僑と明郷の人口の統計データを比較することによって見られた華僑人口の増加に対する明郷人口の縮小という反相関のような状況は、ダオ [Đào 1924] に指摘されているように、阮朝時代と異なった植民地政府の諸政策の施行によってもたらされた結果を示している [Đào 1924:12 - 14]。20 世紀以降の明郷人口の中には、植民地期に流

入した中国男性とベトナム女性と婚姻を通じ、新たに誕生した混血児が段々追加されなくなり、むしろ阮朝時代（1842 - 1874）に強制的に明郷籍に入れられ、組織されてきた明郷とそれ以降の代々の子孫だけという状況にあったと考えられる。

つまりフランス植民地支配下、中国系移民とその子孫たちは、依然と変わりなく同郷・同一言語の共同体である幫に属し、その中に生活を依存する一方で、混血児の明郷という範疇に属する人々は、非常に不確定的で複雑な身分制度の調整過程と言えるほどのフランス植民地期を乗り越え、20世紀中葉の阮朝の終焉後、その共同体の明郷社は、どのように変化していき、どう規定されたてきたのか、研究上では、殆ど明らかにされていない状況にある。阮朝時代から成立された各地の明郷社は、フランス植民地期の19世紀後半から一般的なベトナム人集落と同視され、その社内の体制も同様であったとされている [Nguyễn Thê Anh 1971、Mạc 1991]。

個別的に各地の明郷社（村）を対象に研究を行った陳荊和 [陳 1959 ; 1960] によるフエとホイアンとの明郷社の研究においても、阮朝前期（1850 以前）までの村落内の体制がある程度明らかになっているが、それ以降の明郷社（村）に関する情報が少なく、社内の実態が殆ど明確にされていない。この時期の明郷社に関する研究及び歴史的記録などが少ないため、その実態を明らかにすることが困難であり不十分であるというのが先行研究の現状である。

2.4 20世紀後半の「明郷」籍の終了と明郷の現在

1945年に第二次世界大戦が終わり、フランス領インドシナ政府が解体された後、ベトナムにおけるフランス植民地支配は終結したと宣言された。その後フランスは再びベトナムに進駐し、再度ベトナムを植民地化することを図ったが、インドシナ戦争⁴⁰での敗北の結末を迎え、ベトナムから完全に撤退することになった。1954年から締結されたジュネーヴ協定⁴¹の調印によってベトナムが南北に分断され、1975年までベトナム

⁴⁰インドシナ戦争は、1946年～1954年までのベトナムのフランスからの独立を目指す戦いである。1945年に日本軍の敗北後、ベトナムの支配を復活させようとしたフランスの側とベトナム独立同盟（ベトミン・Việt Minh）側との戦争のことである。1946年に11月に戦争が本格的に始まり、その後の12月になるとベトナム全土に拡大し、またカンボジアとラオスまでも広がっていった。インドシナ戦争は、1954年のジュネーヴ協定での平和成立まで続いていた。1945年から1954年までのこの戦争を「第一次インドシナ戦争」と言い、さらにカンボジアまで広がった1970年から1975年の間を「第二次インドシナ戦争」と言う。

⁴¹ジュネーヴ協定は、1954年にベトナム民主共和国とフランス、アメリカなどで締結され

ム民主共和国が存在した北部とベトナム共和国の国家が存在した南部という国家分断の状態が続いていた。

1954年以降のベトナム全土に在住する華僑・明郷は、上記の南北の両国家の政治体制の諸政策によって、政治的、社会的、そして法的に多面における彼らの位置が規定されたと思われる。伊藤〔伊藤 2009〕によれば、中国と直接接し、古く中国の支配下に置かれていた北部における華僑の起源は相当古いと考えられるが、現在華人という自意識を持つ人々の多くは、清末やベトナムがフランス植民地支配を受けるようになって以降ベトナムに移住してきた人々の子孫である。富裕層の多い南部に比べ、北部の華人・華僑は小規模な商人、労働者、漁民などが多く、経済的にはさして豊かでもなかった。1960年の国勢調査によれば174,600人の華人が、ハノイ、ハイフォンなどの都市やトンキン湾の海岸沿いなどを中心に住んでいた〔伊藤 2009〕。また華僑・華人の人口は南部と比べてもともと小さく、さらに1978年ころかなり高い割合で出国したため、北部の華僑・華人は激減した。その後、華僑・華人研究は、中国との関係で対外的にも、また多民族国家として内政的にも非常に政治的な問題を含むことになったため、フィールド調査をまじえた研究を北部で外国人が行うこと現在でも難しい。そのため、ベトナム人研究者による研究も含め、殆ど全て歴史学、政治学的手法によるものと言える〔伊藤 2009〕。伊藤が指摘しているように北の華僑に関する研究さえ非常に少ない中、ベトナム人の研究者による研究も含めた北部の明郷に関する研究は、現在において確認なされていない状況にある。また、華僑・華人に関する政策などについての研究の中においても、明郷と称する人々の存在が全く言及されていない。1955年の北部ベトナム在住華僑について今村〔今村 1995〕は、1955年のベトナム労働党と中国共産党との間で交わされた両党合意により北部の華僑は、ベトナム労働党の一元的指導下に置かれることになり、国籍の如何を問わないままでの華僑のベトナム公民化、華人化が開始された。一方、南部ではゴー・デイン・ジエム⁴²政権時代の華僑に

たインドシナ戦争の休戦協定である。ベトナム北緯 17 度線を軍事境界線とするなどを取り決めた。1954年からスイスのジュネーヴでインドシナ戦争の休戦を協議する会議が開かれた。当時のフランスとベトナム民主共和国、ベトナム国の代表と、アメリカ、イギリス、ソ連、それに成立間の間もない中華人民共和国などが参加した。フランスは、当初会議の引き延ばしを図り、有利な休戦を探したが、5月の会議中のディンビエンフー(Điện Biên Phủ)の戦いで敗れた結果を受け、急速に停戦に傾き、7月に停戦協定が成立した。この協定により、ベトナムは北緯 17 度線を暫定軍事境界線とし、ベトナム人民軍は、北部の部分に、フランス軍は以南に集結され、南北の両部に分断される事態となった。

⁴²ゴー・デイン・ジエム—Ngô Đình Diệm (1901 - 1963) は、1954 - 1963 にベトナム共

対する強制的ベトナム国籍取得と少数民族への徹底した同化政策により、華僑は「中国系ベトナム人 (Người Việt gốc Hoa)」として扱われるようになったと指摘している [今村 1995]。

上記しているように 1955 - 1975 年の北部ベトナムの政権の対華僑政策において明郷という存在の人々が言及されず、また先行研究の中でも追及されていない。従って、本論文は、「明郷」をめぐる「物語」と「儀礼」、そしてそれを支える社会組織を中心に対象とするため、本節で筆者は、主にベトナム中部・南部のベトナム共和国の政権に 1954 年から 1975 年まで具体的に施行された華僑・明郷に対する政策・法的制定などに基づき、フランス植民地期以降の明郷という範疇を見ていきたい。

2.4.1 旧南ベトナム共和国政権下における明郷の国籍問題 (1954 - 1975)

明郷というカテゴリーに関して、フランス植民地期に 20 世紀初頭から 1950 年までの間、民族別人口統計に Minh Hương の分類があったことを第 3 節で述べているが、1950 年代に実施されたベトナム南部のメコンデルタ周辺の諸省の人口統計データにおいて明郷を民族別として類別しておらず、明郷と自称する人が、この時の行政関係の文書上では認められなくなった。また 1955 年以前、中国人と称していた人々は、この時から華僑と称するようになった [Mac 1991]。川本 [川本 2002] によれば、南ベトナムでは、1955 年から発足したゴー・ディン・ジエム政権が発足直後から翌年にかけて、華僑の経済力を排除し資産を間接的に吸収するために経済攪乱行為処罰令、不動産所有統制令、華僑が得意分野とされる 11 種の営業禁止令などを施行し、華僑や僑生に兵役義務を負わせることを目的として出生地主義による国籍法を制定し、1956 年に華僑に対する出国停止措置令に続いてベトナムで出生した華僑と僑生⁴³を出生時に遡ってベトナム国籍とする国籍法改正令を公布した [可児 (他) 2002:708]。

この 1955 年に公布された国籍法に、その諸対象について詳しく規定されている。タン [Tân 1961] の研究では、ベトナム語での原本版の内容を一部記載しているが、その対象とされた人々は、次の三つのグループの人々に分かれている。第 1 グループは、中国人の父とベトナム人の母との間に生まれた混血児であり、Minh Hương - ミ

和国首相、1955 - 1963 に大統領の要職を務めた人物である。

⁴³この文書で出ている僑生とは、ベトナムで出生した華僑とベトナム人との混血児を指している。

ン・フオン（明郷）と呼ばれる人々である。第 2 グループは、ベトナム出生で中華（中国）人の両親を持つ華僑である。第 3 グループは、中華（中国）、またはベトナム国外出生の華僑である⁴⁴。また、第 1 グループの対象である明郷については、次のように規定されている。

「ベトナムにいる全ての人々がベトナムの国籍を持つ。明郷の場合は、ベトナムの身分証明書、或いは外僑としての身分証明書を、どれを持っていても関係なく、ベトナム国籍を取得することと規定する。こうして今後明郷に関する規制が明確的に規定されることによって、この数十年の間の明郷問題についての法律家の論争を終了させることができる」 [Tân 1961]。

さらに明郷に関して、国籍法の中でも「感情的に言えば、数世紀に亘ったベト (Việt) と華 (Hoa) との両民族の共住が続いていたベトナムの地において、ベト・華の両血筋が結合した明郷によって、「自明の諸遺跡」⁴⁵が作られてきた。また社会的な面においても感情的に（ベト族と華族との）密接な連携・関係も作り上げられた」との説明文が記されている。

第 2 グループの国籍取得に関する規定は、「中華系の両親を持ち、ベトナムでこの法の発布日前後に出生した華僑の全てがベトナム人（ベトナム国籍を持つ人）とする。そして第 3 グループについては、場合によってこの法で規定されている幾つかの条件に満たされれば、簡単にベトナム国籍の取得を申請することが出来るという配慮も表明されている [Tân 1961]。また、華僑の組織に対しては 1960 年に布告された全ての華僑団体の資産接取令によって、阮朝時代から存続してきた華僑団体の幫組織が解散され、幫の資金が接取される事態が起こった。それ以後公式的に自治組織としての華僑組織は存在しなくなった [今村 1995]。その結果、旧南ベトナム政権 (1955 - 1963) による法律上の明郷・華僑の国籍に関する規程制定の結果、ベトナムで出生した全ての明郷・華僑は、1955 年以降ベトナム国籍を取得することソイ制的に義務付けられ、中国系ベトナム人としての法的身分を背負うようになった。そして、明郷と華僑とは、他のベトナム人と同様、ベトナム公民という資格を持つようになったことによって、

⁴⁴この三つのグループの対象の内容は、筆者がベトナム語の原本から引用して、日本語に訳したものである。詳しいベトナム語での内容については、Tân [Tân 1961] の記述を参照されたい。

⁴⁵「自明の諸遺跡」は、筆者が訳した原本のベトナム語の「những di tích hiển nhiên」である。ベトナム在住の歴史的過程を通じ、大きに貢献した明郷の功績という意味で、形として残されている歴史的遺跡群との意味を指すのではないかと筆者は読み取っている。

同時に兵役を負う義務も付けられるようになった。Trầnによれば、1955年から1958年まで発布された一連の対華僑政策の施行後、約ベトナム在住の500,000人の華僑はベトナム公民⁴⁶となり、ベトナム人としての身分証明書を持つようになった⁴⁷ [Trần 2002:120]。

こうして1955年以降ベトナム出身の明郷と華僑とは、ベトナム国籍取得者同士となり、法的な身分が一緒となった。しかし、華僑の場合は1960年代から行政関係の文書上では、正式的に「中国系ベトナム人」と記されるようになった。1955年から華人の自治組織としての幫は、公式的に存在しなくなったが、実際的にはそれまで幫の運営していた学校・病院・会館などは、継続的に運営され、相互扶助組織という幫の基本的な機能が依然と殆ど変わらず、1975年まで十分に維持されていた [Trần 2002:286]。この実態の原因とされた出来事は、1955年から1963年までに南ベトナムでベトナム共和国の大統領を務めたゴー・ディン・ジエム (Ngô Đình Diệm) が1963年のクーデタで暗殺され、ゴ政権が崩壊したことである。その後、華僑団体による華僑政策の撤回要求に従い、軍事革命政権は大幅な融和政策を取らざるをえなくなり、対華僑政策が徹底的に施行されなくなった [川本 2002、Trần 2002:286 - 287] ⁴⁸。

華僑に対して明郷の場合は、早く1950年代から行政関係上の記録などにおいて、明郷という民族的範疇とその共同体としての明郷社(村)という阮朝時代に定められた行政単位の名称も保留されなく、その姿が消えてしまった [Mạc 1991]。南ベトナム政権下において、明郷は民族的範疇の实在として存在しなくなり、華人の子孫とはいえ、華僑と違ってベトナム人の取り扱いを受けていた。明郷という民族的概念は、この時から人々の記憶、又は意識の中にしか残っていないと言えるほどの存在へと変化していったと考えられる。

⁴⁶ここでの「ベトナム公民 - Công dân Việt Nam」の表現は、法的にベトナム国籍を持つベトナム人として認められることを意味する。

⁴⁷旧南ベトナム政権の人口統計データによると南ベトナム在住の華僑は、1955年に621,000人であったが、3年後の1958年になると3000人にまで減少し、そして1961年に2000人しか華僑として登録しなくなり、この中に殆どの方は、中華民国(台湾)の国籍を持っていたとされている [Trần 2002:120、184]。

⁴⁸この融和政策の結果、ゴー・ディン・ジエム政権下に華僑という言葉は行政関係文書に使用されなかったが、1963年のゴ政権の崩壊以降、1973年に行われたメコンデルタ地域の人口調査では15,000人以上も再度「華僑」と自称した。1961年の全ベトナム南部地域の人口統計では、華僑として登録したのは、2,000人しか残らなかったが、10年以上後この数は7倍以上も増加し、華僑の勢力が復活したように思わせるものと言える [Mạc 1991:219]。

2.4.2 1975年のベトナム南北統一後の明郷・華僑の位置

1976年の南北統一後、旧北南部の両政権が分かれていた時代が終了し、ベトナムは正式的にベトナム社会主義共和国として全国統一の新しい体制で発足した。ベトナム新政府の指導下において、民族政策を制定することが早くから行われた。そのため、ベトナムの民族構成を確定する作業が必要とされ、急速に行われるようになった。この作業は、正式的に「民族成分確定 - Xác định thành phần dân tộc」と呼ばれている。旧南ベトナム政権の国籍法に規定された「中国系ベトナム人」のベトナム在住の華僑、またベトナム人とされた明郷の両者とも、勿論この民族構成確定の対象となった。以下では、筆者は、古田元夫〔古田 1991〕を主に参考し、民族構成確定作業について省略的に概要した上、これによって規定されている華僑・明郷の法的な身分を述べていくことにする。

2.4.2.1 1975年以降の民族政策

ベトナムの民族構成を確定する作業は、民族成分確定工作と呼ばれている〔古田 1991 : 564〕。ベトナム民主共和国とベトナム社会主義共和国では、60年、74年、76年、79年、89年の5回にわたって全国的な国勢調査が行われている。60年と74年の調査は、17度線以北の北ベトナムを対象としたもので、60年に行われた国勢調査の際に、まだ全国的に統一された民族分類表が存在していなかったため、民族籍の調査は自己申告か地方ごとの分類表からの選択という方法で行われた結果、計125の民族名称があげられることになった。この125民族の数は、現在の54民族の数に比して極端に多いが、当時、民族識別について統一基準がなく、全国的な分類表も存在していなかったため、同一民族でも地方ごとに名称が異なっている場合には別の民族として扱われたり、ある民族の地方グループが独自の民族とみなされたりしたためであった。こうした混乱の状況を克服し、どのような特徴を持った集団を民族とみなすのかという民族識別の指標を確定し、独自の民族と、ある民族の地方グループを区別しつつ、全国的な民族分類表を作成する作業が60年に本格的に行われた。その結果、73年の時点での北ベトナムには36民族、南ベトナムには23民族指定が暫定的な案として提起された。国勢調査は、74年、76年にわたり、59民族の民族分類表に基づいて行われた。しかし1979年の国勢調査では、54民族とする民族分類表が使用されて以来、現在までベトナムの公式的民族成分確定で採用されている構成民族数となっている。

多民族国家ベトナムは、キン族（＝ベト族 - Việt）を多数民族とし、その他の 53 族を少数民族としている。この民族分類表に示される民族識別⁴⁹には「国定民族」として国家が望む民族的範疇のあり方が表示されているとともに、国家に対する人々のさまざまなかたちでの集団的自己主張も反映されているといえる。また、民族識別における「自意識」の重視は、「国定民族」の分類表の中から、自らの所属民族を選択する人もいるように、人生の戦略の選択肢として民族という枠組みが機能することに道を開いている。従って、ベトナム多民族国家において 54「国定民族」の諸範疇の中に入っていないとの「自意識」を持っている人々も数多く存在していることは事実である⁵⁰ [古田 1991: 569 - 588] [伊藤 2008]。

2.4.2.2 1975 年以降の華僑・明郷の法的位置 - 「民族籍」

ベトナム戦争最中の 1972 年に、アメリカが合衆国と中国が接近し、中越関係が悪化したことによって 1976 年の南北統一前から、すでに中国はベトナムにとって潜在的な脅威として認識され、中国系住民に対するベトナム国籍への編入が行われた。華僑にベトナム国籍を取得させ、ベトナム公民となること、そしてベトナム在住の少数民族の 1 民族としての華人（漢族、華族）となることが要求され、中国国籍を維持し華僑であり続けようとする者に対しては、それまで存在したベトナム公民と同等の権利を享受できる特権を廃止し、厳しい職業制限のある外国人として取り扱うことが決定される事態となった。これらの政策は、南部では 1976 年、北部では 1978 年に実施された⁵¹。この政策変更により、すでに悪化していた中越関係はさらなる対立関係となり、1979 年 2 月に中越戦争が勃発することとなった。この中越戦争⁵²をはさんで、ベトナム難民、いわゆるボートピープルが大量に国外脱出を図った⁵³ [芹澤（他）1996]。

⁴⁹民族識別は、民族成分確定作業・工作を意味する用語である。

⁵⁰1975 年以降の民族政策 - 民族成分確定作業の詳細については、古田 [古田 1991] 及び伊藤 [伊藤 2000 ; 2008] へ参照されたい。

⁵¹1975 年のベトナム南北統一後、政治的に自由な背景において、1976 年 3 月に実施された全国総人口調査の結果からは、メコンデルタ地域で民族成分の項目に華人として表明した人が急増したことが分かった。しかし、その後 1977 - 1979 年の間に、その華僑人口の殆どが国外脱出をしたため、残っている人数が少なく、人口が急減する事態となったと指摘されている [Mac 1991:219]。

⁵²1979 年 2 月 17 日未明、中国はベトナムのカンボジア侵攻に対する懲罰として一気にベトナム国境を越境して侵攻し、中越戦争が勃発した。中国人民解放軍は約 8 万 5 千、26 地点から侵攻し、当初は朝鮮戦争で有名になった人海戦術を採ったが、ベトナム軍の落とし穴やトンネルなどのゲリラ作戦にはまり、3 日間に何千名の死傷者を出し、大損害を受けた。そこで戦術を大砲と戦車を主役とするものに替え、27 日からランソンへの攻撃を開

1980年代以降、特に1986年に決議されたドイモイ（刷新）政策により、経済の改革開放が実施され、中国との関係が改善されるようになり、華人を巡る状況に好影響を与え、華人社会は徐々にかつての活気を取り戻しつつあると思われる〔今村1995〕。また、東南アジア諸国との関係深化にともなって、ベトナムは社会主義を堅持しながらも、西側自由主義経済に参入することになり、華僑・華人の持つ経済ネットワークと経済力はベトナムにとって必要不可欠であると認められることとなった。1990年代以降中国語教育の重要性が再認識されるようになり、華人の民族文化としての中国文化は、全体的に復興の傾向にある〔芹澤（他）1996〕。

上記してきたように1976年からベトナム在住の中国系住民の華人は、ベトナムの社会主義的改造、「華僑迫害」事件と大量国外脱出、中越戦争といった大きな諸困難に直面したと思われる。明郷は、1975年まで外国人とみなされた華人と違い、殆どの場合は、一般的にベトナム人と同視され、華人の範疇に含まれず、同様な困難から逃れることとなった。明郷は、マイノリティの「中国系ベトナム人」ではなく、早い時期からベトナム化が進んだ「ベトナム混血児」としての立場に置かれ、マジョリティの「ベトナム人」に含まれると認められ、各時期のベトナム政府にベトナム人としての取り扱いを受け続け、現在に至っている。

このようにして、ベトナム国籍に組み込まれた明郷は、現在、その多くは、「キン族」（＝ベト族 - Việt）と規定されている。その一方、出身地別の幫組織に所属していた華僑・華人の一世と「明郷」籍を取らなかった彼らの子孫たちは、仏領印度支那期終了まで中国国籍を保持し続け、その後中国系ベトナム人としてのベトナム国籍を持つようになったが、ベトナムの南北統一した以降は、ベトナム人「漢族」（＝ハン族 - Hán tộc）⁵⁴の次に、現在では「華族」（＝ホア族 - Hoa tộc）としてベトナムの一少数民族

始し、激戦の後、3月5日に占領した。同日に、中国政府は、予定の目標を達成したと発表し、直ちに撤退した。この間、中国軍はベトナムの国境地帯を徹底的に破壊した。こうして「攻める方が目的と期間を定めた懲罰のための“奇妙な”中越戦争は終了した〔坪井1994:24〕。

⁵³1975年以降のポートピープルの華僑の国外脱出者は40万人を越えたとされている。例えばホーチミン市の華人人口は1975年以前には約70万人であったが、1979年末には472,712人にまで減少した〔今村1995〕。

⁵⁴筆者は、調査を行ったホイアン在住の「華族」の民族籍を持つインフォーマントの方々の語りによる、1990年代まで身分証明書と戸籍に記載されていた民族籍は「漢族」であったが、その後、新身分証明書に切り換えた際、「漢族」から「華族」へと記載を改めさせられた。現在においても多くのお年寄りの人は、記念物として古い身分証明書をまだ保管し

として位置付けられている [三尾 2009]。現在のベトナムでは、マイノリティとしての華人の多数は、ベトナム南部地域に集中的に居住し、その人口は、ベトナム全国の総華人人口の半数以上の人口を擁している⁵⁵。また明郷と称された人々は、正式にキン族に登録しているが、「華族」の地方の諸範疇の中に、Minh Hương - ミンフオンというグループの名前がまだ入っている。明郷という範疇が歴史的なものとなっている今日において、明郷と自称している人々の次世代の子孫の中に、知っている人もいれば、全く知らない人も多くいる。

この状況は、ホイアンという場所に居住し、明郷と自称している人たちの場合にあってはまる。上記してきたように、ホイアンは、ベトナムでは「明郷（香）」共同体の発祥地であると今日まで伝えられている。次節では、ホイアンと明郷・華人について記述していきたい。

ているという。筆者はそれを見せて頂いた限り、確かに「漢族」と記載されていた。

⁵⁵ベトナムの2009年の総人口統計データによると、全ベトナム華人人口は823,071人で、総人口の約1%である。その中にホーチミン市の華人は、全国の華人人口の半数以上50.3%占めている [ベトナム統計局による国勢調査2009]。

3. ホイアンの明郷と華人

本節では、ホイアンの歴史を踏まえた上で、この地における明郷と華人の入植・発展した歴史的過程を概観することにする。最後に、現在で世界文化遺産としてのホイアンの社会において、明郷と華人がどのように位置づけられているか、また彼らの共同体の実践の空間・場としての各会館がどう活用されているか、概括的に現ホイアンの「中国的表象」を記述し、分析を試みる。

3.1 港町ホイアンの成立

ホイアンの歴史は、紀元前後頃のサーフィン文化の時代と次のチャンパ王国時代から存在し、港町として機能し、西方文化の流入の窓口であったとされている [菊池 1994]。16 世紀にチャンパ国が南に後退し、1558 年に阮潢（阮主の初代）は、順化（現在のフエ地域）鎮守として南進を進め、1570 年に広南の鎮守を兼ね、1602 年に広南阮氏政権を樹立した。ホイアンは、広南阮氏政権の拠点となり、国際貿易港として展開した [菊池 2003]。17 世紀前半から末期までのベトナム（当時の国名は大越である）は、黎朝の皇帝の下で権力を掌握する武人によって、北部と南部（現在のベトナム中部）に政権が分かれ、対立抗争をしていた時代であった。北部の鄭氏政権は、現在のハノイに都を置き、フンイエ（Hung Yên）省のフォーヒエン（Phố Hiến）に国際貿易港を開き、南部の広南阮氏政権と対峙した⁵⁶。

17 世紀後半に書かれたと考えられているベトナムの古地図『天南四至路図』⁵⁷には、「会安舗」（ホイアン舗）と「会安橋」（ホイアン橋）などの地名があり、「会安橋」は屋根つきの橋として描かれている。従って会安（ホイアン）という地名は遅くとも 17 世紀前半に出てきたと考えられている [Nguyễn 2010:109 - 113]。ホイアンは、17 世紀以降ベトナムに来たヨーロッパ人の記録において「フエイフォー Faifoo あるいは Faifo」と記されている。17 世紀前半にホイアンに滞在した宣教師⁵⁸の記録によると当

⁵⁶当時の外国人は、北部をトンキン（東京）、或いはダンゴワイ（Đàng ngoài）と呼び、中部をコーチシナ（コーチシナ）またはダンジョン（Đàng trong）、あるいは広南国と呼んで区別していた。

⁵⁷杜伯氏道甫『纂集天南四至路図書』（『洪徳版図』東京・東洋文庫所蔵）。

⁵⁸この宣教師は 1618-1621 年の間にホイアンで宣教の活動をしたイタリア人のイエズス会士でクリストフォロ・ボルリ（Christoforo Borri）という人物であり、1631 年に『コーチシナ王国におけるイエズス会士の新たなる伝道団に関する記述』を著作したとされている

時ホイアンには中国町と日本町が存在していた。ホイアンには、中国、日本をはじめ、他にはオランダ、フランスなどから外国船が入港し、17世紀前半には、とても繁栄していた港町であったといわれている。日本の徳川幕府は、当初朱印船貿易を積極的に推進したため、ホイアン以外にもアユタヤなど東南アジア各地に多くの日本人商人が居住した [三尾 2009]。しかし、幕府が鎖国令を施行して以降、日本人町は衰退し、ホイアンでは日本人家族が僅かに残り、町の住民は殆ど中国人であった。その後、中国系の人々が活躍の中心位置を占めるようになった [陳 1957; 1970]。

つまりホイアンには、16世紀後半から日本人町が形成されたが、17世紀前半になって江戸幕府の鎖国政策により交流が途絶え衰退した後、日本人の姿が消え、17世紀末期から主に中国系移民とその子孫たちによってホイアンの興隆が担われていた。17世紀半ば頃に、明末清初（1644年～）に多くの明遺臣・遺民がホイアンに移民し、彼らの定着することによって明香社という共同体が設立されるようになったことは、上述した通りである。時代を経ると、明香社も段々規模を拡大し、村落としての基盤が出来、他のベトナム人村と同じように村落体制が整えて発展し20世紀前半まで存続していたとされている。1771年西山党の乱が始まり、その機に乗じた北部の鄭氏政権の南征軍の1775年の侵入によって、ホイアンは大きな被害を受けた。1778年から黎朝が滅び、西山朝が確立され、ホイアンは徐々に復興し、阮朝の時代に入って1802年～1848年の間に貿易港として再度繁栄していたとされている [菊池 2003:20 - 29]。

ホイアンへの人々の移住史をまとめると、一番早くこの地に移住してきたと見られるのが、ベトナム人（ベトナム人＝ベトナム族）である。北部ベトナム（ダンゴワイーĐàng ngoài）から中部へのベトナム人の移住が13世紀から始まり、ベトナム各王朝時代によるチャンパ王国の領土への4回の侵攻に伴って進んでいったと考えられている。1度目は、陳朝14世紀前半1306年にチャンパ国の王が大越の皇女と結婚することによって、チャンパ国の領土の一部が大越に提供され、大越の領土になった。その領地は現在の順化（フエ）や広南の一部に当たる地域である。この時期の移住の現象は、朝廷の指示に従い、新領土を守るために進められたと考えられている。2度目は、胡朝の1402年の侵攻によって、チャンパ国王がさらに領土の一部を大越の朝廷に奉獻した。従って、この新しい国の領土へ第二時期の移住が命令され、実行された。しかし、胡朝の統治年数が短かったため、移住の政策も続かなかった。3度目は、黎朝1471年の大きな侵

る [ドー・バン 1993:276] [三尾 2009:89]。

攻により、チャンパ国の崩壊から、広南地域の全体が大越の領土となり、領土が拡大した。この時期の移住は、王の命令によって進められ、北部から多くの住民を移住させ、新領土の中部において統治機関をも設置した。しかし、この時北部からの移住者はまだ少なく、1553年にまとめられた『烏州近録』⁵⁹によるとホイアン地域を含むデイエンバン（現在の広南省のデインバン - Điện Bàn 県である）には、ベトナム人の村66社が記録され、この中にホイアン地域の一つの村である錦舗社(カムフオ - Cẩm Phố)の名が見える。16世紀に阮氏広南は、1558年から北部から南遷し、1602年にホイアン地域に行政府である広南鎮營を建設した。このため、北部からの移住者が多くなり、新領土の人口の大きな割合を占めていた。これがベトナム人による4度目の移住である。また、中国からの移民は、ホイアンを始め、中部地域へ主に3度渡り、移住してきたと考えられている。ホイアンは、チャンパ王国の時代下においても貿易港として発展していたので、中国人の商人がこの地に多く訪れたが、定住は殆どしなかった。最初は1567年の明朝の海禁解除後、ホイアン地域を含めた東南アジア各地での唐人町の発展の時期である。特に1644年～（17世紀後半以降）の明末清初時期に大陸での戦乱を避け、ホイアンに多数の明遺臣や遺民が来着する。さらに後の世紀後半以降も中国からの移民は小人数でホイアンに渡り続いていた。その後、19世紀の清朝の阿片戦争の失敗の1840年後、1851年太平天国の乱の後、そして1911年の中国の辛亥革命の後も、夫々の年に中国から、南部ベトナムとは違って、小規模の人数ではあるが、続々ホイアンの地に辿り着いたとされている [Nguyễn Chí Trung 2010:71 - 74]。

17世紀～19世紀までホイアンには、明遺臣・遺民を始め、中国系移民からなる明郷（香）社という行政単位他に、会安社という同名のベトナム人の村も同時に存在した。ホイアンの領域内に明郷社、会安社と錦舗社（カムフオ - Cẩm Phố）⁶⁰という3つの行政単位が含まれていた。この3社の住民の民族的特性からすると、明郷社は中国からの移民らとその子孫が住む村で、他の2社はベトナム人村であるとされている [Nguyễn Chí Trung 2010:107 - 112]。

⁵⁹楊文安『烏州近録』川山門 (Dương Văn An, *Ô Châu cận lục*. Hà Nội: Nhà xuất bản khoa học xã hội, 1997) はベトナムの最も古い地方地誌と評価されている。1553年に編纂され、1555年に刊行された。その中に16世紀の中部地域の各地方についての情報が記録されている。

⁶⁰錦舗 (カムフオ - Cẩm Phố) 社は、かつて明郷社と隣接していた村であり、現在でも Cẩm Phố 防という行政単位として存在している。

3.2 ホイアンの明郷社の成立

筆者は、次にホイアンへの中国人移民の入植及びその後のホイアンにおける彼らの社会・コミュニティの発展の過程を歴史学的研究に基づき概観する。尚ホイアンの明郷・華人の社会の発展について記述する際、主に陳荊和⁶¹ [陳 1957; 1964; 1970; Chen 1960; 1962] の解説に従う。何故なら同研究がベトナム国内外の研究者に必ずといっていい程、引用されているからである。また、陳の一連の研究に言及しながら、ホイアンの中国系移民の「僑居化」と「土着化」という人類学的視点から行った三尾裕子 [三尾 2006] の研究も参考する。

3.2.1 ホイアンの「明香社」の成立の経緯

ベトナム中部への中国系移民の入植は、16、17 世紀に遡る。16 世紀半ばから中部ベトナム支配権を確立した阮氏は、外国人に対して、海港に専用の居住地を作り、治外法権を許すなど、彼らの貿易活動に保護を与えた。1617 年に形成された日本町が衰退した後、ホイアンですでに日本町のできた年代と同じ頃に形成された大唐街の中国人移民がこの街の繁栄を支えたが、1644 年の明の滅亡前後から、明清王朝交代期に満州族の王朝に服することを潔しとしなく、戦闘に破れ国外に流出した人々は、ホイアンの大唐街に加わり、新たな中国系移民が増加したとされている [三尾 2006:88]。陳荊和によれば、17 世紀初年にホイアンに大唐街がすでに形成され、ここに僑寓する華商は、3 つの類型が考えられる。その一つは、モンスーンの交替期が不順で、あるいは商務の遅延で、6、7 月頃の西南季節風に間に合わず、やむを得ず残留して越年をし、明年の風期を待って北帰する者である。その 2 つは、自発的に半永久的又は永久的に僑寓するものである。この場合の多くは、船主、あるいは船会社の手代または買弁で、ホイアンに常駐し、会社の船が残していった滞貨を売り捌き、当地の特産品を買い付け、翌年の春に再び南航してくる会社の船のために必要な貨物を確保する役を務める者である。その 3 は、華商の居留地にあつて、唐商相手の商売を営む者で、旅館、飲

⁶¹陳荊和は 1950 年代にベトナムのフエ総合大学で客員教授として務めていた時代、ホイアンに入り、会安明郷社について歴史学的調査を行い、日本語とベトナム語と両方の言語で論文を執筆した。明郷歴史の研究では、彼が代表的な研究者の一人で、「会安明香社に関する諸問題について」という研究が現時点に至るまで、会安明郷に関する諸研究の中、ホイアン研究をする者をはじめ、地元の人、明郷会館に行っている人々などは、明郷の歴史を調べたり、話したりする際、必ず参考する典型的なものである。彼の研究の基本的な史料の一部は、関帝廟・明郷翠先堂に残っている漢字の碑文や扁額である。

食業、雑貨店、薬舗、裁縫等の営業に従事し、1 と 2 グループより時間的に遅くホイアンに到来した者という。この移民らの居留方式は、「僑寓」または「客寓」であるとされている [陳 1970:80 - 81]。また、その後のホイアンの明郷社の成立の経緯については、明朝末期に中国での戦乱を避け、ホイアンに多数の明遺臣や遺民がホイアンに到着すると、彼らを収容するかどうかが問題となってくる。従来の大唐街では、とても収容しきれないので、新たにこうした移民らを居住させる地所と組織が必要となってくる。大唐街従来の住民と異なり、商業性を持たず、初めから永住を目的とする移民であるため、明香社⁶²の設立の根本的原因はここに存するとされている [陳 1970 : 81]。即ちホイアンの明郷社の成立は、この地の中国移民の増加によって生じた結果であると思われる。

ホイアンの明郷社は、阮主の領域内で最初に設立されたと言われているが、ベトナムの歴史記録において、その形成年代に関しては正式的記録がなく、明らかになっていない状況である。それに記録類の中にも言明されていない。唯一明郷社成立年代の究明に重要な寄与をなすとされているのが、現在までホイアンに現存している明郷関係の最古の歴史的遺跡とされている関帝を祀る関帝廟⁶³の正殿正面の軒下に揚げられている勅封額（写真 1）である。この額には、「慶徳癸巳年（1753 年）」という年号及び奉納者のことについて「明香員官客取全社」との記載があり、明香という名称を録した最古の資料とされ、西暦 1653 年に作られたものと推測されている。また同廟に保存され、1753 年という最も古い年代のある重修碑文（写真 2）にも関帝廟の建立年代について「百有余年」との記載もあったから、明香社が中国の清朝による薙髮令の発布された 1645 年から 1650 年の間に設立され、17 世紀末の 1693 年にホイアンの明香社はすでに存在していたと陳が推測している。従ってホイアンの明郷社の成立は、現在ホイアンにおける最古で最も重要な文化財となっている歴史的遺跡としての関帝廟とは非常に深く関わっていると認識されている。そのため、ホイアンの街並みを作った先人たちには、明郷という人々が最初の担い手であると想像されるべき存在であ

⁶²陳荊和の研究において、明郷社のことは、成立初期の共同体名である「明香社」を使用しているため、筆者が陳の研究をまとめていく際は、そのままのオリジナルの用語を使うことにする。それ以外の分析のところでは、「明郷社」を使用することにする。

⁶³関帝廟は、ホイアン街で最も古い遺跡であると伝えられている。「明郷」を始め、ホイアンの中国系移民とは深い関係がある場所としてよく語られている。現在において、関帝廟は、ホイアンにある遺跡群の中で成立年代が最古であり、地元では信仰深い地元の住民を始め、多くの信仰者を集めている場としてよく知られ、ホイアンのシンボルとなっていると言っても良いほどの場である。

る。

藤原利一郎〔藤原 1986〕の研究において 17 世紀～18 世紀のベトナムにおける明郷社の自発性、かつ社内の自治体制が言及されているが、この時期のホイアンの明郷社も同様な体制で運営されたと考えられる。三尾によれば、阮氏は当時、権力の基盤を築き始めた頃であったため、明の遺臣・遺民という難民を受け入れ、その人力を国の建設に利用した。このため、阮氏は、当時のホイアンの明郷社について、おそらく直接統治ではなく、コミュニティ内の自治を認める間接的な統治を行っていたものと思われる〔三尾 2006:89〕。

現在ホイアンの中心に位置している「中華会館」（写真 3）という施設が現存し、この会館の旧名は「洋商会館」であり、18 世紀前半に建設されたと推測されているが、館内の壁に嵌められている「洋商会館広義条例」（写真 4、参照史料 1）という碑文がある。この碑文に 1741 年⁶⁴（永祐辛酉年）と制作年号が刻まれているので、これらの規定が適用された時期は、18 世紀前半だと推測できる。この碑文にある条例が当時のホイアンの中国系移民社会の自治規則とされているが、これを通じて 18 世紀前半頃のホイアン在住の中国系移民社会の自治体制を伺えると思われる。三尾〔三尾 2006〕によると、これらの条例の内容によれば、ホイアンでの取引に対して、必ず売り上げに応じて会館に税を納めることや、会館の資金を使う時には、会館の人々の合議によること、海難事故で救助された人がいた場合に、その人に与える援助の額や期間などについての取り決め、移民と現地の女性との婚姻及び子供の出生についての記録の義務付けなどが決められていた〔三尾 2006:89〕。また碑文の最後の条例には「議会館理事人不得欺隱、不得藉事推諉亦不得通同贅入明香社、必須秉公料理…」との記載があるが、これを見る限り、18 世紀半ばにホイアンの中国系移民の社会において、明香社に入った人々、藤原〔藤原 1986〕に指摘されている「明香社在籍民」というような人々及びその他の一時的に滞在する客商・華商とが共存していることが分かる。この両者の全体的管理を担ったため、自治体制を持つ組織であり、そして洋商会館をその活動の場所としていた。三尾は、この自治単位を「幫」⁶⁵のような組織と見ているが、人々

⁶⁴ 1741 年は、清朝の年号では乾隆 6 年で、黎朝の年号では景興 2 年である。1740 年は、永祐 6 年で、景興元年に当たるが、碑文の作成者が中部の人であったため、年号の変わったことが、碑文作成の時点では、中部で知られなかった可能性がある。

⁶⁵ この「幫」とは、中国から海外に出て行った中国系移民は、同郷或いは同姓、同業などの理由を有する人々同士の相互扶助組織のようなものである。これは、阮朝の華僑統治の政策として 1814 年に発布された華僑を組織するための同郷・言語の幫制度とは違い、強

の明香社に入ることは、このコミュニティ内で判断され、決定されることになったようである。つまり、阮氏政権は、「幫」のような機能をしている自治単位を通して、ホイアンの中国移民社会を管理していたと理解されている。

3.2.2 「明香社」の前賢－「十老・六姓・三家」

明郷社の創建者について、1960年にホイアンを訪れ、実地調査を行った陳荊和は、ホイアンの明郷と明郷社についての地元の史料を調べ蒐集し、さらに当時の明郷会館関係の仕事を担当していた関係者の話なども聞いた上、研究を行った。陳はこの研究において、ホイアンの明郷や華人を中心に捉えたホイアンの成立と発展を描いたグエン・ティエウ・ラウ [Nguyễn Thiệu Lâu 1941] の研究を主に参考しながら、明香社の前賢とされる創建者の人物像を詳細に記述している。ホイアンの明香社は、社の成立及び社内の福祉に尽力した功労者を前賢と呼び、社内の「明郷萃先堂」に1820年から位牌を安置し、毎年春秋の祭祀を行ってきた。萃先堂に安置されている明郷社の前賢の位牌には「十大老・魏、莊、吳、邵、許、伍・三家－張宏基、吳廷寛、洗国祥」（写真5）と記されているが、この内容を解釈する際に、研究者により多少に違った理解がなされている。それは、前賢を「十老、六姓及び三家」の3つのグループに分けるか、又は「六姓を持つ十老と三家」の2つのグループに分けるかという2つの解釈があり、結論はまだ定まっていない。夫々の説の内容を紹介する。

まず明郷社の前賢は「六姓を持つ十老と三家」であるという説に関しては、ホイアンに現存明郷会館の壁に嵌められている1908年（維新2年）の碑文（写真6）の明郷社の設立と創建者についての内容によれば、明郷萃先堂で祀られている魏、莊、吳、邵、許、伍の六姓を持つ大十老（10人の大老）は、全員明朝の旧臣であるとされる。明朝滅亡の際、清への服属を拒み、明朝に対する忠誠心の揺ぎなく、官位や姓名を隠し、中国から南へ下った。そこで先住の唐人町の住民を集めて明香社を設立した。「冠以明字、存国号也」とあるように、明香を村の名前にすることによって、明の伝統又は香火（祭祀）を継ぐという意を込めている。当初、茶饒（チャーニェウ－Trà Nhiêu）⁶⁶という港町で生計を立てたが、その後、ホイアンへ移動した。十老の既往後、3人の

制的ではなく、ある程度自発的に作られてきた自治組織である。

⁶⁶茶饒という地名は、ホイアンが面しているトゥーボン（秋盆 - Thu Bồn）川の対岸にあるベトナム人の村落地帯である。ホイアン明郷社の管轄下にあった明郷社附属諸鄰がこの地のベトナム人村落の中に共住している状態である。

人物がやってきたが、これを「三家」（張宏基、吳廷寛、洗国祥）と呼んでいる。三家は、「明香社」内の財力豊かな郷紳であり、寺廟などの公共福祉事業に熱心で、地簿の作成、河岸での沖積砂地開発、「明香社」面積の拡大など「明香社」に尽力したと記されている [陳 1970: 82 - 88] [三尾 2006:88]。

次にグエン・ティエウ・ラウ [Nguyễn Thiệu Lâu 1941] の研究も「六姓を持つ十老と三家」の明郷前賢の説に従っているが、同研究によれば、最初に浙江及び福建の明人の 10 人（魏、莊、吳、邵、許、伍の六姓）が明朝末期の動乱を避け、広南に至った。彼らを明香社の住民は、十老、或いは前賢と呼び、同社の創設人物とみなしている。彼らが、当初、ホイアンの南の 15～16 キロの升平（Thăng Bình）に到着し、菓種を販売したり、地理師（風水師）になったりしたが、その後、升平からホイアン対岸の茶饒という港町に移り、ここに関帝廟を建てた。しかし、茶饒の船着場が泥沙の沈積で浅くなったので、十老はさらに青霞（Thanh Hà）に移り、ここに共同の祠堂たる「祖亭」を建てた。ところが、青霞⁶⁷の河道も浅くなったので、十老は、錦舗（カムフオ・Cẩm Phố）、ホイアン及び古斎（コチャイ・Cổ Trai）⁶⁸等の社に移り、この 3 社の接境地帯に土地を購入し、共同の居留地となした。十老がここに定住した後、中国から 3 人の人物が参り、社民は、これを 3 家、即ち洗国公、吳廷公、張宏公と呼んだ。3 家の来越年代は、17 世紀初葉であった。この 3 人は、順化の阮府に申請し、初めて明香社の設立を認可された。これは、17 世紀中葉から出現したという明郷の前賢についての伝承である [陳 1970:83]。

グエン [Nguyễn Thiệu Lâu 1941] の研究においては、広南に 17 世紀から中国移民が居住していた足跡が残っているとされている升平、茶饒、そして明郷社関係の記録にある諸社である青霞社、錦舗社、古斎社という諸地域において伝承される複数の語⁶⁹

⁶⁷青霞社は、錦舗社と隣接した村で、明郷社の墓地や田圃があったところで、筆者が調査で見に行ったところ、現在でも明郷と自称している人々の祖先の墓がまだ残っていることを確認した。

⁶⁸古斎社は、かつて明郷社と隣接していた村であったが、19 世紀後半から明郷社と合併し、明郷社の領域となったとされている。

⁶⁹これらの地域に関しては、まず升平県には現在中国系移民の子孫の村が住んでいると伝承されている。茶饒では、ホイアンの明郷社の管轄下にあった明郷諸グループがそこに関帝廟を建た跡が残っていると伝承されている。また青霞社に元々明郷社の「祖亭」という場所があったと伝えられていた。そして会安社と錦舗社は、明郷社と隣接し、現在その地名が現存している。最後に古斎社という地名は現在消えたが、明郷会館の祭壇に古斎社の里長の位牌が残り、なお祀られていることから、グエンが古斎社に関する話を推測したと考えられる。

を繋げて推測し、又想像しながら、明郷社の歴史を物語化しようとしているのが印象的である。

陳は、グエンの研究に多くの検討の余地が残していると指摘し、グエンに紹介された十老に関する伝承は、貿易又は商業の便宜により、複数の場所から転々としてから、最終的にホイアン明香社に集中してきた明遺民の風潮、又は傾向を表すものだと見ている。そこで陳は、ホイアンで蒐集した地元の資料に基づき、さらに明郷社前賢に関するより詳しい情報を補足している。なお陳の解釈によれば、前賢が「十老、六姓及び三家」という 3 つのグループに分かれている。十老とは、孔太老爺⁷⁰、顔老爺、余老爺、徐老爺、周老爺⁷¹、黄老爺、張老爺、陳老爺、蔡老爺、劉老爺という 10 人の明の遺臣、或いは阮府の官吏、即ち官職についた人々である。また殆どの方が福建人であったという⁷²。次の第 2 グループの六姓は、具体的に如何なる人物か考証出る史料がないとしているが、陳の推測によれば、魏、莊、呉、邵、許、伍の六姓を持つ 6 人の活躍年代は、十老よりやや早いとされ、十老と六姓の生存年代は、17 世紀末年を中心にし、一部分重なっており、両者の相違は出身地ではなく、十老の方は明香関係者で官職についた者であるのに対して、六姓の方は、明香社の郷老で、民間人として商業に従事した人たちであったという。さらにホイアン初期の中国移民は、十老と六姓

⁷⁰孔太老爺については、陳荆和によれば、十老のリストの筆頭にある孔氏だけが「太老爺」と呼ばれることの意味は、他の 9 人よりも高い地位を持つか、又は聖裔（孔子の子孫）と見られたようである。現在ホイアンの中心に孔天如という人の墓が残っている。この墓所は、元来孔天如の祠堂であったが、その祠堂の建物は、すでになくなっており、現在露店の墓所となっている [陳 1970:84]。この墓を 1849 年に明郷社、錦舗社、四幫、親善族（明郷社内の一部の氏族が集まり作った「慈善」活動を専念するグループであると伝えられている）によって重修され、また 1942 年（民国 31 年）に再度「中華会館」に重修された。現在ホイアンの華人が管理している清明祠という施設にも、孔氏の位牌が安置され、祀られている。しかし孔氏の墓碑に卒年は乙亥年（干支年）であり、年号など書かれていないため、はっきりした年代を特定できない状況である。陳は、この人物が 1695 年に亡くなったと推測している。

⁷¹周老爺という人物も、ホイアンから 2 キロほど離れている場所に墓が現存している。この墓は、1941 年（民国 30 年）にホイアンの中華会館に重修された。この人物の名前は、周岐山であるが、孔天如氏と同時代に生きていた人で、卒年も墓には干支年で書かれているが、陳の推測によると 1694 年に亡くなったとされている [陳 1970:85]。

⁷²陳は、ホイアン、茶饒と青霞の周辺の諸村落に残っていた古い墓に記載される情報などを記録し、これに基づき年代と中国の出身地を推測している。これらの墓には、人の亡くなった年代が干支年又は龍飛と書かれているが、陳は、推測した明香社の成立年代である 17 世紀の半ばに照らし合わせながら、墓の年代を判断した。また 17 世紀半ば頃のホイアンに存在していた大唐街の居住者の殆どが福建人であるという情報は、当時のホイアンを訪れたとされる釋大汕という一人の中国人の僧侶の記録（日記）に書かれてあったことから、これらの墓に書かれている地名も殆ど福建省にあった諸地方の名称であるため、明郷社の前賢のものではないかと推測している。

に限られたのではなく、もっとたくさんの明人が来ていたとも指摘している。第 3 グループの張宏基、呉廷寛、洗国祥の三家については、現在ホイアンの関帝廟に現存している廟の修復碑文の中で最も古いとされている碑文に記されている。碑文の年代は龍飛癸酉年で⁷³、関帝廟の修復に貢献した 3 名の郷紳の名前とその功績が記されているが、3 人に関する事蹟の記載がない。張宏基という人物の事蹟だけを解くことができているが、他の 2 人の経歴は不明であるとされている [陳 1970:86]。

ある程度明瞭な記録が残されている前賢の唯一の張宏基という人物については、現在ホイアンに在住している張族の祠堂に安置されている張氏歴代尊図（拝殿正面の位牌）によると、張氏の原籍は、福建省泉州府同安県中左所であり、張氏は来越してから、宏基までにすでに 3 代を経ており、上の 3 代は茶饒に住んでいたと思われる。また、張族の家譜略篇によると、張宏基という人物は、ホイアンと華南を往復し、中国貿易によって財産を築いた後、公共福利事業に熱心であり、関帝廟の修復やホイアンの来遠僑⁷⁴の上にある神祠（北帝を祀る）（写真 7）の修復も宏基（写真 8）によって営まれたという。商賈として南下した張氏が 3 代目の張宏基の代になって財産を成した後、ホイアンを永住の地と定め、明香社に入籍したことで、海客、又は僑寓の身分を脱し、明香社民になるものであるとされ、この張宏基と同様な者も多数あったとし、明香社人口構成の別の類型を代表するものと陳は指摘している [陳 1970:87]。つまり、陳によって解釈されている前賢像は、明末清初の明遺臣・遺民とされている「十老・六姓」という人物らの生存や活動などに関する時代的情報などが確認できず、不明なところが多く残っている。また三家に関しても、唯一の張宏基という人物は、18 世紀後半から 19 世紀前半の間に住んでおり、明香社に入籍した商人であるとの事蹟が一部確認できたとは言え、明朝の滅亡の時からかなり遅れて離れた時代に生きていた人物のようである。

また、ホイアンは世界文化遺産として登録されてから、世界からの注目を集めるよ

⁷³龍飛という年号は、ベトナムの王朝の年号でもなく、また中国の王朝の年号でもないのでどの時代であるか特定できない現状である。しかし中国系移民を研究している学者によると「龍飛」とは、明末清初の時期、東南アジアの国々に移民していた明朝の遺臣・遺民の諸集団が作った独特な年号であり、お互いを認識できるための暗黙的な記号のようなものであると思われる。

⁷⁴来遠僑は、ホイアンではとても有名な橋であり、18 世紀に存在していたとされている。俗に日本橋と呼ばれたと言われ、日本町が存在していた時代に建てられたと伝えられている。その橋の上に、中国系神である「北帝」を祀る祠があり、その祠の 1817 年の修復記念に祠の屋根に掛かっている柱に明香社の郷長としての張宏基の名前を見ることができる。

うになり、陳荊和の研究（1960年）以来、40年後、地元の研究者によってホイアンの明郷に関する研究が再度行われるようになった。その成果は、「ホイアン文化遺産保存管理センター（旧名称はホイアン遺跡保存センター）」という現在ホイアン市内にある文化遺産の保存・研究などの機能を持つ機関の『17 - 18世紀の明郷社とホイアン商業港』という Trần 他 [Trần 2005] の研究である。この研究においては、明郷社の成立及び前賢についての伝承や物語も記述されているが、以前明郷会館にあった豊富な史料を蒐集し分析した結果だと強調し、明郷会館の1908年の碑文に記されている「六姓を持つ十老と三家」という前賢の説を主張しながら、陳による「十老・六姓」の説を否定している [Trần 2005:22 - 23]。Trần 他 [Trần 2005] によれば、明郷社の成立年代を明末清初の17世紀の半ばとし、明郷社前賢の第1グループの十老は、ホイアンへの最初の入植者の代表であり、その後第2グループの三家が移住してきて、18世紀～19世紀に生きていた人たちであるとみなしている [Trần 2005:25]。

結局、明郷社の創建者たる前賢についての話は、研究者の解釈によって、幾つか相違の点が生じており、結論として統一した説がない。ホイアンの明郷及び明郷社の成立の歴史というのは、陳荊和も述べているように、実際にベトナムの正史において、その記録が見られなく、主に地元の史料と伝承などに基づいた個々の研究者の推測に依拠しているものである。こうしてホイアンの明郷社の前賢についての物語が、ホイアン歴史の研究上では、多様に語られてきたと言っても良いであろう。

明香社の「十老・六姓・三家」という前賢の他、社の発展に大きいに貢献したと伝承されている2人の後賢の存在も重視され、記されている存在である。この2人の位牌も明郷会館に設置され、祀られているが、その一人の位牌に「開山大檀越主鄭門吳氏法名妙成神位」と記されているが、吳という姓を持つ女性で、華族の吳族の女性であるとみなされている。彼女は、同じく華族の鄭門に嫁したが、夫の死後、若くして寡婦となり、莫大な遺産を受け継いだため、吳氏は明香社のために田地を寄贈し、社の面積を拡大したことに大きく貢献した一人の人物であるという。陳は、吳氏が土地を寄与しただけではなく、寺も建てたとも推測している。また吳氏は六姓の吳家の出であり、明香社の成立期の直後に当たりである17世紀の半ばに生きていた人物であると推測されている [陳 1970:87]。次の2人目も、明郷会館に祀られており、その位牌に「重建円寂第四代号惠鴻諱上広下湊公大禅師蓮座」と書かれ、中国の臨済宗の禅僧で、梁惠鴻という和尚である。18世紀に明香社に土地を寄贈し、明郷社の面積の拡大

に貢献した後賢の1人であると伝えられている。しかし、現在では、「十老・六姓・三家」は、かなり固定化された「明郷社の前賢像」であるため、明郷の子孫と自称している人たちの間では、以上の2人の人物についてあまり注意されていないようである。

3.3 ホイアンの明郷社の領域

会安 - ホイアンの名称には、2つの意味付けがある。1つは広義の会安で、これはベトナムの史料や記録に見える会安庸（舗）で、ヨーロッパ名の Faifo、あるいは Faifoo にあたり、17世紀初年から中部ベトナムの対外貿易港として栄えた秋盆川河口に近い港町全体を指す。この広義の会安は、本研究の調査地範囲であり、ホイアンと呼ぶことにしている。もう1つは狭義の会安で、これは会安庸にある幾つかの社村の中の1社の名称である。会安社は、その他の明香社、錦舗社、安寿社、豊年社と花舗社とともに会安庸を形成していた。当時の唐人町たる大唐街は、会安社にあったとされる [陳 1970 : 88]。その後、安寿社、豊年社と花舗社は合併して、山豊村となったが、19世紀前半まで会安庸は6社から成り立っていた。1826年（明命7年）広南宮から各社に役目と華僑の4幫の幫長に出された伝示には6社の名前が記されている。それは明香、会安、古齋、東安（Đông An）、塩戸（Diêm Hộ）、花舗（Hoa Phô）の6社で会安庸を形成していたのである [陳 1970:88]。

明香社の面積と組織などについては、陳 [陳 1970、Chen 1962] を主に参考しながら、まとめていきたい。ホイアンの地図（地図1）で見られるように20世紀前半の明香社の面積は、秋盆河の河岸に沿って並行している3本の道の範囲内であったが、それは17世紀～19世紀の200年以上に及ぶ形成時間を経過した結果としてのホイアンである。17世紀の明香社の最初の土地は、十老が隣の会安、錦舗と古齋の3社の接壤地区で購入した土地であった。この共同居留地の東境に関帝廟を、西境に北帝祠（日本橋の上にある神祠）、北境に万寿亭⁷⁵を建て、南は秋盆河を以て天然の南境となし、中国船の船着場であった。それより後、個人の贈与、河岸の浮州の現象により、または隣社と合併し⁷⁶、明香社の面積は徐々に拡大された。1814年（嘉隆13年）編

⁷⁵万寿亭は、現在ホイアン街の地図から消えてしまって、住宅地となっている。

⁷⁶隣社との合併は、実は19世紀後半になってから起こったことであったが、明香社の東隣の古齋社は元来魚村であったが、明香社の商業、貿易活動により、社民が出海して、漁業に従事することを妨げられ、他郷へ移転する者が続出し、社内的人口も減少したので、1883年に同社の里長（名前は李有興）の申し出により、古齋社は、明香社に編入され、かくて明香社は、更に約5畝（約2500平方=2.5ヘクタール）の土地を加えることとなった [陳

集の地簿によれば、当時の明香社の全面積は、寺廟の敷地も含め、17 畝 7 篙 10 托に上り、香勝と香定の 2 邑に分かれていた。香勝邑は、現在の Lê Lợi (レ・ロイー黎利) 通りから西、日本橋に至る地区であり、香定邑はその反対で Lê Lợi 通りから東、関帝廟に至る地区を指すという。その後、19 世紀の中葉になると秋盆河の河岸の沖積土が整備され、新たに土地が加わり、1841 年に明香社の河岸部に面する南境の方で平行する新しい通りができ、当初は “Tân Lộ” (タン・ローー新路) と呼ばれたが、20 世紀の半ばまで広東出身の華人が集中的に住んでいた通りだったため、“Phố Quảng Đông” (フォ・クアン・ドンー広東街) か “Đường Quảng Đông” (ドゥン・クアン・ドンー広東通り) という名称で呼ばれるようになっていた。現在では、この道は Nguyễn Thái Học (グエン・タイ・ホック) 通りとなっているが、この通りの旧称がまだ地元で伝えられている。さらに 1878 年～1886 年の間に少しずつ河畔で沖積土が出来、「広東通り」と平行し川沿いの道が新たにでき、“Bạch Đằng” (バック・ダン) 通りと呼ばれ、現在に至る。後からできた 2 本の通りは、19 世紀後半以降 1970 年代までホイアンに新しく入植していた中国系移民の集中的な居住地であったが、19 世紀後半まで行政単位としての明香社の領域内に含まれていたのである。

19 世紀の前半までの明郷社の領域は、陸の方にある 1 本目沿いの街通りであり、その両端には、西方に日本橋 (寺橋) と東方に関帝廟があり、ホイアンにおける最も歴史が古い領域とされている。最初に形成された 17 世紀中葉の明郷社の領域は、1 本目の街通りの範囲内だけであったが、18 世紀に入ってから、洋商会館 (現在は華人の中華会館) と福建会館とが立てられ、そして 19 世紀に入ってから、次々と明郷萃先堂 (明郷会館) と潮州会館、広東会館、海南会館などが建設され、社内の領域に加えられるようになった。地元の人々の話によると、昔から民間的に傳承されている明郷社の領域の全体は、「上は寺橋、下は陰本」という文句で表現され、「明郷社の一番上の端には寺橋 (日本橋)、一番下の端には陰本寺 (潮州会館) である」を意味している。この文句は、昔からホイアンで言い伝えられていると言われ、なお今日においてもホイアンの人々の間でよく聞かれる。

明郷社の領域内では、17 世紀から 18 世紀まで明郷社の成立の時代に深く関係する寺・廟が遺され、当時の明香社民の文化的精神的生活を知らるための貴重な諸古跡とな

1970:89]。現在、明郷会館内で、古齋社の里長李有興は、明郷社に対して貢献者の一人として見られるので、位牌が安置され祀られている。

っているとみなされている。現在のホイアンでは、最も価値のある重要な歴史的かつ文化的財産と評価されているのは関帝廟である。上記しているように 17 世紀中葉の 1653 年前後に創建され、ホイアンと明郷社の成立の歴史を解くための唯一の明確な記録を持っている場所だからである。関帝廟と同時期に創建されたとされる古跡は、観音を祀る観音寺（写真 9）である。現在観音寺の門に「明郷仏寺」という名前が書かれており、関帝廟の次に並ぶ明郷社の創った代表的な古跡と評価されている。この寺院の建設年代もはっきりした記録が残っていないが、寺内にあった一つの扁額に「慶徳癸巳年（1753 年）」という年号があることから、関帝廟があった時に既に存在していたと推測されている [Chen 1962:25]。この寺院は、1970 年代まで住職がいたと言われているが、1975 年以降ホイアンの行政関係の施設として使用されるようになり、完全に寺院としての機能を失った。現在では、寺の建物が遺跡として保存されているが、ホイアンの歴史博物館として活用されている。そして明郷社の成立史ととても深く関わっていると思われるもう一つの古跡は、「錦霞海平二宮」（写真 10）である。この古跡の歴史を示すものは、現在の関帝廟の裏にある 1 つの碑文⁷⁷である。碑文の内容によれば、この遺跡は、そもそも明香社の成立した当初に錦舗社と清霞社との社境に建てられたので、「錦霞宮」と呼ばれたという伝承があったという。1626 年に明香社は、現在の場所まで錦霞宮を移動させ再建したが、錦霞宮の右側にさらに海平宮を立て加え、「錦霞海平二宮」という新しい名前と呼ばれるようになったという。錦霞宮は、「保生大帝」と陪神「三十六将」を祀り、地元のホイアンでは“Chùa Ông chú”（爺叔廟）と呼ばれていた。海平宮は、「天后聖母」と陪神「生胎十二仙娘」を祀り、地元の人々に“Chùa Bà mụ”（娼姥廟）と呼ばれたと伝承されている。そこで、ホイアンの華人研究者の一人によると、ベトナム語での“Ông chú”（爺叔）という言葉の発音は、おそらく中国語の「祖亭」の発音に似ている。錦霞宮は、ベトナムに到来した当初の明香社が建てた廟であったため、ここを「祖亭」としたが、時代が経ることによってベトナム語化された発音で“Chùa Ông chú”（爺叔寺）と呼ばれるようになったのではないかと推測されている。現在では、地元の人々は“Chùa Bà mụ”（娼姥寺）と一般

⁷⁷この碑文は、元来「錦霞海平二宮」の重修碑文であったようであるが、ベトナム戦争の影響で錦霞海平二宮が一部破壊され、また明郷社もその施設を管理しきれなくなったため、広南省仏教協会に 1950 年以降譲ることになった。その後、仏教の学校がその土地で建てられ、錦霞海平二宮の正門だけが残され、建物は崩壊された。碑文は、関帝廟の裏にある明郷仏寺の庭に設置されて現在に至る。

的に呼んでいる。従って、伝承だと言われながらも、この古跡は、ホイアン全体では最も歴史的に最も古い廟であり、明香社民の来越史の初期を伝える唯一の場所であると言われている。1954年以降ベトナムが南北に分裂した時期に、明郷社が、両廟を管理できるような財力を失ったため、当時の広南省仏教協会に譲ることにするほか選択肢がなかったという。その後、両廟が壊され、その地面の上で、小・中学校が建設され、廟の門だけが残されおり、現在に至っている。つまり以上の3つの古跡の歴史については、明確な歴史的記録が殆どなく、主に諸伝承により物語られている部分が多いようであるが、明香社の成立の歴史に深く関係しており、非常に重要な寺廟と評価されている。

さらに陳 [陳 1970] によれば、明香社に付属し、その管轄下にあった中国系移民と子孫の集落は広南省地域の10ヶ所にあり、これらの集落のことを付属十鄰と呼ばれていたとする。しかし、関係の記録が殆ど欠如しているため、この十鄰の中に名称と位置が知られているのは香隆鄰(茶饒)、香順鄰(現今茶饒の隣の盤石施来邑に属する)、香和鄰(河潤社、玉沙五村—豊化)、香興鄰(現在は Việt An 社—越安社)、香慶鄰(広南省の隣の広義省の三岐北部)、香盛鄰(香安の付近?)、香岐鄰(広南省の三岐市—Tam Kỳ)である。この十鄰はホイアンから離れている諸地域に位置し、各鄰の名称に「香」が冠らせることから明香社民が開墾した田地を中心とした集落であると思われる [陳 1970:89、Chen 1960; 1962]。現在では、ホイアンの明郷会館で行われている定期の祭祀に参加している人々の中に、元々香隆鄰と香順鄰から代表して参加し続けている人々も確認できる。香隆鄰と香順鄰の2鄰以外、他の鄰についての情報は、現在において不明のままで確認できていないと言われている。

3.4 ホイアン「明郷」と「華人」の出現

第2節では、18世紀のホイアンでは、明香社民及びその他の未入社の華人は、明香社という自治組織内で、相互扶助関係が維持されながら、阮氏の政権下、間接的に管理されていたことを指摘した。その根拠として「洋商会館」という場の存在とそこに残されている「洋商会館公儀条例」という碑文に刻まれている内容を取り上げることができるとされる。即ち18世紀までのホイアンの明香社は、中国移民とその子孫が住む集落であり、ホイアンに居住した彼らの共同体として存在していたと思われる。

しかし、19世紀に入ってから、正式に阮朝の王朝が確立された後、人口と経済を

拡大することを目的に新たに流入してきた中国系移民及び明郷に対して、幫の制度化と明郷の組織化といった大きな2つの統治・同化の政策を採ったことはすでに述べた。この政策が厳格に実施されたため、1814年まで身分的に区別されなかった中国系移民と子孫の住む明香社内に、幫の制度化によって、新たな身分としての幫籍を持つ新入植者が現れ、元々の明香社の社民とは異なる存在となったのである。またホイアンでは、それまで明香社と呼ばれる中国系移民の自治単位があったところに、1842年（紹治2年）以降、幫籍の華人2世の明郷社への組織化の政策が施行されることによって、新たに「明郷」籍を取得した華人2世の人口が増加したため、明郷社がホイアンに設置されたと思われる。また1827年から「明香」社は、「明郷」社に改称されることになったため、この時の「明郷社」は2つの意味を持つようになった。三尾〔三尾 2006〕によれば、1842年以降の「明郷社」とは、一定の地理的なテリトリーを持つ領域を指す場合と「明郷」籍という身分或いはそのような身分を持つ人々が形成する集団を指す場合で理解されたのである。従って阮朝の1842年の規定⁷⁸以降、「明郷社」という領域内部に、「明郷籍を取得した華人2世のグループ」という行政単位としての明郷社が加えられ、「明郷」籍を持つ人と幫籍を持つ人とが居住する空間であったと考えられる。同じ生活空間の明郷社に居住しながらも、幫籍に登録された人は、幫長を通して外国人としての待遇を受けるが、他方「明郷」籍を取得した人は、明郷社という組織を通して、阮朝に服属することになった〔三尾 2006:90 - 91〕。

以上のように理解すれば、17世紀の半ばに成立されたと推測されている元来の「明香社」の社民の存在については、どう考えたら良いのであろうか。19世紀中葉の明郷社という領域内部に1814年以降に誕生した幫籍の所持者及び1842年以降に現れてきた「明郷」籍の取得者以外に、そもそも明末清初とその後の17世紀～18世紀という長い時間的間隔の間に続々中国からホイアンに移民して来た後、明香社を創り、社内の拡大と発展に貢献したと思われる人々と子孫たちも共に存在していたと考えても無理はない。要するに19世紀半ばの明郷社は、正確に言えば、「旧明郷（香）社民」、「華人（幫籍者）」及び「明郷（明郷籍者）」といった3つの具体的な明郷社民のグループから構成されたのである。それに外国人としての身分を持つようになった人々は、この時期に新入の国系移民の1世だけであり、2世からの人は、明郷になることソイ制

⁷⁸阮朝期（1802－1945年）に発布された明郷・華人に関する一連の規定については、先述しており、ここでは言及しないことにする。

され、ベトナム人化されていったのではないかと思われる。しかし実際にホイアンの明郷と華人との存在の実態は、上記している状況と同じであるか、または違った方向に進んでいったか、考察するべきであるが、この問題は後述することにした。

1842年に発布された明郷の組織化の制度の実施の実際について述べている藤原〔藤原 1986〕によれば、1843年の阮朝の記録に見られることであるが、制度の存在していたことと、地方によって実施が不徹底で、所謂新客華僑で従来通り明郷社に加入している者、又逆に混血児で華僑幫籍にある者が相当あったことが知られている〔藤原 1986:267〕。ホイアンでは、実際に2世以降でも明郷社に居住しながら、明郷籍を取得せず、幫籍を持つ華人の身分を受け継いだまま、暮していた人が多くいたと思われる⁷⁹。ホイアンには、福建、広東、潮州、嘉応、海南という出身地別の5幫が形成され、現在でもある程度の機能を維持し続けている。また嘉応以外の幫は、それぞれの活動場所としての会館を持っている。この五幫の上位機関として中華会館があり、ホイアンの華人社会を統合している〔三尾 2006:91〕。ホイアンの華人の会館は、福建会館、中華会館（以前は洋商会館）以外、全部が19世紀半ば以降建設されたのである。

具体的に早い順に沿って述べてみると、最も早く建てられたのは福建会館であり、その創建年代は1690年と推測されている。その次に中華会館が建設され、当初の名称が「洋商会館」であった。広肇会館、会館内に残っている最も古い重修記念碑の年号は1885年（光緒11年）であるので、創建年が1885年以前であると推測される。潮州会館は、1845年（道光25年）に創建され、1852年に重修されたという。最も新しい会館とされているのは、海南会館であり、1875年に建てられた。華人の五幫の中では、海南幫が一番遅く成立され、19世紀半ばには「四幫」という言葉が諸遺跡の額・対聯に記されているのがよく見られたが、後から海南幫が追加され、「五幫」という体制となるようになった。

また明郷の場合は、「萃先堂」という施設があり、会館としての機能をしている場であるが、現在「明郷の祖先」を祀るという場所としてよく知られている。この会館の創建年代の記録も全く残っていないが、会館内に現存している1908年（維新2年）の碑文に萃先堂の建設のことについて「明命初、元建前賢祠。額曰萃先堂」と記されて

⁷⁹この実際については、三尾〔三尾 2006〕も指摘しているが、筆者は、ホイアンに入った当初から本格的にフィールドワークを行っていた2015年3月～2016年3月の間に多くの華人の家に訪問し調査した後、確認している。

あることから、1820年に創建されたと推測されている。しかし萃先堂のあった当初の位置は、現在の位置ではなく、そこから少し離れて、明郷社の文聖廟⁸⁰があった場所にあったという。現在の明郷会館は1908年に建てられたという。明郷会館は、「明香社」から「明郷社」に改称された時期に創建された可能性があるとして三尾は推測している〔三尾 2006:92〕。

こうした華人の5幫とその会館、また明郷社と明郷会館の設立年代を関連して、考察した結果、三尾〔三尾 2006:92〕は、明郷及び華人のホイアンへの登場の歴史を次に推測している。17世紀頃、ホイアンに中国系の移民や商人が渡ってきてその数がある程度の規模になった時、ホイアンには明香社が立てられ、社内の自治を行うための組織化が行われ、その活動場所として中華会館の前身（洋商会館）が出来た。当時中国系移民の中で最も人数が多かった福建人だけは、独自の会館を建設した。しかし、19世紀中葉以降、明香社が明郷社になった時に、ホイアンの中国系移民の子孫の中で明郷の身分を獲得した人々は、幫や中華会館組織から抜けて、萃先堂という独自の会館を持つようになった。また、当時は、中国からの東南アジアへ大量移民が始まった時期でもあり、ホイアンにも大勢の移民が渡来するようになったため、華僑の中で出身地別に再分化した会館もできるようになったという。

しかし三尾〔三尾 2006〕と違って、Chen（陳）〔Chen 1962〕は、明香社、華僑の会館、そして洋商会館（現中華会館の旧名）は、それぞれ独立し機能的に違った区別された3つの集団であるとする。そこで、明郷社は主に明朝の遺臣・遺民の集団であり、福建会館は17世紀に存在したとされている最初の華僑の同郷会館である。また洋商会館は、前兩者とは異なり、18世紀に商船でホイアンに到来し、一時的に滞在する商客の相互扶助の集団である。そのため、17世紀～18世紀の間に、この3つの集団の活動場所もそれぞれ違ったという。従ってホイアンの最古の古跡である関帝廟は、元来福建人の会館であり、明香社が成立したばかりの16世紀末まで、その活動場所であったが、その後18世紀当初から、福建会館は、現在会館の位置する場所まで移され、そこで天后聖母を祀りながら、会館の機能も有していた。福建会館としての関帝廟は、18世紀になってから明香社に譲られた後、明香社の所有する財産となり、社

⁸⁰明郷社の文聖廟はホイアン市の歴史的文化的遺跡として現存している。この廟に遺っている1871年の碑文に「祠也建于郷定邑萃先堂舊址」と記されてあるので、この場所には以前明郷萃先堂が立っていたと推測されている。

内の中心的な活動場所になったという。明香社は、さらに 1820 年に萃先堂を創ったと推測されている [Chen 1962:6 - 43]。

17 世紀～18 世紀までホイアンの中国系移民社会についての陳 [Chen 1960 ; 1962 ; 陳 1970] の見解をまとめて見れば、次のようになる。つまり 17 世紀～18 世紀にホイアンの中国系移民社会において、明香社、華僑と商船の商客という独立した 3 つの集団が存在していた。来越の歴史からすると、元々福建人が殆ど住んでいた大唐街の華僑は、この地に最初に出現した人々であった。彼らの次に明末清朝になると明朝の遺臣・遺民の移民集団が到着し、その後明香社が立てられた。最後にホイアンにきた商船の客商・華商で定住せず、一時的に商売の目的だけで滞在した [Chen1960 ; 1962 ; 陳 1970]。

「ホイアン文化遺産保存管理センター」の Trần 他 [Trần 2005] の研究は、以前明郷会館にあった多くの漢喃字の資料を参考に明郷社の歴史を描いているが、取り上げられている全ての資料が 18 世紀中葉から末期までのものである。その中に最も多かった資料は、1744 年から 1788 年までの明香社の丁簿⁸¹というものである。それ以前の資料は全く見られないという状況も指摘されている [Trần 他 2005:27 - 28]。それにも関わらず、明郷社の成立年代を明末清初の 17 世紀の半ばとしている。やはり関帝廟内に現存している有力の根拠の「慶徳癸巳年（1753 年）の重修年号のある扁額という根拠の記録から離れられないようである。Trần [Trần 他 2005] によれば、明香社の 18 世紀後半の 1744 年～1788 年の諸丁簿に明香社民は、ホイアンに居住する人々だけでなく、広南省の諸地方、またもっと離れている他省に住んでいる多くの社民の名前が見られる。独立した一集落というよりもベトナム人の集落の中に入って共住する状況であったと指摘している。明香社の管轄下の社民は、多くの地方に住んでいた中国系移民と彼らの子孫であるという。会安庸明香社と呼ばれ、その管轄の本拠は、ホイアン（会安庸）にあったようである。また明香社の毎年の祭祀・行事の施設は、1765 年の時点で関帝廟と錦霞海平二宮という 2 ヶ所の名前だけが記されていた⁸²。また錦霞海平二宮の創建年代の記録は、遺されていなかったが、一番早く言及されたのは、1749 年の 1 枚の記録資料の中である。要するに Trần [Trần 他 2005] の研究では、18 世紀

⁸¹丁簿とは、ベトナムにおいては、社、或いは村など村落の単位ごとの村ごとの青年男性の名簿であり、人頭税の徴収の根拠となるものである。

⁸²これは、1975 年まで明郷会館に保管されていた多くの漢喃の資料から 1765 年付の明香社の毎年の祭祀と場所の目録書が見付ったという [Trần 他 2005:106 - 108]。

後半以降の明香社の歴史の一部が記述されているとは言えるが、それまでの歴史は、依然と変わらず不明のままである。即ち明郷の歴史が 18 世紀以降からしか確定していない状況を物語っていると考えられる

以上で見てきたが、三尾 [三尾 2006] の研究において、19 世紀に入って出現した明郷籍者の「明郷」と幫籍者の「華僑」という 2 種の中国系移民が指摘されているが、その以外に制度化、或いは組織化されなかった 18 世紀までホイアンに居住していた「明香社社民」の存在は、結局 19 世紀以降どうなっていたかが解明されていないままに終わっている。また明香社の活動場所とされている「洋商会館」も明郷社関係の資料からは認められない存在のようである。それに「洋商会館」では天后聖母が祀られていたが、明香社の海平宮でも、天后聖母が祀られたというから、同じ神様を何ヶ所でも祀るということは、不自然であると思えない。その一方で、陳 [陳 1970 ; Chen1960;1962] 及び Trần [Trần 他 2005] の研究は、明郷の歴史を「明香社」の時代から「明郷社」の時代までを単系的に一直線で考察する点に同様である。また中国系移民と子孫たちに対する 19 世紀以降の阮朝による諸政策にもたらされた大転換について全く言及がなく、明郷と華僑は、17 世紀から 20 世紀までそれぞれ異なった中国系住民の集団であり、ベトナム人になる「入越籍」の道と、外国人の中国人のままの道と別方向の道を歩んで現在に至っているとの視点を維持している。そこで 18 世紀前半からホイアンの華人社会の中心的居所は「洋商会館」と見ており、明郷とは無関係な場所であると思われる。

しかしいずれにせよホイアンにおける明郷と華人との出現の歴史について言及している上記の 3 つの研究、明香社の成立は 17 世紀半ばから始まり、明郷の出現の時代がそれ以前であるという点で、明郷の歴史の物語に共通していると指摘できる。しかしホイアンで理解されている一般的な言説では、ホイアンを最初に創建した先人が明郷人であり、後に多くの中国系移民が来住し定着するようになったが、明郷社の行政的な管轄の範囲内に属しており、その共同の生活空間内で生計を共にしていたと語られている。同じ中国系移民の子孫といってもお互いを区別するような移住の経緯と、移住先でのそれぞれの社会的地位の差異を、現在も認識している人々が存在している。また明郷の子孫だと主張している人々の中でも、明郷社の前賢たる「六姓と三家」の子孫と主張している人も少なくない。筆者は、こうした人々の現在の生活空間であるホイアン及び現在の彼らの姿を次節で述べていきたい。また、明郷と華人の出現の歴

史に関しては、第2章で「家譜」の物語の文脈から再考を試みたい。

4. 現在のホイアンと明郷・華人

4.1 ベトナム南北統一後のホイアンと明郷・華人

1975年にベトナム戦争が終結し、翌年ベトナム南北が統一された後、ベトナムは、全国的に社会主義体制を持つ国家として戦後の国家建設を進めていった。この時期、ホイアンは、新政権の指導の下で大きな変化を迎えた。1975年以前の明郷村・邑 (làng Minh Hương) は、同単位の会安村・邑 (làng Hội An) との合併により、明安坊 (ミン・アン - phường Minh An) となった。この明安坊は、数坊と数社という多数の行政単位が含まれているホイアン市に属する行政単位の一つである。そのため、明郷という地名は、行政関係上では消えてしまう。旧名称は、地元の人々の話の中に出てくるか、又は明郷の諸施設にある碑文・対聯・額という歴史的諸資料、墓碑・位牌、家譜などの人々の家に遺っている一部の資料に明瞭に記録され、現存している。しかし一部のお年寄りの人にとって、明安坊という名前は、現在 (2015年) になっても違和感を持っているという。何故なら彼らは、行政関係の書類を記入することが多く、出身地と原貫⁸³という項目に記入すると、昔は全部で「明郷 - Minh Hương」と書いていたのに、1975年の後、いきなり「明安 - Minh An」と書くように規定されるようになったので、自分にとって馴染みなく、全然違った地名のようで、抵抗感が強かったという。ある人は、明安坊が正式に成立された直後、多くの書類を造り直した時、記入の案内などがあっても、あえて「明郷」と記入したようである。そうすると政府側の職員に全部消されてしまって、書類の全部を最初から記入させられた経験もあったという。これも、身分証明書を新しく作らせた時にも、同様なことが、他の人にも認められたようである。このように、「明郷」という名称は、多くの人々にとって単なる「地名」ではなく、自分たちの「ルーツ」を連想させてくれる名前であったという。また、華人の場合、身分証明書などに同様の項目に記入する際、多くの人が、出身はホイアンと書いていたようであるが、「原貫」は、必ず福建、広東など幫別の地方名を書くよう

⁸³ベトナム戸籍法に於いて、ベトナム人は、出生地と原貫とがあり、身分証明書、履歴書と行政関係上の諸書類に記入する際、求められる内容である。原貫とは当該者の父の出生地と規定されている。

に規定されたという。なお現在では、この状況が変わらないようであるが、そもそも明郷社の社民であった人々は、1975年以降の全部の書類に明郷という名称が完全に消えてしまって、1975年前後生まれてきた彼らの子孫たちの世代は、勿論「明郷」という言葉を知らなく、全く無縁の存在となっているという。一方で華人の場合は、華人という民族籍を持っている以上、「原貫」という項目に必ず中国にあった父、祖父、またはもっと上の世代の「祖郷」、「故郷」などの地名と記載している。1975年以降は、明郷という「概念」は、完全に人々の記憶の中にしか生きていないものとなり、あるいは様々な形式の記録上にしか遺っていないと考えられる。

1975年の解放後に全国人口調査が行われた中で、ホイアンでもホイアン市社の人口調査が実施された。当時人々は配られ記入させられる人口の調査表があり、その中に民族籍という項目があり、記載するための案内も進められたという。また同時にホイアンも、ベトナムの他の地方と同様に、「華人に国籍を再申告させる」という特別な事業も1976年1月に実施された。ホイアンで調査した時、当時の状況を振返って、話してもらったことがあった。ホイアンの人々は、元明郷社の社民だった家族の人々の殆どは、「キン族 - dân tộc Kinh」か「ベト族 - dân tộc Việt」と記入したが、一方でその他に、元々華人との親戚関係、又は婚姻関係などの親密な関係を持っていた一部の人は、民族籍の項目に記入した時、かなり迷ったようである。この事情に遭った当事者の経験に関する語りをここに記したい。

「実は、当時ベトナムは中国に対して、あまり関係が良くなかった状況だったから、はっきりと「華人」とか「ホア族」とかをなかなか記したくなかった。でも「キン族 - dân tộc Kinh」か「ベト族 - dân tộc Việt」と記入するのもどうかなという感じで、結構迷ってね。そしたら、解放以前の呼び方で「中国系ベトナム人」と記することにした。しかし、それはダメだと言われた。私たちの家族は、いつも福建会館に行って、殆ど福建の人と付き合っているから、(調査表の記入を案内した地元の行政関係スタッフが)知っているみたいから、「華人」と記入し直されちゃった。だから、現在私の民族籍は、当時の記入のままで「華人」となっているよ」。(G氏、67歳前後)

この方については後述するが、現在明郷会館にも福建会館にも行って、様々な活動

に参加している一部の人々の一人である。上記している語りは、1976年後の民族籍の人々の認識する実際を物語っていると言えるが、当時の状況からすると、人々は、自分がどの民族に属するかを決める時の「自意識」というものは、人々が置かれていた社会によって左右されることが多く、また時に「自意識」というものも無視され、権力側に民族籍が強制的に決定されることを避けられない時もあったと推測される。そこで、当時の華人の国籍の再確認に関しては、ホイアンの華人の殆どは、「華人・ホア族」と記入したが、1975年以前取得した「中国系ベトナム人」の法的身分とベトナム国籍を捨て、再度「中国人」というように中国国籍を意識的に記入した者もいたという話もホイアンで聞いた。この時期に民族籍と国籍とに関する確認・調査の作業は、急いで行われたようであったため、人々は何の民族籍であるか、また何の国籍であるかを自分の意識により決めた場合もあれば、他方で曖昧な雰囲気と状況の中で決められた場合もあるというような状況が実像であったようである。

ベトナム戦争は終結したが、中越の関係が悪化していった結果による1979年の中越戦争の影響で、ベトナム全国の中国系住民の状況と同様、ホイアン在住の多くの華人がアメリカを始め、外国へ脱出していった。また、華人とは違った状況ではあるが、1975年後多くの「明郷人」⁸⁴とベトナム人の中にも、政治的な理由でベトナムを離れることを決め、ボートピープルの形で外国へ脱出した人も多かった。海外に脱出した人々の残した家屋などは、当時の新政府の地方政権の公的な施設として、又は政府関係者の私邸として使われていた。この時期に海外に脱出したホイアンの華人は、それ以前の人口の7割ぐらいだったと言われている。また、ホイアンに残った人々は、殆ど経済的に困難な人であり、又は逃げる計画が失敗してしまったからである。そこで、現在ホイアンに暮らしている華人の中に、何度もボートピープルでの脱出を図ったが、失敗した結末で、仕方がなく諦めて地元に残ることにした一部の人もいる。当時の海外脱出の華人は、一番多かったのが潮州幫の人で、次は海南幫の人である。福建幫の人もいたが多くはなかった。また経済的に一番弱かった広東幫の人々では、脱出した人が少なかったといわれている。ボートピープルで海外に行こうとする人は、まず船に乗るために必要な金額が払わなければならない。その額は、船を買うのと同じくらいであったので、大金は不可欠な条件であったという。但し、1979年以後の出国は、

⁸⁴調査のインフォーマントによる話の中で、「明郷人」という言葉が出てきたので、筆者がそのまま残し、カッコ付けをしている。

少し状況が違ったようである。当時ベトナム政府は脱出を勧めており、華人自身は自分が華人であることを公的に認め、出国する意向を示せば、実現できるという状況になったからである。しかし、その代わり出国したい人は、家屋、土地など自分の全ての財産を残していかなければならなかったようである。とは言え当時一部の人は、新政府の対策に半信半疑の心境にあったため、結局出国の意思を示すことが出来ないまままでホイアンに残り、現在に至る。

一方で、明郷の人々の間でも、海外に出国した人も少なくなかったようであるが、華人の場合とは違っていたようである。明郷の場合は、旧南ベトナム政権下、政府関係の仕事をするような官僚、役職、又は軍隊関係の職業についていた人が多かったという。従って、戦争の終了直後、または数年後、アメリカ政府の支援でアメリカに逃げて行った人がかなりいた。そして 1980 年代前半のボートピープルの波に乗って、もっと良い生活を求めて脱出した人もいたようである。さらに 1970 年代に出国した人は、1980 年代後半から 1990 年代になって、自分の家族を呼びよせるという形で、他の一部の明郷も、ホイアンを離れ、アメリカに渡っていった人もいたという。さらにホイアンに残った明郷は、華人と同様脱出の計画が失敗に終わった人たちもいれば、経済的に裕福ではなかった人もいる。以上のようなエピソードを「明郷人」から筆者はしばしば聞いた。

但し、「明郷人」あるいは明郷が華人と異なる大きな一点は、北部ベトナム民主共和国側に従い、対フランス戦争、そして対アメリカ戦争で貢献した人々が多かったことである。1975 年以降、こうした人々は、故郷に戻り、政府の行政関係の職員になったケース、あるいは軍隊の官僚などの職に務めていたケースも少なくなかった。つまり、華人と比べると、明郷の場合は、職業上でも、そして政治的社会的地位上でも、様々な立場に立つ人たちであったため、均質性というような特徴は殆ど認められなかった。その境遇は多様だったのである。

1979 年から 1982 年までの間、ホイアンにある明郷や華人関係の集会・信仰・宗教的な場としての各会館は、全て地元の手工芸品の生産工場に転用され使われていた。また、中華会館内に置かれていた華人学校も、手工芸品の生産場となり、学校の機能を完全に失った。この時期を経て、ホイアン内の関係建築物はかなり破損され、一部の史跡は壊され、姿を消してしまったという。また中越関係が悪化していた時期に、漢文の古文書や碑文など、いわゆる中国的な要素が溢れているものと場所などを壊そ

うとする傾向も、一部の政府側の関係者にあったそうである。その結果、ホイアンの民家にある一部の古文書、漢文資料が燃やされ、祠・廟なども迷信的なものと決め付けられ、壊されたケースもあった。つまり、地元の話によると、この時期のホイアンはどんな町であったのか、外部から誰にも知られていない状況にあった。しかしホイアンに住んでいる人々は、自分たちの祖先・親族・家族の財産である家屋、寺院、会館、祠堂などを守っていく精神が強かったため、迷信的なものを排除するという地方政権の一部の人の行動を止めることができた、と懐旧する。

1984年になって、ホイアン市人民委員会の文化情報課による保存博物館部門が設立された。1985年にホイアンは、国指定の文化遺跡として登録されるようになった。1986年に提起されたドイモイ政策が始まって以降、ホイアンの町並みの修復や観光化によって町の経済は復興しつつあった。1986年にホイアン市のホイアン観光及び遺跡管理委員会が設立され、この年から歴史・文化的な観光地としてベトナムや外国の観光客に知られるようになった。

それらの動きと並行して、政府関係の施設と手工芸品工場などとして使用された華人会館と明郷の諸施設の使用権が所有者に戻されるようになった。経済の発展の原動力とみなされるホイアンの観光資源は、ベトナム政府にとって非常に価値のある町であると認識されるようになった。1990年代に入ってから、中国との関係も正常化していき、中国的要素に対する目線も変わりつつあり、海外に脱出していった華人も故郷の訪問に帰ろうとする人も多数いたという。1990年から1998年に、日本を始め、多くの国内外の財政的・技術的・学術的な支援によって、ホイアンの街並みの保存・修復などの活動が行われるようになった。1996年になってホイアン遺跡保存管理センターが設立された。幸運なことにホイアンの街路は、ベトナム戦争でも破壊から免れた。その結果、ホイアンは近代化から取り残され、19世紀の街並みが殆んど開発されず、華僑街は200年ほど前の形状を遺して、現在まで残存することになる[小倉 2002: 713]。現在のホイアン旧市街地に残る町並みには、19世紀初頭前後以降に形成された町家群や20世紀初頭に形成された洋風の建物群があり[菊池 2003:29]、1999年にホイアンの歴史的価値は、世界レベルで評価され、ユネスコ世界文化遺産に登録されるに至った。次項では世界文化遺産ホイアンという生活空間内で居住する明郷と華人の現況がどのようなものであるかについて述べていきたい。

4.2 調査地ホイアンと明郷・華人

ホイアン市社（二級都市）は、2008 年から正式にクアンナム（Quảng Nam）省に属するホイアン市（一級都市）となった（地図 2）。同省ではホイアン市以外に、もう一つある 1 級市（Thành phố）はタムキー（Tam kỳ - 三岐）市である。今日のホイアン市は、19 世紀半ばまで「会安庸」（本論文ではホイアンと呼ぶ）と呼ばれた領域と他の 6 つの坊（phường）⁸⁵と 4 つの社からなっている。ホイアンの領域内に、1954 年から 1975 年まで明郷村（thôn Minh Hương）、会安村（thôn Hội An）、錦舗村（thôn Cẩm Phố）、山豊村（thôn Sơn Phong）という 4 つの邑の地分が含まれていた。そして現在では、ホイアンは、明安（ミン・アン - Minh An）、錦舗と山豊の 3 つの坊からなっている。その中に 1975 年以前の明郷邑と会安邑とが合併され、明安（ミン・アン）坊となっているが、明安坊の領域こそは、そもそも日本町と中国町が位置していたとされている港町たる旧市街であり、1999 年に世界文化遺産に登録されるようになった後、保存地区として区域に分けられ、ベトナムの国内外で有名な観光地として「古都ホイアン」と一般的に呼ばれるようになった。

現在のホイアンという生活空間内では、今日でも明郷、又は明郷の子孫と自称している人たちが多く暮しているが、序論でも言及しているように、法的には彼らの殆どが、ベトナムの主要民族であるキン族（ベト族）に分類され、同民族籍に登録している。その一方、公式に「華族」（Dân tộc Hoa）という民族名を持っているマイノリティ・グループに属している華人（Người Hoa）という人々も共に暮らしている。ホイアンでは、行政関係文書上、また地元の研究者などの研究においては、前者は、後者の華人と区別するため、「明郷華人（Người Hoa Minh Hương）」と名付けられている。その一方、華人の場合は、「五幫華人（Người Hoa ngũ bang）」（福建、潮州、広東、嘉慶、海南）と呼ばれている。また、かつて明郷社が建てた社内の寺・廟などの現存の遺跡群での説明文書では、明郷のことは「明郷村人」と呼ばれ、また 17 世紀の明末清初期に来越し「入越籍した華人系の人々の子孫（Người gốc Hoa nhập tịch Việt - Vietnamese nationalized Chinese）」との説明も付け加えられている。ホイアンに共住している両者は、自分の民族を語る際、前者は「明郷の子孫で、中国系ベトナム人」（Con cháu Minh

⁸⁵Phường とは、ベトナム語に直訳すると「坊」に当てはまるが、ベトナムでは、市という行政単位より小さい単位で、一つの市に幾つかの坊から構成される。日本の行政単位に合わせて翻訳すると「地区」に近い単位であろう。

Hương) とか、「明郷民」(Dân Minh Hương)、又は「明郷系ルーツを有する民」⁸⁶(Dân gốc Minh Hương)であり、「キン族」であるというように説明している。それに対して、後者は、華人で、福建系か、広東系か(幫名に当たる地名)、又は海南人、潮州人など、そして「民族は漢族」というように語っている。それぞれ違う「語り」をしているが、法的には、同様にベトナム国籍を持っているベトナム人であり、人々の身分証明書に民族籍が明確に記されてある。その身分証明書というものは、現在のベトナムでは16歳以上であれば、誰もが持っているべきものである。人々は自分がどの民族に属しているかは、この身分証明書を持つことによって、より意識し、より民族的文脈で「実体」化していくことになる。しかし明郷、あるいは明郷の子孫と主張している人々も、身分証明書に「キン族」と記されることは一生変わらないことである。

ホイアン市の人口は、クアンナム省人民委員会のホームページに掲載されている。一番最近の市人口の統計データによれば、2013年時点で91,993人であるが、その具体的な地域別、そして民族籍別の人口統計の掲載がない。筆者は2013年より早く行われたベトナム全国の国勢調査による人口統計データしか参照することが出来ない。2009年の国勢調査のデータによると、ホイアン市の総人口は88,933人であったが、市単位での民族籍別のデータはやはりなかった。省単位でのクアンナム(Quảng Nam)省の華人人口は、僅か943人だけであったが、この中に都市部における華人人口は882人しかいなかった。都市部とすれば、ホイアン市とタムキー市というクアンナム省附属の2つの市のことであるから、ホイアン市だけで計算すれば、その人口の数はもっと少なくなるはずであろう。この数字を見る限り、ホイアン市を始め、クアンナム省全体の華人の人口は非常に小規模で、かつて中国移民によって築かれた中国町、所謂唐人町が存在していたと伝えられている現在の「古都ホイアン」のイメージからすると、かなり人口が少ないとしか思えない。筆者がホイアンの調査を行った際、現在1,400人ぐらいの華人がホイアンに住んでいるとの説明を受けたが、残念ながらどうしても確認できる数字ではなかった。ベトナムでは民族別の人口を調査することに当って、人々が自分の身分証明書に書かれている民族籍を照らし合わせながら、自分の民族籍を記入するはずであるが、上述のクアンナム省の華人人口の数字からすれば、ホイア

⁸⁶“Dân gốc Minh Hương”の意味は、地元の人々に説明してもらおうと、そもそも中国からベトナムに来て、「明郷社」に籍を入れ、明郷社民となった「明郷人(Người Minh Hương)」を祖先に持つ人々のことを指しているという。

ンの「華族」の民族籍に登録している人口は非常に少ないであろう。そこで、広肇会館の理事会のメンバーに、華人の民族籍の話聞いてみたところ、その方の自分の家族の民族籍の登録状況について話してくれた。この方の話によると、同家族の兄弟であっても、皆が「華族」として民族籍に登録してはいなかったそうである。「キン族」の民族籍に登録している兄と姉がいるし、逆に「華族」として登録している本人と他の兄弟もいる。それは、兄弟ではあるが、皆が成長してから、それぞれ違った人生を歩んできたから、自分の職業から社会的関係まで、様々なところで有利になるように、ベト族、すなわちキン族か華族か、という選択をしなければならなかったという。また、1975年以後の数度の国勢調査、民族籍の登録状況を告白するこのような語りを通して、上述のクアンナム省の華人人口の数字とその実態との相違の背景に関して、ある程度は推測できる。実際にこれと同様なケースは、ホイアンの華人の場合においては、少なくないようである。従ってホイアンの華人は、実際にホイアンにどのぐらい居住しているか、というのは未確定の状況にある。

4.2.1 華人と華人会館

現在ホイアンでは、華人会館は、以前と変わりなく、チャンフー（Trần Phú）通りに位置している。東から潮州幫の潮州会館、海南幫の海南会館、福建幫の福建会館、5幫の中華会館、広東幫の広肇会館が並んでいる。これらの会館は、出身地別の5幫の華人が建てた自分たちの活動場所である。嘉応幫だけは、その幫民が少なかったため、会館を建てなかったが、他の4幫と同様に幫としての同郷組織が19世紀前半から設立された。華人会館は、現在ホイアンのシンボルのような存在となっており、観光客の注目を引いている。そして華人会館が並んでいるチャンフー通りは、ホイアンの観光の中心的場所となっている。筆者は、ホイアンでの調査を行った一年間に華人について話を聞きたい場合、華人会館に行き、主にそこで聞き取りの調査を行っていた。現在の各幫の正確な幫民の数については、会館関係の人々に聞いても答えが返って来ないのが殆どである。しかし、各幫の人々の姓については、ある程度教えてもらった。現在ホイアンに住んでいる華人は、主に28姓（表1）の人々であるが、一番人口が多いのは福建幫の人々である。こうした姓の来越史からすると、殆どの華人の姓が19世紀半ばあたりからベトナムに渡ってきたことも分かってきた。

華人の移住の歴史は、古くても19世紀の半ばからであり、18世紀にさかのぼる姓

は全然見られなかった。一番古いと思われるのが、福建幫の沈姓であるが、沈姓の初代も 19 世紀前半当たりぐらいからベトナムに到着したが、最初からホイアンへ移住したのではなく、広南省内の特産物の豊富な違う地方に行って、商業をある程度営んでから、その後、ホイアンに移したと伝えられている。この傾向は、沈姓だけでなく、他の一部の姓も、移住の最初の到着先は、ホイアンではなく、違う地方だったと聞き取りを通して明らかになった。移住の多かった年代は、また中国国内の政治的不安定で、変動の激しい 19 世紀後半から 20 世紀初めまでの時期であり、当時は移民のプッシュ要因が強かったとされる時であったと言える。こうした華人たちが、ホイアンに住み着いてから、それぞれ地方別の会館と諸施設などを建設したと言われている。次にホイアンにある華人会館である中華会館、福建会館、広肇会館、海南会館と潮州会館に関してまとめたい。

まず中華会館（写真 11）の旧名は、述のごとく、「洋商会館」であり、中華民国が成立した 1928 年に改称され、現在の名前となっている。かつて 5 幫の上位機関でホイアンの華人社会を統合したと思われるが、現在では、その機能を失ったままであるが、華人幫の 5 幫の共同の集会館のような場所となっている。中華会館の正殿に天后聖母の祭壇があり、祀られている。地元では、中華会館という名前はあまり呼ばれなく、民間的に“Chùa Ngũ Bang”（幫 5 幫寺 - Chùa 寺 Ngũ 五 Bang 幫）⁸⁷、又は天后聖母を祀っているから“Chùa bà”（婆寺 - Chùa 寺 bà 婆）⁸⁸ともよく呼ばれている。また会館の後庭には 1979 年以前、「礼儀学校」という華人学校があったため、時に“Chùa lễ nghiã”（礼儀寺 - Chùa 寺 Lễ 礼 Nghiã 儀）とも呼ばれている。会館の正門から入ってから、右側の壁に 13 人の肖像画が掛けられ、画像の下に一人ずつのプロフィールも詳しく書かれてある。この写真の上に「越南中圻華僑抗戰烈士遺像（1943 - 1945）」（写真 12）と記されている。これらの人々は、1940 年に日本軍が北部に仏印進駐して以降、日本軍に逮捕され、殺害された 13 名の華僑の烈士である。現在ホイアンの郊外にある五幫華人の墓地の近くには、「清明祠」があり、そこで 13 人の烈士が祀られている。1991 年には、アメリカに渡った華人の縁者がこの祠の修理を行うため、多額の寄付を

⁸⁷ ベトナム語での“Chùa”とは「寺」という意味であるが、ホイアンでは口語で華人会館及び諸ヶ所の廟など神を祀る諸施設のことも“Chùa”と呼ばれおり、それらとは別に仏教寺院の場合は、“Chùa（寺）Phật（仏）”と呼ばれている。

⁸⁸ “Bà”（婆）は、尊敬する女性のことを指す意味を言葉である。中華会館と福建会館では、天后聖母という神を祀っている場所であるため、天后聖母に対する人々の崇敬の表意で“Chùa Bà”と呼んでいるという。

行い、記念碑を建てている。三尾は、華人は、中国ナショナリズムに同調する意識を持っていた。また、現在の人々も或る程度そのような傾向を持ち続けていると思われると述べている [三尾 2006:99]。中華会館への改称の 1928 年の 1 年前に、会館の本殿の裏側の壁に中国の革命者の孫中山氏の遺言も大きく記されている (写真 13)。

中華会館の後庭には、1975 年以前に「中華公学」と呼ばれていた唯一のホイアンの華人学校であった「礼儀学校」がある。ホイアンの華人社会には、1943 年まで毎毎の学校があり、地方の言葉での教育が無償で行われていたが、それらの学校は、1943 年に統合されるようになり、地方語ではなく、中国語での教育を行う統一の各校となった。この学校は、1946 年に正式に「中華公学」と称され、中華会館の理事会によって運営されていた。この学校は、私立学校であったため、無償で教育を受けることが出来ず、また学費もかなり高額だったため、学生は、殆ど裕福な家庭の子供であった。その他、経済的に厳しい人は、自分の子供たちを、学費などを取らない一般のベトナム人向けの公立学校に通わせることにしていた。これらの学校は、勿論ベトナム語での勉強になる。さらにホイアンの華人学校は、小学レベルの学校であるため、進学したい学生らは、中学はダナンまで行くことになり、さらに中学以上の教育レベルを求める人は、チョロン地区 (現ホーチミン市) まで行かなければならなかったようである。高等レベルの中国語での教育を受けられた人が非常に少なかったと言われている。従ってホイアンを離れてチョロンまで出て行った華人は殆ど帰郷せず、1975 年～1979 年の間、海外に脱出したか、そのまま南部に居残って現在に至っているという状況であった。中華公学学校は、1960 年から「礼儀学校」と改称され、1979 年の中越戦争の後、閉校される事態となった。1991 年に再開校することが許可されたが、華人学校としてではなく、「礼義華文班」(写真 14) という形で華人の子供たちのために中国語を教える教室であった。現在は、「礼義華文中心」と改称され、所謂中国語センターとして学校の運営が行われるようになっている。実際にホイアン在住の華人の中で、中国語が出来る人は非常に少なく、各会館の理事会メンバーの中に、話せない人もいると言われている⁸⁹。華人の子孫以外、ホイアン内外に住んでいる全ての人には、中国語習得のニーズがあれば、規則に従って授業料を支払えば、誰でも勉強できるような中国

⁸⁹ホイアン在住の華人の中国語教育の実態については、筆者は多くの会館で理事会の方々から聞かせて頂いた。また、「礼義華文中心」で中国語を教えている先生の方々からも話を伺った。

語センターへと変わった。海南幫の先生の一人⁹⁰の話によると、華人の子孫の間で、中国語を勉強する子供はかなり減っているの、運営の体制と目的を変えていかないと複数教室を維持していくことも厳しくなっているという。それは、現在子供に中国語より英語教育を受けさせる親が多くなり、親さえ中国語が出来ないので、子供をたくさん勉強させるほどの熱心さというものが無い。現在遊びながら、勉強しているという感覚で学校に通っている華人の子孫たちは 20 人前後の程度にとどまっている。夜間のクラスに来ている一般のベトナム人の生徒の方が多いようである。またもう一人の先生⁹¹が、現在の学校の状況を次に語られている。

「今の状況のようにある学校を維持することは、とても難しいところであるが、学校の先生も、董事会⁹²も頑張っている。私たち、今先生をやっているけど、小さい時に皆この学校で勉強していたよ。ホイアンに華人が住んでいる以上、昔のようにはできないが、学校の活動を何とか維持し続けなければならない。だから、華人の子たちが少なくても、ベトナム人の生徒が多ければ、まだいい方ですよ。学費はとても安いから、先生もあまり給料とかもらっていないよ。学校の維持費も各会館と海外からの寄付金で賄われているんだ」(B 氏、74 歳)

筆者は、ホイアンで現地調査を行うため、1 年近く広肇会館理事会の副理事長 A 氏の家でホームステイさせていただいた。その方は、祖先が広肇の人で 2 世、また奥さんは潮州幫の 3 世の方で、現在「礼儀華文中心」の先生の 1 人である。ご夫婦と一緒に過ごすことが出来た時間が多かったため、筆者もたくさん話を聞かせて頂いた。2 人とも中国語が出来るが、子供たちは余りできないという。中国語を勉強させたが、やはり他にもっと勉強するべきことが多く、結局子供たちも少し勉強しただけであり話せなく終わってしまった。お孫さんにも言葉を喋り始めた 1 歳の時から中国語の簡単な言葉で話しかけ、覚えさせようと副理事の奥さんが毎日努力している。A 氏だ

⁹⁰この先生は、現在「礼儀華文中心」の現役の教員であるが、1991 年の再開校（中国語クラス）が許可された時からずっと 25 年以上も教え続けている 60 代以上の方である。

⁹¹この先生は、現在 74 歳の潮州幫の人で、1991 年からずっとそこで教えていたという。また、小さい頃も「礼儀学校」の学生だったそうである。

⁹²董事会とは、華人学校の管理・運営を担当している会である。この組織の構成は、基本的に各幫の理事会の代表メンバーからなっている。現在の董事会は、福建幫、広東幫、嘉応幫の理事メンバーが入っているそうである。

けはとても中国語ができているが、他の兄弟は、年齢からすると全員 60 代以上の方々ばかりであるが、現在話せないという。

5 幫の会館というホイアンの華僑を全体的に統合する中心的機関としての中華会館は、中華的思想・精神、また愛国心などを維持していくため、啓蒙し、宣伝していく政治的役割を 20 世紀当初から担い続けてきたと思われる。その中華的精神という要素が強調されている場所であることが理由と考えられるが、他の会館と違い、観光地のホイアンの中心に位置しているにも関わらず、観光名所として紹介されておらず、中華会館は現在でも有料入館券の遺跡の対象となっていない。そのため、収入がないということで会館の管理費は、各会館から定期的に寄付してもらっている。中華会館の管理・運営は、2 年毎に各幫の理事会が交代して担当する体制で行われているようである。嘉応幫だけは、会館を持っておらず、幫民も殆どいなくなったため、経理関係の任務をずっと担当している。その代わり、館内の管理などの義務が免除されているそうである。有名な観光地となったホイアンでは、各華人会館を訪れてくる観光客らが毎日多く、また年々増加している中で、各幫の理事会は、自分たちの会館を管理するだけでもかなり大変なのに、中華会館の分まで手を伸ばすと、時間的にも人事的にもいろいろ難しいところが出ていると苦情を言う理事担当の人もある。中華会館の重要な行事日は、天后聖母の誕生日の旧暦 2 月 23 日である。この日に参加する人は、5 幫の理事会のメンバーと“Hội Bà”（姥会）という昔から天后聖母にたいする信仰深い一部の華人の女性会のメンバーだけで、合計 50~60 人程度である。40 代以下の若い世代の人は全く興味なく参加してこないそうである。経済的に余裕もなく、参加人数も少ないため、唯一中華会館だけは、諸行事の際の御供え物や食事などは、参加者の間で自分たちが作っているそうである。

次に華人の 5 会館の中で、観光客らの注目を最も引いているのが福建会館(写真 15)である。歴史的に華人の諸会館で 17 世紀末頃、最も早く創建されたとされている上、ホイアンでは、天后聖母を祀る大きな施設でもあり、ホイアン内外では、非常に人気を集めている宗教的施設である。1960 年代までは、福建会館で天后聖母、金花娘娘及び六姓王爺という中国由来の神様が館内で祀られていた。金花娘娘は、女性と子供たちを守る女神であると福建会館の人に聞いた。また、六姓王爺とは、欽王、張王、舜王、朱王、十三王、黄王という明清の交代期に、清に従わず、反清の戦いで亡くなった福建出身の 6 人の将軍である。この将軍らのことを記念して、福建人が現在祀って

いる。1900年に福建幫第8代の幫長が中国から6人の像を持って帰り、福建会館で安置し祀るようになったとのことである。筆者は、この話を同会館で聞いた。福建会館では、1960年以降に、「十二**妃**姥」というベトナムではとても有名で、特に女性あるいは夫婦というような対象に好まれる出産と子育てに関わると信じられる12人の女神が祀られるようになった。さらに1971年から会館の正殿の東側に新たに集賢堂を建て、「皇清福建歴代前賢神位」という福建幫の歴代幫長の位牌を安置し祀っている。1960年以降のいつからかははっきりしていないが、この12人の女神の像と位牌は、「金花娘娘」の三人の像と位牌の下の位置に安置され祀られるようになった(写真16)⁹³。筆者が明郷会館で聞いた話であるが、以前の明郷社の“Chùa Bà mụ”(妃姥寺)に12人の女神の像が祀られていたが、明郷社の**妃**姥寺が壊された後、そこで祀られた神像と扁額などが分散してしまったので、福建幫は12人の**妃**姥の像を運び移し、館内で祭壇を安置し、それから祀るようになったという噂があった。しかし、福建会館の人によると、福建幫が12人の**妃**姥の像を中国から買ってきたという。福建幫の人々がそもそも祀っていなかった神様を祀ることによって、ホイアン内外では、宗教・信仰的に「靈驗あらたか」との噂がとても広まり、福建会館の知名度が高くなったようである。現在、不妊のお母さんたち、或いは子供を望んでいるカップルなど子宝・出産のことで悩む人々が12人の**妃**姥に対する祈願儀式(写真17)を行うことは、商売につながり、福建会館内の一つのサービスのようである。毎年会館で祀られている神様の生日・命日などに祭祀の儀式が行われる際、福建幫の幫民及び子孫たちがホイアン内外の色々な地方から集まり賑わっている。特に「六姓王爺」の祭祀の旧暦2月16日に幫民の参加者が一番多く、約400人前後やってくると言われているが、筆者が確認したホイアン在住の人は約150人程度で、11姓の人々である(表1)。現在の福建会館の理事会は、5人体制で行っていると聞いているが、以前はその人数がもっと多かったと言われている。筆者が初めて福建会館を訪れた2008年の理事会は、男性7人メンバーの体制だったと言われたが、その後2人が亡くなった現在、新人を補足しないままで行われているという。

福建会館以外、広東、潮州と海南の3幫の会館は、全部19世紀後半以降に建設され

⁹³Trần [Trần 1960;1962]の研究には、ホイアンの福建会館のことについて、たくさんの情報が提供されているが、館内の祭祀の諸対象の中に1960年の時点で**妃**姥が現れていなかった。また、筆者もホイアンで何人かの年寄りからもこの12人の**妃**姥の像の移動の噂も聞いたことがある。

たといわれている。現在ホイアンの観光名所として福建会館の次に多くの観光客が訪れているのが広東幫の広肇会館である（写真 18）。広肇会館では、1885年に創建されたと説明されたが、以前福建会館と同じように天后聖母を祀っていたという [Chen 1962]。さらに 1950年代から関帝を祀るようになった。何故天后聖母から関帝へ祀る対象を変えたのかは、現在の広肇会館の理事会のメンバーの一人に聞いたが、誰もその理由を知らないそうである。広東幫を創立した人々で、最も早くホイアンへ到来したとされている人々の子孫が現在ホイアンに多く住んでいるが、系譜的には、世代数からするとまだ 7 世か 8 世までのようで、広東幫の幫民の来越史は、かなり浅いと言われている。また広東幫の幫民は、かつてチョロンへ行った人が多かったという。チョロン区の華人は、広東からの人が一番多いから、就職、または営業のチャンスが多かったという。ホイアンの広東幫の幫民の中で、チョロン周辺の華人街にある中国語学校の先生をしている人も数人いると言われている。1975年以前の広東幫の人は、他の幫と比較すると経済的には裕福ではない人が多かったので、ホイアンを離れ、仕事のチャンスを見つけるため、ダナン、サイゴンなど他地方へ出稼ぎに行った人が多かったと言われている。また広東幫の幫民の多くは、自分の子供たちを、学費の高額だった私立学校の華人学校に行かせられなく、無償で教育を受けられるベトナム人向けの公立学校に通わせる場合が多かったという。広東幫の子供たちは学校で多くのベトナム人の子との関係が作られた上、ベトナム人と結婚した人が多かった。そのせいで、現在中国語を話せる広東の人は少なく、できる人は数人しかいないと、現在の広東幫人の中国語の不十分な状況を語る人もいる。現在の広東幫の理事会の役を務めている人でも全く話せない。広肇会館では関帝に関する行事が毎年盛大に行われているが、それよりもっと賑やかに行われている行事が旧暦 1 月 15 日の元宵節である。この日に参加する幫民の数は、大体 200~300 人くらいと言われているが、その半分の方は、ホイアンからかなり離れたダナン市と広義県から来た人である。またホイアンに住んでいる現在の広東幫の幫民は 5 姓の人々である（表 1）。広肇会館の理事会も、上述の福建会館の理事会とは同様な状況にあるが、現役のメンバーが 5 人であるが、2008 年の時点で 7 人の体制であった。旧メンバーの 2 人が亡くなった今でも、あえて人を補充していないようである。

潮州会館（写真 19）と海南会館（写真 20）は、福建会館と広肇会館と違い、ホイアンの中心のチャンフー（Trần Phú）通りの一番西側に位置している。海南会館は明郷

会館のすぐ隣に立っている。創建歴史の順番からすると 5 会館の中で海南会館の創建年代が最も新しいである。海南会館は、正式には会館の正門の一番上に「瓊府会館」と記されている。しかし地元では一般的に「海南」と呼んでいる。1875年に創建された当初、「義烈兄弟」と称され、館内で主に海南出身の 108 人のことを「勅封義烈昭應百八英靈神位」と位牌に記し祀っている。この 108 人は、1851 年（咸豊元年）に広義省の海域で起こった海の巡回隊によるフエ華商の船の物資略奪と乗組員殺害という事件の被害者であった。詳しい事件の内容が、館内の壁に大きな文字で記されているが、この 108 人の商人は海賊だとの理由で殺害されたが、その後、阮朝嗣徳帝によって事件が発覚され、108 人の商人の冤罪が認められ、加害者全員が裁判され処罰された。嗣徳は、この 108 人を「義烈昭應英靈」と勅封し、祀るための廟の建立も許可したため、ホイアンに住んでいた海南幫の幫民がその昭應廟を建てたと伝えられている。毎年旧暦 6 月 15 日は 108 人の命日とし、盛大に祭祀を行っている。海南幫の理事会によれば、現在幫民の人数は、正確に把握できていないが、約 200 人前後程度で、50 世帯ぐらいであるという。1975 年以降海南の人も海外、または南の方に行った人も多かった。海南地方の方言をまだ覚えていて話せる人は 6, 7 人ぐらいで、中国語ができる人は 10 人程度である。1965 年まで、ホイアンの華人学校である「中華公学」は、海南会館内に置かれたそうであるが、1965 年に中華会館に移動したという。海南幫の幫民は、潮州幫の次にアメリカを始め、海外に出て行った幫民が多く、1975 年以前は経済的にかなり裕福な家が多かったとも言われている。筆者が調べて確認できた現在ホイアンに住んでいる海南の人は、主に 4 姓（表 1 参照）である。また海南会館の理事会のメンバーは 5 人で、以前よりもっと少なくなった。何故なら今理事会の役を望む人も殆どいなく、また以前のような活躍ができることもあまりないからであるという。

最後に潮州会館は、ホイアンのお年寄りの人によると、潮州会館が建っている場所の向かい側が 1950 年までは大きな池があったという。潮州会館は 1845 年に建て始められ、1852 年に完成したという。華人会館の中で、福建会館の次に創建年代が古いと思われる。ホイアンでは、地元の人に「陰本寺」と一般的に呼ばれている。筆者がその理由を会館の人に聞いてみたが、誰も知らなかったようである。昔から伝えられてきた明郷村の領域を表す「上は寺橋、下は陰本」（Thượng chùa Cầu, hạ Âm Bản）という文句があり、人々は、それを聞きなれ、「陰本寺」と呼ぶようになったという解釈もある。会館で祀られている主な神は、「伏波大將軍」である。この神様の由来によれば、

伏波大將軍は「馬援」という漢人の偉大な將軍とされ、中国の色々な地方で祀られているという。しかしベトナムの歴史において、この「馬援」は、43年に漢代の東漢に抗するベトナムの徴側と徴貳二女將の軍を破った東漢の將軍で、ベトナムに対して敵のような存在であるため、1980年代に中越関係が悪化した時期に何度かホイアンの地方政府機関の関係者の一部の人から会館を壊そうとの意見もあったそうである。1975年以前、ホイアンの華人社会に一番経済的に強かったのが潮州幫の人だったと今日の華人の間でもよく話されている。「広東通り」という現在グエン・タイ・ホック通りに1975年以前、潮州幫の人が経営する店が最も多かったようである。また、潮州会館という建物自体も建設や重修などに当たって、その多くの資材を中国から購入してきたという。潮州会館は、裕福な家庭が多いため、殆どの家庭では、子供たちを華人学校に通わせていたので、ホイアンの華人の内、中国語ができる人が一番多く、現在の「礼義華文中心」の先生も殆ど潮州幫の人で60歳以上の方々である⁹⁴。またベトナム人学校に行った人があまりいなかったため、幫外の人々との付き合いも少なく、同潮州幫、又は同華人の結婚相手が多かったという。1975年以降、ホイアンの潮州幫の人々が海外に脱出した人が、とても多かったため、ホイアンに居残っているのは、経済的に貧しかった人々であった。現在、毎年旧暦1月15日の元宵節の日に、各地方から潮州幫の人々が帰って参加した人の数は、大体350人ぐらいで、実際にホイアン在住の潮州人は、50世帯ぐらいで200人前後程度であると言われている。筆者が潮州会館で、現在の潮州幫の幫民は、主に6姓（表1参照）を持っている家系出身の人々である。

嘉応幫は、ホイアンでは華人人口の中、かなり少なかったため、会館を建てなかったと言われる。正式にはホーチミン市などの華人幫と同様に、客家幫と言うが、ホイアンでは、一般的に嘉応幫と呼ばれている。現在ホイアンには、唯一1人の1世帯しか住んでいないが、この家長が1936年に客家幫の幫長を勤めていた人の孫である。筆者はホイアンの調査で蒐集できた「民国25年中国駐越総領事館飭開本幫華僑家庭調査表」（参照資料2）という客家幫の家庭調査の資料を参考し、1936年の時点で嘉応幫の幫民は、一部がホイアン居住の人々であったが、それ以外の諸地方に住む幫民も多か

⁹⁴筆者は、ホイアンの「礼義華文中心」で現役の潮州幫の一人の先生（74歳）に聞いた話で、ホイアンにおける中国語センターである「礼義華文中心」の教員は、2016年の時点で全部で5名であり、3人が潮州の人で、他の2人は海南幫の人である。教員の年齢は、60歳以上の人で、若い先生がいない。若い人でも大学などで中国語学科などを出て、とてもできる人も最近数人いるが、やっぱりホイアンよりダナンなど大都会で仕事をしたほうが良いから、ホイアンで中国語を教えることは考えられないでしょうという。

ったことが分かる。また 1975 年以降にベトナムを離れ、海外に行った人も多かったが、中国に戻った人が結構いたとも言われている。現在ホイアン華人の各会館及び中華会館での祭事、又は華人関係の全ての行事などが開催される際、唯一 1 人の幫民しかいなくても、正式に「嘉応幫」という名目で参加したり寄付したりしている。上記したように、嘉応幫の方が現在の中華会館の運営に関わっており、会館の財政的管理を無期限に担当しているという。

上記した華人会館と華人学校は、ホイアンが世界文化遺産になる前の 1990 年代から、アメリカをはじめ、海外に渡っていった人々から多大の寄付金によって、現在のよう綺麗に修復され、ホイアンの非常に重要な観光資源として活用されている。ホイアンの華人は、現在「越南會安海内外同僑」というホイアン華人の同郷会を組織し、活動が盛んに行われている。1975 年以降に海外に渡っていった人々と現ホイアン在住の人々とホイアン華人のネットワークは今も維持されているのである。ホイアンという「故郷」のイメージがはっきりとした形で明確にベトナム内外在住のホイアンの華人の中に現れるようになったと言えるかもしれない。

現在の華人の人口は、見てきたように、非常に小さい規模へと縮小している。世界文化遺産として登録されるようになり、現在世界から注目されるようになった観光地のホイアンにおいては、一時的に衰退していったと言われていた華人社会は、1990 年代以降、次第に復活しつつあると思われるが、その実態は、多様で複雑である。各幫の共同体内の伝統文化的な活動を小さい規模でありながら、ある程度維持していくように、人々が努力しているようである。彼らにとって、自分たちの中国的アイデンティティを次の子孫の世代に継承していくため、「礼義華文学校」の運営・管理などの活動に精力を傾け、中国語の教育の場として維持し、ホイアンにおける華人の「中国系」の要素を努力しながら強調しているように見える。そのため、各会館での儀礼の空間及び時間に限っても、中国語のできる人が少なくなり、また幫別の方言ができる年寄りの人も殆どいなくなっている状況に置かれながら、中国語を使って、儀礼を行っている。ホイアンの華人社会の現状の一部を物語る広肇会館理事会副理事長の A 氏の言葉をここで記し、まとめとしたい。

「ホイアンはね、もし世界文化遺産に登録されなかったら、昔のままに、お年寄りの方々だけが住んで、以前よく呼ばれていた名前なんだけど「養老の街」みたい

に老後の養老の街に過ぎなく、誰もこのことを知らなかったかもしれないでしょう。昔、ここの皆が、仕事が少なかったから、何もすること無く、海外に出て行った親戚からの経済支援を待って、それだけに頼って、生活していた人が結構いた。この前フエ（Huế）の華人街を訪れたけど、道を通る人が少なかった。天后聖母廟に入っても誰もいなくて、凄く寂しい雰囲気だったよ。ここ（ホイアン）は、今みたいに世界遺産じゃなかったら、フエと同じかも。観光地になっているから、ここ（広肇会館）と福建会館とかは、毎日観光客が多いから、何でも商売になるさ。物売りをするだけでも、何とか生計も賄っていけるぐらいだから、会館に頼っている人も多くなっている。だから会館を管理することは、実はすごく難しいことなんだ。会館がこんなに復活していなかったら、皆はどうするかな、会館に帰って来るかな、微妙なところだけどね（苦笑い）。（中略）今ホイアンを横切って並行している 3 本の道に家がまだ残る人の場合、全部レストランからコーヒーショップまで飲食店、またいろんな店を営んでいる人もいる、或いは家を貸している人もいる。お金持ちになった人も結構出ているよ。海外に住んでいるけど、老後ホイアンに帰りたいと言っている人もいるね。世界遺産になったから良いことが多いと思われるけど、今は会館のために一生懸命頑張っている人よりも、自分のために会館に帰ってくるといような人がもっと多くなっているから、昔みたいじゃなくなったなあ...」（A 氏、60 歳）⁹⁵。

4.2.2 明郷の子孫と自称する人々の間で伝えられている「明郷」の祖先像

明郷と明郷の子孫と自称している人々は、現在時代的変遷を経て、ホイアンの 1999 年の世界文化遺産への登録後、参集・活動の拠点として「明郷萃先堂」＝明郷会館という場を活発に運営している。ベトナム南北統一の 1976 年まで明郷社の代表者であった「明郷理三寶務」は、1975 年以降公的な財産としての不動産群の管理権を新政権に委ねることになり、解散せざるを得ない事態となった。明郷会館は、政府の役場（明

⁹⁵この話は、筆者を一年間近く自分の家で筆者をホームステイさせてくださった広肇会館の副理事長の C 氏（60 歳）によるインタビューの話から引用した一部の内容である。筆者は、A 氏と 14 年ほど前からの知りあい、ホイアンのことを始め、華人社会及び華人会館のことも積極的に幾度も話して頂いた重要なインフォーマントの一人である。A 氏によると理事会の役を務めると会館の運営・管理などのためにすることが多くて、とても時間的にも体力的にも負担がかかっているが、この仕事は、一切報酬無く、完全にボランティアとのことである。

安坊の人民委員会の管理する文化宣伝機関) の一か所として使用され、人々は出入りすることが禁止された。同時に行われていた明郷社の年中行事・祭事など共同体の多くの信仰的活動も中止された。その結果、「明郷」共同体が集う中心的な場所であった明郷会館の存在は、1975年から1991年まで15年間の間、ホイアンでも、「明郷」の人々の間でも、薄れていくようなことが起こり、また新しく生まれてきた若い世代の「明郷」の子孫にとって、明郷会館という場所は、縁遠く、関係のない場所となったようである。

ホイアンは、1985年に国指定の文化遺跡として登録されるようになったことがきっかけで、華人会館・明郷会館が1990年代に入ってから徐々に国や省指定文化財として登録されるようになり、文化財となった各会館の管理権は、再び元の所有者に返還された。1991年から一部の「明郷」の子孫は、年中行事・祭事の際に明郷会館に出入りし、祭祀の活動を行うことが許されるようになった。1993年に国指定の文化財として明郷萃先堂も登録されるようになったが、登録後でもしばらく政府機関の代表である明安坊の人民委員会から明郷萃先堂の管理権は移譲されなかった。文化財登録の1993年から1995年までの3年間の間、明郷萃先堂の管理権許可を受けるために、「明郷」臨時代表委員会という会が設立され、明安坊の人民委員会をはじめ、市・県レベルの諸政府機関に対し、熱心な努力で訴え続けたようである。その結果、1996年に明郷会館の管理権は、明郷とその子孫の手に委ねられるようになった。そして1996年から、明郷臨時代表委員会の運営によって、明郷萃先堂の活動が徐々に復活し、進められていたという。

現在の明郷会館に来ている明郷、或いは明郷の子孫と自称している人々は、どのように明郷と明郷社の歴史を認識しているのだろうか。今日ホイアンの明郷会館では、明郷社に関する古文書や資料などは全く残っておらず、会館で保存されていた関係資料は、1975年以後、行政側に没収されたと言われている。このことに関しては後述するが、唯一現存している現ベトナム語による一冊の史料があった。この資料のタイトルは、『明郷三保務』⁹⁶で、1972年当時の明郷社内の役職を務めた者1人が編纂したと

⁹⁶現ホイアンの明郷会館の理事会の会長が聞かせてくれた話によると、「明郷三保務」とは、以前明郷社内の寺・廟などの祭礼や香火の管理を専門的に司る郷職のグループであった。19世末期まで正式な役名は「理三寶務」である。ベトナムが南北統一した1975年以前まで、明郷社の組織が解散された後も、明郷三寶務は、引き続き以前から維持されていた社内の諸財産を管理する仕事を行い、祭事の活動を続けるという明郷社の伝統的な役割を果たす中心的な「アソシエーション」であった。なおこの資料の著者は、以前から明郷社内

いう。この資料の中に明郷社及び前賢についての話も、概略された形ではあるが、記されている。しかし、編纂者自身は、フランス語が出来たが、漢字が読めなかったので、70年代になって初めて現ベトナム語で明郷社の概略をまとめたということ自体、とても有意義であり、感心するべきであると明郷社内の多くの人に評価されたそうである。つまり1970年代にでも殆ど明郷と称する人々は漢字が読めなく、理解できなくなっており、明郷社の歴史を伝えていこうとする必要が生じ、漢字が分からない世代のために、現ベトナム語版の史料が編纂されたと考えられるのである。この資料の詳細な内容については、第3章で、明郷社の組織を概観する際に述べるが、ここでは資料に記されている歴史の内容だけを言及したい。

『明郷三保務』という資料の中に、5ページに亘り「明郷歴史省略」という内容が記載されているが、主には陳荊和及び Nguyễn Thiệu Lâu の両者の研究に基づき、まとめられたものである。その中では、明郷のことを「入越籍の華僑 (Hoa kiều nhập tịch Việt)」⁹⁷としており、明末清初にホイアンに逃げて来た明の遺臣・遺民の少数の一部で、その他の人々の殆どが商人であったとしている。また、明郷社の成立の契機については、次のように記されている。

ベトナムに移住した最初の頃、ベトナム人村落の中に入り、共住していたが、これらの村落の風習が遅れており、集落内発展も進んでいないため、中国人を集め、自分たちの社を作らせてもらうように阮氏に申し出たところ許可されたという。その主たる明郷社を組織する目的が明朝の伝統・風習を守ることから、「明郷社」という社号にしたのである。先輩の方々から聞いた伝承であるが、“Minh Hương xã” (明郷社) という名称を正しく理解するなら、「Hương」 (郷・香) とは「hương thơm (香)」であり、現在私たちは通常に書いている「làng (郷)」ではなかった。Minh Hương とは、明朝の社号 (民という意味) は、明の国が滅亡し、移民しているにもかかわらず、良い香りがしているということである。また、もう一つ違う説明もあるが、Minh Hương とは、明朝の香火であり、明の遺民の財産を指しているという。萃先堂の維新2年(1908年)の碑文にその説明の文があり、社号を Minh Hương にされたのは、明朝の国号の象徴からである [Truong (張) 1972]。

の大きな一族である張族の張庭轟氏 (チュオン・デイン・ホァインー Truong Đình Hoanh) である。1950年代から1972年まで彼はホイアンの明郷社の以上の「三保務」のメンバーの一人であり、その社務を務めたと現在ホイアン在住の息子さんが話している。

⁹⁷ここで記されている「入越籍」の言葉は、「帰化」という意味である。

こうして Minh Hương という名称自体の元来の意味を説明することによって、明香社の成立となった経緯及び意義を伝えるという著者の意図が読み取れ、1970年代に生きていた著者及び同世代、また次世代の明郷と称する人々に理解されている“huong”の意味は、「郷 - làng」であり、「香 - hương thơm」ではなかったという実際も読み取れている。従って明郷萃先堂の「明香」即ち現ベトナム語で書かれるこうした史料によって、明郷社の元来の「明香社」という社名及び意味は、今後、少なくともホイアンという場所に居住している明郷及びその子孫たちに伝承されていくことになるであろう。

以上の社名の意義を説明する他に、明郷社の前賢・後賢の話についてもこの資料に記載されている。その内容は、殆ど陳[Trần 1961]と Nguyễn Thiệu Lâu[Nguyễn 1941]の両者の研究が依拠し執筆したものと言える。明郷社の前賢としての「十老・六姓・三家」及び「開山大檀越主鄭門吳氏」と「重建円寂第四代号惠鴻諱上広下湊公大禪師」についても述べられている。また、その最後に前賢の「十老・六姓・三家」の他に、曾、陳、劉、林、丁、馮、尤、周、黄、邱、蔡、黎、范など中国からベトナムに来て、祠堂を建てた諸姓もあったという。なおこれらの族は、現在においてもホイアンに子孫たちが住んでいるし、祠堂も維持されている。著者は、張姓の一人であるから、張姓をこのリストに入れていない。即ちこの資料を編纂した著者の Trương (張) 氏が、張族は「前賢の一姓」であると考えているからである。ホイアンの明郷の張姓については、明郷の家譜を記述する章で詳しく述べていきたい。実際、筆者がホイアンを訪れた最初の頃、明郷の前賢について語る際、当時 80 歳以上のお年寄りの 2 名⁹⁸が前賢のことを“Tam gia, bát tộc” (三家、八族) と呼んでいた。その説明を教えてもらうと、八族とは、三家と六姓の 9 人の姓であるが、張姓の人は二人もいるから 8 姓となったという。要するに、ホイアンでは、明郷社の前賢のことを昔から村内で「三家と六姓」として伝えられていたようである。

この 1972 年に編纂された史料は、ベトナムが戦争とその後の政治的に混乱な時期であった 1970 年代半ばから末まで忘れられた存在となり、やっと 1990 年代になってから、探し出そうとした人がいたため、著者の息子が原本を家で保管していたことから、

⁹⁸この 2 名は、明郷会館によく出掛け、会館の全ての活動に参加していたが、2015 年に筆者がホイアンに戻った時、一人はもう他界していた。明郷の 19 世紀末から 20 世紀前半までの実状を語ってくれる重要な語り手の一人を失ったのである。

この資料を持ち出したという。これを以て現在ホイアンで明郷と明郷の子孫と自称している人々の代表である明郷会館を管理している理事会の会員らは、漢字を読める人が殆どいなくなった現状を鑑み、明郷の子孫たちを始めとする、多くの人々に対してより明郷社の歴史への理解を促す目的で、漢字が読める地元の人に、明郷会館に保管されている全ての漢語の碑文のベトナム語への翻訳を依頼し、他に現存している諸史料とも併せて『ホイアン明郷村の略史』と『ホイアンの明郷前賢亭』という小冊子を2冊出版している。なおこの2冊の内容は、基本的に陳の研究成果を参考に、結局、会館にある1908年の碑文に記されている前賢の話にも編集が加えられ、「十老・六姓・三家」という明郷社の前賢像が固定化され、宣伝されるようになっている。つまりホイアン明郷に関する陳〔陳1970; Trần1960〕の研究は、代表的な研究であり、ベトナム国内外の多くの研究者に参考されているだけではなく、現在「明郷」の子孫だと主張している人々にとっても自分たちの祖先を知るためのもっとも重要な資料となっていると考えられる。上記してきたように1972年に編纂された史料の内容を見る限り、少なくとも1970年代までホイアンに住んでいた多くの明郷の子孫たちは、実際において「明香」という社号を知らず、「明朝の香火」とか「明朝の香を維持する明遺民」など元来の意義もおそらく理解していなかったと言えよう。それにしても現在明郷の子孫と自称している人々の間で、「明香社」時代の前賢は「十老・六姓・三家」という省略的な語句で呼ばれており、その歴史も公的に認められている。それはホイアン居住の華人の間でもしばしば語られている明郷の祖先の物語である。

現在のホイアンの明郷・華人によく語られている一般的な言説は、ホイアン街を一番初めに創建した先人が「明郷人」であり、後の時代になると多くの中国系移民が移住してき、居着くようになった後でも明郷社の行政的な管轄範囲に属し、その共同の生活空間内で一緒に生計を立てていたということである。従って同じ中国系移民の子孫といっても相互に区別するような移住の経緯と移住先でのそれぞれの社会的地位との諸差異をなお現在においても認識している人はまだいるのである。また明郷の子孫だと主張している人々の中でも、明郷社の前賢に当たる「六姓と三家」の子孫だと言っている人も少なくない。こうした人々にとっては、自分たちの祖先について知り得るための有力な資料源の一つとして、彼らの家・祠堂に保管されている家譜・族譜がとても重要な資料であると考えられているのである。

表1 ホイアン華人の来越年代一覧表

No	姓名	来越年代	情報の根拠	世代数	幫名	事項
1	蔡1姓	19世紀半ば	聞き取り（インフォーマント74歳-3世）	7世代	福建	ハイフォン（海防）から父の世からホイアンへ移住
2	蔡2姓	20世紀当初	聞き取り（インフォーマント40代歳-4世）	6世代	福建	
3	蔡3姓	19世紀半ば	聞き取り（インフォーマント86歳-3世）	8世代	福建	
4	蔡4姓	19世紀前半	聞き取り（インフォーマント50歳-7世）	9世代	福建	3世からホイアンで在住した
5	蔡5姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント74歳-3世外孫）	5世代	福建	
6	沈姓	19世紀前半	聞き取り（インフォーマント74歳-6世）	9世代	福建	沈姓の初代は福建幫の第1代の幫長
7	王姓	19世後半	聞き取り（インフォーマント77歳?-3世）	6世代	福建	烈士の息子
8	謝姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント62歳-4世）	7世代	福建	
9	許1姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント60歳代-4世）	6世代	福建	
10	陳1姓	19世紀半ば	聞き取り（インフォーマント80代-3世）	7世代	福建	
11	呉姓	19世紀半ば	聞き取り（インフォーマント85代-3世）	7世代	福建	2世からホイアンへ移住
13	羅姓	19世紀前半	聞き取り（インフォーマント65歳代-5世）	8世代	広東	広東幫成立当初の1姓、2世からホイアンで在住した
14	莫姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント61歳-3世）	6世代	広東	2世からホイアンへ移住
15	黎姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント91歳-2世の奥さん）	6世代	広東	2世からホイアンへ移住
16	鄧1姓	20世紀当初	聞き取り（インフォーマント60歳-2世）	4世代	広東	2世からホイアンへ移住
17	鄧2姓	19世紀半ば	鄧1姓の人からのインタビューによる情報	7世代	広東	
18	許2姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント68歳?-3世）	6世代	潮州	
19	李姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント74歳-3世）	6世代	潮州	
20	楊姓	19世紀末	聞き取り（インフォーマント50歳-3世）	7世代?	潮州	
21	林姓	19世紀半ば	聞き取り（インフォーマント87歳-3世）	7世代	潮州	
22	蔡6姓	19世紀後半	聞き取り（インフォーマント80歳-外姓親戚）	6世代	潮州	中国とアメリカの海外在住
23	黄姓	19世紀後半	潮州会館の方々に聞いた情報	6世代	潮州	アメリカ在住
24	史姓	20世紀当初	聞き取り（インフォーマント80歳-2世）	5世代	海南	
25	陳2姓	20世紀当初	聞き取り（インフォーマント82歳-2世）	5世代	海南	
26	藩姓	19世紀末	聞き取り（インフォーマント59歳-3世の夫）	6世代	海南	
27	符姓	20世紀当初	聞き取り（インフォーマント67歳-2世）	4世代	海南	最近まで中国側の親戚と連絡があった
28	葉姓	1856年	家譜に記載あり 聞き取り（インフォーマント79歳-5世）	8世代	嘉応	唯一1世帯

第2章 家譜を通して見られるホイアンの「明郷」の自画像

筆者は、明郷萃先堂の活動などに関わり、「明郷」と自称している人々の家に保管されている家譜を数多く蒐集した。第一章で見てきたように、先行研究において、当事者の観点から「明郷」というカテゴリーを議論した研究は、殆ど認められない。多くの歴史学的研究は、阮朝時代と仏領印度支那期の歴史的資料に基づいたものであり、言わば外部からの視点で考察された「明郷」像の一面に過ぎない。従って、歴史的な文脈において「明郷」の自画像を追及するための重要な手掛かりの一つは、家譜・族譜といった当事者の歴史書である。そこに記録されているのは、親族・家系のルーツ(Roots/Routes)であり、前世代から次世代に伝え続けられ、記憶されてきた様々な物語である。公的な歴史だけではなく、そのような私的な歴史的物語を読み解くことによって、「明郷」という範疇の自画像に迫ることを本章の主目的である。

1節では、ベトナムの家譜、そして華人・明郷の家譜に関する先行研究を概観し、次に2節では、ホイアンの明郷の家譜を主に分析していく。最後に3節では、現在のホイアンで明郷と明郷の子孫と自称している人々の家譜との関わり方・対応、また意識を記述することにする。これらの作業により、歴史的な文脈だけでなく、現在の視点からもホイアンにおける「明郷」の範疇の自画像を明確化していくことができると筆者は考える。

1. ベトナムの家譜に関する先行研究

1.1 ベトナムの家譜についての研究

ベトナムの家譜に関しては、日本において諸研究が行われていたが、個別的に「明郷」の家譜を対象にした研究はごく僅かである。ベトナムの家譜についての代表的な研究として、1960年代の多賀秋五郎〔多賀 1960〕と山本達郎〔山本 1961〕を始め、末成道男〔末成 1995〕などの諸研究を挙げることができる。これらの研究は、主にベトナム北部の紅河流の地域で採集した資料及び日本とベトナムにおける諸機関所蔵の資料に基づいた成果である。詳しく述べれば、多賀は229種、山本は、自らハノイにおいて1936年に蒐集した15種に依拠した研究であり、末成は、彼が北ベトナム滞在中に採集した21件とハノイ漢喃研究院や東京の東洋文庫で閲覧した29件を合わせた

50種に基づいた研究である。こうした量的に多数の家譜群は、北部に住むベトナム人、民族籍上で言えば「キン族」のものであり、中国系住民の家譜は含まれていない。

多賀、山本による研究を参照する末成〔末成 1995〕は、50件の家譜の分析によって彼らの先行研究で注目されていなかった諸特徴を明らかにしている。主に指摘しているのは、多様性、直系祖以外の関係者の重要性、自己中心世代表示タイプの存在という特徴として顕著な三点である。またこうした特徴の背景となっているベトナム型親族関係を説明するために、父方キンドレッドと父系親族集団の存在についても論じている〔末成 1995:7-34〕。上記の三つの先行研究は、基本的に「家譜」という文字資料に基づき、ベトナム社会における家族・親族関係、祖先についての概念などを明らかにしているが、現在、家譜を継承し、維持している人々の家譜と祖先に対する認識や意識などに触れてはいない。

1.2 華人・明郷の家譜に関する先行研究

「明郷」の家譜に関する研究数は、僅かであると冒頭で言及したが、引用に値するのは、陳荊和〔陳 1956; 1964〕及び三尾裕子〔三尾 2006〕の諸研究である。ベトナム人研究者によるものとしては、グエン・カック・トゥアン (Nguyễn Khắc Thuần)〔Nguyễn Khắc Thuần 2005〕があるが、ホイアンに関しては、ホイアンにある文化遺産保存管理センターの Trần 他〔Trần 2005〕の研究が、ホイアン貿易港における「明郷社」の成立史をまとめ、その中に一部の家譜に関して簡単に紹介している程度である。

陳〔陳 1956〕は、明朝滅亡の際、真臘国 (カンボジア) に逃れ、河僊地方で賭博場を開いたり銀坑を経営したりして財を積んだ後、広南王阮氏のもとに使を遣し、河僊の長たらんことを請い、河僊総兵を授けられた河僊の祖としての広東省雷州出身の華僑の鄭玖氏の家譜を中国語で紹介している。この鄭氏の家譜は、「河僊鎮叶鎮鄭氏家譜」という題目があり、鄭族の二代目に当たる鄭玖の長男である鄭天賜の養子である武世営によって鄭天賜の死後作成されたと考えられている。鄭氏家譜は、ベトナム南部地方の最も古い家譜であり、鄭族と当時の南部開拓・拡大の歴史との関係を描いた歴史書であると評価されている。陳と共通の研究で、グエン・カック・トゥアンも、鄭氏家譜をベトナム語に翻訳しベトナムで紹介している。ベトナム南部華僑の有名な人物の一人の家譜を翻訳したり注釈したりする作業を行った以上の諸研究は、ベトナム

ムの正当な歴史の一部である南部開拓史の初期に入植した華僑の大きな役割を明らかにし評価されるべきと言える。家譜の作成者である武世営は、血統的に直接関係のないにもかかわらず、鄭族 2 世の鄭天賜の養子である点に興味深いところである。グエン・カック・トゥアンによると、鄭氏は、そもそも世代字といった中国の一般的に認識されている各世代に全族共通の一字を用いる輩行字の習慣⁹⁹とは異なり、世代字が無く、初代の鄭玖氏は姓と名だけがある。鄭玖の子の世代から阮主から「天、子、公、侯、伯、子、男」の輩行字と名前の部首に付けるための「金、木、水、火、土」の五行名の字を授けられたと述べている。そこで 2 世の鄭族の人は、自分の父と違い、鄭天賜という姓、輩行字、名を含めた鄭天賜の名前を持ち、鄭族の 3 世からの子孫も輩行字と名前の部首を使用し名前を付け続けていたとされている [Nguyễn Khắc Thuần 2005 : 19-20]。いわゆる輩行字は、古典的な中国人の命名システムであるので、中国系住民の明郷・華人の命名の習慣は、必ず中国から持ち込まれ、移住先であるベトナムで伝統として伝承され、継続的に維持されてきたという家譜の諸研究における見解に疑問が残されている。中国系移民の命名システムは、人々によって意識的に継承されていくものではなく、その移住先で再度新たな形で受け継がれ作り直された場合もあると考えられる。明郷を始め、中国系住民の諸グループの家譜を分析する際、検討すべき点である。輩行字の習慣は、本稿で取りあげられている明郷の家譜・族譜を以下で分析する際、その作成者及び書き続けている子孫によるルーツ認識・意識を考察するための要点の一つであると筆者は考えている。

陳 [陳 1964] は、ベトナム中部のフエにおける明郷の有力な一族であり、11 代目までの子孫の情報が記載されている「承天明郷社陳氏正譜」を整理し詳細に分析した上、この家譜を通して認められる諸特徴を指摘している。その中で、本研究の主目的の一つであるホイアンの「明郷」と自称する人々の歴史認識に関連する指摘は、陳族の初代が商人で、明朝滅亡期に清朝に対して反発し、海外亡命の道を選んだ中国系移民の一人であるという「明香」ルーツを持っている点である。また初代は、ベトナムで商売を順調に展開するため、現地の女性と婚姻を結んでいる。初代から 9 代目までの陳族の子孫の男女の中には、中国人、或いは中国系の祖先を持つ人と結婚した人が多かったとも指摘している。さらに家譜の分析から、陳は、輩行字の習慣は維持されてい

⁹⁹輩行字の習慣は、末成 [末成 1995] によると中国人の命名の習慣であり、必ず家譜の中に言及されると指摘されている。

るが、輩行字が繰り返し使用されていることは、中国の伝統的な命名システムを大きく変え、自分たちの命名システムの特徴を作ったとも述べている。他には、陳族歴代の商業、阮王朝への進出などの軌跡も明らかにしている。つまり陳 [陳 1964] の研究は、先の陳 [陳 1956] での鄭氏の家譜の研究とその方向性は共通しており、個々の家系の

家譜の分析を行い、その家譜の諸特徴を明らかにする作業を重ねている。総じて、陳の研究は、中国的と非-中国的の類別から、中国的習慣を変える文脈で「明郷」の特徴を模索していると言えよう。

三尾 [三尾 2006] は、ホイアンにおける二つの中国系移民集団である「明郷」と「華僑」を事例に、前者による土着化と後者による僑居化との比較を試み、両者の家譜の分析を行っている。そこで指摘されている諸点の中に、移住の歴史が古い家族は「明郷」に多く、「華僑」の移住の年代とほぼ同じ時期に移住した後、「明郷」籍の得た家族も少なくないこと、また「明郷」となった者の多くが明の遺臣に由来しないことから「明郷」になることと、明への帰属意識とをイコールに考えることは不適切であるという興味深い 2 点がある。従って、当時の阮朝の規定にもかかわらず、ホイアンにおいて、同じ明郷社の領域内に「明郷」と「華僑」の異なる二種類の中国系移民が形成した社会が成立していたという点も指摘されているのである。さらに三尾は、「明郷」と「華僑」との家譜の特徴を指摘した上、それぞれの集団の文化変容の相違を明らかにしている。ホイアン「明郷」の家譜は、末成 [末成 1995] で指摘されている (1) 形式の多様性、(2) 直系祖以外の関係者の重要性、(3) 自己中心世代表示タイプの存在というベトナムの家譜の三つの特徴と同様な傾向を持っている。「明郷」は、中国的な系譜観念よりもベトナム的なその影響を受けている可能性がある。その一方、華人の場合には、家譜の書き方は標準的な中国人の族譜と形式もほぼ同じで、直系祖から父系血縁を辿って子孫が表記され、世代も始祖から二世、三世と祖先中心世代表示タイプを採用していると述べている。末成 [末成 1995] と三尾 [三尾 2006] の研究とは、家譜所持の対象は違うが、家譜そのものの分析から見られた諸特徴を中国人の族譜、または中国的系譜観念などに照らしながら比較した上、文化的表象の一つとしての家譜の変容を指摘している点では同様である。

以上のように、先行研究を概観すると、本章で取り上げるホイアンの明郷の家譜に関する考察は、三尾 [三尾 2006] のそれと重なる部分もあるが、筆者が明らかにしよ

うとしている「明郷」と自称している代々の人々の歴史認識、所謂、歴史的文脈において構築されてきた明郷の自画像及び現在の子孫世代による認識の多様性という点は全く新たな視角である。次の第2節において、主に歴史認識という観点から、ホイアンの明郷の家譜の分析を行う。その上で、現在の家譜に描かれている祖先の歴史、そして生きている明郷及び明郷の子孫が認識している「明郷」という祖先の歴史との関係の考察を試みる。

2. ホイアンの「明郷」の家譜

筆者は、明郷会館で行われている毎年の主な祭祀である春祭に参加し寄付している「明郷諸族派」という明郷と明郷の子孫と自称する55族（参照資料3）の中、21族の代表者の協力により、彼らの家、または祠堂に保管されている族譜・家譜を21件蒐集した（表2）。21件中、閲覧と撮影を部分的に許可された例、或いは家譜の一部が紛失状態にあることから残った部分だけから提供して下さった例もあったが、歴史認識の考察には十分な資料であった。

本章では、これらの21件の家譜を、使用言語、編纂・再編纂年代と経緯、記載されている一族の歴史、関わり方と意識・認識といった4点に絞り、分析することにする。こうした分析を通じ、歴史的文脈において21族の人々はどのように自分たちを認識したか、また現在、生きている世代の子孫たちは、どう向き合っているかを考察する。

2.1 使用言語の多様性

筆者が収集しているホイアン「明郷」の21件の家譜を見た限り、家譜の編纂・再編纂などの作業が行われた際、漢語と現ベトナム語の主に2言語とも使用され、チューノム（字喃）¹⁰⁰に関しては、人名に使われる例が殆どであることが特徴である。また最近の家譜の殆どの場合、現ベトナム語で編纂されている。このことから、家譜が過去の遺物ではなく、現在も機能し続けていることがうかがえるとされている[末成

¹⁰⁰チューノム（字喃）は、漢字の製字原理により、形声法を用いて造成したものである。似た発音を持つ旁を音符とし、これに独自の扁を組み合わせてチューノムを造成する（そのチューノムは「漢字」とは異なる「ベトナム語」の文字として使用される）。例えば、山＋内 "núi"（山という意味）というチューノムは、漢字の「山」と似たベトナム語の発音「内」（"nội"）を組み合わせた字喃である [Nguyễn Thị Oanh 2011]。

1995: 127]。21 族の中、現ベトナム語版の家譜を持っているのは、3 族（蔡、張 B、枚）、漢語版だけの家譜を持っているのは、黄 A、呉 A、陳 A、陳 B の 4 族である。また漢語版と現ベトナム語の翻訳版とを両方とも持っているのは曾、李 A、王 A、王 B、呉 B、周、莊、黄 B、尤、李 C という 10 族である。さらに既にあった漢語版の家譜に後から現ベトナム語で新しい情報など手書きで加筆されている家譜を持っているのは 2 族（許、葉）である。特別に最近編纂された家譜であるが、漢語と現ベトナム語との併記の家譜を持っている李 B、楊という 2 族もある。李 B 族の家譜は、四代目に編纂されたが、この編纂者はホイアンでは非常に有名な僧侶であり、漢字の読み書きが出来る人で、李 B 族の家譜の人名・原籍・正貫など一部の情報は漢字と現ベトナム語とで併記されているが、基本的に現ベトナム語で記載されている。楊族の家譜に、祠堂の祖先祭壇で祀られている位牌板に漢字で書かれている一部の上の世代の祖先に関する情報がそのまま書き写された部分があり、漢字の横に現ベトナム語の訳文が書き加えられている。この部分だけが漢語と現ベトナム語と併記されているが、家譜の他の内容は全部現ベトナム語で書かれている。21 件の家譜の中に使用されている言語の点においては、ベトナム語という国語の歴史的変化の影響を受けていたことが伺える。漢字文化圏に属していたベトナムでは、19 世紀後半以降のフランス植民地下におけるフランス語公用化を経て、普及したクオックグーが、1945 年の独立後、公用文字と認定される。フランス植民地期までに漢字、チュノム（字喃）、クオックグーを用いた三つの主な表記システムが継承されてきた [今井 2001:126 - 143]。本論文では、現ベトナム国語ーローマ字表記ベトナム語を、以下では「現ベトナム語」と呼ぶことにする。1906 年からホイアンも含めたベトナム全国では、フランス植民地下に近代的な公教育制度が本格的に制定され、それ以前の漢字・漢文だけでなく、フランス語や現ベトナム語を主に教育され、試験が課されるようになった。この公教育が普及するのは 1920 年代になってからである [嶋尾 2008: 57]。つまり 20 世紀初頭以降に生まれた人々は、漢字の読み書きが殆どできなくなっていた世代だと言える。逆に言えば、その以前に生まれた人々の世代は、漢字が読み書きできることが珍しいことではなかったと推測できるだろう。ホイアンにおける漢字・漢文教育については、1924 年に男子小学校、1926 年に女子小学校という初等教育機関が成立されはじめ、この時から通っていた学生は、主にはフランス語と現ベトナム語を勉強し、週に一回だけ漢文の授業が行われていた。学習時間が少ない上に、進級するための試験科目ではなかったの

で、学生たちは集中的に勉強できず、また高等レベルの教育を受け、進学することにより、漢文学習の機会もなくなっていったので、殆どの学生は、漢文の読み書きが出来なかった。しかし漢文の先生だけはいつも熱心に教えていた。非常に人数が少なかった漢文の教員の中に「明郷」村の有名な先生がいたこともよく語られている。ホイアン「明郷」の場合は、1910年以降生まれた人の殆どは、上記の二つの学校に通っていたと言われている [Pham 2011: 1-2]。

「明郷」関係者を対象に行っていた聞き取り調査の結果から、張2族（A：家譜未確認、後で言及。B：家譜蒐集）、王A族の人以外、漢字が読み書きできる人はいなかったことが分かった。また、以上の三族の人でも、家族全員ではなく、一人、または何人かだけが最近のニーズ¹⁰¹に応じ習い始めた場合が多いようである。語学レベルからすると、出来ると言っている人でも自分の名前を漢字で書けるぐらいか、または家の祖先祭壇で祀られている位牌板に一定の世代まで漢字で書かれている祖先の名前が読めるぐらいの程度である¹⁰²。筆者が明郷会館でしばしば聞いた話であるが、今なら漢語版の家譜が読めるほどの人は、明郷の子孫の中に殆ど見つけられず、1990年代くらいまでだったら、漢語が読めるお年寄りの人はまだ数人いたが、彼らが亡くなっている現在、漢語で書かれている全てのものを理解することは、明郷会館の管理・運営などの義務を背負っている人々にとって、非常に困難であり不可能な状況となっている¹⁰³。現年齢が70歳以上の調査対象者の話によると、漢字とは全く縁のなかったようで、時代変化の状況に応じ、フランス語を習得することは、生活や仕事などにおいてより利益があったようである。明郷は、華人とは違って、阮朝期に試験（科挙）を受けられ、出世し、朝廷の官員、役職などを務めていた人々が多かった。またフランス植民地期においても、その政府と行政関係の仕事をした人も少なくなかったという。

¹⁰¹現在のホイアンは、世界文化遺産として登録され、世界に注目されるようになり、ホイアン街の文化的な財産として明郷会館及び一部の家系の祠堂も観光客をはじめ、多くの人々の注目を引いている。そのため、管理者・所有者などに当たる人（明郷も含む）にとって、漢字を勉強し習得することは、自分たちが関わっている遺跡についての歴史的知識を豊かにさせ、管理・維持などの仕事をより効率的に実行させるための一つの取り組みのようである。

¹⁰²三尾 [三尾 2006] は、ホイアン「明郷」の言語使用の問題についても筆者と同様な言及をしている。

¹⁰³「明郷会館の理事会の会員は、漢字の碑文、または漢文の資料などを理解することが不可能であるから、必要な際に漢字・漢文に関することを勉強し、研究している地元の人に頼み、現ベトナム語に訳してもらおうことはごく当たり前のことである」と明郷会館の理事長が話を聞かせてくれた。

そしてベトナムが南北に分断された時期の 1954 年から 1975 年までの両政権下に働いた人も多かったとホイアンでよく聞いた。このような話は、明郷だと主張している人々の漢字・漢文に関する知識の実態を物語っているのではないかと考えられる。フランス植民地期下のホイアンの教育状況を踏まえた上で、次に編纂・再編纂年代と経緯を見ていきたい。

2.2 家譜の編纂・再編纂年代から見る「明郷」の来越時代

ホイアンの「明郷」の漢語版の家譜の殆どは 19 世紀前半から 20 世紀前半までの間、各族の 5～6 代目の人々によって、編纂・再編纂されたことが分かった。具体的には 19 世紀の年代を持つ家譜は 8 件であり、その中で最も古いのが 1835 年に作成された呉 B 族の家譜である。

19 世紀当初からベトナムの全土を統一した阮朝による国家統治の時代が始まった。阮朝の国家建設の方向としては、「小中華」モデルの国家建設を狙い、政治組織、制度の整備、律例、官吏登用試験制度の科举・儒学・儒教思想等の普及大改革が行われた。中越関係の正常化・強化に伴う宗主国と藩属国との関係、清越間の文化交渉が盛んになった時代と評価されている。竹田 [竹田 1975] は阮朝時代、特に明命年間 (1820 - 1840) による「支那趣味」を指摘しているが、19 世紀初頭から中葉にかけての清越両国の政治関係は、外面的には極めて円満で、ベトナムからは規定通りの朝貢使が派遣されていて、宗主国に対する礼に欠けるところはなかった。ベトナムにとって、中国との邦交は重要な意味を持つもので、外交上の問題であるばかりではなく、経済・文化の面にも関わるところが大であった [竹田 1975 : 499]。こうした歴史背景において、明命帝は、初めて自分の子孫の世代のための輩行字の詩を作ったとされている。名前に輩行字を使用するという習慣は、そもそもベトナムにおいては無かったが、明命帝の輩行字の詩を作ったという意識は中国の文化の特色点を学んだことから生まれたものとされている [Vinh 他 1995]。

また、嶋尾 [嶋尾 2000] も、18 世紀後半から 19 世紀にかけて、家譜の編纂及び祠堂の建設によるベトナム北部村落における族結合の強化及び儒教的な規範の普及を指摘している [嶋尾 2000:215 - 246]。ホイアンの明郷の多くの家譜もこの時期に編纂された点において、上述した歴史的背景の影響が及んだのではないかと考えられる。さらに明郷の場合だけに関しては、第一章でベトナムの歴史における明郷という範疇

の変貌を見てきたが、1827年にベトナム各地の明香社は、「明香」から「明郷」へ改称されるようになったことにより、行政単位としてだけではなく、他のベトナム人村と同様な村落の体制ができ、「明郷」にとって、初めて「明郷社」という領域を持つ村落名となり、故郷のような存在へと変わった。従って、初めて家譜を作成し、祠堂を建設するようになったとも考えられる。

その後、20世紀初頭から中葉まで編纂・再編纂された家譜は8件であり、年代が最も遅かったのが1959年の葉族の族譜である。漢語版の家譜が紛失し、又は以前に家譜がまだ作成されていなかったため、20世紀後半以降1960年から2000年までの間、現ベトナム語で新しく家譜の編纂を行ったのは5族で、その中1990年代以降、編纂が完成されたのは、楊族（1991）、李B族（1995）、枚族（1998）の3件である。また、16件の漢語版の家譜の中、10件が漢語版から現ベトナム語に翻訳され、再編纂されているが、漢語版のままの形で残されている他の4件（陳A族、黄A族、呉A族、陳B族）、そして漢語と一部現ベトナム語混在の2件もある。なお家譜の翻訳・再編纂の作業は、1960年から始まったが、最も盛んに行われたのが1990年代以降からである。特に何度も、家譜の編纂・再編纂を繰り返し、多言語にしている場合もある。例えば、曾族は、1865年に3代目に編纂された漢語版の家譜は、1976年に7代目が現ベトナム語に翻訳し、補足したようであるが、2004年にアメリカに住んでいる8代目の族長は、アメリカで1976年の現ベトナム語版の内容に基づき、家譜全体の再編纂を進めていた。この族長は、アメリカを始め、海外在住の子孫たちが多いため、どこの国へ行き、住んでもベトナム語が理解できなくても、皆が読めるような英語版の家譜も編纂する必要があるとの意見を家譜の序文中にも表明している。

編纂・再編纂の年代と使用言語との関連で考える際、以上で述べているように20世紀に入ってから、漢字・漢文の教育が衰退し、主に現ベトナム語とフランス語による学校教育が進展していった。その結果、ホイアンを含めたベトナム全国では、この時代から生まれた人々の殆どは、漢字の読み書きが出来なくなったことは想像しやすい。ホイアン「明郷」の21件の家譜は、漢語版のままに残されている4件以外、1990年代以降、翻訳・編纂・再編纂されたことは注目すべき点である。嶋尾〔嶋尾2000〕によれば、1990年代のベトナムでは、経済のドイモイ（刷新）や対外的な開放政策と期を一にして、「伝統の復興」という言説と実践（祭礼の復活など）が現れてきた。顕著な事例としては、全国各地に散らばる一族各派の家譜を結合して、大家譜を編纂する

という動きがある〔吉原、2000〕。こうしたベトナムの社会変化の背景において、上述の傾向も、同様にホイアンで起こり、「明郷」諸族による家譜の編纂・再編纂といった動きを促したほど、影響が及んでいたと言えるだろう。また、ホイアンでは、第1章で筆者が記述しているように、1991年から一部の「明郷」の子孫と自称する人々は、年中行事・祭事の際に明郷会館に出入りし、祭祀の活動を行うことが許されるようになった。1993年に国指定の文化財として明郷萃先堂も登録されるようになったが、登録後でもしばらく政府機関の代表である明安坊の人民員会からは明郷萃先堂の管理権を許可されなかった。文化財登録の1993年から1995年まで3年の間、明郷萃先堂の管理権の許可を得るために、明郷臨時代表委員会という会が設立され、明安坊の人民委員会をはじめ、市・県レベルの諸政府機関に対し、熱心な努力で訴え続けていたようである。その結果、1996年に明郷会館の管理権は「明郷」子孫の手に委ねるようになった。1996年から、明郷臨時代表委員会の運営によって、明郷萃先堂の活動が徐々に復活し、進められてきた。この時期、明郷会館に戻り、そこでの祭祀・行事などの活動に携わっていくようになった人々が少ないながら存在したことは事実である。こうした時代的背景こそが、明郷の諸族の家譜の翻訳・再編纂という行為に大きく影響を与えたことを指摘できる。

2.3 家譜の編纂・再編纂への経緯

現ベトナム語に翻訳された家譜を持っている10族の人々に聞いた話によれば、漢語を現ベトナム語に翻訳することは、漢字・漢文が読める族内のお年寄りの人か、地元に住んでいる人に頼むのが普通の状況となっている。例えば、曾族（1976）、李A族（1992）、周B族（1961）、莊族（1990年以降?）、黄B族（1970）の場合、家譜の翻訳はかなり早い段階から行われ、漢字が読める族内の年配の人が存命中だったので、家族の自分たちだけで翻訳の問題を解決することができた。その一方、族内に漢字・漢文が読める人がいなかったため、地元の人に依頼することにした族もある。その依頼される翻訳者たちも多様で、ホイアンに住んでいる華人、ベトナム人もいれば、あるいは他の地方の人もある¹⁰⁴。その結果、漢字が全く読めなくなっている現在の子

¹⁰⁴例えば王A族、尤族は、ホイアンに住んでいる華人に、呉B族と李C族は地元のベトナム人に翻訳してもらったと話してくれた。また王A族についての情報は不足している状況にあるが、筆者はホイアンで出会った11代目の一人によると現ベトナム語の家譜は、ベトナム北部に住んでいた9代目によって編纂されたようである。

孫たちは、人に頼み翻訳してもらった現ベトナム語の家譜と原本の漢語版の家譜との内容を確認したり、比較したりすることも当然出来ないと考えられる。従って、彼らにとっては、翻訳され、再編纂された現ベトナム語版の家譜が信頼性のある唯一の資料となりその家譜を通じ、自分たちの祖先及び家系の歴史などについて理解するのが現実になっていると言えよう。

1960年から2000年までの間に家譜の編纂を行っていた蔡A族(1960)、張B族(1980～1988)、楊族(1991)、李B族(1995)、枚族(1998)という5族の人々にとっても、かなり遅い時代に、あるいは極最近編纂された家譜にも関わらず、最も信頼性の高く家系のことを知りえるための基礎的な家族の歴史書として扱われている。また家譜を編纂した人々を対象に行っていた調査から、これらの家譜はどのような経緯で編纂されてきたのかを理解することができた。漢語版の家譜がないため、名前・生卒年月・家系の成員などといった代々の祖先に関する基本的な情報を調べる際、最も参照したと言われたのが、家か祠堂にある祖先の祭壇で祀られている位牌の記載内容、一部の祖先の墓、一族の存命中の年配者・長者の記憶、そして编者自身の記憶などである。祖先に関する基本的な情報以外に、非常に大切に見なされている情報として一族の歴史・起源・出来事、出世して有名になった族人たちに関する事績・功勞についての物語など、本来なら多くの漢語版の家譜の中に余り描かれていないことを、豊富に詳しく記載できるため、家か祠堂、或いは町内にある寺・廟・会館などでまだ保管されている碑文や古文書、正統的な歴史の本など、様々な形で文字化されている諸資料が主に参考されていると語られている。しかしこうした資料の殆どは、漢字・漢文の文書であることから、漢字が分からない時代に生きる家譜の编者にとっては、情報を調べるに当たって最も苦難な仕事だと言われている。

1990年代前後から編纂された4件の家譜の中、世代数の多い家系は、張B族と楊族(11世代)で、来越の歴史がまだ浅く世代数が少ないのは、枚族(8世代)と李B族(6世代)である。その4件の編纂に当たって、同様な情報収集の方法が進められていたことが調査から分かった。枚族と李B族の人の話によると、家譜の内容は、記録されている少ない資料以外、家系の人々の間で伝承されている話、編纂者の記憶や歴史的知識などに依拠する部分が多いと説明されている。張B族と楊族の人は、世代数の多いため、祖先に関する情報を調べるのが大変だったと話している。例えば、張B族の場合を以下で詳しく見ていくことにしよう。

家譜を確認した張 B 族の 6 代目（1911 年生）と 7 代目の（1934 年生）との 2 人は、1980 年から 1988 年まで、8 年間もかけて協力し合い、張 B 族の家譜を編纂し続けたことは張 B 族の子孫たちが誰も知っていることである。1988 年に 6 代目が亡くなって以降、現在においても、7 代目が書き続け、補足している。7 代目の話によると、編纂する際一番大変だったのは、祖先の墓と位牌に書かれている漢字の情報を理解することである。6 代目の人も彼も殆ど漢字による教育を受けていなかったため、こうした漢字で書かれている情報を読めなく、メモを取ったり写真を撮ったりして、人に翻訳してもらったこともあり、また時には家族の墓地まで漢字の読める人を連れてきて解説してもらったこともあると言っている。分散している祖先の墓を一箇所にまとめ改葬した時期があり、漢字が読めないことに起因する大きなミスを起こした記憶も語ってくれた。7 代目によると、「明郷」諸族の中で、同じ中国福建省という原籍を持つもう一つの張族がある（先に言及した張 A 族）。張 B 族は、福建省詔安県という地域から移住してきたと伝承されているそうである。張 A 族の出身地は、同安県となっているが、漢字が読めないせいで、「同」と「詔」という漢字の違いさえ気づくことも出来なかったため、祖先の墓を一箇所にまとめ改葬した作業を行っていた時期、人の墓碑の内容を読み間違った結果、福建省同安県出身の張 A 族の人を張 B 族の人だと勘違いし、自分たちの墓地に改葬してしたという大変な間違いを起こしてしまったようである。結局、現在、張 B 族の墓地に張 A 族の一人の墓が納められているという。要するに漢字が読めるか、読めないかといった言語的な差異の問題は、ホイアン「明郷」の家譜編纂という人々の行為を考える際、非常に重要なポイントであると考えている。

以上の 4 件とは違い、蔡 A 族は早い時期に家譜の編纂が行われたため、当時蔡 A 族の祠堂を見ていた 5 代目は、漢字が多少読めたため、自分で祖先の墓に刻まれている内容を現ベトナム語に翻訳し、家譜に記載していたと現在ホイアンに住んでいるその子供が話してくれた。5 代目が祖先の墓に刻まれている漢語の内容を墓碑形式のままに記載していることが、蔡 A 族の家譜の特徴である。このことは、後の世代の子孫は漢字が読めなくても、この情報を見れば、何とか祖先のお墓のある場所を見付けられるだろうとの願いを込め、家譜を編纂したのではないかと推測させる。筆者がホイアンで蔡 A 族の 7 代目に当たる人と話す機会があり、祖父の家譜のことについて伺うと、祖先の墓に関する記載があるとされても、「漢字が読めない者からすれば、どんな漢字を見ても同じだし、祖先の墓はどこにあるか、今さら探しに行こうとしても時間的

に難しいし、自分たちの祖父、父の時代ぐらいまで知っておけば、大丈夫である」と思っているようである（写真 21）。5代目は、祖先の墓碑という一種の史料を参照しながら、家譜を編纂し、そのオリジナルな墓碑の内容まで家譜に書き残している。

最後に漢語と一部現ベトナム語と混在の 2 件の家譜（葉族と許族）を見ていきたい。許族の場合は、現在の子孫たちの間で、自分たちの祖先・歴史を次の世代に伝承し伝えていくために、漢語版の家譜を翻訳し、再編纂するほど熱意を持っている人がいないようである。現存の漢語版の家譜に必要なだとされているような部分の内容が現ベトナム語に翻訳され、手書きで加筆されている形式となっている（写真 22）。葉族の場合は、そもそも古い漢語版の家譜があったが、1945 年～1947 年の戦時に葉族の祠堂が破壊され、家譜も紛失する出来事があり、その後 1959 年に葉族の年長者が再度漢語版の家譜を編纂した。布一枚の家譜表側には、漢字で書かれた上の世代の名前があり、裏側に最近の子孫の名前が、現ベトナム語で加筆されている。漢語版の家譜は現ベトナム語に翻訳されていないが、まだ生きている人々の記憶にある近い世代の祖先などの名前は、手書きの現ベトナム語で書き加えられている。従って、継続的に自分たちの世代と次の世代の人々の名前を書き続けているようである（写真 23）。

ホイアンの明郷の 21 件の家譜の中、現ベトナム語に翻訳されていない 6 件（陳 A、陳 B、黄 A、呉 A、許、葉）を除き、漢語版から翻訳されている 10 件と新しく編纂されている 5 件の家譜の編纂・再編纂という点をまとめてみると、基本的に以下の二つのパターンがなされていたと考えられる。一つ目は、人々は原本の漢語版の家譜を現ベトナム語に翻訳し、生きている人々の記憶、伝承、墓碑、位牌、古文書などといった文字化されている様々な資料を参照した上、家譜の再編纂を行った。二つ目は、そもそも漢語版の家譜がまだ編纂されていない、或いは紛失されていた諸族の人々も、生きている人々の記憶、伝承、墓碑、位牌、古文書などといった文字化されている様々な資料を参照した上で、現ベトナム語の家譜を編纂した。

1945 年以降、漢字の教育の時代が衰退した時代を背景に、クオックグー（国語）としての現ベトナム語、或いは植民地下のフランス語による教育だけを受けてきた明郷の諸族は、家譜の編纂・再編纂の中、言語の問題に直面したと言える。多様な翻訳者の対象による解釈を通して、改めて祖先のことを理解し、そのスタンスから一族の家譜を編纂・再編纂していくといった過程が繰り返されている。一族の家譜を編纂・再

編纂という行為から見えてくるのは、ホイアンの明郷の諸族の場合において、一族の歴史、或いは家系の歴史は、常に構築・再構築されている事象である。

3. 「明郷」の家譜に描かれている家系の歴史

ホイアン「明郷」諸族の家譜を通じ、彼らに物語られ、描かれている様々な家系に関する歴史的な物語を見ていくことによって、「明郷」諸族の歴史が、どのように構築され、再構築されているのか、といった「明郷」の「自画像」が明らかになるだろう。21件の家譜において、各族の起源、ルーツ及び祖先について、どのように記載されているか、漢語版と現ベトナム語版とをそれぞれ見ていきたい。

3.1 19世紀前半～20世紀前半に編纂・再編纂された漢語版の家譜

21件の家譜の中、漢語版の家譜の数は16件であるが、筆者が実際に実物の原本の中身を見ることができ、写真撮影を許可され、複写版を入手出来たのは、陳A族、陳B族、許族、王A族、呉A族、呉B族、周族、荘族、黄A族、黄B族、尤族、李C族、葉族という13族の家譜である。他に曾族、李A族、王B族の3件の家譜は、様々な理由で、実際に見せてもらうことが出来ていない。曾族の家譜は、保管している7代目がベトナム南部のホーチミン市に住んでいたもので、ホイアンに住んでいる曾族の人たちの中でも、まだ実物を見ていない人もいると言われている。李A族と王B族の場合は、祠堂の祖先祭壇で祀られているので、親族関係外の人に見せないという規則があり、筆者も例外ではなかった。この13件の家譜において家系の歴史がどのように言及されているかを、分析することにしたい。

主に19世紀前半から20世紀前半までに編纂された家譜の特徴として取り上げられるのは、家譜の序文中に必ず一族の起源である「原籍・籍貫」を記載する点である。13件の中で10件の家譜の最初の部分に中国系起源が記載されているが、他の荘族、陳B族、黄Bの3件の家譜は、中国の原籍に関する記載はなく、ベトナムの「明郷社」籍だけが言及されている。10件の家譜に記載されている中国系起源は、表記様式が多様であるが、中国にある地方の地名は村という小さい単位まで書かれているという共通点がある。興味深い点は、記載されている原籍の国名に「大清」と「大明」とがあることである。11件の中に「大清」と書いてあるのは6件（呉A族、呉B族、黄A

族、黄 B、葉族、李 C 族) で、「大明」と書かれているのは 1 件 (王 A 族) である。他に一族の歴史をより詳しく記載するために、初代の祖先がベトナムに到着した経緯、或いは生涯の最後故郷に帰って亡くなったこと、明郷社の籍に入った経緯など、様々な内容も記載されている。以下では代表的な家譜の例を見ていきたい。

3.1.1 中国系起源

まず、一族の歴史というような内容が殆ど記載されていないが、中国系起源かだけ、或いは中国系起源とベトナムにきた後の明郷社籍という情報が、家譜の一枚目の最初の文に書かれているという特徴がある陳 A、呉 A、呉 B、葉、李 C の一部の家譜を見ていきたい。

陳 A 族の家譜 (1894 年再編纂) には「福建省泉州府同安縣安仁里拾肆都澄營社」「始祖考 陳必聯 葬在大明國澄營社」と書かれているように、原籍を簡単に記載され、始祖の墓は大明国にあるとも書かれているが、家譜には「明郷」に関する内容は全く触れられていない。陳 A 族の 3 代目までの祖先の墓は、忠福県という広南省では自然の物産が豊富で、華僑の商家たちが、必ず最初に行くといわれている地方にあると書かれていることから、陳 A 族の祖先は、中国から直接ホイアンへ来たのではなく、当初の居住地が忠福県であったと推測できる。なお現在、ホイアンに住んでいる陳 A 族の人に話を聞くと陳 A 族は今日まで 15 世代を伝えていわれている。また、陳 A 族の祖先の墓は、一部忠福県にあり、他の一部はホイアンの周辺と別の何か所にもあるので、毎年のお正月に墓参に行くのが結構大変といわれている (写真 24)。

呉 B 族の 1832 年の家譜の一枚目に「泉州府南安縣江岐郷到居廣南省明郷社香勝邑五世系呉和呉輝等 奉開宗圖世系」とあるように、呉 B 族の原籍は、中国泉州府南安県にあり、来越後明郷社香勝邑に居住するという呉 B 族の起源については簡単な記載である。現在、ホイアンの住んでいる子孫たちによると呉 B 族は、14 世代 (表 2 参照) まで伝えられているといわれている (写真 25)。

呉 A 族の家譜 (1908 年編纂) の一枚目にある起源の内容は、「大清國揚州府龍溪縣拾八都鳴朝社流到大南國廣南省奠磐府會安庸明郷社。」と記載されている。大南国という国名は、明命帝 20 年 (1839 年) から 1945 年までのベトナムの旧自称国名である。呉 A 族の始祖が 19 世紀中にベトナムに到着して以降、ホイアン明郷社に籍があると解

積できる。呉 A 族の他の葉族、李 C 族の家譜も、同様の形式で一族の起源と現在の帰属の共同体という情報が記載されている（写真 26）。

葉族と李 C 族の場合は、1945 年～1947 年の戦時に葉族の祠堂が破壊され、家譜も紛失する出来事があり、葉族は 1959 年に、李 C 族は 1950 年代後半に、族内の年長者が再度漢語版の家譜を編纂した。両族の家譜の形式は、同様に布一枚の家譜表側の一番上の左側に、漢字で起源の内容が書かれている。葉族の場合は、「大清國福建省泉州府同安縣居城内平安街 大南國廣南省明郷社」と記され、李 C 族の場合は、「大清國廣東省廣州府番禺縣 大南國廣南省奠磐府延福縣豊霽總明郷社香順郷」との記載が家譜の冒頭にあった。この両族は、ホイアンに居住しておらず、ホイアンからトゥーボン川の対岸側にある集落内に在住しているが、そもそも明郷社に付属した香順郷の家族であった（写真 27,28）。

3.1.2 中国系起源と来越歴史

次に、上記の家譜とは違い、家譜において一族の起源以外に、初代の祖先が来越した経緯、「明郷社」籍を入れた経緯など、家系の歴史の短篇のような内容も記載されている黄 A 族、許族、周族、尤族、周族の家譜を見ていくことにしたい。

黄 A 族の家譜（1875 年前後編纂？）には「原籍 江夏 大清國廣東省廣州府番禺縣沙亭？郷沙湾坡沙湾司（？）坡（？）文明社金花坊」と「高祖 在田公 前往大南越國、寓承天府。至曾祖世隆公、乃遷居于廣南省、着籍入明郷社香勝邑。」と記載され、原籍と初代の祖先に関することが明確に書かれている。初代は、中国広東省からベトナムに来た最初の時期は、承天府（阮朝期の都である富春府）に居住したが、その後、側室との間に出来た 2 世代の次男は、広南省へ居を遷し、明郷社に入籍し、香勝邑（現在のホイアン街内）に居住するようになった。要するに黄 A 族は正式にホイアンの明郷の成員となったのは、2 世からであり、また直接中国からホイアンへの移住ではなかった（写真 29）。

許族の家譜（1930 年編纂）の場合は、「籍貫 福建省詔安縣」「大南國廣南省明郷社」とあるように、中国からベトナムに来着、明郷社に入籍している。しかし、ベトナムにおける明郷社の社籍も最初から書かれてあったのではなく、家譜編纂者自身、又は次世の人によって、後から書き加えられたようである。また、初代と 2 世代について簡単な記載もなされ「始祖の諱名字號及び生日死日、墳墓については未知である。

始祖の妻は、許献瑞という息子連れベトナムに渡った。母が亡くなった後、息子は、南朝に従い、官業の人生を送った」との内容である。この文中に出ている「南朝」は、当時中国とベトナムと地理的に対比させ、中国の王朝を「北朝」、ベトナムの朝廷を「南朝」とする対等関係を指す表記である。移住後の許族の始まりである大高祖は、許献瑞の世代からであり、この許献瑞という人物は、関帝廟の碑文に名前が刻まれ、18世紀後半に行われた関帝廟の修復のために、大いに功労があった人物であると伝えられる（写真 30）。

また尤族の家譜（1933年編纂）は、初代の籍貫は、潮州府澄邑崑美社で、ベトナム人妻の間で二人の子が出来た。その後、尤氏は4歳の長男だけを連れ中国に帰ったが、またベトナムに戻るときには、長男を中国に残し、中国人の奥さんに育ててもらった。尤氏は、中国に帰還し中国で死去した後、中国にいる長男の行方も分からなくなった。次男は、ベトナムに残り、母と暮っていた。次男は成長し、明郷社に籍を入れたと記している。現在のホイアンの潮州会館の壁に嵌めこまれている清の光緒13年（1887年）の年号がある重修記念碑の寄付者リストに、この尤族の初代の名前がはっきりと刻まれてある。19世紀後半に尤族の初代がホイアンに在住し、明郷社民ではなく潮州幫の幫民であったとも理解されている（写真 31、32）。

最後に周族の家譜（1936年編纂）に記載されている内容を見てみよう。漢語の家譜の中で、一族の来越歴、そしてベトナムにおける発展過程について最も長く詳細的に記載されているのが周族の家譜である。周族の家譜は、3世の人に編纂されたが、現在は9世代まで伝えられている。ここで周族の家譜の序文の一部を引用してみたい。

「周氏家譜序 盖聞 木之千枝萬葉本於根 水之千流萬派本於源 在物且然 而況於人乎 昔人聚人以成家 聚家以成族 家之有譜 猶國之有史也 史以載一國之紀綱 譜以記一家之世系 精神命脈於是乎在 吾家先世 積德累功 其來遠矣 逸能思初 安能思始 爰立譜系 以啓後人 ？食菓藩樹 飲河思源 子子孫孫 勿替引之 是爲序。

明 珍公吾祖父也 姓周諱寶 字惟善 籍貫中國 廣東省 廣州府 新会縣 江門 埠下步 明豐社人 於道光年間 同諸友誼 買棹南遊 效陶公之遺跡 別業五湖 步 晏子之高風 遂家四海 雖百年佳偶 早已結于家鄉 而千里良緣 今又締于客地 乃 娶吾祖母貫山鋪社 巨族阮氏女也 迨後生下六男三女 長曰明泰 次曰維楨 三曰維

屏 四日維翰 女曰彩來 彩？ 存二男一女 早亡不知名氏 繼而在唐摘子百就隨後南來 省探吾祖父母 另往潘切有 投寓生涯 吾祖父仍從妻賞 住寓營商 幸得餘資多置田宅 重營？館 相地東遷 亦在伊社地分 即令之祠告園也 宅成之後 種樹栽花 自娛晚節 朝？夕瞻 共享天年 不意好事多魔 詹天弗吊 忽而吾祖父 接病厭塵 承雲先逝 百年相約 壽方七袞之三 一病長辭 終於五月念四 下葬于山鋪社尋梔？ 在吾祖田界內坐卯向西 即造塋墳 謹修墓誌 嗣而掛孝既禫 恙動鄉閭之念 束裝就道 那辭南北之遙 於是吾二伯父 乃請命於吾祖母 即日回唐省探 ？以繼先人之志 庶少償遊子之心 從此而門閭？慰 幸陪親族以言歡 桑梓情聯 快觀江山之信美 則吾二伯父以行 豈無小補哉 隔年。

獨吾伯父百就南來 謂明泰弟仍往夏州 觀察市情 来年乃能 徐？歸計 及？？接在唐 吾嫡祖妣及堂姑訃音 方知伯父明泰已於本年八月廿一日 在鄉病終 存吾二伯父及吾先嚴 焯從南國例定 唐人生下子孫 均要着入明鄉籍 至此 吾二伯父及吾先嚴 方知我等今日均要安南國民也 此袞吾祖父 業已仙矣 吾祖母 家綱雙手 撫育雙方 日應辛勤 務農課子 言行端嚴 閨門肅整 兼而擴張商路 導引財源 且又粗知道理 重學崇儒 曾有延師教導子孫 及長登庠序 從学有年 經科不第 師亦命耶」
(後半部省略 - 参照資料 4)。

漢語版に記されているように、始祖は中国広東省から 19 世紀中に貿易の関係で中国とベトナムとの間、行き来していた。中国に中国人の奥さんと子供がいるが、ベトナムの女性と結婚し、多数の子を設けた。ベトナムと中国と両国にいる周族 2 世代の子供は、お互いに連絡を取り合ったり、関係を持ったりしていた。初代はベトナムで死去し、中国の故郷で中国人の妻も他界した。その後中国人妻との間に出来た長男も、ベトナムにいる兄弟たちに会いにベトナムに渡り、ベトナムで商売を始めた。その後、中国での商業のチャンスを探すため、次男も中国に視察に行き、中国にある故郷への訪問中、運が悪く重病にかかり、中国で亡くなった。それまで、中国側とベトナムにいる周族の人との親戚関係を維持し続けていた。中国人妻との間で出来た長男は、ベトナムの南の方に行き、そこで中国系の女性と結婚し、自分の商業を行った。生存の 2 世代の息子たちが、唐人の子孫は明郷籍へ着入する必要があるという当時の国の定めがあったため、この時期からベトナム国民となったとも記載されている。

以上で見てきた 4 族の家譜に記載されている 4 つの話は、各族の初代の祖先及びベトナムに渡った経緯など、ベトナムにおける家族の開始に関する歴史物語のようである。黄 A 族と許族は、家譜を見る限り、現在までそれぞれ 11 世代までの子孫が伝えられている。しかし、周族と尤族は、世代数が少なく、それぞれ今日前者は 9 世代と後者は 6 世代までしか伝えられていない。6 世代から 11 世代まで、4 族の世代の差はかなり大きい。一族の起源は清朝以降の中国にあるということは、はっきりと記載されている。また、周族と尤族は、原籍にいる親戚との関係を一時維持していたことが詳述され、中国系であることソイク認識していることが推測される。

3.1.3 「明郷」籍のみの記載

以上分析してきた家譜以外、そのような原籍の記載のない黄 B 族、陳 B 族と荘族の家譜について述べていきたい。この 3 件の家譜は、いずれも一枚目のところに現在の「籍」である明郷社という情報だけが記載されている。

例えば、荘族の家譜は、成泰 4 年（1892 年）に 6 代目が編纂した。その後、保大 17 年（1942 年）に加筆され、再編纂が行われた。いずれにも、「明郷社」と書かれているが、初編版には「明郷社」だけが記載され、再編纂版にはより詳しく「大南國廣南省奠磐府富霽總明郷社」と書かれてあり、中国の原籍に関しては全く記載されていない。次に、陳 B 族の家譜においても、同様に中国の原籍に関する記載はなく、ベトナムにおける正貫は「廣南省奠磐府延福縣富霽總明郷社香順鄰」としか書かれていない。しかし、現在陳 B 族の祠堂が立っている場所は、元来明郷社付属の諸鄰の明郷が住んでいた茶饒地方であり、ベトナム人集落であった。また、荘族と陳 B 族とは違い、黄 B 族の家譜は、保大 10 年（1935 年）に 6 代目が編纂し、「廣南省明郷社香龍鄰」との正貫の情報が記載されている他に、初代の祖先の墓壙が、大清福建省晋江にあると記されている。「明郷社香順鄰」、また「香龍鄰」というのは、地名ではなく、明郷籍を取得した明郷の諸グループを指す行政上の「籍」名のようなものである。黄 B 族にしても、初代は、晩年中国に戻り死去したが、それ以上明確な言及がない。理由として、起源が伝承されていないから、或いは、中国からという人々ではなかったからなど様々なことが考えられるが、家譜の編纂者の認識において、どこから到来したかという一族の起源よりも、ベトナムにおける現在の正貫、言わば正式的「籍」とい

う現在の自分たちの「法的身分」に対する意識の方が、優越しているのではないかと考えられる（写真 33, 34）。

今まで 12 件の漢語版の家譜にある家系の歴史の記載内容を詳しく見てきた。19 世紀中葉から 20 世紀中葉まで一世紀年ほどの長い時間に、後述する王 A 族の家譜を加え、13 族の漢語版の家譜が編纂・再編纂されていた。同じく「明郷」諸族といっても、それぞれ「明郷」籍を取得した経緯は多様である。現在において世代数が 15 の陳 A 族から、6 世代の尤族まで、ベトナムに到来してからの各族の歴史が一世紀以上の差もあったにも関わらず、同じく「明郷」という一種の帰属意識を持っているように見える。しかし、興味深いことに、殆どの族に認識されていた中国系起源は、大清国であり、大明国ではなかった。明郷の諸族の様々な家系の歴史は、今日より一世紀前にどのように物語られてきたか、13 件の漢語の家譜を通じ見てきた。

3.1.4 世代間の意識変化

最後に見ていきたいのは、王 A 族の家譜である。筆者は、原編纂版と再編纂版の両方を蒐集した王 A 族の家譜を、世代間の意識変化を示してくれる事例として取り上げたい。

王 A 族の家譜原版の漢語版は、成泰 8 年（1896 年）に 6 代目（名前は不明）により編纂された。原版の最初の頁に「大清國福建省泉州府晉江縣貳拾都」という原籍だけ記載されている。つまり多くの「明郷」の家譜と同様に中国系起源をはっきりした形で表明されている。しかし、7 代目に再編纂された漢語版（年代の記載がない）の最初には、「王世系原籍 大明國福建省泉州府晉江縣貳拾都。旅在 大越國廣南省奠磐府延福縣富霽總明郷社香隆鄰、寓居茶饒州」との記載がある。さらに、元々原版の家譜に初代に関する情報は、名前以外記載がなかったが、再編纂版には「生 大明順治乙酉年（1645 年）」と「終 大越永盛癸巳年（1713 年）」と「墓在茶饒南河凌處」という生死年代、墓などに関する情報が加筆されている（写真 35、36）。

以上見てきたように初版と再編纂版との違いは、原籍が大清国ではなく、大明国となっている。しかし、初代の祖先の生死年号は清朝の順治帝の年号になっているにも関わらず、生地は「大明」という国号をあえて記載されている。家譜の再編纂を行った 7 代目が、王 A 族の祖先は明清交代期に当たる 17 世紀中葉から 18 世紀前後という時代を背景に生きていた人物であることソイ調し、次世代の子孫に伝えているのでは

ないかと考えられる。そもそも王 A 族の人たちは、ホイアンに住んでおらず、ホイアンからトゥーボン川を 15 分くらい船で渡ったところから、さらに 4 キロくらい離れた茶饒というベトナム人集落の密集の地域にあった明郷社付属の香隆鄰に住んでいた明郷の一族である。7 代目から王 A 族は 8 派に分かれおり、広南省外の地方に移住したり、或いは茶饒の香隆鄰とホイアンに残ったりしていた。本研究の研究対象は、王 A 族の第 7 派の人たちであり、8 世代目からホイアンの街に移り、居住するようになった。現在の第 7 派の 9 代目の人によると、家譜の再編纂の 7 代目の人は、20 世紀前半明郷社付属の香隆鄰の中では、副里という役職を務めていたという。この副里という役は、明郷の長老に聞いた話では、明郷社内の郷長のすぐ下の役職である。即ち明郷社付属の各鄰内の管理職としては、副理が最高の位置であり、各鄰内に住む明郷とホイアンに置かれた明郷社の本部との連絡、又は人頭税の徴収など総合的な役を務めていたという。王 A 族の 7 代目の人は、ホイアンの明郷社とのやり取り及び交流などを通し、改めて自分たちの家系の歴史を理解し直し、あえて家譜に明朝の時代まで遡り、祖先の情報に明朝関係の新たな情報をさらに追加し書いたのではないかと考えられる。王 A 族は、家譜に書かれている世代数と現在の子孫たちの話からすると、現在 11 世代までの子孫がいる。初代の祖先の時代から 10～12 世代の子孫たちが生きている現時代まで三世紀にも及ぶほど世代間の時間的幅がある。しかし、王 A 族の子孫の明らかな自画像の再構築なのである。

3.2 1960 年代以降に編纂・再編纂された現ベトナム語の家譜

蒐集出来た 13 件の漢語版の家譜の中で、現ベトナム語に翻訳されているのは、呉 B 族、曾族、周族、莊族、王 A 族、尤族、黄 B 族、李 C 族の 7 件である。また翻訳はされていないが、手書きの現ベトナム語で、後から原本の家譜に幾つかの内容が書き加えられているのは、許族 1 件の家譜である。この翻訳された 7 件以外で、新たに現ベトナム語に編纂・再編纂されたのは、張 B 族、李 A 族、王 B 族、蔡 A 族、楊族、李 B 族と枚族の 7 件の家譜である。こうした現ベトナム語で編纂・再編纂された 15 件の家譜の殆どは、一枚目の一番上に、「中国」或いは「中華」という一族の原籍を記載している。なお一族の歴史に関する記載の内容を主に分析することによって、こうした「明郷」諸族の人々の歴史認識の特徴を 2 つのグループに分けて浮き彫りにしていくことにする。

3.2.1 「明郷」としての歴史認識の強調

第一は、一族の歴史、あるいは家系の歴史を明末清初期という明郷社成立時期と密接的に関連付け、物語ろうとする傾向のあるグループである。必ず言及されているのは、その成立と発展に貢献した前賢に関する歴史である。この傾向を示している家譜は、張 B 族、曾族、李 B 族、蔡 A 族、楊族、呉 B 族、莊族、許族の 8 件である。この諸族の来越以降の歴史は、10 世代以上伝えられ、200 年以上の歴史を持っている族もあれば、まだ 6 世代で、来越の歴史が浅い族もあるという世代的距離の格差が大きい事実にもかかわらず、家譜において記載されている一族の歴史は、いずれも明郷社の成立時代だとされている 17 世紀まで遡り、その時代の背景に何らかの関係があるように描かれているという特徴がある。

3.2.1.1 新たに現ベトナム語で編纂された家譜

まず、張 B 族の家譜の例を見ていきたい。この家譜において、どのような内容で自分たちの家族の歴史を描いているかをまとめてみよう。以上の家譜の編纂・再編纂の経緯の記述で、張 B 族の家譜をどのような経緯を渡り、編纂されてきたかを見てきた。その結果として 200 ページも超えた立派な張 B 族の家譜が出来ている。張 B 族の家譜を編纂していた 7 代目によると、そもそも漢語版の家譜があったようである。

張 B 族の起源の説明に関する内容の一部に明郷社の成立歴史と明郷の前賢について詳しく記載されている。そこで、張 B 族と現在明郷会館で祀られている前賢である「十大老・六姓・三家」の来越の歴史を考察すると、張 B 族の始祖は、「中国福建省詔安県出身で 17 世紀当初から明郷社へ来住した前賢六姓の一人の張姓である」と記されている。つまり、張 B 族の始祖のルーツが認識され、記載されている。現在ホイアンに居住している 10 代目の子孫及び明郷会館に来ている人々の話によれば、張 B 族は、「明郷」諸族の中で、歴史において最も出世した人物の数が多く、学業・試験と官吏への登用には、有能な張 B 族の人も多かった。阮朝後半の時代に、明郷社内の役人、そして朝廷の官吏として貢献した人の数も少なかったのである。現在でも張 B 族の子孫たちの中には、いろんな分野で成功に活躍している人も多いという。家譜の編纂を行った 7 代目は、「明郷社」の歴史を始め、広南省全体の歴史の研究においては、地元の史家としては、かなり有名な一人であり、第一章で言及した『ホイアン明郷村の略史』という小冊の著作でもある。

次に、現在明郷会館での活動に関わっている各族の中で、6世代までしか子孫がおらず、最も来越後の歴史が短いとされている李 B 族の家譜を見てみよう。1995年に李 B 族の4代目が初めて李 B 族の家譜を編纂した。李 B 族の原籍である中国広東省潮州府澄海県と「越南国広南省奠磐県明郷社に入った」という系譜が、家譜の冒頭に記載されている。広南省ホイアンにおける「明郷社」（村）の形成・発展の歴史も、家譜の最初の文書で詳述されている。広南省ホイアンにおける明郷社（村）の形成・発展の歴史が、家譜の最初の文書で詳細的に記述されている。その中で、明郷社の先賢として祀られている「十大老・六姓・三家」の来越歴史も詳しく書かれている。

19世紀の半ばに貿易の関係で中国からホイアンの明郷社へ来た李 B 族の初代の祖先であるが、明末清初の17世紀の半ばころ到来した先輩の諸族とはやや遅れていたが、自分たちの李 B 族の一族は、「明郷社のための建設と貢献」という精神を同様に受け継ぎ、現在まで至っているとの李 B 族の歴史を物語っている。また李 B 族の来越歴史の詳述も含まれている。「初代は、中国に妻子がありながら、ベトナム人の妻子もいた。元気な時は、1年に半年中国に帰り、残る半年はベトナムで暮らすという生活を送っていたが、高齢となった晩年は中国に戻り、故郷で死去した」という。李 B 族の家譜を書いた4代目の父は、20世紀初頭に明郷社の郷長として務めていた。現在の明郷会館に保管されている碑文にも李 B 族の3代目の名前が刻まれているとのことである。李 B 族の家譜を書いた4代目の父は、20世紀初頭に明郷社の郷長として務めていた有名な人物である。フランス植民地期に活躍していた明郷であり、漢語もフランス語、そして日本語も非常に万能な人であったため、1941年から1945年まで明郷社の郷長の一人として社内の事業及び社民のために大きく貢献した人物として明郷会館で伝承されている。また李 B 族の家譜を編纂した4代目は、編纂の1995年という時期に、行政機関の施設として使用されていた明郷会館の建物の管理権が明郷の子孫の手に譲ってもらえた出来事があり、「明郷臨時代表委員会」の顧問という役を務め、1975年から初めて会館が戻された当初に大きな活躍をしていたと言われている。また、4代目は1960年代に明郷仏寺の僧侶として勤めていた時期もあり、元の明郷村内でとても信頼されていた一人だったようである。また家譜の編纂の時点に自分のお寺で修業しながら、家譜を書いていたという。

また、蔡 A 族の家譜の場合は、1960年に5代目が初めて、現ベトナム語で蔡 A 族の家譜を書いた。その最初のページに記されているのは、原籍であり、「中華福建省

泉州府晋江县」であるが、そのルーツの説明に「清朝下、一部の中国人が従わなく、故郷を離れて、ベトナムへ移住してきた。蔡 A 族の始祖はこの中国人らの一人で、中部の広南省のホイアン町に来た。この方々の子孫たちは、その後明郷村を形成した」と記されている。

次に楊族の家譜を見ていきたい。楊族の場合は、一族の祠堂で 1845 年（紹治 5 年）に 5 代目が作成した祖先の位牌板が祀られているが、1991 年に初めて編纂された楊族の家譜には、上記の位牌板の内容の全部がそのまま写されている。また一番の年長者の族人の記憶による話も記録されている。家譜の一枚目の最初に正貫は広南省奠磐府会安市明郷村であり、原籍は中国福建省泉州府晋江县であるとある。そして、楊族の来越年代と歴史は次のように記載されている。

「清朝下、多くの不徳・不人的なことが多かったため、楊族の先祖は、それらのことを見ることに耐え切れず、不満を持ったので、先祖たちは仕方がなく故郷を離れることを決めて、客人華人を歓迎して、優遇な対応を行っている南朝（阮氏）の当時のベトナムに船で他の多くの華人と同じく渡ってきた。移住先で先祖は、生業を営んで、現地の女性と結婚し、多くの子孫の私たちを生んで、育ててくれた。今この地に私たちの存在があるのは、先祖のおかげであるから、自分たちの起源を決して忘れてはいけないことである」。

こうした楊族の家系の歴史を見ると、第一章で記述したベトナム史における「明郷の歴史」に、清朝時代、阮氏の中国系移民に対する優遇政策、そして現地女性との混血の子孫というすべての要素が含まれている物語となっていることが分かる。楊族の家譜の編纂者は、いかに明郷の物語の骨格の全てを習得し、改めて一族の家譜を編纂するという行為を通して、明郷の物語が含んだ「楊族の物語」を構築していると言える。

3.2.1.2 漢語版から現ベトナム語に翻訳され、再編纂された家譜

完全に新しく編纂された上記の張 B 族、李 B 族、蔡 A 族と楊族の家譜とは違い、漢語版から現ベトナム語に翻訳されている曾族、呉 B 族、莊族、許族の 4 件を見ていきたい。

曾族の家譜は、1866 年に曾族の 3 代目によって漢語で書かれた。その後、6 代目の子孫たちがさらに情報を追加した。1976 年に漢語の家譜は 7 代目に現国語のベトナム語ローマ字に翻訳され補足された。2004 年、8 代目によってベトナム語ローマ版が編纂され、新しい親族のメンバーの名前が追加されたが、1976 年と 2004 年、2 度わたって編纂された曾族の家譜の中で、曾族の歴史起源について、一枚目の最初にさらに追記がなされ、17 世紀から来たという明郷社成立年代と重なり、また「曾族は漢族系である (Gốc Hán tộc)」という民族的な言及が記されており、中国福建省同安県の原籍というルーツをもって、越籍を取ってから明郷社に入ったとの経歴を言明している。明郷社成立の意味を解説する文章も追加されている。それは「明郷社は 1698 年の広南阮主の指令に従って、明朝に忠実であり、清朝に対して服従すること無く、中国から脱して、ベトナムへ移住してきた中華人たちのために設立されたものである」である。上記の明郷社成立の歴史などに関する内容は、筆者は未見だが、勿論漢語の家譜においては言及されていないという。曾族の 5・6 代の子孫の中には、学業・科挙、官吏に登用された人が多く、朝廷に出仕し役職を持った人がかなり多かった。曾族二派は、それぞれの自分たちの祖先祭事を行い、お互いに招待し合ったが、現在はしなくなり、それぞれ別な 2 つの族のように行動している。曾族第一派の族人は、海外に住んでいる人がかなり多いが、祠堂の整備、祖先に対する祭祀・祖先墓の面倒など、一族関係のことを厳しく守っているようである。過去でも現在でも曾族の多くの人が、明郷会館の活動に積極的に参加し、貢献してきた一族だと言われている。現在の明郷会館の理事会の理事長の役を務めている人は曾族の一員である。

次に、呉 B 族の家譜は、漢語版の内容については、すでに検討してきたが、家譜では中国にある原籍と来越後の「明郷」籍という内容だけが記載されている。しかし、現ベトナム語版の家譜には、呉 B 族が明郷社の前賢の一族であり、明郷社と隣接している隣の錦鋪社で墾田・建簿を行った一族であるという内容がさらに追加されている。この明郷の前賢に関する話は、現在の呉 B 族の子孫たちの間で伝承されているようであるが、筆者が呉 B 族の祠堂を訪れた時に、一人のお年寄りの男性に祖先の墓を見に行こうとすすめられ、案内してもらった経験があった。祖先が明郷社の前賢であると

いう事実を証明するために、その祖先の墓を見せたいというお気持ちであったようである。筆者は、その方と一緒に何時間も田圃と野原を歩き、同じ呉族の墓を見たが、その明郷の前賢の墓を見付けられなかった。その方は、漢字が読めないため、誰の墓であるかを特定できなく、取りあえず祖先の墓と言いつたされてきた諸場所を全部案内してくれた。しかし残念なことに、また別の機会でと言いつ、墓の探求作業を諦めることにした。筆者に、改めて「明郷の前賢」という物語がどのように明郷の子孫と自称している人々の歴史認識に規定しているかを考えさせる機会であった。

また、荘族の場合も呉 B 族と同様である。上記しているように漢語版の家譜に中国にある原籍に関する記載と初代の祖先についての記載もない。ベトナムにおける現「籍」である明郷社という記載のみであったが、現ベトナム語版の家譜には、「原籍は福建省泉州府同安県」で、さらに荘族の先祖は、「明郷社の前賢の六姓」に含まれる一族であると記載されている。

次に許族の家譜の場合も、漢語版の家譜に書かれていない内容が追記されている。家譜は 1930 年（保大 5 年）6 代目に漢語版が編纂された。その後、7 代目は、さらに先祖に関する主な諸情報を現ベトナム語で付け加えたように思われる。漢語での初代の記載のあるところに、「初代は、生涯の最後に、妻と子供をベトナムに残し、中国に帰還し、故郷で死去した。初代は、「明郷社」の前賢の「十大老」の一人であり、関帝廟の建立に貢献した。後世の人々に伝えるべく、明郷萃先堂に位牌が作られ祀られている」との内容が現ベトナム語で書き加えられているのである。なお、許氏は「六姓を持つ十老」の一姓であり、関帝廟碑文では、初代許猷瑞が唯一修復功労者として名前が刻まれている。また、筆者も許族の墓地に行ったが、墓地の門には「許族・始祖許猷瑞」と記されている（写真 37）。

以上の 4 件の家譜の内容は、漢語版の家譜とは、不整合のように思われるが、今日の漢字が読めない子孫たちにとって、それは全く未知の世界となっている。身近な現ベトナム語での家譜こそが、最も信頼性のある一族の歴史書であり、一族の代々の記憶の源泉となっているのである。

3.2.2 「中国系」としての歴史認識の強調

第二のグループは、第一グループと同様に先祖は「明郷」であることを認識しているが、「明郷の前賢」という物語に縛られず、家譜においては明郷社の前賢、又は歴

史などの情報が記されていないことが特徴である。即ち「祖先は中国からベトナムに来て、この地に明郷として生計をなしてきた」という一族の起源・ルーツソイク意識し、大事に守ろうとしているといった意思を次世代に伝承している傾向が見える家譜である。ここでは、「明郷＝中国系」という要素も一様ではなく、それぞれの家族によって、多様に認識されていることに注目したい。こうした傾向を示す周族、李 A 族と王 A 族の 3 件の家譜を取り上げたい。

まず、周族の家譜は、漢語版の内容を一部既述しているが、現ベトナム語に翻訳された再編纂版をここで見ていきたい。現ベトナム語の周族の家譜は、3 代目に手書きで 1961 年に編纂された。その後 1990 年代になってから、手書き版がタイピングされ、100 ページ以上の厚い本の形で印刷されたようである。筆者は、10 年ほど前に 2 回目のホイアン訪問の時、印刷物を何枚かだけ目を通させてもらえたが、全部を見ることは出来なかった。2015 年の調査に、周族家譜の印刷版の前の手書き版を全部見ることが出来、写真を撮ることが許された。周族の現ベトナム語の家譜は、20 世紀前半のホイアン学学者と呼ばれたほど、ホイアンと明郷の歴史などについての豊富な文化・歴史知識を持った 3 代目によって翻訳され、再編纂されたという。この 3 代目の名前は、陳荊和氏のホイアン明郷の諸研究の中でも、地元の最も良い研究協力と情報提供者として、よく取り上げられている。1945 年から 195 年代まで明郷社（村）内の多くの事業に関わっていたとも言われている。1950 年代後半～1960 年代の旧南政権下で、ホイアンでは政治的有力者の一人だった。現ベトナム語版の家譜では、漢語版の家譜と同様に、周族の起源と来越歴史について詳細に記されているが、「入明郷籍」の経緯や出来事などに関しては、殆ど記されていない。しかし、元々漢語版に全く書かれていない内容が、現ベトナム語の家譜に多く書き加えられるようになった。特に周族の事蹟については、さらな内容が追記されている。周族の事蹟については、次のように記されている。

「周族は、中国が故国ではあるが、中国歴史の中に中国を侵略した大元（中国の南宋を滅亡させたモンゴル帝国）、または明崇禎以来の満州の清などの侵略の民とは全く違う。これらの侵略の民は、結末的に、必ず本当の中国人に破られることになった。私たちの周族の家筋は、元来「姫旦＝周公旦」の家柄にルーツがあり、そもそも「姫」姓であった。この事蹟は、中国広東省にある周族の祠堂の中

にかけられている対連に記されている。周族の我々は、代々の祖先は多くの侵略類の人たちと一緒に暮らしていたが、私たちの家筋が決して混じり合うことなく、純粋の中国人である」（写真 38）。

周族は、中国においては 21 世まで続いて、21 世に所属な人がベトナムに行き、ベトナムで 26 世まで続いている（1961 年の時点まで）とも記されている。2015 年の調査の時に 6 代目の人に聞いた話であるが、1990 年代になってから、ベトナムと中国との関係が正常化され、両国の間に行き来することが簡単にできるようになったので、周族の 5 代目の子孫の一人は、旅行で中国に行って、広東省新会県にある周族の祠堂と初代の元の家があったと言われる場所とを訪問したという。現ベトナム語版の家譜には、周族の祠堂及び初代の家の住所、またそこまでの行き方までも詳しく記されている。周族の場合は、「中国系」という起源が強く認識され、そのルーツについて、現ベトナム語版の家譜の表現上では、「清の中国ではなくて、元来の漢人の中国」であるという翻訳・再編纂者の意識を読み取ることができるであろう。

次に李 A 族は、漢語版と現ベトナム語と両方の家譜を持っているが、筆者は、上述のようにまだ漢語版を確認していない。1858 年に 5 代目が最初に漢語版の家譜を編纂したが、その後の世代に加筆された。戦乱のため一時家譜の記載が中断となったが、祠堂修復の機会である 1992 年に 9 代目が漢語版の家譜を現ベトナム語に翻訳し、さらに 9 代から 12 代までの情報を補足して新しい家譜を再編纂した。1994 年に 9 代目は、手書きで一冊分をほぼ書き、非常に時間をかけて、家譜の再編纂を完成させたようである。ベトナム語版の家譜の冒頭の内容は、次のように中国系起源と初代の来越年代を具体的に明示している。

「初祖先爺（Ông sơ tiên tổ）¹⁰⁵は、李 A（名前）で、国籍は中華国福建省晋江県である。李 A 族の発生地は隴西郡で、丁未の 1727 年にベトナムに來た。初祖先婆（Bà sơ tiên tổ）は、王氏（姓）で、国籍は中華国広東省である。爺婆（Ông bà）は戊申 1728 年に結婚し、己酉 1729 年に李 A（名前）を設け、それから家系が続

¹⁰⁵ ベトナム語での言葉は、筆者が原本の家譜で表記されているままのものを引用しているだけである。また、日本語に訳した時もその一つずつの言葉の直訳の意味を記している。

いた。初代はベトナムに来た後、広南省会安舗明郷村に居住した。商売の職業を営み、晩年、中国の故郷に帰り死去した」¹⁰⁶。

上記したように、李 A 族の入明郷籍の年代と経緯などに言及されおらず、明郷村での居住のこののみが記載されている。明郷という身分にはあまり拘らず、中国から来たという歴史起源により注目している印象が強い。さらに、初代からの祖先の名前・生死年号、場所、そしてお墓のある所、職業、当該人の配偶者の家族に関する状況・娘さんたちの配偶者に関する情報など、あらゆる面についての情報が非常に詳しく書かれているが、注目したい点は、第 1 世～5 世までの李 A 族の族人及び当該人の配偶者に関する情報の中に、原籍、或いは国籍が「中華」との記載が多く見られる。例えば、その相手は同明郷社の人でも、又は各幫の華人でも、両者の国籍・原籍とも「中華」と表記されている。要するに現ベトナム語の李 A の家譜では「中華 (Trung Hoa)」という言葉が頻繁に使われているように見える。李 A 族の家譜において、上記している「明郷」としての認識が強い 8 件の家譜とは違い、「明朝」と繋がっているような「明郷」及び「明郷社の前賢」という要素より、単に「中華」から来たというルーツの方が認識されていることが伺える。李 A 族の人によれば、明郷社の前賢の「十老・六姓・三家」の中に、李 A 姓は入っていないが、明郷社のために貢献した人が多かった」という。この説明を聞いた筆者は、上記の事情こそ、李 A 族が「明郷社の前賢」になることを妨げるものとなったのではないかと考えていた。李 A 族の家譜に記されている「明郷」の概念には「中華から来た」という要素が必ず含まれ、また幫の華人と異なる点は、法的な身分であり、「華人」起源ではあるが、帰化ベトナム人としての「明郷」という認識である。

引き続き王 A 族の現ベトナム語の家譜を見てみよう。先に、王 A 族の漢字版の二つの家譜に記載されている王 A 族の歴史の内容を分析し、その異なった点を指摘した。ここでは、現ベトナム語に翻訳され、再編纂された現在の家譜に、王 A 族の歴史がどのように描かれているか、見ていきたい。

王 A 族の家譜は 9 代目に 1988 年に翻訳され、再編纂された。ベトナム語版の家譜は、元の漢語版の家譜と違い、形式的に家系図として出来上がり、祠堂の中で保管さ

¹⁰⁶ 9 代目は、李 A 族の家譜を再編纂した 1992 年という時点で表現しているので、「国籍」或いは「中華国」など新しい言葉を使用している。筆者は、そのまま直訳した。

れている。その家系図の家譜の上部に、現ベトナム語で「中国福建省泉州府晋江县二十都 (Trung Quốc Phước Kiến tỉnh Tuyên Châu phủ Tấn Giang huyện Nhị Thập Đô)」という原籍が大きく書かれている。「明郷社」という来越後の明郷社の籍は記載されていない。20世紀前半に再編纂された家譜では、一族の歴史は、大明国の時代まで遡り、「明郷」の誕生時期である明朝末期という時代まで繋がっているように記されているが、その内容はもう記載されてはいない。今日の王 A 族の子孫が、「明郷」に対する意識よりも「中国起源」を大事にする意識の傾向が認められる。

総じて、以上で見てきた現ベトナム語での家譜では、「明郷」への歴史認識の強調という傾向のある家譜の方がより多い。該当する 8 件の家譜の編纂・再編纂という行為に、家譜を介して、次世代の子孫たちに「明朝中国から来住し、明郷の先人となった人々である」という伝承を継承させようとする動機付けが含まれていると言える。他方、「明郷＝漢人の中国人」、或いは「明郷＝中国から来たルーツ」との歴史認識が強調される傾向を示す周族、李 A 族と王 A 族の 3 件の家譜は、明末清初に避難してきた「明郷」帰属を意識する主流的な歴史認識とは異なる「中国系」としての認識の有り様を示唆しているように思われる。

4. 家譜との関わり方・関係者の対応と意識

以上 21 件の家譜の分析から、ホイアンでは、明郷、また明郷の子孫と自称している人々の先祖、或は上の世代の人々が歴史的な文脈において、どのように自分を認識していたかを見てきた。では家譜というものに対して、現在生きている各族の子孫たちは、いかに向き合い、またどのように対応し、関わっているのかを以下で考えたい。21 件の家譜を保管しているホイアンの明郷の 21 族は、殆どの場合、新たに現ベトナム語で編纂したり、または漢語版を現ベトナム語に翻訳し再編纂したりする作業を行った。こうした行為は、今日漢字が殆ど読めなくなった子孫たちの世代のために、非常に大切なことであると思われる。明郷の家譜の場合は、漢語版と現ベトナム語版とを区別し、対応しているように見える。家譜に対する人々の意識、それから対応・関わり方など、家譜と接するという行為に三つの傾向が認められる。

4.1 祖先の靈魂の象徴

漢語版の家譜は神秘的で祖先の靈魂が宿っている物として、家の祖先祭壇の前に置き祀られている。人々は、家譜を慎重に取り扱っている。まずは、典型的な例として李A族の場合を取り上げる。李A族の漢語版の家譜は、すでに現ベトナム語に翻訳されているため、今後現ベトナム語版を見るだけで良いので、関わる必要がないと判断され、プラスチック製の箱に納めて、祭壇の前に置き祀っている。この箱を開くことはない。族長以外の親族が触ってはいけないという暗黙のルールが李A族の親族の間で決められているという。また、ベトナム語版家譜の印刷版は、李A族の祠堂の壁にある鍵付きの透明のプラスチック製の箱に納められている。毎年旧暦7月12日の祖先祭祀の日に年一回だけ子孫たちが帰郷参集し、家譜を開いて新成員の情報を加筆し、関心のある人が読めるようにしている。そのカギは族長が保管しているという。現族長によると、李A族の漢語版の家譜は、実は1945年からずっと戦乱が起こったため、一時的に紛失し、継続的に記載することもできなかった時期があった。その後、運良く李A族の3派の一派が漢語版の家譜をまだ保管されていることを知り、現在のホイアンにある李A族の祠堂にその家譜を持って帰ることが出来たという。こうした経緯もあったことから、族長と一部の成員を始め、今日の李A族の子孫は、家譜を一族の歴史を守る宝物として慎重に取り扱っている。族長は「家譜を大事にし、守っていくことは、祖先に対する子孫たちの尊敬・恩の知る心の証拠となるので、その結果、祖先は現在の子孫たちを引き続き守ってもらえていると信じている」と語っている（写真39）。

王A族の場合も同様である。現在王A族の祠堂を見ている9代目が家譜を非常に大事にしている。この9代目の両親と兄弟、家族の全員がアメリカに住んでいるので独身で暮らしているが、王A族の祠堂と家譜を見守る役をしている。この方によれば、家譜の中に祖先の靈が宿っているのであるから、漢語版の家譜を木の箱の中に入れ、祖先祭壇の上で真ん中に置き祀っている。これを殆ど開かない状態である。また家譜を開いて見る時は、必ずお線香を立てて、祖先の許可を得なくてはならないという。1988年に翻訳され、再編纂された現ベトナム語の家譜は、形式的に一族の系図が写されている一枚の布であり、それも祠堂内で別な箱に入れられ、大事に保管されている。毎年旧暦12月年末の祖先の祭祀の日に一度だけ、王A族の子孫たちが帰って集まる際、子孫の皆が見られるように、その布の家譜が開かれて、壁に掛けられる。その年に新

しく生まれてきた新メンバーの名前が書き加えられるか、又は関心のある族人が読みだりするためであるという。

さらに同様な傾向が、王 B、李 C、葉、尤、莊の 5 族にも見られ、漢語版の家譜は、木箱の中に入れられ、祖先の祭壇の前で祀られている。現在の子孫たちは殆ど漢字が読めないため、一族の特別な祭祀の日に限って、現ベトナム語版だけを見てもらい、上の世代の祖先を知り、同世代の族人を知るための唯一の記録書のようなものとなっている。

4.2 漢字の読めない子孫の世代の漢語家譜消滅の危機

同じく漢語版の家譜であるが、上記の傾向とは逆の対応がなされている場合もある。漢字が読めなくなったため、その家譜は無関心なものとなり、非常に悪い状況におかれている。特に現在まだ現ベトナム語に翻訳されていないまま、書き続けられてもなく、残されている陳 A 族、陳 B 族、黄 A 族、呉 A 族と許族の 5 件の場合を取り上げてみたい。

先の 4 族の家譜の中、筆者は 2008 年に箱に収まれ、祖先祭壇に祀れていた陳 A 族の漢語版の家譜を写真撮影したが、2015 年の調査では、何故か所在が不明となっており、どこにあるかと聞くと「誰かに持って行かれたか分からない」、「なくなったかもしれない」という一部の子孫からの説明を受けたことから、家譜に対する無関心さが伺える。その子孫は、漢字が読めないが、ベトナム語に翻訳することもせず、家譜の記載内容を殆ど理解していない状況にあるが、何とかしようという声は子孫たちから聞かれない。陳 A 族の祠堂は、現代建築の建物で、周りの敷地がとても広がったので、一部の子孫たちがその周りに家を建て住んでいる状況である。しかし、きちんと祠堂を見る子孫が少ないようで、7 年前の 2008 年の時と比べると祠堂の管理も、家譜の保管もあまり関心を持たなくなっているように見える。

陳 A 族と違って、呉 A 族、陳 B 族、黄 A 族、許族の家譜は、昔のままに祭壇の上で祀られているが、子孫たちは全くそれを開き、見ようともしていないようである。または、族内の人で誰が保管しているか分からないままの状況にある。ある場合には、ある族内の人の家譜を持っているが、他の族人に見せず知らせてもいないため、家譜の存在自体が知られなくなり、忘れられてしまっている。様々なケースがあるが、何れにせよ、漢字が読めないことにより、漢語版の家譜の存在が忘れられて、子孫に無

関心に放置されてしまうことになる。従って、家譜という媒体を通して、明郷の歴史及び文化とが伝承されていくはずであるが、家譜のその機能も無効となっていく傾向が見られる。

例えば、呉 A 族の場合は、筆者が 2008 年に 8 代目の方に出会い、彼は祖先の墓を案内したり、呉 A 族の漢語版の家譜を見せたりしてくれた経験がある。しかし、2015 年の調査でホイアンに戻った時は、悲しい事にその方が病気で亡くなられていた。それで、9 代目に当たる息子さんと会い、多くのことを聞かせてくれた。9 代目は全く漢字が読めず、呉 A 族の上の世代の族人のことについても関心を持っていないような方であった。漢語版の家譜の存在を知らながらも、以前のままに自分の家の祭壇の上に放置している状態であるが、その家譜はどうなっているかはあまり心配していないようである。実は、8 代目が生きていた時も殆ど漢字が読めなかったし、家譜には何が書かれているかも全く無知のようであったが、いつも家譜を宝物のようにずっと大事にしていた話を息子さんから聞いていたが、筆者は彼に出会った 2008 年にもインタビューを通じて知っていた。8 代目が存命中に、自分の祖先について、次のように筆者に話してくれた。

「呉 A 族の初代は呉国公という人で、今の関帝廟にある一つの碑文に名前が記されているよ。家譜に記されている初代の名前は同じだ。呉 A 族は、明郷社の前賢の一人なんだ。「三家八族」¹⁰⁷の一人なんだよ。今呉国公の墓を見に行こうか。案内するよ」。

その後、彼と一緒に色々な所まで案内してもらい、彼が言っていた初代の墓をずっと探しに行ったが、どうしても見つからなかった。そして、2012 年に筆者がホイアンに再度訪れた機会があり、8 代目の呉 A 氏に再会できたが、彼は病気で体が動けなくなった状態であった。それでも、お墓を探す話を続けていた。元気になってから、絶対に見つけてやると笑いながら、話してくれたと筆者の記憶にある。この話を通して、筆者が強調したいのは、呉 A 族の 8 代目の方にとっての家譜の意味である。家譜は、呉 A 族の歴史がその中に納められており、「呉 A 族は明郷社の前賢である」という認

¹⁰⁷この「三家八族」という言葉は、第 1 章で筆者が言及しているが、明郷社の前賢の「十老三家」のことである。詳細は、第 1 章を参照されたい。

識の根拠となる存在だからである。8代目は、漢字が読めないため、ずっと家譜を守ってきて、筆者に出会った時、その呉A族の祖先の話をどんなに知ってほしかったか、よく理解できた。9代目の息子さんは、このようなお父さんの思いをどうしても理解できなかったようである。漢語の家譜はまだ翻訳されていないまま、8代目は亡くなり、祖先に対する自分の思いなどを次の世代に伝えられなくなり、今後消えていくことになる。9代目の息子さんは、お父さんの家譜を守る行為について次のように語ってくれた。

「私の父は、いつも家譜を大事にしていたよ。（呉A族の）族長でもなんでもないので、何でそんなに族譜を持っているかは、分からないけど。ここ（ホイアン）はさ、よく洪水が起こるんじゃない。家に水が入ったら、うちの父親は、いつも先に家譜を取って、逃げるんだ。やっぱり子供よりも家譜は先だな。私には理解できないんだ」。

この息子さんは、現在自分の祖先は誰であるか、又は家族の歴史はどうだったか、などについて、あまり関心を示していないようである。しかし、お父さんの家譜に対する気持ちを思うと放置したくないと言う。そのため、現在彼の住んでいる場所からかなり離れている別の地域にある呉A族の祠堂の方に持って行き、そこで祀ってもらうように、現族長に頼んだようであったが、他の呉A族の各派の人も漢字が読めず、「家譜に触ったら、罰せられ悪いことが招いでくるのではないか」と恐れ、拒否されたと言う。こうした呉A族の漢語版が、今後どのように扱われていくかに、「明郷」の子孫と自称する一族の物語の行方が見えてくる。「明郷」の子孫と自称している一部の人々の認識が伺えるが、漢字が読めないという言語的な問題の結末とも思える。明郷の歴史・文化を伝承していく存在としての家譜が継承されなくなった結果として、本当の明郷の歴史そのものも消えていくのではないかと考えられる。

次の許族の場合は、家譜を持っていた許族の一人が、2005年の時点でホイアン遺跡保存センター（現在のホイアン遺産保存管理センター）の研究員に漢語版の家譜をコピーさせたことがある。その研究員は、当時三尾裕子氏の研究プロジェクトの協力者であったため、自分が持っている家譜コピーを見せてくれた。その縁で、私は2008年に家譜のコピー版を手に入れることができた。そこで、2015年の調査では、偶然に許

族の子孫とする 2 人の兄弟に会った。この方々によると現在、許族は一族の祠堂がなく、以前はあったかどうかは、自分たちが分からない。7 代目から許族の人たちは二派に分かれ、今日までそれぞれの派は、毎年派の長の家で祖先の祭祀を行っているとのことであった。許族の家譜の話が出た時に、2 人に聞いてみたら、彼ら自身も、筆者に会った時まで、家譜の存在を全く知らなかったという。自分たちのお父さんが生きていた時、許族の族人の世代を知るため、命名するのに使う通字の 16 字の詩を覚えてくれたので、それだけは、自分たちの兄弟の間で伝え合って、現在でも厳しく従って、新構成員の名前を付けていくようにしているという。漢語の家譜が遺っていることを聞いた彼らは、とても驚いた表情で、自分たちの派の人は、誰も見たことがないと言った。彼らは、自分たちが二派で、二派と一派との人々は、お互いの親族関係を知りながらも、あまり交際をしていないため、関係が段々薄くなっていったので、一派の人が家譜を持っているが、教えてくれなかったのではないかと推測している。つまり、許族は、漢文の家譜が残されているが、家譜の存在を許族の子孫たちには殆ど知られていない。また知っている子孫の人は、また漢字が読めないこともあるかもしれないが、何らかの理由のため、族内の人に知らせていない場合もある。結局、許族の二派の人々は、筆者の持っていたコピー版をさらにコピーして、今度機会があれば、それを現ベトナム語に翻訳してもらい、出来るならば新しい許族二派の家譜を作りたいと言っていた。筆者は、現ベトナム語への翻訳も頼まれたが、彼らに一部の祖先の名前と中国にある原籍の部分を一緒に読むくらいのことだけはできたが、それ以外断ることにした。その後、日本に戻る前に、再びお二人に会い、家譜の翻訳のことを聞いてみたら、それは、いつできるかは今、分からない。もう一派の人に聞いてきたようであるが、家譜を持っていた一派の人も翻訳しておらず、知らないと言われたそうである。

陳 B 族と黄 A 族との家譜とも、漢語のままの状態、翻訳されていない状況である。ホイアンに住んでいる黄族の一人は、漢語の家譜を家に保管しているが、漢字が読めなため、その中に何を書かれているか、理解していないようである。さらに、人に頼んで現ベトナム語に訳そうとしていない。家譜を何十年経っても、箱の中に置いたままであるという。祖先は広東から来たことだけは、小さい時に自分のお父さんから聞いたが、それ以外のことについては、あまり知らないようである。しかし本人によれば、自分のお父さん、お爺さんのことぐらい知っておけば、大丈夫と思っていると

いう。次の世代のために、家譜を書き続けようとかということなどあまり考えていないとも言う。

また、陳 B 族の家譜は最もひどい状態で、一冊だったものがバラバラとなっている。筆者が陳 B 族の祠堂を訪れた時、祠堂の面倒をみていた一人のお年寄りは、全く躊躇なく、お線香も立てず、すぐ家譜の入っている木の箱から家譜を取り出して、筆者に見せてくれた。他の族の人とは違って、慎重に取り扱うという素振りが見られなかった。家譜の撮影の終了後、筆者ができるだけ慎重に一枚ずつ箱に並べようとしたが、筆者は多くのお孫さんたちに囲まれており、彼らは、一人ずつ家譜の一枚一枚取り、一緒に箱の中に入れて、元の場所に戻す作業を手伝ってくれて、早く終わらせた。その時、お年寄りの方は、その片づける場面を何も反応せずに見ていたが、陳 B 族の漢語家譜の今後は不透明と言わざるを得ない。

上記した 5 族の 5 件の漢語版家譜の例は、現在の子孫たちは、自分の祖先、又は家系の歴史などに対して無関心であり、家譜を書き続けようともせず、次の世代に何か伝えていこうともしていない。

4.3 明郷の歴史を伝承する媒体としての家譜

家譜は、家系の歴史とその構成員に関する記載だけではなく、その族は出現・発展した歴史的・社会的な時代背景も記載されており、幅広い内容が含まれる歴史的な資料として取り扱われている傾向が認められる。その意味での家譜の知識は、当該族だけではなく、族外の多くの人々の間にも伝承されていくこととなる。ここで、典型的な例としての張 B 族、曾族の 2 件の家譜の例を再度見ていきたい。

まずは、最も典型的な例として幾度も参照した張 B 族の家譜の例を再度見ていきたい。張族の家譜は、200 ページ以上非常に厚い一冊の本で、現在祠堂に保管され、先祖のことについて知りたい時に参考すべき資料として置かれている。そこで、過去においても、現在でも明郷諸族の中で最も出世した人物の数が多いといわれている張 B 族の家譜は、多くの子孫たちに読まれ、ホイアンを始め、ベトナムの各地方において多分野で活躍している一部の子孫たちを通して「明郷」とホイアン全体の歴史が広く伝えられている。

例えば、2007 年に張 B 族の一人は、三尾裕子氏のプロジェクトで日本へ招待されたことがある。その方は、日本で三尾氏に主催するワークショップに参加し、そこでホ

イアンの明郷の一族としての張 B 族についてのプレゼンテーションをした¹⁰⁸。勿論、張 B 族の家譜にも言及され、そこに書かれている多くの明郷に関する出来事が述べられた。従って、ホイアン、そしてベトナムという境を越えて、日本まで明郷の話は伝えられたことになるのであろう。さらに、同族のもう一人は、現在ホイアンでは、かなり有名な文芸活動家で、自分の張 B 族及び明郷社についてよく記事を書いて、オンライン上に掲載している。筆者は、時々その方の記事を見ているが、ある一件の記事に「明郷」と「明香」との違いの話、また明郷社の前賢の話などが書かれているが、その記事の最後に「張 B 族の家譜を参考した」とが書かれてある。要するに、張 B 族の家譜そのものは、様々な形で伝承されているし、それによってホイアンの明郷社の話も広く伝えられつつあるのが現状である。

張 B 族の家譜を 1981 年に書いた 6 代目は、祖先に関する歴史・起源と明郷社成立との関係を、次の世代の子孫に伝えていく意志ソイクもっている。中国福建省詔安県から来たという起源に自負心を抱き、明郷社成立・発展の過程上で貢献した一族としての立場と功績と誇りを一族内に伝えていくことを意識しているという。また、家譜を編纂・再編纂を繰り返している 7 代目は、「家譜を自分の作品のように守り、今後も再度の編纂を続ける」とも語る。

さらに、曾族の家譜についても再度言及しておきたい。同書は 1865 年に曾族の 3 代目によって漢字で書かれた。その後、6 代目の子孫たちがさらに情報を追加した。1976 年に漢語版は 7 代目によって現ベトナム語に翻訳され、さらに補足された。2004 年 8 代目によって現ベトナム語版は、再編纂され、新構成員の情報などが追加された。8 代目はアメリカに住んでいるため、アメリカで家譜の再編纂を行った。その際、同じくアメリカにいる自分の息子さんとお孫さんとに再編纂に協力してもらったという。2004 年に再編纂された曾族の家譜は、ベトナム内外の曾族の子孫の全ての人に送られたという。また、ホイアンにある曾族の祠堂においても、家譜を大きく家系図の形式で印刷し、祖先祭壇の周りの壁に掛けられている。この家譜に新成員の情報が追記され、また優れて出世した族内の人々の履歴、伝承されている関連の物語なども書き加えられた。そして世界文化遺産となっているということで、ホイアンの諸遺跡と曾族

¹⁰⁸この方は、チュオン・ズイ・チー（張惟知）氏で、2007 年 1 月 1-2 日に東京外国語大学本郷サテライト教室にて中国系移民の土着化/クレオール化/華人化についての人類学的研究の研究討論会で、「越南会安明郷張敦厚族:会安における生活と統合の過程」というタイトルのプレゼンテーションをしたという（チュオン氏による）。

の祠堂の写真も多く写されている。毎年ホイアンに帰ってくる子孫たちを代々調べて、見てもらうように、さらに祭壇の前で家譜を置く台が設定され、その上に一冊の家譜が置かれている。アメリカ在住の 8 代目は、世界中にいる曾族の成員に新たな再編纂の家譜を送ったことに、家譜を通じて曾族の歴史・ルーツ・祖先など、一族に関する様々な情報を伝えて子孫の間に広く知ってもらいたいという自分の最も大きな願いが託されているという。さらに曾族の人々は、今後世界中様々な国へ行って暮している族人、またはベトナム語が分からなくなっているような子孫たちのために、英語版の家譜も編纂したいという希望も表明されている。多言語の家譜を作りたいというような期待・発想こそは、明郷としての曾族の家系の歴史の今後の更なる伝承の形態を示すものとなっていると言えよう。

以上、家譜との関わり方・関係者の対応と意識に関して三つの傾向を指摘してきた。ベトナムに起こった漢語から現ベトナム語への転換は、家譜という媒体を通し、多くの明郷の人々の歴史認識に大きな影響を及ぼしたと考えられる。主に漢字識字の欠如に起因する人々の行為の多様性の理解することで、今後の明郷のコミュニティの行方を見通す一つの手掛かりが得られるのではないかと考える。

小結

以上、第二章では、明郷 21 族の 21 件の家譜を歴史認識の観点から分析を行った。21 件の家譜の分析を行った結果、歴史的な文脈において、彼らは、どのように自分たちを位置付け、どのような帰属意識を有しているかを考察した。その結果を筆者は次の三点にまとめた。

第一点は、21 件の家譜に記されている各族の来越年代と家譜の編纂年代を通して、明郷の来越年代を考察すると、ホイアンの明郷の殆どの家族は、18 世紀後半以降初めてベトナムに到来したことが明らかである。19 世紀の後半から末期まで編纂された 6 件の家譜の中、呉 B と陳 A 族との家譜は、かなり早く 19 世紀前半に、前者は 5 世の人に、後者は 6 世の人によって編纂されたが、この 2 族の来越年代は、21 件の家譜を持っている家族の中で一番早く、18 世紀前半から中葉の間であると推測できるであろう。また、残っている 5 件の李 A、曾、黄、莊、王 A の家譜は、全部で 19 世紀後半以降に編纂されたことから、これらの家族の来越年代は、18 世紀後半以降であるとも判断できる。三尾 [三尾 2006] は、ホイアンの明郷と華人との家譜を一部分分析した結果

から、移住の歴史が古い家族は「明郷」に多く、「華僑」の移住の年代とほぼ同じ時期に移住した後、「明郷」籍の得た家族も少なくないこと、また「明郷」となった者の多くが明の遺臣に由来しないことから「明郷」になることと、明への帰属意識とをイコールに考えることは不適切であると指摘している。筆者は、ホイアンで蒐集している上記の 21 件の家譜の分析から、三尾 [三尾 2006] が指摘した上記の点に同意したい。明末清初の「明の遺臣・遺民」、また 17 世紀から 18 世紀始めまで中国からベトナムへ移民してきた「明香」という中国移民の姿がホイアンの明郷の家譜という家族の歴史的記録からは見るができなかった。第一章でいくつかの明郷の出現の説を見ているが、明郷の家譜で見られた年代は、かなりズレが生じていることは明らかである。こうした明郷の諸族は、多くの歴史研究に注目されている「明末清初の時代に移住してきた中国系移民」が住む「明香社」という「明朝の香火を維持する人民」の共同体から除かれるべき存在となってしまう。また各族の来越歴史の時間的差も大きい。こうした各族の間の世代数のギャップが存在していたにも関わらず、皆祖先が同一の明郷というコミュニティの構成員となった。

第二点は、19 世紀前半から 20 世紀中葉まで編纂・再編纂されてきた漢語版の家譜に見られる人々の遡及的な歴史認識である。一部の家譜において祖先の生死年代が大明国に遡る例もあったが、世代数から勘案すると、必ずしも歴史的事実とは言えない。このような明郷は、厳密に言えば「明香社」という「明朝の香火を維持する人民」ではないのかもしれないが、より大切なのは自らの家系に対する遡及的な歴史認識の様式である。そこで、漢語版の家譜の分析から改めて明らかになった点は、遡及的な原籍、即ち「中国系起源」に対する意識、「入明郷籍」に対する意識及び次世代への継承の意識の三構成要素に関する多様な記述である。「中国系起源」に関しては、「明郷」という自称ではあるが「明朝の中国から」ということよりも「清朝を含む中国」からの移民の子孫であるという歴史認識に移行している傾向が認められる。またその編纂時期は、明らかに漢字文化圏にあった言語状況を推測させる。

第三点は、1960 年代以降、特に 1990 年代から 2000 年代までの間に、家譜の編纂・再編纂の作業が盛んだった背景として、政治的には、ベトナムと中国とが比較的良好な関係があったことも考えられる。そこで 1990 年代後半から世界文化遺産への登録を目指していたホイアンでは、明郷のシンボルのような場である「明郷会館」の管理権が明郷の子孫たちの手に譲られた背景も留意すべきである。こうした文脈では、少

なくとも家譜の様式から認められるように、漢語版から現ベトナム語版への変換を介して、明郷像は多様に再構築されてきた。明郷社の前賢の子孫である「明郷」像を追及する家系が多くあれば、「明郷＝中国系」ソイ調する家系もあり、他方で一族の歴史に無関心であり、「明郷」に対する意識が希薄化した、或いは欠落した人々もいる。こうして、「明郷」の自画像は、歴史的文脈において、多様に変化してきたと指摘できる。つまり、明郷という「物語」は、固定的ではなく、家譜の編纂者及び再編纂者という人々の「明郷」に関する歴史認識の在り様により描かれている。

表 2 明郷の家譜一覧表

号	族名	来越年	編纂年	再編年	家譜の言語	世代数	原籍
1	呉族 B	18世紀前半	1832 5世	1952 (9世) 2010	漢語 ベトナム語	14世	福建省泉州府南安県 (大清)
2	陳族 A	18世紀前半	1853 6世 1894 7世 (2派2支)		漢語	15世?	福建省泉州府同安県
3	李族 A	18世紀中葉	1858 5世	1992 (9世)	漢語(未見) ベトナム語	12世	福建省泉州府晉江県 (中華)
4	曾族	18世紀後半	1866 3世	1976 (7世)	漢語(未見) ベトナム語	11世	福建省泉州府同安県
5	黄族 A	18世紀前半	1870? 5世		漢語	10世	広東省広州府番禺県 (大清)
6	莊族	18世紀後半	1892 5世	1943 (7世) 199以降?	漢語 ベトナム語	11世	福建省泉州府同安県?
7	王族 A	18世紀後半	1896 6世	1930 (7世?) 1988	漢語 ベトナム語	11世	福建省泉州府晉江県 (大清)
8	呉族 A	19世紀初頭?	1908 6世		漢語	10世	福建省揚州府龍溪県 (大清)
9	許族	18世紀中葉	1930 7世		漢語 ベトナム語 混在	11世	福建省詔安県
10	尤族	19世紀後半	1933 2世	2000	漢語 ベトナム語	6世	潮州府澄海県
11	黄族 B	19世紀中葉	1935 6世	1970 (7世)	漢語 ベトナム語	10世	福建省泉州府晉江県
12	周族	19世紀中葉	1936 3世	1961 (3世)	漢語 ベトナム語	9世	広東省広州府新会県 (中国)
13	陳族 B	北部の清化省?	1941	1955	漢語	10世	未確定
14	王族 B	18世紀前半	19世紀後半? 5世	1990年代? (7世)	漢語(未見) ベトナム語	10世	福建省三山県 (大清)
15	蔡族 A	19世紀前半	1960 5世		ベトナム語	8世	福建省泉州府晉江県 (中華)
16	張族 B	18世紀中葉	1981 6世	1988 (7世)	ベトナム語	11世	福建省泉州府同安県 (中国)

17	楊族	18世紀 中葉	1991 8世		ベトナム語 (漢語混在)	10世	福建省泉州 府晉江県
18	李族 B	19世紀後 半	1995 4世		ベトナム語	6世	広東省潮州 府澄海県 (中華)
19	枚族	19世紀中 葉	1998 6世		ベトナム語	8世	海南(伝承)
20	李族 A	19世紀 初頭	1945前?	1957 ? 1990 年 代	漢語 ベトナム語	10世	広東省広州 府番禺県 (大清)
21	葉族	17世紀末 期?	未確定	1959	漢語とベト ナム語混在	14 世?	福建省泉州 府同安県 (大清)

第3章 ホイアンの「明郷」の社会組織と儀礼

本章においては、「明郷」とその子孫と自称している人々が集まり、その輪郭が認められる中心的な場である現在のホイアンの明郷「萃先堂」での日常的な彼らの実践を見ていきたい。なお、前章で分析を加えた家譜を通して見た「明郷」の自画像という「物語」が、萃先堂（以下、明郷会館）の場では、どのように再現・表象されているか、その「実像」についても併せて考えていきたい。

1. 「明郷」組織の過去と現在

ホイアンの「明郷」組織に関する先行研究においては、第1章でも述べたように、陳 [陳 1970] のものがあり、同氏も 1960 年、1962 年にベトナムでホイアンの明郷社について研究を行い、ベトナム語で [Chen 1960 ; 1962] の二本の論文を書いた。また Trần [Trần 他 2005] の研究にも、1975 年以前明郷会館に保管されていた一部の古文書の中からホイアンの明郷の組織に関する諸資料に基づいた記述があった。筆者は、一年間ホイアンで調査を行っていたが、現明郷会館には、歴史的資料が全く遺されていない状況にある。この原因については後述するが、学術的根拠に基づく「明郷」の歴史研究というものは、殆どなかったことから、筆者は主に人々の話からそれを描こうとしていたが、知識を有しているであろう「明郷」のお年寄りの人も少なく、また昔から地元に住んでいた人よりも、色々な地方に行って、1975 年以降ホイアンに戻ってきた人の方が多いことから、1945 年以前の明郷の歴史についても、人々の語りに依拠することができなくなった。

こうした研究の事情もあることから、本節の「明郷」組織に関する 1945 年以前の内容に関しては、筆者が主に参照している陳 [Chen1960 ; 1962 ; 陳 1970] と Trần [Trần 他 2005] の研究を主に参考しまとめることにする。また、1945 年以降 1975 年までの内容も史料的に少ないが、現存している一部の資料及び現時点でまだ生きている何名かのお年寄りの話と併せ、述べてみたい。なお、現在の組織体制については、主に 2015 年～2016 年まで一年間に行われていた筆者の調査によるデータに基づき、記述することにする。

1.1 フランス植民地期終了の 20 世紀前半から 1945 年まで

行政単位としてのホイアンの明郷社（村）の成立した時代は、歴史記録に、明確な言及がなされていないことについては、第 1 章ですでに述べている。18 世紀から 19 世紀までホイアンにおける明郷の組織を言及している研究の中にも、様々な解説がなされている。17 世紀中葉の明末清初の時代に成立したとされる自治単位[三尾 2006]、或いは行政単位 [陳 1970、藤原 1986] の組織内の体制に関する情報は、主に碑文、古文書、また一部の家族に保管されている家譜及び土地関係の契約書など地元のホイアンに遺されている資料に依拠するものが殆どである。しかし、こうした資料の年代は古くても 18 世紀後半以降であり、それ以前のものはいずれも存在しないと言えるほどの状況にある。また、19 世紀の半ばから「明郷」籍を取得した「入明郷籍」民としての明郷が新たに加わった時期の明郷社の状況に関する資料も殆どない。そのため、1945 年以前のホイアンの「明郷」組織に関する内容は、主に 18 世紀後半から末期までの資料のみに基づいた記述となっている¹⁰⁹。

1.1.1 人口構成とその諸特徴

Trần [Trần 他 2005] によれば、1744 年から 1788 年までの明香社の丁簿の中に、1788 年に 83 姓が見られ、姓の数が最も多かった年である。また民丁(dân đinh)の数も 1,063 人まで上り、明香社の人口は、年々増えていたという。その民丁 (dân đinh) の出身地は、福建省、広東省、海南省、浙江省など中国の諸地方が殆どである。明香社の 1744 年～1788 年の諸丁簿に記載されている明香社の社民は、ホイアンに居住する人々だけでなく、広南省の各地方や他省に住んでいた明香社民も含まれていた。一般的なベトナム村落とは違って、明香社はそもそも土地を持つ領域のある村落として形成されたのではなく、成立時代から社の所有する土地・田圃など不動産が無かった。18 世紀前半まで存在していたホイアンの明香社は、属人的性格¹¹⁰を持っていた組織であったとされている。即ち明香社は、その管轄下での中部の各地方に住んでいた社民の中国移民と彼らの子孫との共同体のような体制であった。土地などを持つ独立した

¹⁰⁹ 本章では、筆者が「明香」から「明郷」へ改称された 1827 年を境に両語を使い分けていきたい。

¹¹⁰末成 [末成 2012] は、フエの明郷村の研究において、南部のホーチミン市における明郷と称している明郷グループは、属人的性格が強いことを、集落が形成されてきたフエの明郷と違った点であると看做している [末成 2012: 233]。

一集落の居住単位というより、明香社の社民はベトナムの諸集落の中に混住する状況にあったとされている。その後、明香社の一部の裕福な社民が地元のベトナム村の土地を買い寄付してくれたことによって、徐々に領域のある明香社＝明香村が形成されるようになった。正式には「会安庸明香社」と呼ばれたようで、その管轄の本拠は、ホイアン（会安庸）にあったようである。

さらに陳 [陳 1970] によれば、明香社に付属し、その管轄下に置かれていた中国系移民とその子孫たちの集落は、広南省地域内の 10 ヶ所にあり、これらの集落のことは、付属十鄰と呼ばれたとされる。しかし、関係の記録が殆ど欠如しているため、現在この十鄰の中で名称と位置が確認できるのは、ホイアン地分内の香定鄰と香勝鄰の 2 鄰、香隆鄰（茶饒）、香順鄰（茶饒の隣の盤石社 - Bàn Thạch xã）、香和鄰（河潤社 - Hà Nhuận xã）、香興鄰（越安社 - Việt An xã）、香慶鄰（広南省の隣の広義省の三岐の慶寿社 - Tam Kỳ・Khánh Thọ xã）、香盛鄰（香安社 - Hương An xã の付近）、香岐鄰（三岐 - Tam Kỳ）のみである。この十鄰はホイアンから離れている諸地域に位置し、各鄰の名称に「香」が冠らせることから明香社民が開墾した田地を中心とした集落であったと思われる [陳 1970 : 89]。また、香定鄰と香勝鄰との 2 鄰の一部の家族らは、商売の破産、火事の遭難など何らかの不幸な理由によって、元は街内にあった家屋、店などを売ったり、質に入れたりしたため、街から離れて、明香社の新しく開拓されたホイアン付近の地域まで居住を移し、その新居住地名を、香勝鄰と香定鄰 2 鄰の名前から「勝」と「定」の字をとって「勝定」鄰とした。その後、新しく明香社に籍を置いてきた人々が続々入居するようになり、鄰内の人口が段々増加していったと現在の明郷会館に来ている方々に聞いた。ホイアンに現存している年代的に最も遅い 1943 年の碑文に、ホイアン以外の諸地方にあった幾つかの鄰名が記載されているので、20 世紀前半までこれらの鄰は、それ以前と同様にホイアンにあった本拠地明香社との関係をまだ維持していたとされる [Trần 他 2005 : 40 - 41]。しかし、上記している 10 鄰の出現した年代に関しては、なおまだ確定できていないため、18 世紀後半の明香社は、すでに十鄰の人々を管轄したかどうかは、明らかになっていない。

上記の明香社の人口状況は、一部の 18 世紀後半の諸資料に基づいた陳 [陳 1970] と Trần 他 [Trần 2005] の研究で述べられているだけで、19 世紀に入ってから状況は、資料上では、まだ明らかにされていないのである。しかし、第 1 章で述べている阮朝の対中国系移民の諸政策を照らし合わせなければ、19 世紀以降の明香社の社民の

特徴などを理解するのは非常に難しい。18世紀に既に成立していた明香社生活空間は一ヶ所ではなく、多地方に居住していた中国系移民と子孫たちの共同体であったが、19世紀後半以降、「明郷」籍を取得する「明郷社」という幫の華僑の子孫のグループが新たな社民として社内に組み合わせられるようになったと一般的に理解されている。これらの「明郷社」の人たちは、法的にベトナム人と同一視されるようになったが、それ以前の明香社の社民の身分が、どうだったか、推測の域を出ない状況にある。しかし、第2章で現在のホイアンと周辺に住んでいる21族の家譜を見てきた結果、半分以上の家族の初代の来越の年代は18世紀であり、他の一部族は、より遅く19世紀以降であった。従って、19世紀の明郷社の社民の中には、18世紀の明香社の時代からの人々と子孫及び19世紀後半以降の「明郷」籍の取得者の「明郷社」という新メンバーとがあったと考えられる。筆者は、第2章で21族の家譜を歴史的観点から分析を行っているが、21件の中、明郷社籍を取得する状況に言及している周族と尤族の家譜の例を取り上げた。周族の家譜には初代が亡くなり、2代の長男が亡くなってから、2代の兄弟たちが、ベトナムの規定に従い、初めて「入明郷社籍」となったと記されている。また、尤族の場合は、初代は中国に帰国し、故郷で亡くなった後、ベトナムで母と一緒に暮らし、成長してから「登録于明郷社」となったという。この両族の2世の生きていた年代については、周族は19世紀中葉頃で、尤族はもっと遅く19世紀後半であった。この両族の「入明郷社籍」と「登録于明郷社」という記載から、ホイアンの明郷社は、19世紀前半までに形成された明香社の後身であり、19世紀中葉から、華人とベトナム人との混血の子孫たちが、「明郷」の新メンバーとして、明郷社に続々籍を置いていくようになったという当時の状況が想像できるであろう。こうして行政単位の明郷社が解体された1945年まで、明郷社の人口状態は、上述しているように18世紀の「明香社」の時代に存在していた多くの家族の子孫たちと19世紀後半以降新たに組み合わせた華僑とベトナム人の混血児の「明郷」とが同様に明郷社の社民として生活し、社内の公的活動などを共に行っていたと考えられる。

筆者が第1章でフランス植民地支配下の華僑の税制の問題を先行研究に基づきまとめたように、19世紀末期から20世紀前半まで、華僑でも税金を払えない男性は、ベトナム人の妻との間で生まれた自分たちの混血児たちを明郷社に籍を置いた場合がかなり多くいた。この状況がホイアンでも起こっていたのではないかと考えられる。また、第2章で見てきたように、諸族の家譜に見られたケースであるが、初代が亡くな

ってから、或いは中国にある故郷に帰った後、その次代の子供が成長して、明郷社に入籍したという現象も見られた。上記している課税の問題と一部の明郷の族の家譜の分析から明らかになったのは、19世紀後半から20世紀前半まで、明郷社に籍を置いた人々が置かれた社会的・生活的背景が非常に多様であったことである。また、実際に明郷社の社民については、ホイアンの調査から明らかになったのは、20世紀に入ってから、明郷社の社民の中に、中国系の人々だけではなく、多くのベトナム人の家族が他地方から移住してきて、寓居民として明郷社の公的財産である家を借り、定住するようになったケースも多かったことである¹¹¹。即ち、明郷社籍を持つ人とそうでない寓居民の人とがはっきりと区別された時代もあったようで、なお現在になってもそうした意識は、当時生きていた人々の記憶に残っているようである。

現在から一番古い年代のある1943年に修復が行われた明郷社内の諸施設に遺されている諸碑文に当時の明郷社内にあった諸族、諸譜、諸鄰などの様々な「会」、又は「組織」の名前が記されている。同碑文に出ている族の統計によると〔Trần 他 2005〕1943年の時点でホイアン内に居住し、諸施設の修復事業の際に寄付して名前が記されたのは、15族であり、現在においてもこの諸族の一部の行方が分からないが、残っている一部の族の子孫たちは、まだ明郷会館の活動に携わったり、参加したりしていることが確認できる。本節の冒頭で18世紀後半のホイアン明香社の丁簿の中に83姓が確認されたと述べたが、1943年の諸碑文に記されている15族以外、35前後の姓の数がさらに確認されている。よって1943年までホイアンの明郷社の社民は、50前後の姓を持つ人々であることになる。

また、幾つかの職業別の「会」、又は活動別に専念する諸組織の存在も確認される。職業別の「会」は、桂の生産に関する会である桂匠班、善の行をする人々のグループの信義譜があり、他に明德譜、宝女四正譜、勝和譜という様々なグループもあったが¹¹²、その目的を現在では知っている人が存在せず、解説されないままである。唯一「信善族」という最も古く、大きな規模のある「善を為す善会」は、明郷社の代表的なグループと思われる。明郷社内の諸施設に遺されている扁額、碑文及び対連などにその名

¹¹¹筆者は、ホイアンの明郷会館の調査で、数回こうした家族の人々と会い、自分たちのことを「明郷村民」と言い、「中国系」ではないとはっきりと意識しているような感じで割り切って話していた。

¹¹²明郷社内の「譜」とは、同職業、又は同居住地に集まっている一部の家族のグループから形成された「会」との説明を明郷会館の理事会のメンバーから受けた。Trần も同じことに言及している〔Trần 他 2005:39 - 40〕。

称が見られ、また華人会館の中にある明郷社の寄付した扁額、記念碑文などにもよく見られる名前である。さらに明郷社内の殆どの家族は、この「信善族」という組織の成員であると言われている。

1.1.2 職業・社会的生活

18世紀後半の明香社の社民の職業関係についての資料は、非常に少ないとされており、主に18世紀中葉以降の数年の丁簿（1744、1746、1747、1788）¹¹³だけであるため、部分的に把握されている。上記の資料の分析から、明香社の人々の従事した主な職業は、商売関係の分野に集中しており、その他、「舟匠、鋳匠、塩戸、鎌戸、銀匠、染匠」など手工業に従った家庭もいたことが分かった。その手工業の従事者の割合は、1788年の丁簿の民丁数の17.4%ぐらい占めたが、多くない。その他の多数の社民は、主に商業に従事するとされている。18世紀後半の明香社は、中国から離れていった各地域に居住する中国移民の典型的職業である商業を主な生計方法として営んでいた人々の集団であると思われる。こうした職業類に従事していたホイアンの明香社の人々は、同職業の人々の相互扶助を機能とする職業毎のグループ、或いは会も作ったという。また、当時の広南阮氏政権下において、交易港であったホイアンで中国を始め、外国商船の来航に当たって、秤斤（斤量の査察）、値価（貿易物品価格の決定）と通言（通訳）に当たる義務が要求されたため、そうした仕事をしていた一部の明香社の社民もいたという〔陳 1970:90〕。

19世紀に入ってから明郷社の社民の商業活動を知る資料は少ないが、ホイアンに現存している各施設に遺されている諸碑文の情報があり、明郷の一部の家譜に当該家族の職業も多少記載され、またホイアンの明郷会館に集まっている多くの人々の調査から得られた情報もあったため、ある程度当時の状況を読み取ることができる。第2章で21族の21件の家譜を見てきたが、その21族の来越歴は18世紀以降であることが明らかになったが、各族の各世代の職業関係の情報なども記されている。特に族内

¹¹³これらの丁簿（1744、1746、1747、1788）の資料の原本は、以前明郷社の事務所であった明郷萃先堂で保管されたと言われたが、1976年から明安坊の文化的施設として使われていた時、社関係の諸資料は、全部持って行かれ、現在ホイアン遺産管理保存センターという機関に管理されているという。また陳荊和の一連の研究においても、上記の丁簿のことも言及されている。特に1788年の丁簿に関しては、陳〔陳 1970:89〕の研究によれば、それは泰徳2年（1788年）広南宮から西山政権の朝廷に差し出されたものである〔陳 1970:89〕。

の人で、出世して、優れた成績・功績を出した人々の場合、非常にその人について詳細な情報が記されている。例えば、21 族の中の張 B 族、曾族、黄 B 族、許族の 4 族の人々の間で、阮朝時代に、学業・試験で優れていた人も多く、官吏に登用され、貢献した後、高い役職を持っていた人も多く出ていたようである。また、陳 B 族と楊族などの場合は、明郷社内の役人及び郷職を持った人も多かった。さらに、王 B 族と蔡 A 族などの場合は、学校・教育関係などの職業を持って、知識人層の人々も多数いた。現在ホイアンで明郷社の建てた文聖廟という遺跡が遺っており、そこは孔子を祀る場所として 19 世紀後半まで明郷社出身の人々の中で、科挙に合格した人、また出世し、官吏となった人などがかなり出たため、学業のシンボルである孔子を祀る廟を建設する必要があると社内の郷職や社民からの声があったと記されている碑文が建物内の壁に嵌めこまれている。Trần [Trần 他 2005] によれば、阮朝のために大きく貢献し、優れた功績を上げた 18 世紀後半と 19 世紀後という 2 つの年代に生きていた明郷社の社民の 2 人は、1943 年に神様として勅封され、明郷社内で祀られていたという [Trần 他 2005:125] ¹¹⁴。つまり、阮朝期の 19 世紀の間に明郷社の社民の職業は、18 世紀の状況とは大きく変化し、多様化して、ベトナムの社会に深く進出し、外部からの僑民ではなく、むしろベトナムに帰化し、ベトナム人としての立場を獲得し、阮朝の臣民として生きるようになったと思われる。

さらにフランス植民地期に入った 19 世紀後半から 1945 年までの間、明郷社の社民は、以前と変わりなくフランス植民地政府関係の機関などで仕事をした人、また知識人として新聞記者、音楽家、建築家、医者、教育家などの仕事に従事した人々が多かったと言われている ¹¹⁵。こうした人々の中、とても有名になった人もかなりいた。そして、軍人として登場した人物も多数いたことは、現在でもよく地元で伝えられている。軍人として当時のベトナムのベトミン軍 ¹¹⁶ になり、フランス軍に対する抗戦に参加した一部の明郷社の人もいて、その中に犠牲になった人もいた。その話は、調査で数回当該者の子孫の方々から生々しく聞いていたことがあった。例えば、陳 B 族、尤

¹¹⁴ この 2 人の人物は、Trần [Trần 他 2005] によれば、一人は「成徳侯李大成」(Thành Đức Hầu Lý Đại Thành) であり、もう一人は、「瑞玉侯蔡文瑞」(Thoại Ngọc Hầu Thái Văn Thoại) である [Trần 他 2005 : 125]。

¹¹⁵ Trương Duy Hy の『ホイアン明郷村の略史』の中に、明郷社出身の多くの代表的な有名人についての情報が記載されている [Trương 2009: 42-50]。

¹¹⁶ ベトミンは、正式的には、「ベトナム独立同盟」であり、フランス植民地時代、ホーチミンの指導下に組織された独立運動組織である。

族、周族、王 B 族の一部の族人は、植民地期の 20 世紀前半の時期にフランス抗戦に参加し、現在でもその功績がベトナム政府に認められ、地元のホイアンの小・中学校の歴史授業で時々歴史的人物として紹介される場合もあったと言われている。ホイアンの明郷社出身でベトナムのために貢献した多くの人については、筆者が第 2 章で言及した現在の明郷会館の理事会と張 B 族の 7 代目との協力で 2009 年に出版された『ホイアンの明郷村の略史』の中には、具体的に明郷社の 19 世紀後半から 20 世紀半ばまで生きていた 30 名¹¹⁷ (参照資料 6) ほどの有名人についての情報があり、現在明郷会館に集まっている人々の間で「ホイアン明郷人の誇り」¹¹⁸として広く伝えられている。明郷社の人々は、ベトナムに帰化しベトナム人として生きるようになった過程を、上述したように、彼らのベトナム社会への進出、また職業活動などの状況を通して明らかにしようとしていると言える。明郷社の社民は、阮朝時代には、勿論漢文の読み書きができ、また字喃も読め、ベトナム語らしい名前を字喃で書けた人も少なくなかった。その一番大きな根拠は、第 2 章で筆者が提示した「明郷」の漢語の家譜における字喃の使用である。また、明郷社の全ての施設で遺されている 18 世紀～20 世紀前半 (1943 年) までの碑文記録も、全部漢字で作成されている。また、その中の多くの碑文を書いた人も「明郷」の諸族の人であった。こうしたことは、19 世紀前半までの明郷社の社民の習得した漢語教育とその能力との実態を示していると言えよう。しかし、フランス植民地期の 20 世紀に入ってから、漢字文化圏から抜け出していったベトナムにおいて、明郷社の社民もベトナム人として他のベトナム人と同じの道を歩み、必要性が無くなった漢語の教育を離れ、時代に合わせて自分たちの職業・社会的な生活などあらゆる面において必要となったフランス語と現ベトナム語の教育を受けるようになった。これは、選択肢¹¹⁹ではなく、ベトナムでベトナム人として生きていく上では、避けられない道である。これこそ明郷と称する人々と華人との一番大きな違いであると

¹¹⁷この人物や情報に関する一部の情報は、資料編の参照資料 6 を参照されたい。

¹¹⁸これは、筆者がホイアンで調査を行った際、現在の明郷会館の理事会のメンバー及び上記の本の著作者との会話の中で出てきた言葉であった。また上記の本の中では、この意も表明されている。

¹¹⁹三尾 [三尾 2006] は、「明郷」と華人との言語の違いについて言及している。明郷社の社民だった人々とその子孫は、20 世紀以降になってから殆ど中国語が話せず、またその教育を受ける経験も殆どない。その一方で、華人の場合は、1945 年まで幫毎の地方語での教育を提供した学校があったし、1945 年以降、そういった学校の統合された後、中華会館内の中国語学校に通い、中国語の教育とその言語で教育を受けた華人が多かった。また、現在においてもホイアンの華人の子孫は、ある程度中国語の教育を受け続けており、ある程度中国語を話している人々もかなりいると指摘している [三尾 2006:94 - 96]。

考えられる。

1.1.3 公的財産・文化・宗教的諸施設

18世紀の明香社の領域については、第1章で述べているように、社の成立当初に中国系移民の共同体の形であり、そもそも定着した村落から形成されたのではなかった。Trần [Trần 他 2005] の研究では、一部の明郷社関係の古文書資料を提供しているが、その中に明香社の1775年の資料に明香社の社民について、「私たちは、そもそも土地を所有していなかったが、自分たちの社を立て、この街に居住して、商売で何とか生計を立て、生きていたものである」との特徴が記載されている [Trần 他 2005 : 32]。従って、こうした明香社の社民は、商売での生計を立てた後、ある程度経済的な面では豊かになり、隣の社と村の土地・家など不動産を購入し始め、段々生活を定着させていったとされている。ホイアンの明香社の場合は、その社民が、会安社、錦舖社、清霞社という同地域内の諸社の土地を買って、自分たちの家、街及び多くの共同的施設を建設してきたと思われる。また、19世紀の中葉になると秋盆河の河岸の積土が整備され、新たに土地が加わり、明香社の面積もそれでかなり拡大されるようになった。そのため、明香社の領域の特徴は、他のベトナム人社・村とは違って、社民の居住地から社内の信仰的・宗教施設などが一定の空間内に揃っているのではなく、多所に位置している状態であったから、なかなか社の境界を特定できない点である [陳 1970:88、Trần 他 2005:32]。

明香社時代の社内の公的財産としての不動産は、主に寺・廟などという宗教・信仰場所であり、土地や田圃などは殆どなかったとされている。19世紀に入ってから、明香社の面積が拡大され、長い年月が経った後でも、宗教・信仰場所用の土地面積は殆ど変わらないと思われる [Chen 1962: 8 - 10、陳 1970:88、Trần 他 2005 : 32 - 33]。また、1787年の明香社の財産リストが記されている資料の中に、18世紀後半の明香社内の管理していた公的な不動産が取り上げられているのが、関帝廟、錦霞海平二宮と来遠橋の3ヶ所の宗教・信仰施設であり、それに加えて明香社の祖先を祀る場所であったとされる「追遠堂」が存在した。上記の4ヶ所のうちで、「追遠堂」だけは、現存せず、位置も特定できなく、古文書に名前が記されているだけである [Trần 他 2005 : 27 - 28、Chen 1962:8 - 10、陳 1970:88]。以上の諸施設は、18世紀後半の年代がある資料に記され、その時点で既に存在していたと確認できるが、関帝廟と錦霞海平二宮

と同様に 17 世紀の建設年代があったとされる「梅檀林」という現在ホイアンの関帝廟の裏にある「明郷仏寺」¹²⁰という名前のある仏寺、広安寺及び中国起源の神様である「北帝」を祀る祠のある来遠橋については、資料には記録が見当たらない。明郷仏寺と来遠橋は、今日まで現存しているが、広安寺が遺っていない。現在、そのお寺の重修記念碑とされている碑文は、明郷仏寺の庭園に残っている。広安寺は、1945 年頃まで、五行仙娘を祀っていた広安廟として残っていたが、その後フランスとの戦争が激しかった時、この廟も完全に破壊されてしまって、跡形は何も残らず、碑文だけは明郷仏寺に移動されたと伝えられている [Truong 1972]。

上述の宗教・信仰施設以外にも、当時諸ヶ所に明香社の所有の田圃もあり、人に貸して耕させていた [Trần 他 2005:61 - 63]。つまり、18 世紀後半に、ホイアンの明香社は、成立当初より社の所有財産としての寺・廟などの宗教・信仰施設と田圃を所有し管理していたと思われる。明香社は、領域のある集落の形成まで完全な発展を成し遂げていたかどうかについては、まだ明らかになっていないが、少なくとも当時ホイアンの明香社は、社民にとって文化的宗教的な施設を有し、各地に居住していた社民の中心的な場所であったと考えられる。

Trần [Trần 他 2005] によれば、当時の明香社の諸活動を維持するためには、上記の諸施設の持っていた土地などの不動産¹²¹を人々に貸すことによって得られた借料を社の公的資金として運用し、またこの借料の金額がかなり大金であったため、明香社の公的資金はそれで殆ど（1787 年の公的資金の約 78%）賄っていたとされる [Trần 他 2005 : 61 - 63]。また、社の寺廟の土地の借料からの利益以外に、毎年明香社の社民の世帯ごとに、一定の金額を「礼金」として徴収させられていたとの規定もあったようである。この「礼金」は、税金とは異なり、各世帯の職業から判断される収入により定められた。その中に、かなり高い金額の「礼金」の収納が定められた殆どの世帯は商業に従事していた。即ち明香社の社民は、一定の領域内に居住する人々ではなかったが、こうして、諸税金以外の「礼金」を徴収する制度を通して、明香社という

¹²⁰「明郷仏寺」という名前は、1943 年の重修の時に改称されてから、現在まで正式寺号になったとの説明もある [Phạm 2008:57]。

¹²¹この不動産は、現在のホイアンに住んで、明郷と自称している何名かのお年寄りの方に説明してもらったように、明香社の社民、又は地元の人々は、そうした宗教的施設に来ている信者の場合もあり、裕福の社民で社の施設のためにお金と土地などを寄付したりした場合も多かった。そのため、全ての寺や廟は、多少土地を持つようになった。それらの財産を活かして、当該施設の維持の活動、また明香社の活動や発展などのために使用されていたという。

共同体を維持するために、それぞれの社民がその責任を持てるように強化することができたと思われる。Trần [Trần 他 2005]によれば、上記の「礼金」は、商業に従事する世帯の場合、多額と徴収されたとの記録から、18世紀の時代に主に商業的活動に従事した明香社の殆どの社民の豊かな経済的財力と商業の繁栄の状況を示していると指摘している [Trần 他 2005 : 38 - 39]。

筆者は、第1章で19世紀初頭から中葉までの阮朝による中国系移民に対する諸政策を論じたが、1827年に「明香」から「明郷」へ改称された時代にホイアンではどのようなことが起こり、どんな状況であったかなどという問題は、現在の研究においても明らかにされていない。この時期に関する資料、歴史的記録などが遺されていないため、解明する作業は非常に困難である。従って、上記の内容は、18世紀後半の明香社の状況であり、1790年代から19世紀前半までの状況を記述しないまま、19世紀後半の方に移したい。19世紀前半に入ってから、社内で新たに建設された施設は、1820年の萃先堂、1829年の義祠（陰魂廟）、1867年（嗣徳20年）の文聖廟、1906年の信義祠、1918年に重修の清明祠、1926年（保大元年）重修の勝和譜の五行廟（宮）、五行門（建設年代不明）である。これらの廟・祠の中に、1820年に建設されたと思われる萃先堂、1908年まで萃先堂は別な場所に位置していたが、1908年に現在の位置に移動され、「明郷先祠」という名前で新しく建てられたという [Chen 1962:28]。現在では、「明郷先祠」は「明郷萃先堂」と呼ばれるようになっている。1829年に「信善族」という諸族のグループによって陰魂を祀る祠が建設された。この祠は、明郷社内に位置しているが、明郷社の公的に管理する施設ではなく、「信善族」が管理する責任を持っていたと言われる。同じく「陰魂」を祀る廟がもう一ヶ所が建てられた。「信義祠」という施設である。これは、建設当初「信義譜」という善をなす会の目的で作られ、上記の「信善族」とは別で、関帝廟の近くの明郷社内の同居住地に住んでいた人々のグループに管理されたが、後に明郷社に譲って社が管理する信仰施設となった。明郷社の文聖廟は、孔子を祀る場所として建設され、19世紀後半まで明郷社出身の人々の中で、科挙に合格した人、また出世し、官吏となった人などがかなり多かったため、孔子を祀る廟を建設する必要があるとされ、隣の錦舗社と比べるとより遅かった。文聖廟の建設が行われたという。そこで、明郷会館に保管されていた「萃先堂郷譜圖板」という資料に1826年までに明香社の社民で科挙の第一次・二次に合格した17人の秀才と一人の挙人との名前が記載されている。この時期から、そうした科挙の合格者の

数がもっと増えていたとされている [Trầnほか 2005:116]。文聖祠は、明郷社によって 1871 年に建設され、孔子、顔子、子思、曾子、孟子及び明郷社出身の科挙・郷試（秀才、挙人）を祀っている場所である。明郷社の儒教の知識人を尊崇することで、社内の儒教に関する教育・教養の重要性をソイ調するための場所であった。次に明郷社の清明祠は、ホイアンから少し離れていた勝定郷の敷地内に 18 世紀後半に創建され、1918 年に重修されたとされる施設であったが、ベトナム戦争の激しい時に完全に破壊され、現存しているのは 3 つの碑文だけである。これらの碑文を通して、清明祠に関する情報が明らかになった [Truong 2009 : 30]。最後に「五行廟（宮）」と「五行門」という五行を祀る 2 ヶ所があるが、元々前者は、勝和譜の建てた施設であり、後者は「ヒ・ホア」（Hy Hòa）¹²²譜の建てた施設であったが、この両譜の人々は、自分たちだけで施設を管理しきれなくなったため、明郷社に寄付して、明郷社の公的管理財産となったと言われている [Truong 1972]。

以上、「明香」社の時代から「明郷」社の時代まで、公的な財産として建設された寺、廟、祠などといった宗教・信仰施設をまとめてきたが、一番遅い年代の 1908 年に建てられたとされているのは、現在のホイアンの明郷と自称している人々の中心的活動の場である「明郷先祠＝明郷萃先堂」である。しかし、明郷会館も建物だけが再建されただけで、「萃先堂」としての機能は、19 世紀前半に創建された当初とは変わらないと思われる。19 世紀末期まで明郷社は、行政単位としてだけではなく、ある程度完全な形の村落に変容してきた。明郷社は、一般的なベトナム人村落に近い形態へと発展してきたと言える。次に、こうした施設の存在が、1945 年以降行政単位としての明郷社が解体された後、どうなっていたかについてが、詳しく述べたい。

1.1.4 文化的・宗教的生活

明郷社内の諸施設で祀られている対象は多様で、1945 年までホイアンにおいて多数の神様を祀る廟・祠及び仏教寺が存在していたことは明らかである。これは、明郷社民の宗教的生活の面における多様性を反映しているし、また早い時代から建てられた

¹²²ヒ・ホア（Hy Hòa）廟は、正式的な名前が「五行門」であるが、Hy Hòa という名前はそもそも Hy Hòa 譜という諸家族のグループの名前である。この諸家族は、五行門を作ったので、グループ名である Hy Hòa が、五行門の名前として呼ばれるようになっているという [Truong 1972]。筆者が確認している Hy Hòa 廟で祀られている神は、金徳仙娘聖女神、木徳仙娘聖女神、水徳仙娘聖女神、火徳仙娘聖女神、土徳仙娘聖女神の五行の女神と明天衣阿娜主玉聖女神である。

数ヶ所の仏教寺の存在もあったことから社民のある程度定着した精神的な生活も築かれてきたことを示している。明郷社の祠廟で祀られている対象は、神として勅封され祀られていた神の数は、1824年から1943年まで12であるとの統計があった〔Trần 他 2005:125〕。しかしこの12体の神の中で、現存している各遺跡で安置されている位牌と、遺されている漢文碑文の内容から確認できているのは、天后聖母、関聖帝、北帝鎮武（北帝）、五行僊娘、金花娘娘と生胎十二仙娘¹²³、保生大帝、三十六将という8体の神様である。その他に、成徳侯李大成と瑞宝侯蔡文瑞という明郷社の2人の人物も1943年（阮朝保大18年）に神として勅封され、萃先堂で祀られていた〔Trần 他 2005:125〕。しかし、二人の人物について、ホイアンの調査で多くの方に聞いていたが、詳しく知っている人はいなかった。現在の明郷会館内に位牌も遺されていないため、この2人の事蹟は特定できていない。李大誠という人物については、現在の明郷会館の理事会の会長は、名前を聞いたことがあり、知っているが、どういう人物であるかは分からない。ただ、「萃先堂前賢郷譜圖板」に名前があり、阮朝のために大きいに貢献した明郷の人物であるに間違いはないという説明を受けた。もう一人の蔡文瑞という人物については、誰も知らないようで、解明することが出来なかった。

18世紀に明香社の毎年の祭祀・行事が行われた施設として、1765年の時点で関帝廟と錦霞海平二宮という2ヶ所の名前だけが資料に記されている¹²⁴。つまり、18世紀後半明香社の主な祭祀は、中国起源の代表的な神様である関聖帝と天后聖母に関するものだけであった。この時期に、関帝廟と同期に創建されたとされる明郷仏寺という名前も出てこなく、また仏教関係の行事・儀礼なども資料においては、確認されていないという〔Trần 他 2005:106〕。この資料においても当時の明香社の複数の祭祀日も認められる。同じく1765年の「明香社の禮例の目録」という資料には、次祭祀日と実施の場所とが記されている。

「年明けの旧暦1月1日に元旦節（関帝廟と錦霞海平二宮）、15日に元宵（上元？）節（関帝廟、錦霞海平二宮）、13～15日に関聖帝の誕生（関帝廟）、2月2日に生胎十

¹²³金花娘娘と生胎十二仙娘という神様は、15体の神様であると地元で説明を受けていたが、前者は3名で、後者は12名である。しかし、ベトナムでは、一般の人々は、前者のことをあまり知らないようで、後者の方だけは、とても馴染んでいる神様で、誰でも小さいころからよく聞いていた神様の名前であるという。また、この15名の神様のことを「生胎娘娘」とまとめて呼ばれる。しかし、陳〔Chen 1962〕によれば、明香社の海平宮で「生胎十二仙娘」という神様が祀られていたという。

¹²⁴1975年まで明郷会館に保管されていた多くの漢・喃字の資料から1765年の明香社の毎年の祭祀と場所の目録書が見付ったという〔Trần 他 2005:106-108〕。

二仙娘配焉（海平宮）、2月19日に観音の誕生（関帝廟）、3月23日に天后聖母の誕生（海平宮）、5月5日に端午節（関帝廟と錦霞海平二宮）、6月24日に関帝顕聖（関帝廟）、6月19日に観音の成道日（関帝廟）、7月15日に中元普節（関帝廟と錦霞海平二宮）、8月15日に土地神の誕生（関帝廟）、9月19日に観音の出家の日？（関帝廟）、10月15日に下元節（関帝廟）、冬至（関帝廟と錦霞海平二宮）、12月に除夕、送神、迎神などの日（不記載）（関帝廟と錦霞海平二宮）。

上記のように18世紀後半という年代に明郷社内に行われた「禮例」は、中国から持ってきた神様とその関係の祭事であると思われる。この明郷社の一年の禮例・祭祀のリストは、中国系移民の文化・宗教的な要素をそのまま継承する明郷社民の日常生活の一部を示してくれるものと見ても良いであろう。また、Trần [Trần 他 2005]によれば、上記の祭祀を行う際、地方語（中国の地方）で「八仙賀禮祝寿」、「大戯」「女樂唱兒祝寿」など中国的伝統的演奏の形式も多く演じられたとも記載されている [Trần 他 2005 : 110 - 113]。関帝廟と錦霞海平二宮という二つの場は、18世紀後半という年代に明郷社の社民の中心的信仰の場としての役割を果たしていたと思われる。

19世紀に入ってから状況については、記録が少ないが、以上で述べているように明郷社内では、18世紀より新しく諸施設が建設された。それ等の中では、最も大切とされているのは1820年に建設された「萃先堂」である。明郷社の前賢・郷賢を祀る役割を果たす場所として創建されたと思われる。1908年に「萃先堂」は、旧場所から現在の明郷会館に位置している場所に移されたことはすでに述べたが、以前の役割は変わらないと思われる。萃先堂で行われた祭祀は、春秋二季の「明郷社の前賢を祀る」行事だと伝えられている。1945年まで変わりなくこの春秋二季の祭祀が継続されていたと言われている [Truong 1972]。この他に、前賢以外の社に対しての貢献者の命日などの祭祀も行われていた。次に1871年に建てられた文聖祠でも定期的に年一回の祭事が行われ、1945年まで続けられていた。関帝廟と錦霞海平二宮とで行われていた主な祭事は、関帝廟の場合は依然と変わりなく関聖帝関係の祭祀日が継続的に行われ、錦霞海平二宮も1930年まで祭祀の活動は維持されていたが、1930年にフランス植民地期に植民地政権の勢力が拡大したため、錦霞海平二宮の一部の土地が接収され、また当時の明郷社も大きな施設を管理できるような財力が弱くなったため、1930年以降1945年まで、以前行われた信仰的活動などは小規模に縮小されたという。

明郷社の祭事と実践の場に関して、実際にどのような儀礼が行われていたかという

詳細な記録が遺されていないため、明らかにすることは出来ない。ホイアンで調査を行った際、数人のお年寄りの方に会い、伺う機会があったが、当時のこと、あるいは伝承を詳しく知っている人は非常に少なく、また知っている人でも年齢が幼かったため、記憶には残っていないという返事が返ってきたことが多かった。当時直接明郷社内の祭事と様々な行事に参加したり、関わったりする世代の人々がもう亡くなり、また生きている人も何人かいるようだと聞いていたが、ホイアンから離れているようである。現在の明郷会館の活動などを維持している世代の人々にとって、1945年以前の明郷社の状況に関しては、不明でかつ未知のことが非常に多い状況にある。

1.1.5 自治体制・郷職類

陳 [陳 1970] によれば、明香社の郷職（又は役目と称する）は該社、郷官（或いは官員）、郷老、郷長という各職を含んでいる。各職の人数も該社を除いては、一定していないという [陳 1970:89]。即ち年によりその郷職の人数も変わっていくということである。明郷社の教職の情報を最も知らせてくれる場所は、現在ホイアンの中心にある関帝廟という遺跡である。ここに保管されている古い年代の諸碑文にある明郷社の郷職の記載に基づき、陳 [陳 1970] 及び Chen [Chen 1960] は、18世紀の明香社の管理役職やその体制について次のように述べている。

1753年の関帝廟重修記念碑に「明香社郷官各職」との記載があり、該社、郷老、郷長という職名と人名が見られる。また次の30年後の重修記念碑とされる碑文に官員郷老というものが見られる。まず、「該社」という職名は、村長に当たる職で、明香社の首長で、社民を統率し、また対外的に明香社を代表するとされている。この職名は、明香社の設立の当初から1753年まで存在していたが、その後何かの事情で廃止されたという。ホイアンの調査で明郷社一族の一人が自分の族の祠堂にあった一部の古文書を提供してくれたところ、その古文書の中から1692年から1789年までの土地関係の文契があった。1752年の文契に上記の1753年の碑文に出ている「該社」という職名があり、またその職に当たった人名もあったが、次の1768年の文契には「該社」の職名が無くなり、郷長の職名だけが記されている（参照資料5）。該社の職名は、1692年と1701年の文契に出ているが、郷長の職名は、1752年からだけ出ているので、この職名は該社と同時代に出た職ではなく、18世紀の半ばから出たのかもしれない。従って、明香社の社民は18世紀中葉から初めて諸地方で住みつくようになり、集中した

集落が形成され始めたため、「郷長」という職名もこの時代から出現したのではないかと推測できる。郷長の職は、1945年まで存在して、明郷社内の各施設に保管されている1943年までの年代のある多くの碑文・扁額などに記されている。郷長は社民代表に当たり、定員はなく、年によってその人数も違った。これは、現存の多くの漢語の碑文に寄付者のリストを通して見られることである。普通は社内の実力者であることが選ばれるための条件である。郷長は、郷職の中堅であり、社内の各方面の実務の処理に当たるものであった。次に郷老は、明香社の先輩、或いは長老格とみなされる人で、資力にすぐれ、人望のあり、かつ年輩の人物が選ばれたという。この職は、阮朝時代に（1802年～1945年）郷紳、又は郷目とも称され、定員が2人となり、その職責によって、朝廷から明郷社に贈った詔勅を保管する役をする「守勅」と社の民簿、地簿、田簿とその他の公文書を保管する役をする守簿とがそれぞれ呼ばれていた。陳〔陳1970〕によれば、上記している役職の任期及び選出の方法についての史料を欠いているが、ベトナムにおける村落共同体が昔から発達し、排他的にして自治性の強いものであり、社政の遂行に当たっても合議制が取られたことは明らかであるとされている〔陳1970:90〕。また、Trần〔Trần他2005〕は、多くの明郷社関係の資料の分析から、18世紀からの明郷社の管理体制は「大理社務」という組織の役割ソイ調し、これの成員に該社、郷老と郷長とがあり、社内の活動を直接管理していたグループであったと指摘している〔Trần他2005:35〕。関帝廟の1783年の重修記念碑に出ている「郷官」という職名は、明香社在住、又は明香社を原籍とする官吏のことで、普通は社の公式な式典、或いは朝廷、政府機関に社から提出する文書に、その職名、爵名と姓名を連ねるのが常例であった。教官は、社のいわば名誉職、或いは顧問に当たるものであり、その地位も郷老より高く、郷職の筆頭として扱われたとされる〔陳1970:90〕。この郷職のシステムは、19世紀後半になるとよりベトナム村落の体制と近づき、他のベトナム人の村社にあった諸職も新たに加えられたようである。もとは郷長のグループだけが存在していたが、20世紀前半に郷目、郷検、郷役、郷本、郷簿という「五郷」¹²⁵の

¹²⁵郷目、郷検、郷役、郷本、郷簿の五郷というグループの具体的な役の義務は、社・村内の諸務を担当する。郷目は、社村民の日常生活の秩序的な面、郷検は、交通安全・治安などの面、郷役は社村の共同の祭事・祭礼などの管理の面、郷本は、社村の財政・金銭的な面、郷簿は、土地・田圃などに関する地簿・田簿などの書類の管理をそれぞれ担当する諸職である。一般的なベトナム社村は、この五郷という職を担当する人たちは、社村の長に当たる里長とその下の位置である副里長との管轄下で務めるという〔Nguyễn1999:204〕。しかし、明郷社の場合には、郷長という職の上に「18世紀半ばにあった該社」があったが、その

グループの職が加えられるようになったのである。

上記の三つの職（該社、郷老、郷長）は、明郷社の幹部のような地位であり、19世紀に入ってから、その下に一部の役目が加えられるようになった。これもまた多くの漢文の碑文の内容を通して、見られることである。1827年の関帝廟重修日に上述の職以外、守務三寶と政長、附長、通言の職名も見られる。まず、「守務三寶」という職は、19世紀後半になると「理三寶務」と呼ばれるようになるが、社内の寺廟の祭礼や香火を専門に司る郷職であった。現明郷会館に残っている諸碑文の中に「三寶」¹²⁶という職名があり、「理三寶務」のメンバーを意味する。この職名は、明郷社の独特の職と言え、実際に他のベトナムの社村においてこの職が存在しなかった。また、ベトナムの伝統的社村の役職システムに記録がない。この職は、1945年以降でも明郷社の公的な財産を管理するため、維持されていた組織である。次に政長という職は、明郷社に従属する各鄰の長であり、附長は政長の補佐役であるとされる〔陳 1970: 90〕。しかし、ホイアン地域以外の地方に居住して、明郷社に従属していた数鄰に居住していた一部の族の家譜を見ると、その鄰の長という職に努めた人は、その人の職を「副里」と記され、また墓碑にもそう記されている。通言の職については、当時ホイアンの艚務司に隷属する通訳の仕事で、明郷社の設立時代から社民が担当するしきりになったとされる。郷職の最下級に「申守」という職があった。この申守の役に務める人は、官庁の政令を伝達したり、また郷職と社民との間の連絡などの任務をしたりしていたとされる〔陳 1970:89 - 90、Chen 1962 : 13 - 14〕。

上述の明郷社の管理体制・郷職システムは、18世紀から行政単位の明郷社が解体された1945年まで、基本的に大きな変更無く実施されていたと思われる。フランス植民地政府の勢力が強化された19世紀末期から20世紀当初までの明郷社の内部の管理体制は、伝統的なシステムが継続されながら、郷職の中に新たな職が増やされ、ベトナム人の村落内の体制とは殆ど同様な形へと進んでいったと思われる。しかし、陳〔陳 1970、Chen 1962〕及びTrần〔Trần 他 2005〕の一連の研究における明郷社の管理体

後無くなったが、新しく里長と副理という職を付けなかったようである。これは明郷社の体制の特徴としている研究者もいる。

¹²⁶「三寶」という職名は、明郷社の諸施設に遺っている20世紀前半に作成した碑文に「三宝」と書かれるようになった。その理由は、以前の「寶」という漢字が複雑であったため、より簡単な「宝」という字に変えて、読み書きすることを簡単にされたとも説明された。また、この二つの漢字は、書き方が違うのであるが、ベトナム語での発音は、同音で「bảo」という字となる。

制と郷職のシステムに関する内容は、殆ど 18 世紀と 19 世紀当初の資料・史料に基づき記述されたものであり、明香社時代から明郷社時代までの間にあったはずの変化を、十分に明らかにしているとは言えない。また、ホイアンで現存している諸碑文といった地元での史的記録もその時期のものが欠けており、また当時に生きていた世代の人々ももう故人となっているため、解明する作業は困難な状況にあることを付記する。

1.1.6 税例・税制・税額

明香社の社民が納める税額の問題に対しては、歴代阮主及び阮朝の政府は、非常に寛容であり、他のベトナム人村落より優遇税制を採っていたとする記録¹²⁷もあったが、陳 [陳 1970] によれば、ホイアンの明郷社が阮朝政権の成立以前、明香社の設立当初から 18 世紀末まで、外国商船の来航に当たって、秤斤（斤量の査察）、値価（貿易物品価格の決定）と通言（通訳）などを、明香社の社民に課せられた特殊の労役として要求されたという。その反面、社民も同時に幾つかなの特権も受けられていたとされている。具体的な特権というものは、明らかではないが、明香社民は、他社村に課せられる夫役、兵役、捜差、巡渡と市場の掃除というようなことを免除されたという。その代わりに、毎年定期的に朝廷に対して、銀札を納める義務も付けられ、これは規定となっていた。この銀札は、現金に換算して納める貢税のことであるが、宮中の年中行事に対する御用金として納めさせられる。この貢税制度は、18 世紀末まで明香社の人口の増減とは関係なく実施されたという。19 世紀の阮朝初期の明香社の課税や税額などに関する記録が少ないため、具体的な状況は知られていないが、1820 年（明命元年）になると、阮朝は税制を改正し、明香社民に人頭税を納めることを義務付け、以前の明香社民が担当させられた通言、秤斤、値価のような仕事も継続的に強要されていたと思われる。また、当時の社民が徴収された人頭税額は、一般のベトナム村民と比べれば、年額でより 25% 高いと指摘されている [陳 1970:92]。この税額制は、フランス植民地支配においても継続され、1898 年に阮朝が初めて明郷社の税例を改修し、一般のベトナム村民と同様な税額を納めると規定されるようになった。また、阮氏歴代及び阮朝による従来 of 明郷社に対する特別扱いの政策なども廃止されるようになった。陳 [陳 1970] は、このことは、明郷社のベトナム化、或いは土着化の過程が、こ

¹²⁷ 『満鉄東亜経済調査局 1939 : 12』には、明郷の納める税額の言及があり、阮朝の優遇政策を受けていたとされている。

れを以て完了したことを示している [陳 1970:92、Chen 1962:22]。

しかし、ホイアンでの調査では、現在「明郷」の子孫と自称している一部の人々によると、自分たちの祖先の世代は、明郷社に入籍した理由として低い課税額のことを挙げている。華人である場合は、徴収される人頭税額と他の諸税もあることから、納入することが出来ないものは明郷社に入籍し、明郷社民となることを選択したという。この話は、華人のお年寄りの人にも聞かせてもらった話である。つまり、19世紀末期から20世紀前半まで課税額の問題によって明郷社の社籍を取った人がかなり多かったということである。ある華人は、高い税額の問題で明郷社に入った人々について、次のように語っている。

「華人の中でも、昔貧しい人もいたよ。だから、人頭税を払えることが出来ない人も結構いたから、明郷社に入ったよ。入ったけど、それは税金が高かったから、入っただけでね。このような家族の人たちは、今日生活は豊かになって、また華人に戻った人もいるよ。また、会館に行って、普通に会館で過ごしているし、あまり昔とは変わらないよ。まあ、今はね、(華人)会館にも行って、明郷会館にも行っている人は、皆そういう人たちなんだ」(C氏、87歳)。

ホイアンの明郷社に入るか、入らないかという一部の華人の選択は、税金の問題に関係したケースがあったようである。上述の陳 [陳 1970] の言及によれば、1898年から明郷社の社民の税制の改正により、一般的なベトナム村落の人々と同額の税金が課せられるようになったので、華人だけは高税額の対象で残っていたというのが当時の税制の状況のようである。第1章でフランス植民地支配下の華僑の税制の問題を先行研究に基づきまとめたが、19世紀末期から20世紀前半まで、サイゴンを始め、南部地域居住の華人でも税金を払えない人は、ベトナム人の妻との間で生まれた自分たちの混血児たちを明郷社に籍を置いたケースがかなりあった。この状況もホイアンで起こっていたのではないかと考えられる。

1.2 1945年から1975年までの「明郷」組織

1.2.1 1945年から1950年代までの状況

1945年に第二次世界大戦が終わり、フランス領インドシナ連邦解体後、ベトナムにおけるフランス植民地支配は終結したと宣言された。しかし、その後フランス軍は、再びベトナムに進駐し、再度ベトナムを植民地化することを図った。この時期から明郷社にとっては、大転換を迎える時期に入った。政治的的局面が混乱し、インドシナ戦争が発生し、1946年～1954年の間、明郷社の社民を始め、ホイアン全体の住民が多地方へ移動し、散居する事態が続いていた。1945年9月に日本軍とフランス軍とを一時的に撤退させたベトナム民主共和国臨時政府側の指導の下で1946年以降、多くの社村の合併から新しい行政単位としてのホイアン市社が成立されたことによって、明郷社は解体される事態となった。明郷社だけではなく、ホイアンを構成していた他の会安社、錦舗社、山豊社の三社も同状況にあり、ホイアン市社内の諸村となっていた。この時から、明郷社は、「社」という体制ではなくなり、自発的な「村・邑」(Thôn)という伝統的居住地のような形で存在するようになった。当時の1946年のホイアンと明郷社との住民の状況については、お年寄りの方々の話と明郷の一部の族の家譜に記されている情報とをもとにまとめてみたい。ホイアンでは、1946年にフランス軍が戻る前に、当時の臨時政府に、ホイアンの全住民を散居させる命令が出され、明郷も華僑も、そしてベトナム人も、全員がホイアンから離れている臨時政府の管理下に置かれていた地方に散りぢりに移住したという。家屋、祠堂など個人・家族の財産も全部持って行くことが出来なく、勿論ホイアンに残して行くしかなかったと言われている。人々の行った先は様々であり、近いところだと、他省・県の諸地方であるが、遠いところだと、他の省の様々な地方であったようである。

しかし、散居の状況は、華僑と明郷とは全然違ったものであったという。実際において、1946年にフランスと中華民国との間で重慶協定(Hiệp định Trùng Khánh)が締結されたことによって、在インドシナの華僑に対する優遇措置などが施されるようになり、ホイアンの華人の場合は、1946年に散居した人であれば、その後すぐにホイアンに帰り、まだ散居しなかった人は、そのままホイアンに残ったという。また、華僑の一部の家系では、当時フランス軍から何らかの被害を及ばされないように、国民党の旗を揚げたところもあったという。要するにホイアン居住の殆どの華人の場合は、当時の戦乱の不安定・混乱の事態にあまり巻き込まれなかったようであった。また、台湾や中国に戻った家族、或いは一部の個人もいたそうである。

その反対に明郷社の社民は、全く違った生活を送っていたという。各幫の華僑と異

なり、明郷社の人々は一般的にベトナム人と看做されて華僑の身分ではなかったし、また、明郷社の殆どの人々は、自分のことをベトナム人と同じように思ったようであり、なかなかホイアンに戻る勇気がなくて、1950年代の半ばまで散居の生活を送っていたという。また、当時の明郷社の人々は、様々な道を歩んでいた。筆者は、ホイアンの調査で多くの方々の家族の話を書く機会が多かったので、1945年までの社民であった家族らのそれ以降の生活などに関する情報がある程度知ることが出来た。ベトナム民主共和国軍の指導下で活動していた人々がいて、フランスに対する抗戦で犠牲になり、負傷した人も存在して、また知識層の家族らの多くの人々は、1945年以前から高等教育を目指して北部に行ったが、ホイアンに戻らなかった場合もあった。その一方、フランス植民地支配期に植民地政府関係の仕事に従事していた一部の人もかなりいたので、その人たちがホイアンに戻って、またフランスのために働いていた。また、どちらの側にも従わない一般人などは、1946年から散居して、その散居先で苦勞して生活を送っていたと言われた。

1946年から1950年代前半までは、ホイアンの混乱していた時代であったので、そもそも明郷社の内部の組織は、どうなったかについては明らかではないが、一時的に社内の諸活動が停まったようであった。明郷社内にある各寺廟などでは、長い間、祭祀・祭礼などの活動が殆ど中止となり、或いはとても小さい規模で行われたという。また各施設を管理する人もいなくなったので、早くホイアンに帰った一部の人々の間だけで、何とか面倒を見ていたぐらいであったようである。一方で、華僑の場合は、各会館では、依然と変わりなく、普通に様々な活動が行われていたという。

1.2.2 1950年代から1975年までの状況

フランスは、インドシナ戦争での敗北し、ベトナムから完全に撤退することになった。1954年に締結されたジュネーヴ協定の調印によってベトナムは南北に分断され、北部にベトナム民主共和国、南部にベトナム共和国（最初はベトナム国）が成立し、国家分断の状態が起こった。1954年以降の明郷社の状況は、元々の共同体がある程度維持されていたと言われている。非常に不安定で混乱の多かった1950年代、特に1954年から1970年代までのベトナムでその共同体も段々変化していったと思われる。

1946年からホイアンを離れ、各地方に散居した明郷社の家族らは、ホイアンの状況が段々落ち着くようになった1950年から、続々帰った。早い人は1950年で、遅い人

でも 1954 年であったようである。しかし、一部の人は、そのまま散居した先に残って戻らなかった人もいた。明郷社の 1945 年以前の郷老・郷長・五郷などという社内の管理体制は解体されたが、唯一元々の明郷社民で自律的に維持して存続させていた一つの郷職は、「理三宝務」というグループであったという。1945 年以降でも寺・祠・廟など公的施設、家、土地と耕地という元の明郷社の不動産は、依然と変わりなく、所有者であった明郷社民の手で、管理され続けていた。そのため、その社民の代表である「理三保務」という職を担当する人々の組織が維持されていたのである。公的な財産を管理する義務以外に、毎年社内の全ての寺・祠・廟などの祭祀・祭事を実施することも担当しなければならなかったようである。筆者は、次に 1972 年にホイアンの明郷社の Truong [Truong 1972] による 1950 年代以降の明郷社の公的財産の総結・主要な諸活動・管理組織の体制といった大きな内容をまとめた一冊の資料である『明郷三保務』を参考にして、1950 年代から 1972 年までのこの組織の活動体制をまとめていくことにする。しかし、実際に上記の資料も 1972 年に編集されたものであり、編集の時点までの状況について、あまり詳しく言及されていないため、これで全体的に 1950 年代からの明郷社の状況を示すものではない。従って、筆者が調査で「語り」を通して確認できている諸情報も併せて述べていく。

1.2.2.1 組織体制

Truong [Truong 1972] によれば、1972 年まで、寺・祠・廟など公的施設、家、土地と耕地という元の明郷社の不動産は多くあったため、管理する事業はかなり大変で、多くの人々の協力が必要であった。従って、1945 年以前から存在していた「理三宝務」という管理組織のメンバーと新メンバーと合わせて、新しい「明郷三保務 - Minh Hương Tam Bảo Vụ」¹²⁸という正式な名称で一緒に活動していたという。上記しているように 1950 年代になって、他の地方へ散居した多くの家族がホイアンに戻ってきたので、「明郷三保務」の指導で、明郷村の人々の間で、1953 年から寺廟などでの祭祀・祭礼の活動を少しずつ復活させていったようである。この時から、明郷社 (Xã Minh

¹²⁸この時から以前の「理三宝務」の「宝」の字は、「保」と変えられたが、現在の明郷会館の理事会のメンバーに聞いても、その理由を知っている人がいなくて、「どうも「保」という漢字も「宝」という字とも同音であるため、1972 年の当時の皆は殆ど漢字が出来なくなったため、それらの字の違いが分からなく、間違えて書きやすい「保」という字で書いていたのではないかと思う」との推測をする方もいた。

Hương) は、明郷ムラ (Làng Minh Hương) と呼ばれるようになったと言われたが、筆者は、調査で伺った多くの人々によると昔から地元の人で一般的に「Làng Minh Hương - 明郷村」と呼んでいたらしく、「社 - Xã」とは呼ばれなかったという。現存している 1945 年まで作成の全碑文と古文書などだけに、行政単位として明郷社と記されている。そして、明郷会館で安置されていた諸神の位牌も 1945 年以降作成のものは、全て「社 - Xã」ではなくなり、「ムラ (廊) - Làng」と記されるようになった。この「明郷三保務」のグループの活動本部は、「萃先堂」(明郷会館) であったが、1972 年から関帝廟の方に本部を移たという。この組織の管理グループを「三保治事委員会 - Ban trị sự Tam Bảo」という名称にし、1950 年から 1972 年までのメンバーの人数は不明であるが、1972 年の時点では、現役の 24 人であり、さらに顧問の役に勤める 3 人も加えられ、全部 27 人で運営していたようである。

しかし、筆者は、関帝廟の祭祀関係の一部の資料をずっと自分の族の祠堂で保管していた現在の明郷会館で活動している一人に 1953 年の記録のある資料を見せて頂く機会があり、その資料の中に 1953 年の関帝廟の祭祀を行った明郷社の代表者の職名と姓名が記されたが、「三保務」という職名が出ておらず、「明郷郷政会同 - Hội đồng hương chính Minh Hương」という組織名が記されている。即ち上記の「明郷三保務 - Minh Hương Tam Bảo Vụ」の名称も新しく称されるようになったようである。三保治事委員会の成員の中には、以前の明郷社時代に官員であった人、郷職の持っていた人と外部からの寓居民の数人が含まれていたという。三保務の全体的な任務と規定されたのは「公的財産、不動産の管理、公的資金などの収支 (財政管理)、村内の冠婚葬祭に関する諸務、祭祀・祭礼、内治・外交、建設、郷風・郷俗の保存など」との項目通りの事柄である。これらの任務を担当する張 B、張 A、張 C、周、王 B、尤、楊、許、劉 A、劉 B、林、陳 A、丁、杜、邱、謝、梅、范、阮 (寓居)、高の 20 族の 27 人の成員は、顧問の役を除いて、全てのメンバーがそれぞれの任務が詳しく決められていたようである。そこで三保治事委員会の頂上に治事委員長が一人置かれ、副班長が一人、総書記と副書記とそれぞれが一人、守櫃 (会計) と副守櫃とがそれぞれ一人、財政の監察が一人、総合的管理が一人という 8 人が幹部であった。この下により細かい分担は、建田 (耕地などの測定、管理補佐) の小班が 3 人、陳設 (祭事・行事の際の装飾・音楽) 小班が 3 人、祭礼 (祭祀の進行・実施など) 小班が 3 人、儀礼・祝文の小班が 3 人、交好・迎賓などの小班が 3 人、連絡諸務の小班が 1 人、治安の小班が 2

人となっていたようである。この 20 族の 27 人の子孫たちは、なお現在の明郷会館の諸活動にも参加している。

以上の三保治事委員会の会員となるための諸条件の中で、最も強調されたのが「明郷ルーツ－Góc Minh Hương」という条件であった。三保務の諸任務の担当者の中で、必ず上記の条件が求められる人は、顧問を含めた幹部の 8 人である。即ち直接明郷村の財産・財政・資金など関わる役を果たすものとしては、「明郷ルーツ」を持つ人であるべきであるということになる。その下の諸務に関わる他のメンバーは、必ずそうは求められなかったようである。ここでいう「明郷ルーツ」とは、第 1 章で言及したが、ホイアンの明郷会館の理事会のメンバーに説明してもらうと、「そもそも中国からベトナムに来て、「明郷社籍」を持っていた明郷社民であるか、又はそのような祖先に持つ人々のことを指している」との回答が返ってきた。より詳しく言うと「明郷社籍」ソイ調することの意味は、現在明郷社という体制が存在しなくなっているため、明郷村という時にそこに住む人々は、皆が同じであるから、明郷であるかないかを区別しなくなるからであると思われる。

この三保務は、明郷村の代表グループとして他のホイアンの華僑の各会館、他社村との交流・外交関係を維持し、また村内の冠婚葬祭などの様々なイベントに出席し、村内外の人々の絆を守っていく任務を為していたという。また、名前が記された他の社村は、明郷村の隣接している会安社と錦舗社である。

1.2.2.2 明郷村の公的財産・不動産

本章第 1 節で 1945 年までの明郷社内での寺廟と田圃など言及していたが、フランス植民地期後の現在の明郷村において、それまでの財産は減ってきたとされている。まず、寺廟などは、1972 年の時点まで、管理と祭祀との活動が以前とあまり変わりなく、行い続けられたとされている。公的な財産として第一に大切な場として取り上げられているのは、関帝廟であり、その次に観音寺、あるいは明郷仏寺、萃先堂（明郷会館）、来遠橋、文聖祠である。関帝廟は、「明香」社の時代から現在に至るまで、明郷社の人々の心を集結させるような場所として活用され続けられたという。しかし、関帝廟と同時代の 17 世紀に創建されたと思われる錦霞海平二宮は、1945 年から 1960 年代まで、廟内の掃除・面倒を見て、その中で暮らしていた人がいた。また関連の祭事の日だけにお供え物とお線香を挙げただけで、祭事などは行われなかった。1960 年から明郷村

は、この施設を管理しきれなくなったため、崩壊の事態に直面し、廟の門の部分だけが遺っている。また、施設の土地の上で新しい仏教会の学校が建てられるようになった。そこで祀られていた一部の神様の位牌だけは、その後、明郷会館内で安置され、祀られるようになったが、とても綺麗だった生胎十二仙娘配焉の像はどこへ持って行かれたか、その行方が分からなくなったという。

上記の寺廟など以外に「三保務治事委員会」が最も重要としていたのは、大量の家屋と土地などの不動産であった。明郷社の所有していた家と土地とは、元来社民が寄付した家屋が殆どであったようである。『明郷三保務』に、この大量な財産の統計があり、家屋と土地の位置する場所の地図まで描かれ、詳細に記載されている。その統計によると、全部で街内に 7 件の家屋があり、寺廟という各施設所有の居住用の土地はホイアン全体で 201 箇所もあったという。これらの家屋と土地は、1972 年の時点で 220 世帯以上に賃貸させていたという。また、他にも錦霞社 (Xã Cẩm Hà)、錦舖社、など他社にある一部の耕地もあり、田圃や畑づくりのために、人々に貸していた。明郷社の家屋と土地を借りていた人のリストも記載されているので、それを見る限り、多くの借人が明郷社の人であり、また上記の三保務治事委員会のメンバーの中で借りている人も多かったようである。このことを考えると、明郷社という共同体とその個々の人々との関係が、この公的な財産の活用方法に暗示されていると考えられるであろう。家屋と土地と耕地との賃貸料の全額は、昔からの規定であった村の「公的資金」に使用されていたのである。村の財産を管理する任務の担当者である三保務治事委員会のメンバーは、村全体で行われた選挙の結果によって選ばれた人々であるが、皆は無報酬で明郷村のために働くという前提で参加して活動していたとも言及されている。

「明郷」組織は、1972 年に大きく調整され、強化していこうという姿勢で明郷村内の秩序・規定などを改めて見直されたような総会が行われ、また三保務治事委員会という組織も新たな一歩を進んでいこうとしたところであったが、1975 年にベトナム戦争が終わり、南北が統一されるようになり、新しい時代へ迎えたベトナムの社会という背景において、上記してきた「明郷」組織の運命も一変した。

1.2.2.3 祭祀・儀礼

1950 年以降の明郷村内の寺廟での祭事は、1945 年と比べて規模的に小さくなったという。行政単位ではなくなったので、公的資金も減少し、明郷村内の諸施設の管理

費なども少なくなったようである。すべての施設の重修事業は、1945年以前に定期的、またかなりの規模で行われたが、明郷村となってからの状況が厳しかったため、まったく重修がなされていなかったようである。従って、一部の施設での祭祀の実施規模も縮小され、また行われなくなった時もあったようである。特に1946年から1952年までの間は、祭祀などの空白の時期だと地元でよく聞いていた話である。明郷三保務治事委員会の管理の時代には、次のような祭事の実施状況が続いていたようである。

明郷社の時代から中心的な場であった関帝廟の、毎年6月24日関帝顕聖日（命日）の祭事は、最も盛大に行われ、その準備などのために、事前に会議まで開かれ、準備する仕事などの担当を分担する。さらに、関帝廟では、三年間毎に一回精進料理のお供え物で供養する定例会が行われていたという。順番として6月21日から23日まで仏教式の諸儀礼が行われ、21日に開経、夜に放生・放搭、22日に読経、23日に陰魂への供養式、24日の主日に全体的な祭礼が行われる。また、さらに関帝の養子である関平と部下の周倉という二人の人物もそれぞれの命日に祭礼が行われたという。このように、関聖帝の日であるが、仏教的な行い方が進められていたようである。中国起源の神様に対して、仏式で祭事が行われたことから、深く仏教の影響を受けていた明郷村のベトナム化の実情を推測することが出来よう。

明郷仏寺の主な祭礼は、旧暦の7月15日仏誕日に精進料理の仏供養を行い、祭礼を祝う。また、他に仏教の一定の日にお供えものを挙げ、拝む儀式を行う。次に文聖祠でも1年に一回の8月の定例の日に簡単に祭礼が行われるという。他の諸廟と来遠橋とでは、それぞれ各箇所の日にお供え物を準備し、お線香を立てる。最後に明郷会館では、定期的に秋祀・春祀という二つの大きな祭礼が、前者は秋分の日、後社は春分の日、それぞれ行われる。また、「十老・六姓・三家」という前賢以外の明郷社の拡大に貢献した“Bà Lành”という鄭門呉氏と恵鴻大禅師との命日にお供え物で供養し、仏教式の祭礼を行っていた。年明けの旧暦1月1日に元旦節も明郷会館で実施されていたという。村内の他の各施設では、それぞれの場所の定期的な祭礼が当該施設の管理者によって毎年行われていたという。

上述のように、1950年以降1975年まで「三保務治事委員会」という明郷村の代表グループによって宗教・信仰的な諸活動が行われていた。村内の各施設でお祭礼は、規模的に小さくなっていったと言われたこともあるが、基本的に19世紀から伝承されてきた祭礼的活動が続けられていたようである。しかし、各施設が以前のように重修さ

れなく、明郷三保務という組織が管理できなくなっていたところ、また 18 世紀から 19 世紀後後半までベトナムの政治的な混乱の時代に置かれた明郷社は、その中心的で代表的な信仰の場としての錦霞海平二宮も破壊されてしまう事態を迎えることとなった。これこそ、その後の明郷社という共同体の変動期が来ることを予測させるものとなる。

1.2.3 1975 年から 1990 年代まで

ベトナムの解放の 1975 年の後、それまで明郷村内にある寺廟などの公的施設、家屋・土地・耕地といった不動産は、全て国の公的財産とされたため、政府に全部接收された事態となって、その財産への管理・決定権は、政府の手にあるものとなった。従って、それまで、行政単位としての明郷社が解体され、明郷村の自律的な組織として維持されてきた村内の祭礼と公的な財産（香火）の管理を主に担ってきた「明郷三保務」完全に解散させられた。1975 年という年は、明郷組織と明郷という人々にとって、一つの終わりの節目がやってきた年であったと言える。

1976 年からホイアンにある明郷や華人関係の集会・信仰・宗教の施設は、全て手工芸品の生産工場として使用されていたという。以前の明郷社の諸施設も同様の目に遭った。そこで、明郷人と華人との対応のし方は、多少違ったと言われたこともある¹²⁹。華人の場合は、自分たちの各会館というものは、自明のように中国的な建物であるし、1975 年の時点で中国（中華人民共和国）の国旗を掲げていた家もあったそうである。華人である以上、その中国的なものを隠すことが出来るはずはないという。そのため、中越関係が悪化していった時に、中国的な要素が出ているところなどは、常に破壊される危機があったという。しかし、華人会館の場合は、はるかに昔から華僑のものであるため、ベトナムの財産ではなく、中国との関係が悪くなっている、外国人としての身分を持つ華僑の財産は、中国人の財産と同様となるから、当時の政府側が中国的シンボルのような諸華人会館を壊そうと言っていた一部の人間もいたが、最終的にそこまでの勇気がなかったという。また、華僑自身も何とかして歯止めになるような行動もしていたようである。例えば、潮州会館の場合は、ベトナムの歴史に敵と記

¹²⁹1976 年以降の話の全ては、筆者がホイアンの調査で聞き取った話である。語り手は、明郷会館に行っている人もいれば、華人もいる。また、一部の話は、当時の地元の政府機関で勤務していた人によるものもある。多方面からの話を聞いた後、本文のようにまとめている。

されている人物を祀っていた場所であるので一番破棄される危機があったそうである。そこで潮州会館の人々は、政府の事務所に行き、「私達の会館を何にしてもいいんだから、自由にしてください。ただ破壊だけはしないで下さい」と頼みに行ったそうである。それで、結果的に良かったのは、潮州会館は破壊されることを避けられ、他の会館と同じように地元の手工芸品の工場として使用されていたそうである。

一方で明郷の子孫たちは、当時どう対応していたかを見ていこう。まず、関帝廟とその裏にある明郷仏寺と明郷萃先堂は明郷社時代に明郷社の人々の伝統的文化・信仰・集会場の諸機能を果たしていた三カ所のブロックであったが、全て明安坊人民委員会に管理されることとなったという。当時、政府側の見解だと明郷村は、会安村、錦舗村などのベトナム人の村と同じで、行政単位ではなく、伝統的自律的な共同体であったため、村の財産というすべてのものは、地方の公的な財産となり、同様に明郷村の財産というものも存在しなくなった。即ちすべての寺廟などの施設は、国の公的な財産となり、集団の財産という状況は認められなかったという。従って、明郷三保務のメンバーでも、明郷村の人々でも、誰も何もすることが出来なかったという。また、19世紀から明郷社の社民は、阮朝政府、フランス植民政府、旧南ベトナム政権、そして統一ベトナム政権といった政府機関の中であらゆる立場で職業として関わったり活動したりしていた人が多かったそうである。そのため、当時のホイアンでの政府機関で働いていた人も少なかったという。こうした立場に立った人々は、反対することは勿論出来ず、黙っていて見るしかできなかったという。さらに旧南ベトナム政権に関わった人々も多かったので、そうした人にとって、新政権が変わってきた時に「自分の生活、自分の住むところなどの人々の個々の個人的生活を守っていくことだけでも精いっぱいだったから、寺、廟なんか考える余裕は全くなかった」との状況であった。

しかし、その逆な立場に立つ当時の政府機関の人の話によると、上記の施設は、極めて中国的なものであるから、勿論守ろうとして、訴えてくるような勇気を持った人がいないだろう。とにかく中国的な場所やものなどに関わらない方が無難だと思った人が多かったとも言われている。結局、上記の3ヶ所以外の諸施設も放置され荒廃した状態が続いていたという。実は、筆者が初めてホイアンを訪れ2003年の時点でも、関帝廟以外、他の明郷施設の状況は改良されたと思えないくらいの光景を目にしていた。

関帝廟は中国的要素が強く、なお迷信的な場所とされたため、完全に閉鎖されたよ

うであった。すると廟の反対側に位置している現在のホイアン市場で商売をしていた多くの人々は、以前とても関公に対する信仰が深く、商売を守ってくれる神様の存在として認めながら、常に廟に入りたくても、明安坊の人に入れてもらえなかったという。明郷仏寺も同様な状況にあったようである。最も活用された場所は、明郷会館であったそうである。そもそも明郷会館は、宗教的施設ではなかったし、1945年以前の明郷社のオフィスであったし、また1972年まで明郷村の代表グループの「明郷三保務」の会議など公的事務を行っていた所であったことから、明安坊人民委員会の役所として使用することはとても適切だと判断されたようである。その後、明郷会館は、明安坊人民委員会の事務所兼文化宣伝施設として使用されるようになっていたという。そのため、関係のない人々は、出入りすることが禁止されることになり、昔から行われていた明郷社の年中行事・祭事など多くの活動も中止されていた。明郷の前賢・祖先を祀る共同体の中心的な場所であった「萃先堂」は、1975年から1991年まで15年間の間、元々明郷社・村の社民・村民と子孫たちの中、その存在が薄れていくこととなり、また新しく生まれてきた若い世代の子孫たちにとって、明郷会館という場は縁の遠い存在となっていく。実際にホイアンの40代以下の若い人々に聞くと明郷萃先堂のことを知っている人は少なかったのである¹³⁰。

この時期の各施設内に遺っていた祭礼用の道具類、神様の位牌、仏像、扁額、対連など、現在の視点からすると非常に歴史的文化的価値ある文化財であったが、持って行かれたか、盗まれてどこに売られてしまったか、行方が分からなかったものがあったようである。

また1978年以降の中越関係が悪化していた時期、漢文の古文書や碑文など、いわゆる中国的な要素が溢れているものと場所などを壊そうとする傾向も一部の政府側の関係者にあったそうである。当時の中国的要素に対する危機感の状況について、明郷の一族の人は自分の家で起こったことを次のように話してくれた。

¹³⁰筆者はホイアンの調査で2016年の旧正月に明郷会館の祭壇に揚げるため、お供え物として沢山のお菓子、お茶とお酒が入っている大きな袋を店の人に頼んで明郷会館へ配達するようにお願いした。この店を営んでいる家族は、ずいぶん前からホイアンに住んでいたが、店から明郷会館までの距離は、僅か500メートルもないが、店の人は、全然違うところへ持って行ってしまった。そこは山豊亭(Đình Sơn Phong)という以前の明郷社の隣の山豊社村の亭である。この話を通して、明郷(Minh Hương)という言葉は、実際にその関係のない人にとっては、無縁の言葉であるし、特に若い世代の人々の記憶にとっても新しいもののように実感した。

「当時、漢字が書かれていたものは、何が書かれているか、分からないけど、とにかく中国的なものだと思われる可能性があるから、自分たちで隠れながら結構処分してしまったの。内では、祠堂だから昔から遺された古いものが沢山あったよ。とても綺麗な対連も結構あったが、漢字が書かれてあったものをうちのお父さんは、どこへ持って行ったか分からないけど、それらはもう見えなくなった。中国的なものと思われ、変な目に合うかもしれんから、処分しちゃったね。今から考えるとうちのお父さんは、本当にもったいないことをしたなと思う時もあるけど、仕方がなかった。その対連は、明郷社関係の寄付したのもあったらしい。内の祖母のお父さんは福建の人で、どうも阮主時代と西山の時代に何らかの位の高い官吏だったと父に聞いていた」(D氏 61歳)。

その結果、ホイアンの明郷の多くの家で同様なことが起こり、古文書、古い漢文などの資料が燃やされ、祠・廟なども迷信的なものと決め付けられ、壊されたケースもあったそうである。地元の話によると、この時期のホイアンの状況は、どんなに酷かったかを、外部からの人が誰も知らなかったとも言われていた。1984年にホイアン2級都市(Thị xã Hội An)人民委員会の文化情報課による保存博物館部門が設立された。1985年にホイアンは国指定の文化遺跡として登録されるようになった。1986年にホイアン2級都市のホイアン観光及び遺跡管理委員会が設立された。その結果、1975年後手工芸品工場など使用された華人の諸会館の使用権は、元来の所有者に返してもらえるようになった。また1987年からドイモイ政策が出された後、この年から経済の発展の原動力とみなされたホイアンの観光資源は、ベトナム政府にとってとても価値のあるものと認識されるようになった。その結果、ホイアン町全体に位置している華人会館及び明郷関係の施設群は、越中関係も正常化した1990年代以降、中国的要素に対する眼差しも変わつつあることを背景に、徐々に国や省指定文化財として登録されるようになった。ただしこの時の明郷関係の諸施設は、華人会館とはちょっと違った状況に置かれたようである。ここで筆者は、ホイアンで聞いていた幾つかの話を述べてみよう。

1.2.3.1 関帝廟の復帰の話

元来明郷社の代表的な宗教的施設である関帝廟は、1987年まで閉鎖された状態が続

いていたようであったが、地元の多くの人々の話によれば、次のことがあったようである。

ホイアンでは、関帝廟が最も古い場所で、最も靈驗あらたかで、最も有名な場所であると言われる（写真 40）。ホイアンでは、1950 年代までここが関聖帝を祀る唯一の場所であった。その理由は、昔からホイアンの人々だけではなく、ホイアンの外部の人々にとっても、非常に靈驗あらたかな場所であったからである。特に華僑商人を始め、商売をする人々の深い信仰の場であった。だから、ホイアンで毎年関帝廟の祭事がある日に、あちこちから人々が集まってきて、一番賑わっていた場所であった。関帝廟が位置している場所の反対側にホイアン市場があり、そこで商売していた全ての人々は、関聖帝のことをとても信仰し、自分たちの商売をうまくいけるように助けてくれる神様であると崇めていた。ホイアンでは昔から関帝廟のことを“Chùa Ông”（寺爺）と呼んでいた。1975 年の後、新政権の多くの人々は、迷信の場所と決めつけて閉鎖したが、そうした人々が、その後、病気とか事故とか、悪い目に会ったという。それは、“Ông”（関聖帝のこと）が罰を与えたと地元の人々で噂が飛んでいった。1975 年後の人々の生活は、もの凄く大変で、皆はただ食べるために必死に生計の道を探っていただけであった。しかし、ホイアン市場で物売りをしていた一人の男性は、以前よく関帝廟に“Ông”に拝みに行っていたので、1975 年後の大変な生活の中でも、閉鎖されながらも、何とかしてよく関帝廟に出入りし、“Ông”の像を昔みたいにピカピカ光るまで綺麗に吹き続いていたそうである。廟のために、何もできなかったが、“Ông”のために、それだけを一生懸命していたという。その男性は、「おかげで“Ông”がずっと守ってくれた」ともの凄く信じているようで興奮していた。

関帝廟も明郷社の管理していた場所であったので、明郷の子孫の人々に管理してもらおうかという行政側の意見があったという。当時設立されたばかりの「ホイアン遺跡管理及び観光サービス委員会」という機関は、1987 年に明郷の何人かを呼び出し、関帝廟の話をしてしたが、呼ばれた人が殆ど出て来なくて、周族の一人が、行政側のスタッフと話し合いの機会を持ったとのことである。結局関帝廟の面倒を見ることを断った理由は、現在の自分たちの生活があまりにも大変であるから、関帝廟のことまで世話をする時間的と経済的な負担が非常に難しい状況にあったということである。しかし、ホイアンの調査では、筆者が現「ホイアン遺産保存管理センター」の一人のスタッフに聞いた話は、多少異なっている。このスタッフは、当時直接ホイアンにあ

る遺跡の修復・管理に関わっていた一人だったが、彼によれば、

「関帝廟は、中国系起源の人物の関公を祀るところだから、中国との関係が悪かったから、皆がそこに関わることを敬遠したよ。明郷という言葉自体、絶対触れないように人々が注意するぐらい、1979年以後の中国的要素に対する政府の敵視が強かったから。確かに明郷の人たちを呼んだけど、誰も出て来なかった。出てくると何か中国と絡まれてしまうと怖がったから、絶対出てくるのに勇気がなかった」

と話されているように、「明郷」の諸族の人々が関帝廟というそれまでの自分たちの唯一の中心的信仰の施設との縁を敬遠した行為をしたと言える。

そのため、結局、上記の機関「ホイアン遺跡管理及び観光サービス委員会」が、関帝廟を管理すると決定されたが、そのベトナム人の男性は、ボランティアで、廟内の掃除と毎年 of 定期的な祭事 of 日の準備などをさせてもらいたいと申し出をしたようである。最終的に、政府側がその男性を職員として雇用し、関帝廟に関する全てのことを任務化するようになったようである。

その後、政府がホイアンでの観光開発を始めようとした1987年から、関帝廟が、ホイアンの信仰的中心の場として再開され、観光客に加えてホイアン内外の各地から多くの人々がまたお参りに帰って来るようになったという。1991年に関帝廟は、国指定歴史文化遺跡に登録されるようになった。その男性は、廟の「守祠-Thủ từ」として現在まで関帝廟の管理を政府機関の代表として続けている。また、自分の家族の子供たちまで関帝廟に集まってきて一緒に仕事をしているようである。ホイアンの華人の言葉を借りると「彼が関帝廟を救った第一人物」である。現在、彼の家族の皆の生計は、関帝廟で行われるし、何があっても廟にある彼の位置は変わらないとも言われる。海外に出て行った華人は、彼を通して、関帝廟の修復に使う寄付金を送っていたようである。現関帝廟の壁に、最近の現ベトナム語での二つの重修記念碑（写真41、42）が嵌め込まれ、この碑文に刻まれている人々の過半はホイアンの華人で海外に出て行った人である。この時点で、最後に遺っていた明郷の信仰の中心的な場であった関帝廟も明郷の子孫たちの手から離れていき、「明郷」という共同体の文化を継承していく役割を果たす場所は消滅したと言える。

1.2.3.2 「明郷」の子孫への明郷会館返還の話

上記のようにホイアンが好機を迎え始めた頃と言えるほど良い状況にも関わらず、明郷会館は明安坊の所有する財産として、以前のままに文化宣伝施設として変わりなく使用し続けられたという。1975年以降、その15年後の1990年にホイアンに住んでいた一部の「明郷」の子孫と自称する人々が集合し、明郷「臨時代表委員会 - Ban đại diện lâm thời」を設立し、1990年から1993年まで明安坊による明郷会館の還元の運動とその後の管理の運営の計画を立てたという。この委員会の設立の目標としては、「萃先堂」の管理権を取り戻すことを挙げた。この時の活動は、政府の代表の機関に管理権を返還してもらうように多くの申請の書類を作り出していた。他方ホイアン内外在住の明郷社の人々と連絡を取り始め、臨時代表会の願望を宣伝し、人々からの多面における応援・支援を呼びかけていた。

上記の「臨時代表委員会」のメンバーは、僅か7人だけであったという。この7人は、萃先堂の管理権の返還を求めて一生懸命あちこちに行き、応援する人々に呼びかけていた。また時間も金銭も多くかけて、活動を続けていたという。この7人は、周、黎、劉 B、陳 C、許、枚と尤の7族からの人で、1945年以前明郷社内で郷職を持っていた人々の子供たちの世代で、現明郷会館内にある1943年の漢文での会館重修記念碑にその職と姓名が記されている。また、7人の中に漢文の読み書きがかなりできる者も一人もいたという。このメンバーらの中心人物は、20世紀半ばまで明郷の有名な一族の人で、第2章で筆者が家譜を分析した周族である。その父は、1945年までの明郷社時代に郷長に就いていた人物であった。明郷の臨時代表会を成立させた周氏は、1990年から1992年まで、以前明郷社の人々が様々な理由によってホイアンを離れベトナム全国の各地に居住している人々と会うために、全国を回って探しに行ったようである。彼は、その努力がまだ実らないまま、1992年にホイアンを離れて、アメリカに渡っていくことにした¹³¹。その後、周氏と同様に旧臨時代表委員会の数メンバーも次々とアメリカに渡っていった。しかし、彼が上記の会を設立したことを契機に、1991年から年中行事・祭事の日に限って、「明郷」の子孫と称する人々が明郷会館に出入りして、祭礼などの活動を行うことが、明安坊に許されるようになった。この時期から会館の活動が少しずつ復活し、その後さらに「明郷」の子孫と称する人々が出てきて、臨時

¹³¹周氏は1975年に旧南ベトナム政権下の軍隊に参加し、かなり高い地位にいたため、1990年代になるとアメリカに行ける対象であったという。

代表委員会の残っているメンバーと一緒に活動を続けてきたという。また、上記の周氏は米国在住ながら、引き続き「顧問」役を担当していたようである。彼は、アメリカに渡って暮らしているホイアン明郷の人々を探し集めて、「海外におけるホイアン明郷コミュニティ」¹³²を組織しようとし、そして、華人と同じやり方で、今後明郷会館が戻された時の修復の費用に使うため、アメリカで募金の活動をしようとしていたようである。後述するが、この計画は上手く行かず、周氏の上記のような大きな夢は叶う日は来ていない。

上記の明郷の「臨時代表委員会」の委員長を務めた周氏が渡米した 1992 年から、新メンバーが加わり、1992 年－1996 年の 4 年間の第 2 期から「明郷諸族派代表委員会 - Ban đại diện chư tộc phái Minh Hương」と改称され、新たな一歩へ踏み出したという。この 2 期のメンバーが増加し、旧メンバーの 4 人を含めて総人数が 22 人となった。この 22 人は、女性のメンバーを除いて、張 B、范、黎（旧メンバー）、曾、枚（旧メンバー）、陳 C、周、蔡 E、藩（ベトナム人）、劉 B（旧メンバー）、黄 A、丁、河、邱、胡、高、許（旧メンバー）という 17 族からの人々である。そこで、第 2 章で分析した 21 族の家譜の中で、立派な家譜を持っている張 B 族から 2 人、曾族からも 2 人が参加し、重要な任務をしていたという。張 B 族の 2 人は、当時ダナン市（Đà Nẵng）での政府の文化管理関係の中で活躍していた人だったという。この期の新しい点は、一つに 2 人の女性の委員も入っていたこと、二つに殆どの新メンバーは、政府関係の機関で勤務したり、ベトナム戦争で貢献して官僚としての地位を持ったりしている人々であったようである。二人の女性メンバーは、そもそも明郷社の社民であった 2 族からの 2 人の奥さんたちであったようである。1975 年以前から明郷会館の主要な行事であった春秋二季の祭祀は、1991 年から明安坊人民委員会に明郷会管内に入って、祭祀を行うことが許可されたことによって、改めて復活されたという。祭祀の実施などに関しては、参加人数が限られ、規模も最大に縮小されたようであるが、お供え物などの準備、又は祭祀の後、食事会などで集まって、話し合うなどのこともあるから、女性の方が入った方がいいし、またメンバーの人は多ければ多いほど何とか皆で力になって、効率的に動けるようになるじゃないかというのが皆の意見であったようである。

¹³²「海外におけるホイアン明郷コミュニティ」(Cộng đồng Minh Hương Hội An tại hải ngoại) という言葉は、周氏が言った言葉であるという。つまり、アメリカに渡っている明郷社(村)の人々とその子孫たちとのグループとの意味を指している言葉である。

また、政府機関の中で勤務している多数のメンバーが集まった理由も、上記している目標を早く達成させる他ならなかったという。

1996年にホイアン観光を目的とする観光客向けのホイアン観光のチケットが発売開始された。観光開発の事業がスタートし、ホイアン観光の宣伝活動も進められるようになった。こうした状況の中、ホイアンの街並み形成された17世紀の年代に創建されたとされる建造物群が、国家指定歴史文化遺跡として認定されるようになったのは1990年代に入ってからである。第1期の「臨時代表委員会」と第2期の「明郷諸族派代表委員会」のメンバーは、1991年から活動を続け、積極的に広南省からベトナム文化省まで、中央的政府機関に訴えた結果、1993年に明郷会館も国家指定歴史文化遺跡として登録されるようになった。この登録の経緯に関して、現在の明郷会館に来ている当時の会館の返還のための活動に携わった張B族の8代目によれば、「この登録は、政府によるホイアンを始め、国への明郷村の人々の大きな貢献が認められた証明のようなことである」という。しかし、登録後も、明安坊人民員会から会館の管理権を返還してもらうには至らなかった。そのため、この時から活動の主目標は、管理権の返還となった。政府機関の関係者である多数の新メンバーの効率的な動きが期待されたという。1993年から1995年まで3年間の間、管理権を返してもらうために、明安坊の人民委員会をはじめ、市・省レベルまでの政府関係の諸機関に訴え、熱心な努力を続けていった。また、この期間中、以上で言及している第1期の「臨時代表委員会」のメンバーらも含めたアメリカ在住の一部の明郷の人々も、会館の活動のための応援金を時々寄付していたようである。その結果、1996年に明安坊から正式的に管理権を委ねられるようになった。この年に総括の会議が行われ、会館の管理権を取り戻すための運動・活動の過程が多く「明郷」の子孫の前で発表され、その時点で明郷諸族派は、全部で72族があると発表された（参照資料6）。

1997年から明郷諸族派代表委員会は、自分たちの活動場所としての明郷会館の管理権を持ち、今後の運営を通して、「明郷の組織をより拡大させ、強くするために、維持し続けていく」との方針に従い1997年以降の活動を進めてきたのである。

1.2.4 1997年から2009年まで

1.2.4.1 管理・運営体制

1996年に明郷会館の管理権を手に入れる目標は、最終的に達成出来たが、1997年から「明郷諸族派代表委員会」は、より大きな問題に直面していた。それは、明郷会館そのものの建物を修復することである。明郷会館は1993年に国家指定歴史文化遺跡に登録されたとはいえ、政府側からの修復事業の資金が全く無かったので、1975年以前から20年以上も殆ど修復されず、建物が古いままで、さらに長い年間の間、明安坊の事務所として使用し続けられていただけであったため、放置状態が続いていたようである。そのせいで、会館の建物自体は、非常に老朽化し、その中で、大勢の人々が何か一緒に行うことが快適に出来るという状態ではなかったという。明郷諸族派代表委員会のメンバーも含めた、「明郷」の子孫という人々は、自分たちの経済力だけで会館を修復することは、とても不可能な状況にあったという。ベトナム国内外の各地に出て行っていた以前の明郷社の人々も時々寄付金を送っていたが、送金者の人数も少なく、金額も大きくはなかったため、定期的に行われる秋・春の祭礼の費用に使った分ぐらいであった。「明郷」といった絆というものが、人々の間でどれだけ薄れていったかという現実に対処することになった。

この点において、華人会館とは状況が全く異なっていた。1990年代に入ってから、主にアメリカで、海外に脱出していったホイアンの華人による「ホイアン海内外同僑」というホイアン華人の同郷会は、越中関係の改善された状況において、海外から大金を寄付し、各華人会館は続々綺麗に修復され、1975年以前の姿を取り戻したのである。経済的には、ベトナム政府からの修復費支援を全く期待することもなかったようである。

この時期の明郷諸族派代表委員会のメンバーの人数は、前期の人数と比べると非常に減っている。第2期のメンバーは、最も多く22人であったのに対し、第3期からその半数以下に減っていた。この理由として説明されたのは、「会館の管理権を取り戻す」という主目標は達成されたので、新代表委員会のメンバーは、それほど人数を増やす必要がなかったと言う。従って1997年から本格的に会館の管理・運営が始まったが、この時の「明郷諸族派代表委員会」のメンバー数は、僅か7人だけとなった。このメンバーらは、地元の人々であり、直接明郷会館の管理・運営などの活動に関わっていた人々であった。この7人の中に、委員長は、范族の一人（以下でE氏）¹³³、副委員

¹³³ E氏は范族からの一人で、当時ホイアン市社人民委員会文化情報課という機関に所属して勤務していた人である。彼は1992年から「明郷」の子孫として登場してきた。E氏

長は、曾族の 2 人（このうちの一人は、以下で F 氏）と委員は、呂族の 1 人、藩族の 1 人（ベトナム人）、枚族の 1 人（旧メンバー）、史族の一人の妻（夫死後の後任）という成員が含まれている。

1999 年から 2009 年まで、2 度にわたって明郷諸族派代表委員会の委員を調整する会も行われたという。第 3 期のメンバーは 7 人だけで、雰囲気は活動的ではなく、ホイアンが世界文化遺産に登録されたことから、人数を増やせたほうが良いと委員長の

は、1954 年に南北ベトナムが分断された際、北部の方に行き、1975 年まで北部で教育など受けて、ベトナム民主共和政権下で活動していた経歴を持った人である。そのため、1975 年以降ホイアンに帰郷し、ホイアンの政府機関の職員になったという。この時期に、政府機関関係の仕事をするような人々が、明郷組織を復帰させるためには必要な条件となったという認識があったという。そのため、E 氏は、1992 年から明郷諸族派代表委員会の委員長を務めていた。このことについて「明郷」の子孫の人々の間で不満・反対の意見の意見もかなり出ていたようであるが、状況に応じて、最終的に治まったという。E 氏のことに対して、上記のような態度と意見などが発生した諸理由について、現在の理事会の一人に聞いた話をここで見ていきたい。

一つ目の理由は、范族の起源である。范族は、中国からきたかどうかは、現在不明とされている。祖先は、ベトナム清化省（Thanh Hóa）から、ホイアンへ移住して明郷社に入籍したと范族の間で伝えられているようである。E 氏によれば、一族の家譜が紛失したため、現在范族の祠堂の壁に現ベトナム語での家系図を、子孫たちは自分たちの世代が分かるように、拡大され壁に掛けられている。しかしそこには「中国系起源」とは書かれていない。ホイアンに立派な祠堂があり、歴史的も非常に古いと言われ、19 世紀の前半に建てられたと伝えられている。祠堂内で飾られている扁額や対聯の年号から、これらは殆ど 19 世紀の半ばころに作られたものであり、奉納した人も范族の女性と結婚した婿たちで、明郷社の有名な張 B 族の数人である。現在では、「明郷」のルーツというようなものを聞かれると、今家譜がないから、その原籍の追及も出来ない。明郷社民となった経緯なども不明であるが、ホイアンでは、范族の族人は、明郷社の他の諸族と婚姻関係をかなり持っているもので、以前明郷社内では、有力な一族であったとも言い伝えられている。20 世紀半ばころに、E 氏の父の家族は、ホイアンでも、明郷社内でも、とても家と土地など不動産を沢山所有した裕福な家族で、有名な一人であった。明郷会館に遺されている 1943 年の碑文に姓名と職名が刻まれているので、E 氏にとって誇りであるし「明郷」との関係を実証するようなものである。現在でも、E 氏の父の裕福さは、ホイアン在住のお年寄りの人々の間で時々話されているようである。1975 年以前の「明郷三保務」の成員になるための第一条件は、「明郷」のルーツであることで、即ち「中国系」ではないような人は、主要な役を務めてはならないようであった。従って E 氏の場合は、明郷諸族派の代表のトップである委員長の役には、ふさわしくないと多くの人に言われた。

二つ目の理由は、E 氏が若い時に北部に行って、1975 年までベトナム民主共和政権下で活動していた人であったことから、長い間ホイアンでの事情・人などについて殆ど不知の人であるし、政治的面からすると旧南ベトナム政権関係の諸機関関係の仕事・活動をしていた多くの明郷社の人々にとっては望ましくない存在からである。明郷社の時代にも、1945 年の明郷村となった時代にも、明郷社（1954 年以降は「明郷三保務」と華人会館との関係が非常に密接であったため、明郷の最も代表的人物は「中国系」ではない人、かつ政府関係の人である以上、以前関係を維持するのが難しいとの意見もあったようである。しかし、当時明郷会館の管理権さえ戻してもらえなかったら、何もできない時期であったこともあり、また E 氏のように、明郷会館を復活させることに関心・熱心さを持ち、かつ政府との関係を持つような人も少なかったようである。実際に、当時会館の管理権が戻った後も、修復されるまで政府機関とは交渉することが多いという現実から、その後、E 氏は継続的に何度か委員長に選ばれ、務めていたようである。

E氏が判断したという。従って、第4期の1999年から2001年までの委員人数は、曾（旧2）、陳B（1）、藩（1）、陳A（1）、黎（1）、劉B（2）、胡（2）、黄A（2）、莊（1）、蔡C（1）、枚（旧1）、李B族の嫁さん（1）、范（旧1）の14族からの17人であった。

その後の第5期の2002年から2009年までの委員数、一部の前期の旧メンバーが亡くなったこともあり、新メンバーが加えられたという。そこで、この期の総人数は、曾（旧2、新1）、藩（旧1）、劉B（旧2）、胡（旧2）、黄A（旧1）、莊（旧1）、劉A（新1）、枚（旧1）、范（旧1）、梁（新2）、王B（新1）、李B族の妻（旧1）、史の妻（2期の旧1）、明郷の一族と思われる家系の妻（新1）、周（新1）、劉A（新1）、李A（新1）の17族からの22人であった。特に各期のメンバーの中で、ずっと一期からずっと留任していたのは枚族のG氏であり、また第2期からずっと留任していたのは、范族（E氏）、曾族（F氏）であった。この時期の組織の状況について、F氏は次のように話して下さった。

「とにかく明郷の皆で、会館を管理するようになったが、建物が修復されなく、ボロボロだったから、一緒に何とかできるような所ではなくなった。だから代表委員会のメンバーの全員が揃って話し合えることも少なかったね。実は、委員の数は、ただ多かっただけで、会館での活動も少なかったから、あまり意味はなかったと思う。ただE氏は、委員の人数が多ければ多いほどいいからと言うから、彼が多くの人を呼んで、委員になってもらっただけのことだ。実際に直接に関わり、会館の管理などをやっていたのが数人だけだったね。」（F氏、79歳）。

上記している代表委員会のメンバーは、基本的にボランティア活動みたいにしていった感じであったため、会館はどのようにっていくかという問題が、自分たちの生活には直接な影響を及ぼすことはないという前提で参加していたため、あまり責任感というものソイク感じなかったようである。代表委員会のメンバーの数は、一定せず、出入りすることもよくあったという。また、その中で、ホイアン在住の人もいれば、その他に、ハノイ、ダナンなど遠くの地方に住んでいた人もいた。これは、遠方からのメンバーという形で、かなり有名で、ベトナム政府の官僚の職に就いているような人の名前がかなり入っていたようである。この時期にも、また依然として同様な文脈と方法で、「明郷」の政府との関係を維持させることが必要な時期であったのではないかと

と考えられる。

1.2.4.2 管理・運営状況

1997年から2004年までの時期の会館運営費などはとても限られたので、春秋の二期の祭事の日には、明郷諸族派委員会のメンバーだけで簡素に行っていたことが多かった。これらの日を覚える人がいたら、会館へお供え物とお線香を持って、会館へお参りしたこともあった。また、この時期にアメリカに行った周氏の努力で、会館の修復予算のために、アメリカ在住の明郷と華人との間で募金活動を続けていたようであったが、金額が大金ではない上に、またその中の一部を関帝廟のためにも分けなければならなかったという。即ち、元来、華人と明郷との関係を維持する大切な要素としての関帝廟は、1990年代になって政府に管理される場所となっているため、海外に渡っていった華人の一部の人々は、当時の「明郷諸族派代表委員会」に対して、暗黙的に期待したことは、「関帝廟の管理権を取り戻すこと」であった。従って、アメリカにいる周氏は、当時、手紙などを通して、その願望を常に「明郷諸族派代表委員会」のメンバーに伝えていたという。

1999年にホイアンが世界文化遺産として登録され、数年間経った後でも、修復事業は行われず、各華人会館がとても綺麗に修復され、年々増加しているホイアン世界文化遺産訪問観光客を迎えている状況の中、そもそも非常に地味に存在していた明郷会館は、ホイアンという世界文化遺産の舞台では、ホイアンの人々だけではなく、「明郷」の人々にとっても、記憶の中で薄れてしまい、または忘れられた場所となりつつあったような雰囲気であった¹³⁴。また1975年以前の明郷社の財産であった他の寺廟などは、関帝廟と明郷仏寺以外、殆ど修復されないままで、各施設で行われていた祭祀の活動も実施されなかった。明郷諸族派代表委員会は、管理権を獲得できたが、悲惨な状態にあった会館の建物を修復することは、明郷の子孫たちの力だけでは何も出来ず、金銭的援助を政府に申請し待ち続けていただけであった。また一緒に活動し

¹³⁴ 2003年3月に筆者が初めてホイアンのを訪問した際、明郷会館に訪れたことがあったが、殆ど出入りする観光客の姿はなかった。一回目は、会館で誰もいなくて、守衛さんの一人だけに会えたが、二回目は、当時のホイアン遺跡保存センターの職員と同行し、代表委員会のE氏とF氏とを紹介して頂いたため、お二人と話す機会が得られた。お二人は、会館が修復されない状況について話され、また同行の三尾先生（プロジェクトの代表者）に、何とか日本側に援助して、会館を修復してくれるように訴えて欲しいと強く依頼された場面があった。

館のために活動しようという動機も崩れつつあったとのことで、この時期の「明郷」組織の実情がうかがい知れる。

その後、政府による会館の修復事業は、ようやく 2004 年に実現されるようになった。明郷会館の修復事業は、ホイアン遺産保存管理センターによると、予算の問題で一括の一回で修復を行うことが困難であるから、2003 年と 2008 年に 2 度にわたり、実施することとなった。

第一度目の修復が完成した後、2005 年から毎年春秋二期の祭祀が盛大に実施され、ホイアン内外に住んでいる「明郷」各族の人々が帰ってくるように、多くの人々に呼びかけたり、招待したり、また知り合い関係の多くの人を通して会館のことを知らせるなど様々な形で明郷会館の一部修復の完成と春秋二期の祭祀の実行とを宣伝していたという。明郷会館に保管されている資料の一部によれば、2005 年の春祭に参加した人数は、40 族からの 137 人であったが、それ以降 2 度目の修復の 2008 年まで、年々の参加者の人数が減ってきて、2007 年の時点で 33 族からの 92 人であった。春祭の場合は、より盛大開催を目指し、参加者の中には代表委員会が事前に招待した人々も多かったので、たとえ失念していた人がいても、招待された人々は必ず参加しに来る。そのため、参加の人数が多少減っていても、ある程度の規模で行うことができたという。しかし、秋祭の場合は、会館が運営する予算が少ないため、春祭のように大きく行わないようにし、その日を覚えて参加してくる人々で行っていくという代表委員会の方針があったようである。従って 2005 年の秋祭は、委員会の内部のメンバーで祭礼を行っただけで、2006 年に 13 人、2007 年に 5 人が参加したという。2004 年から会館の一部が修復されたとはいえ、それは建物だけであり、会館の運営費などはとても少ないため、綺麗に館内の装飾を施すことなどは行われなく、昔から一部の位牌だけが遺されていただけの状態であったという。ホイアンの観光名所のリストにも入っておらず、入場有料の観光名所の対象ではないため、観光客にあまり知られることもなく、また人々の注目を引くような場所でもなかった。この時期でも、明郷会館の運営は、依然と変わりなく、華人会館と違い、ホイアン内外の「明郷」の子孫たちから寄付金が送付されることはほとんどなかったという。代表委員会の力だけで、その建物を何とか管理し、維持していた状況が続いていたようである。

代表委員会のメンバーの数人によれば、「明郷」組織自体は、ホイアンという舞台に生き残るために、現在の明郷会館の古い本殿を新しく修復し、入場有料対象のホイア

ン観光名所リストに加えて貰わなければならないという。つまり、何と云っても、管理・運営費という財政的問題が、明郷の組織の存在に対して大きな問題となっているのである。「明郷」の子孫と称する人々が集結するような中心的な場として復活するためには、この問題を解決するべきだと代表委員会のメンバーは認識したようである。実は、筆者が 2008 年に会館を訪れた時に、当時の委員長 E 氏にこうした思いについて次のように話してくれたことがあった。同年の 2 月から二度目の修復が実施されるようになり、代表委員会のメンバーの一人の言った言葉を借りると、「明郷を存続させていく機会がやっときた」という。

筆者は、2003 年に初めて明郷会館を訪れ、その後何度かホイアンを訪問した機会もあったが、2012 年に 2 度目の修復後の会館を訪問した時、以前の明郷会館の姿は見付かず、大きく変わっていた。建物という外観の変化ではなく、その中で活動している人々から、館内の空間・光景までも殆ど変化した。館内の形式は、他の華人会館と負けないくらい、扁額、対連、祭祀用道具や盆栽などの植物も多く飾られ、以前のように静かな場所ではなくなり、観光客が入る度に音楽も流されていた。このように変身したような明郷会館を管理・運営する体制も勿論大きく変化していった。次の節では、2010 年以降の明郷組織の変化を見ていきたい。

1.3 観光名所となった明郷会館とその組織

2008 年 2 月から始まった政府による二度目の修復事業は 2009 年 4 月までに完成し、明郷会館の新たな 1 ページが始まった。2010 年から明郷会館は、ホイアンの観光名所リストに名前が加えられ、観光客の入場有料の対象となった¹³⁵。それにより、明郷会

¹³⁵ホイアンを訪れる観光客は、ホイアン旧市街に入るために、チケットを購入するルールとなっている。チケットで入場できる遺跡群の名前リストと地図情報があり、その中から 5 カ所選んで入場することができる。入場できるスポットは、福建、広東、潮州という華人の会館、フーンフン-馮興 - Phụng Hưng の家、クアンタン-均勝 - Quân Thắng の家、ドックアン-徳安 - Đức An の家、タンキー-進記 - Tân Kỳ の家、(元会安社のベトナム人の)陳祠堂、(元錦舖社のベトナム人の)阮祥祠堂という 5 カ所の古民家、ホイアン博物館、サーフィン文化博物館、貿易・陶器博物館、ホイアン民間文化博物館という 4 博物館、明郷会館(明郷萃先堂)、来遠橋、関帝廟という 3 カ所の文化的建造物という 4 項目に分けられている 21 カ所のリストが記載されている。但し、街内の歴史・文化遺跡の数がとても多いため、一回だけチケットを購入するのでは、全部入ることが出来ない。なおこのリストに含まれない施設も多く、その場合、自由に入場できる形であるが、こうした施設はチケットに記されておらず、また案内地図(チケットとセットとなっている)にも載っていないので、知っている人もいれば知らない人もいる。また、団体客の場合は、必ずチケットに記されている場所だけに案内され観光しているようである。

館は、観光客の選択できる一ヶ所の施設となり、以前より多くの人々に知られるようになったと言える。従って、観光名所となった明郷会館の管理体制も一変した。それまでは、観光の世界とは直接関わらず、組織内部の人々の間で何とかその体制を維持していた状況であったが、多くの観光客が出入りするようになると、入場券が必要な観光名所として維持していくため、以前と異なった管理・運営方法に従い、政府側との関係の保ち方とやり取りなども十分に注意するべきという状況と向き合わなければならない時代へと変わったと言える。

以下では、ホイアンの観光地化が進展する時代に、「明郷」組織が直面する様々な問題とその克服するための諸工夫・改善・変化などを見ていくことにする。「明郷」とその子孫と自称している人々により、どのような「明郷」像＝自画像が表象されているかを明らかにしていきたい。

1.3.1 2010年以降の「明郷」組織の状況

ホイアンは1999年から世界文化遺産としてベトナム国内だけではなく、次第に世界レベルの観光地へと発展してきている。しかし、こうした舞台において、他の華人会館と比べると、明郷会館の知名度はかなり低く、観光開発の速度も遅れていると言える。華人会館の場合は、修復関係の状況からすると1975年前でも1990年代以降でも、国家からの支援を期待せず、自分たちでずっと行ってきたという。従って、建造物自体は形式的殆ど変わりなく、昔からの状態がある程度維持されている。時代背景において様々な動乱に巻き込まれたとはいえ、その空間内での実践が、規模的に変えられたり調整されたりすることがあったが、基本的に大変化というようなものがないと言える。従って、観光開発が始まった1987年以降、全ての華人会館そのものが観光資源となり、ありのままの華人文化的な要素とされる諸特徴を表象していると考えられる。

一方で、上述してきたように明郷会館は、宗教・信仰の場ではなく、明郷の前賢・後賢を祀った場所でありながら、明郷社・村の業務をし、所謂オフィスのような存在であった。1975年から2009年の全体修復の完成まで30年以上も明郷の組織の活動も継続されなく、不連続の状態が繰り返されていたと思われる。

その最たる課題は「昔からの組織の活動」¹³⁶を維持するための後継者のいないこと

¹³⁶ここで筆者が「昔からの組織の活動」を使うことは、明郷社の時代から行われてきた様々な活動であり、その主体は、実践と経験を記憶している人々のことを想定している。

と考えられる。1945年以前の明郷社時代の様々な活動に参加し、ある程度その歴史を見てきた世代の人々が殆ど故人となった結果、伝承していく主体としての人々の姿も消えていってしまった。そもそも明郷社の首脳的諸族という1972年の「明郷三保務治事委員会」の27族の代表の27人の全委員の全員がもう亡くなっており、第1期の「臨時代表委員会」を設置したメンバーも、現在殆ど亡くなっており、現在生きている人は3人であるが、二人はアメリカに渡っており、一人はまだホイアンに住んでいるが、全員の年齢はとて高いため、自分の記憶さえ伝えていくことも出来なくなっている状況にある。過去に「明郷」の実像に接した実体験があり、また漢字で記録された自分たちの歴史を何とかまだ読み取れるような世代は、完全に姿を消していったという。

筆者は、調査の過程で1992年の第1期の臨時代表委員会の時から2009年の第5期まで、委員の役をずっと務めており、現在では明郷の人々の中で、一番年齢が高く100か101歳ぐらいと言われている枚族のG氏に会う機会があった。G氏は、行政単位としての明郷社が解体される以前からも、自律的組織の体制としての明郷村となって以来、明郷の組織の活動を実際に見て参加していた人々の中では、唯一生きている人であるがG氏から何の話も伺えることがかなわず、とても残念であった。また、第4、5期の「明郷諸族派代表委員会」の旧メンバーでも、年を取ったり亡くなったりしている人々が多かった。1975年から1990年代までのホイアンは「養老街」と言われたほど、貧しくて何の目立った産業のない街であった。そのため、地元を離れ、ダナンやホーチミン市など大きな都市へ出稼ぎに行った若い世代の人々も非常に多かったため、「世代から世代へ」という形で「明郷」組織の「伝統的」文化や歴史などを伝承していくことは、共同体レベルでは絶えず混乱していたベトナムの中のホイアンにおいて、実現することは極めて困難であったことが推測され、他方、家族内のレベルだと、「明郷」と明郷社の歴史を、一族の歴史との関連で、伝承していく媒体としての家譜に記載した程度であった。明郷社・村内で、行われていた過去の伝統的活動・実践などを経験し見てきた世代の人々は、今日殆どいなくなっている一方、若い世代による明郷と明郷社に対する無知、又は知識不足であるという状況が続いていたのである。

1975年まで明郷社と明郷三保務とが管理していた関帝廟は、「明郷」の人々は、その場も手放してしまったため、明郷会館は、本来の「前賢・後賢」を祀る機能以上に、従来の関帝廟で維持されていると言える「華人系」的宗教・信仰的な活動の場所としての機能も新たに持たせて行くのが必要なことであると明郷諸族派代表委員会は認識

するようになっていく。関帝廟は、華人と明郷との合流・交流の場であったし、「華人系」要素が具体的に現れて来る場所でもあったが、現在では華人との昔からの縁も薄れつつある中で、明郷会館に、そもそも行く習慣が全くなかった華人が来るように、何とか工夫し関係を復活させるべきとの意見もあったという。また政府に関帝廟の管理権を返してくれるように、中央政府の関係機関に訴えようとの意見もあり、現在になってもそのことを言い続けている一部の人がまだいる。関帝廟の管理権を返してもらえたら、間違いなく今後も「明郷」組織が非常に強くなるし、明郷会館は福建会館とは負けないぐらい、お金持になり有名になっていくと言っている人もいるという¹³⁷。

また、政府側との関係において、明郷会館をどう表象するかを考える際、政府の管

¹³⁷ 関帝廟の管理権返還を求めるといふ話は、明郷会館で調査した際、会館の治事委員会のメンバー間の話で、しばしば話題として出た場面を観察した。委員会のメンバーは、このことを支持しているようであるが、全員は「政府が関帝廟を返してくれることは、とてもあり得なくて、絶対に起こり得ない」と認識しているようである。何故なら、関帝廟という場所は、昔からホイアンでは信仰的施設として最も有名であり、一番人々を集めていた場所であった。関帝廟のような施設では、大量の観光客と信者の入廟や礼拝により、莫大な金銭的利益が発生する。寄付金の行方というのが一番注目されているようである。特に毎年祭礼日とお正月（旧暦）の期間に礼拝しに来る人々が非常に多く、交通渋滞が頻繁に起こり、夜遅くても廟に入ろうとする人々の列が切れなく閉門することもできないぐらいという。昔から関帝廟で伝統的に行われていたのが「関帝靈籤」であった。おみくじを貰いにくる毎年の人々が圧倒的に多くて、こうした人々に寄付した金額も「大金」であると言われている。1975年以降、「関帝おみくじ」という行為は迷信的とされ、廟の閉鎖と出入りの禁止を実施されていた。また、1987年から再開された後でも、ずっと禁止されていたという。しかし、世界文化遺産に登録されてから、毎年関帝廟に来る人々がもっと多くなり、勿論関帝おみくじをもらえると期待する人々ばかりであるという。2000年からお正月の期間だけ関帝靈籤を行うことが許可されるようになったという。しかし「明郷」の人々の解釈によれば、「国が信仰施設を管理することも本来法的に認められないし、また迷信的行為と決めつけられていたのに、現在許可しているということも認められない」と言い、「本来ならば、明郷社の財産であったので、現在その明郷の子孫に再度管理させてもらわないと駄目である。それは遺産管理法に違反した行為だ。絶対に取り戻さないといけない」という。また、行政側によれば、「関帝廟は、明郷のものではなかった。廟内の全部の扁額など見たら、その寄付者は、明郷の人だけではなかった。華人、ベトナム人の方が圧倒的に多かった。この施設は、ホイアンの住民コミュニティの貢献によって、作られ守られてきた場所である。明郷だけのものではない。また、1987年に一回明郷の人々を呼んで、管理することをお願いしたが、皆が出て来なかったでしょう。それは、自分たちのものであると否定したことと同じではないか。だから、今さら明郷の人々に返してと言う権利はない。むしろ言うてはいけないことである」とあるように、現在の関帝廟の管理を明郷の人々に任すことはまず間違いなく起こらないという。また、現明郷会館の委員長は、会館の運営グループの状況を踏まえ、関帝廟の管理などに関連しながら次のように語っている。「現在のメンバーで明郷会館の管理・運営することだけでも十分で、手が回らないくらい忙しい毎日なのに、関帝廟の管理まで責任を負うのは無理なこと。また、何と言っても、全てが国のものであるから、あまり変に言ったら明郷会館の管理までも取り消され、手ぶらになっちゃうこともあり得る。だから関帝廟の話は、もうあきらめて、今のままでいいと思うよ」。これが関帝廟という場所から発生する利益をめぐる「明郷」の人々と政府との論争の有様である。このようなエピソードは、「歴史を活かす」「ベトナムの社会を生きる」ということの現場をはっきりとした形で表れしていると言える。

轄下において、幾つかの規定に従わなければならないようである。即ち会館の管理権は、明郷の人々に返還されているとは言え、その背後に政府のお金で会館の全体修復の事業が行われたため、直接的ではないが、暗黙的に政府の管轄下で動かなければならないという。従って、「明郷」の人々は、自分たちのことを「華人系」と「ベトナム人」との両側面を、どう表現していたら適切であるかを常に注意を払いながら、明郷会館内の装飾及び活動を行っている。政府の代表である「ホイアン遺産管理保存センター」の職員が定期的に会館に来て、館内の装飾具、祭礼の際の形式、そして運営・管理のメンバーの状況などをチェックしているようである。そして中国と何か国際的な問題が生じた際にも、「何か問題など起こらないように」と注意されたこともあった。館内の全てのことをする前に直接管轄している機関に報告するべきであるし、その許可、或いは同意がなかった場合、実現することも勿論できないとの規定があるという。これにより「明郷」の子孫と称している人々が、完全な管理の自由を持っているとは言えない。「明郷」像を作り出すことも政府との関係により大きいに規定されていると言える。明郷会館が、政府の資金により修復された施設である以上、政府の全ての指定に従わなければならないという現実がある。また、観光名所である以上、経済的利益を得るため、観光客の注目を引くような明郷会館のイメージを作りあげないと不可能であるとの認識を持っている人もいるようである。経済的利益については、政府側は、観光名所リストに入った遺跡が、必ず一定以上のチケットの数を取得するべきであるという。特に明郷会館の場合は、華人会館と違って、100%国の支援金で修復されたため、なおより要求される現実が関係者の意識に潜んでいるかのように感じられる。

今後、政府の方針を思慮しながら、明郷会館をどう表象していくかを考えなければならないという微妙な事情を館内の装飾を常に担当している李 A 族の I 氏は、次のように説明して下さった。

「やっぱりいくら明郷は中国から移民してきた人々と言っても、現在それを表現すると「華人系」と「ベトナム人」と、どちらの方ソイク表現していくかという
と、「明郷人」の「中国的要素」をあまり強調する必要はないね。「越化された」という要素をより強調してはならない。特に中国との関係が悪くなる時には」。

明郷会館を、公的機関の管轄下でどう表象していけば良いかというようなこと自体

は、以前「明郷」と称してきた人々は全く考えたことがなかったであろう。即ち明郷社・村内部で人々が「昔から受け継いだ様々なことをそのまま実践してきただけ」であったのに対して、2010年から明郷会館をどう表象していけば良いかということも考えなければならぬ状況になった。

現在「明郷」と称する人々の記憶の中では、過去の明郷の共同体というものも、行政単位としての明郷社が解体された1945年とベトナム戦争が終結した1975年との大きな出来事に伴った社会背景において、何度も崩れてしまったと考えられる。少なくとも1950年代以降、各地にあった明郷社附属の10鄰は、行政上の関係が消された後、戦時の状況の影響もあり、本拠ホイアンでの祭礼活動に参加できなくなり、同「明郷」という共同体的「縛り」も弱くなっていったと思われる。当時の時代状況を想像すると、ある時点まで切れてしまった事態となるのもやむを得ないのかもしれない。

1946年に起こった人々の各地への散居行動後、再開された1953年の関帝廟の最も大きな祭礼式に参加し寄付した名簿リストを見る限り、150人以上に上る寄付者の全員は、当時ホイアン在住の華人と明郷との名前だけが記されていた。それに1968年から関帝廟も地元の革命軍¹³⁸の根拠地として使われてしまったこともあり、1972年まで関帝廟の諸祭礼活動は中止になった状況が続いていたという。1972年の『明郷三保務』の中にも、ホイアン以外の地方にあった明郷グループなどは全く言及されていなかった。即ち明郷の共同体は1972年の時点で、殆どホイアン在住の諸族の範囲内だけで維持されていたようであった。非常に小規模へと縮小された明郷の共同体は、1975年以降ベトナムにおける「中国系」人々に対する厳しい政策及び中越関係の最悪事態などが続いていた政治的複雑な歴史背景において、同じ「明郷」と言いながらも、政治的に複数の立場にいた人々であったため、共同体内の関係が崩れていったことも想像できる。明郷村の村民という関係だけでは、人々の分裂の事態に歯止めを掛けられなかった時もあったという。1990年代以降、一部の人々が再度「明郷」組織の構築に挑んだが、その活動拠点であるべき明郷会館も、長い間修復されず、復帰されるまでの年月があまり長かった。従って「明郷」ネットワーク作りということは、2010年以降の明郷会館の運営・管理に関わる人々にとって、課題であったようである。

¹³⁸北部の共産党の指導下、ホイアン地域内で活動していた南ベトナム解放民族戦線の部隊に、関帝廟が1968年から武器と革命宣伝のチラシなどの集積点と連絡点として使用されていた時期があったという。この時期に廟の全部の祭礼活動は中止されていたと聞いた。

そしてホイアンの観光名所となった明郷会館を直接運営・管理を行っている人々は、様々な解決法を模索したようである。その第一に行われたのが「明郷」組織の代表である「明郷諸族派会同代表委員会」兼「明郷会館治事委員会」の組織改編であった。以下では、「明郷」組織の新運営体制のメンバーによって、現在「明郷」ネットワーク作りがどのように実現され、また明郷会館という場において「明郷」像が、どのように表象されているのかを見ていくことにする。

1.3.2 明郷会館の運営・管理の新体制

2010年から「明郷諸族派代表委員会」は、様々な内部の調整を迎えた後、組織の名称と管理・運営体制のメンバーとが様々に変えられたようである。2010年から「明郷」組織の正式的名称は、「明郷諸族派会同」、また明郷会館の管理・運営のグループは、「明郷萃先堂治事委員会」と呼ばれるようになった。この萃先堂治事委員会も、また同時に「諸族派会同代表委員会」とも呼ばれている。即ち会館の運営・管理グループは、会館のことに対して全体的な責任を負った上、ホイアンの「明郷」組織の代表者にもなっている。委員の人数は、2009年の時点で22人であったが、2010年からかなり縮小され、7人の体制となったことは先述した。1990年代に入ってから2009年まで殆どの代表委員会のメンバーは、取りあえず集まってき、一緒に何かしようという人々が多かった。貧しい時期であったし、周囲に殆ど注目されることがなかったため、運営グループも緩やかで、出入りすることはよく起こり、人数もよく変わっていたという。実は、無報酬で、個人的権利など全くなかったから、参加するための条件なども全くなかったという。現在ホイアンを離れ遠い地方で暮している人でも、間接的委員の形で入っているメンバーも少なくなかったという。しかし2010年以降の組織改正後の会館の運営・管理体制は、直接的効率的に管理していく責任が問われるようになったようである。この責任というものは、会館という空間に集まってくる人々に対するだけではなく、政府側との交渉責任もさらに強く求められるようになった。代表委員会の成員としては、次の4つの条件が求められている。第一には「明郷」のルーツを持つこと、第二に「明郷」の祖先に対して深い思い・心があること、第三に十分に自由な時間のあり、経済的に十分で家計で困らないこと、第四に非常に広い社会関係・ネットワークを持つことという4つの条件が求められるようになった。このような条件は、1975年以前の「三保務治事委員会」のメンバーになるため条件とは、重なって

る部分があるが、特に重視される条件は、「明郷」のルーツという条件である。

明郷会館の活動の状況に適切と思われる治事委員会の正式メンバーの 7 人が決められた。この委員メンバーは、毎週数回直接的に会館での様々なことをするように分担が決められている。規則として週に一回ぐらい会館に一日中仕事をすると言われるほど管理の仕事を行っている。その代わりに、毎月の「御礼」という制度も成立されるようになった。2009 年の代表委員会のメンバーの 22 人の中から、4 人が留任し、任務を継続しているが、その他に新人の 3 人が旧メンバーの 4 人に呼ばれて、参加したという。現役の委員長の F 氏によれば、前期の 22 人中、多くの人が亡くなっており、年が取って継続して活動に参加することができなくなった人も結構いたようである。また、家庭の事情があり、辞めることにした数人もいた。そして、女性のメンバーに関しては、明郷会館での行事・祭事の際、以前のようにお供え物、供養の料理と食事関係の諸準備は、自分たちでしていたようであるが、2010 年以降専門の業者に頼むようになっていたため、その役を勤めていた女性メンバーも必要ではなくなったという。次に現在の現役の明郷萃先堂治事委員会の役を務めている人々の状況を述べてみたい。

明郷萃先堂治事委員会のトップにいるのは、委員長であり、全体的な管理・運営を担当している 79 歳の曾族 8 代目の F 氏の旧メンバーである。次の副委員長の役を務めているのが 2 人いる。一人目の副委員長は、祭事・行事の際の祭祀・儀礼などを担当する荘族の 9 代目の 81 歳の K 氏である。この方もまた留任した旧メンバーである。二人目の副理事長は、対外関係・一般事務を担当している李 A 族の 10 代目の 67 歳の I 氏である。彼も留任した旧メンバーである。上記の 3 人下では、他の 4 人のメンバーは、それぞれの 4 つの任務を担当している。財政・計理を担当している人は、65 歳の李 C 族の 8 代目の L 氏で新メンバーである。検察・治安などを担当している人は、67 歳の黄 A 族の 10 代目の J 氏で新メンバーである。雑務・買い物・雑務などを担当しているのは、劉 B 族の 3 代目の 64 歳の旧メンバーの O 氏である。最後に支出・商務などを担当しているのは、張 A 族の 8 代目の 51 歳の P 氏で、最も若いメンバーである。この 7 人の中で、家譜を持っているのは、曾族、荘族、李 C 族、李 A 族と黄族の 5 族であり、家譜を持っていないのは、張 A 族と劉 B 族である。この 7 人のメンバーは、全員「祖先は、中国から来て、明郷社の社民であったというルーツ」を持つという条件を満たしている人々とされているようである。こうしたメンバーによって、新時代を迎えている明郷会館が、どのように運営・管理されているのかを次に述べて

いくことにする。なおその際、明郷諸族派会同代表委員会の重要な人物に関する様々な情報も提供したい。

1.3.3 「明郷」組織を支えている人物

ホイアンの「明郷」組織は、明郷会館という場の存在がない限り、存続していくのが不可能な状況にある。そのため、今後の会館の在り様によって、「明郷」組織の存在自体が左右されると言えるほどの最も重要な要素であると考えられる。従って、明郷会館の運営・管理の任務を担う新体制の役割を果たしている「明郷諸族派会同代表委員会」兼「明郷萃先堂治事委員会」のグループは、必要不可欠な人々であるとみなされている。この新体制の最も重要なリーダー役を務めている委員長の存在はとて大きく、2010年以降の明郷会館の変化と「明郷」組織の拡大とに大きな影響力を与えていたと思われる。また、この委員長が選び、期待している彼の後継者というもう一人の人物にも注目していきたい。筆者は、次に委員長のカリスマ的存在及び彼の下で動いている人々の姿を描いていくことによって、2010年という時点にある明郷の組織の状況及びそれ以降に委員長を始め、新運営管理体制の努力によって変化していった組織の諸側面を明らかにすることを試みたい。

1.3.3.1 カリスマ的存在の現委員長

「明郷」のルーツ

委員長のF氏は、曾族の10世代の子孫である。曾族については、第2章ですでに述べたが、明郷の21族の家譜の中では、非常に立派な家譜を持っている一族である。曾族は、18世紀後半頃、中国福建省から渡来した明郷社の一族である。曾族の漢語の家譜は3代目が編纂した。曾族の初代は、明郷の前賢である「十老・六姓・三家」には入っていないのであるが、過去の明郷社、明郷村の中では、とても有名な一族であったと言われる。曾族の祠堂は、2か所にあり、最初に建てられた曾族の祠堂は、来遠橋の近くの場所に、200年近く前から造られたと伝えられている。出世した一族としてホイアンで有名だったそうであり、過去も現在も曾族の多くの人が、明郷会館の活動に積極的に参加し貢献してきた一族だと周囲に評価されている。

「明郷」の祖先に対して深い思い・心がある

F氏は、1992年の第2期の「明郷諸族派代表委員会」の時から2010年まで、ずっと副委員長として、明郷会館のための諸活動において、同委員長E氏を最も補佐していた存在であったと言われている。実は、1990年代に明郷会館の管理権を返還してもらい、またその後、政府に会館修復を申請するなど、表に出て政府機関などの交渉はE氏に任されたが、会館の祭礼の活動と明郷の組織内部の関係を維持していたのは、F氏の任務であったとも言われる。その経験と貢献を現在の「明郷」と称する人々はとも評価し、尊敬している。即ち、非常に信頼のある人と見なされているのである。F氏は、自分が生まれ育った時代に、ベトナム、そしてホイアンで大きな動乱の起こった状況下、ホイアンで暮らしていた時間も少なく、小さい時から色々な所に行き、多くの学校で勉強していた後、1975年以前旧南政権下で軍事関係の仕事を経験していた。南北ベトナムの統一後、ホイアンに戻り、地元で生計を営んできた。F氏自身は、ホイアンを始め、明郷社のことも殆ど知らなかったことを自覚しているようである。従って、現在務めている委員長の役割の重要性を認識し、その任務を果たすことが出来るように、自分が努力している様々なことを次のように語って下さった。

「私は、実はあまりホイアンで暮らしていなかったし、小さい頃も明郷会館のことを全く知らなかった。この役を務める時まで、明郷会館と明郷のことはね、漠然とした感じで知っただけだから、とにかく館内の額や対連やら読めるように漢字の勉強も頑張っていたけど、やっぱり年だからあまり覚えられなかったね。今度からハーさん（筆者）も助けてくれて。明郷の古い墓とかもあちこち残っていて、今度明郷会館で、祀る子孫のいないような明郷の人々を、位牌を安置して、祀るコーナーを設けたいと私は考えているんだけど。でも墓は誰のものか、漢字が読めないから分からないから、あなたと一緒に見に行けたら、もう大丈夫だ（笑い）。全部を読んでくれてね（中略）。とにかく広南省とホイアンの歴史の本を読んでいた。明郷社についてはね、陳荊和（Trần Kinh Hòa）の研究があるよ。読みたかったら、今度私の持っているコピー版をコピーしてあげよう。取りあえず委員長になってからの2010年から、できるだけあちこちに出て行っている明郷の子孫を探しに行ったよ。どこで明郷の亭、或いは明郷の廟などがあると聞いたら私たちがそこへ確かめに行って、色んなところに連絡してみて、明郷という人がい

たら、必ず明郷会館の春祭の際に招待していた。おかげで、4年前から（2011年から）広義省のトゥーサー（Quảng Ngãi, Thu Xá）、三岐（Quảng Nam, Tam Kỳ）と他の県から毎年の春祭にあそこの明郷の18族の人々もここに来るようになったよ。皆さんはとても積極的で、距離的に結構遠いから、移動するのがかなり大変だけど、いつも大勢の人が来てくれているね。私たちが毎年、あそこの祭事の日に行くようにしているよ。実は、広義の明郷の皆は、何年か前に、ホイアンの明郷会館のモデルにして、自分たちの「関帝寺」¹³⁹での祭礼の行い方など指導してくれとの依頼があったよ。私も最初よく分からなかったけど、一応ここできていることをそのまま伝え、そして明郷の歴史などについてもあそこで話をしていたよ。とにかく明郷と関係のあると言うような人に出来るだけ呼びかけて、年に一回でも春祭に招待して来てもらうようにしている。明郷会館の建物を管理するのが、簡単だと思うけど、「魂」の部分を今後どうして維持できるのが難問なんだ。皆はあまりそれに関心を示していないから、私だけ、今更なんだけど、明郷の歴史をしっかりと調べて、勉強していかないと、皆の前で話すことはできないんじゃない。そしたら、前代の委員長みたいに、自分が言っていることは、誰にも聞いてもらえないね。トップなんだから、知っておくべきことを頭に入れて置かないと、もうダメだ、もう明郷の代表なんて、失格だ。明郷会館はまだ遺されて、本当に良かったと思う。ここはね、明郷の人々が帰ってくるよう、「頼りの点」のような場所なんだ。ここがあるからこそ、人々に自分の祖先（ông bà - 爺婆）、自分たちの族の祖先のルーツを思い起こすでしょう。明郷萃先堂が無くなってしまったら、多分明郷を思うような人なんかもいなくなると思う。」（F氏、79歳）。

F氏は、上記のように明郷会館について、様々な思いを持って、一所懸命自分なりの努力しているようである。広義の（下線）「明郷」という表現も注目である。

こうした彼の姿は、委員会のメンバーらの間でも着実に指導力を発揮しているよう

¹³⁹広義省トゥーサー（huyện Tư Nghĩa, xã Nghĩa Hà）という地方に、「4幫明郷」と言われている「明郷」のグループによって1821年に建設された明郷「関帝寺」という施設が存在しているとされている。明郷というが、幫別に行動していた華人と同様な組織であるという。そこで、現在華人系の18族の人々が関わっていると言われている。しかし、この「明郷」グループの人々一部の人によると、自分たちは、華人の子孫であるという。ホイアンの関帝廟に行った関係者は、ホイアンの明郷会館の存在を知ることになったという。そうした「知り合った縁」で、現在のトゥーサーの関帝寺の「明郷」グループとホイアンの明郷会館との関係が成り立ち、現在まで続いているという。

である。F氏によれば、自分は委員長なのに、連絡系の役も完全にやっているという。明郷会館の年中の祭事・行事関係の際、明郷諸族派会同の代表者全員、他地方に住んでいる人々、行政関係者、また海外に居住している一部の「明郷」の人々など、全ての人に連絡して、招待状、新年祝賀状を一人で全部書き、近いところだと届けに行き、遠いところには郵送するという。F氏にとって、明郷会館の祭事・行事の活動に人が参加し、覚えてもらうためには、まずこうしたような連絡作業を大切に思い、こまめに行うべきであると考えているようである。

「人々の記憶を起こし、覚えさせることに繋がっていくようなことであるから、毎年の習慣みたいにやっていたら、人々はいくら忙しくても、年々覚えてくれるでしょう。そうすると段々習慣みたいになって行くから、その日のことを覚えて、必ず帰ってくれると思うよ。私は、今からその日のために頑張っている。でも段々体力的にも劣れているから、結構心配なんだ。もう少し頑張るしかない」(F氏、79歳)。

また、明郷の歴史を多くの人々に知ってもらうために2010年にF氏は、同様にホイアン在住の一人のベトナム人と一緒に、2010年に行われた「大重修後の明郷会館の落慶式式及び春祭式」に当たって『ホイアン明郷前賢亭』という小冊を編集し出版した。「明郷」自称の人々も含めて漢字が読める人々がとても少なくなっている時代であるため、明郷会館に遺されている位牌・扁額・対聯・碑文など全ての漢語で書かれている資料を通して明郷の歴史を宣伝していこうとの自分の念願を、F氏は上記した本の出版に託しているという。上記の記念祭の日に明郷会館に帰ってくる「明郷」の人々から来賓まで、全ての出席者に本を配ったようである。また、ホイアンに住んでいないが関係の持っている人、又は機関などにも送っている。F氏は漢字の読解があまり出来ていないが、共著のベトナム人は、漢語が出来、漢語の碑文など古文書が読め、翻訳できるくらいの方である。この本には、主に「明郷の前賢」の話を含めた明郷会館の歴史、会館に遺されている漢語の碑文の現ベトナム語の翻訳、特に各碑文に刻まれている全ての寄付者の姓名と職名のベトナム語訳も細かく記載されている。また、その本の最後にF氏の曾祖父に当たる曾族5代目の官服の姿が映っている写真が掲載

されている¹⁴⁰。この本を読むことによって、人々に明郷の歴史を理解してもらうことを期待しているのであるが、F 氏のより深い願いは、過去の明郷社のために寄付したとされている人々の子孫たちが自分の祖先を発見したり見つけたりして、または想ったり想像していくことであるという。「人々は、自分とは直接ではなくても、過去の祖先とだけでも、何等か明郷会館との関連というか、「絆」のようなものを気づいてくれるだけでも**第一歩の成功なんだ**」と語ってくれたことがある。こうして明郷会館のことを多くの人々に知って思ってもらうために、色々な形で頑張っている F 氏の姿に接した筆者は、F 氏にとって、いかに明郷と明郷会館の今後の行先が心配で、懸念しているかをしばしば実感する機会があった。彼の精力的な活動の様子には、逆説的に現在の「明郷」と称する、あるいは呼ばれる人々の間で、そのルーツの記憶が薄れ、あるいは忘れられ、さらに再構築されないような知識・関心の希薄さの現実が暗示されているともいえるかもしれない。

華人との関係を始め、広い社会関係・ネットワークを持つ

F 氏は、1975 年以前ホイアンで暮らす時間が多くなかったと本人は言ったが、曾族の家系は、明郷社・村内で有名な一族であるし、また 1945 年の時点でフランス植民地政府の機関で職を持っていた人も少なくなかったという。F 氏は、後の世代であったが、1945 年以前の明郷の共同体内では彼の祖父、父のことがよく知られていたようである。明郷社では有名な医者（当時は漢方の医師）で、父は学校の先生であり、尊敬されていた人物であったという。そのために、彼も、祖父、父と関係を持っていた明郷の年配の人々の間ではよく知られているので、ある程度前代からの多くの人々との関係を引き受け、また威信があり、信頼されているという。

彼は、1975 年以前旧政権下の軍事関係の職を務めていたので、新政府による「思想の改造・学習」という旧政権下の軍事関係者に対する強制プログラムに拘束され、収容所に解放後 1 年半ぐらい入れられたという経験を持つ。F 氏と同様に、過酷な経験をした他の明郷の人々と華人も多くいた。こうして政治的な面において、ホイアンという地方では彼の味方が多かったため、多くの明郷の人々と華人との関係は、その理

¹⁴⁰F 氏によると、曾族の 5 代目は、明郷社の郷長の職に就いていた人物である。この方の墓碑には、職名の郷長が刻まれているようである。しかし、この方が生きていた時代に作成された碑文など記録のある資料が残されていないため、その墓と家譜とにおいてだけ、当時の 5 代目の社会的地位を確認できるという。

由でより近くなったという。彼自身は、そうであったが、他の数人の兄弟及び母方の親戚には、彼と違って北部ベトナム政権下で働いて、ベトナム戦争で犠牲になった人も出たぐらい、大きく貢献していた人も結構いた。そのお陰で、新政権が指導する時代において、あまり厳しい目で見られなく、地元での生計をうまく営んできたという。それで、彼とホイアンでの政府機関の関係者とは、昔から（1975年以降）かなり良い関係を持っていた。F氏は、また詩才があり、地元のホイアンでかなり詩人としてもしばしば知られているようである。現在ホイアンの詩クラブのリーダーとして活動しており、このクラブの活動もまたホイアン文化遺産の文化伝統的演奏の一環と見られ、地元の文化機関に依頼され、毎月の満月の夜に街の伝統文化の活動としての「詩会」も依頼されているようである。この「詩会」を通して、F氏は、ホイアン外に暮らしている「明郷」の祖先を持つという一部の人々と出会い、毎年の明郷会館の行事に帰ってくるように呼びかけ、それで明郷会館に通うようになった人もいたようである。そして、明郷会館のために扁額や対連など寄付したい人は、F氏に頼んで、良い言葉、または良い対語・詩文を考えたり選んだりしてもらったケースもあったという。いうまでもなく彼は、明郷会館と他の明郷社の元の諸施設にある対連・扁額などに記されている対語・詩文を集め、それらの内容も結構覚えているようである。ある意味では、「明郷」の一部の人々にとって、彼が明郷会館の「精神的な文化」を創造している媒体というような存在となって、明郷の歴史・文化などを知りたい際に期待して「頼り」になる人であるとも言われている。つまり、詩作という自分の才を活かし、明郷会館のネットワーク作りに効果的に繋げていけるように、意識的に努力していると彼自身が告白していたことがある。

最後にF氏自身はもちろん、他の「明郷」と称する人々も期待している最も重要な関係は、彼自身とホイアン在住華人親戚の関係である。F氏は、華人との様々な親戚関係を持っていると思われる。F氏の祖父の姉は潮州幫の人と結婚したため、大叔母の家族は皆華人であり、また大叔母の子供たちは、全員また各幫の華人と結婚したため、更に華人の親戚ネットワークが広がっていったという。ベトナムでは、三代内の親戚関係は、まだ親密に繋がっており、近い関係に持つ人々であると思われる。F氏は普通にこうした華人親戚の人々と交流しているようである。その結果、華人社会においてある程度、知られているようになったという。なお現在の明郷会館の活動の一環として、F氏はよりこの関係を意識的に保って行こうとしているようである。華

人との関係を大切にしていこうとする姿勢を次のように F 氏は説明する。

「ホイアンでは、華人と明郷とはあまり違ってないと思う。解放の以前は、あまり区別とかしていなかったけどね。華人も明郷も同じようにベトナム語を喋っていたし。比喩的に言えば、華人と明郷は、同父、異母の兄弟のようなもんだ。明郷は、17 世紀からホイアンに来たというが、もうその時代の人々の子孫っていないと思う。まだここにいるのは、私たちの族と同時（18 世紀後半）に来た族らの子孫たちぐらいでしょう。私の祖父は、生きていた時、大叔母と仲良くし、そっちの親戚と結構交流していた。だから私も小さい頃一緒祖父と暮らした時間が多かったから、よく大叔母のところ（家）に遊びに行ったよ。今大叔母の孫たちは、中国に帰った人もいるし、アメリカに渡っている人もいるけど、ホイアンに帰ったらすぐ私を呼んで、一緒に食事をしたり、遊びに行ったりしている。大叔母の子孫は、ホイアンにいないから、その祖先の墓を私が全部世話をしている。大叔母と聞いたら遠いようだけど、私にとってはまだまだ近いと思う。こうした親戚関係を持っているから、私は、ホイアンの華人とは、結構知り合いがあり、色んな人に知ってくれる。ここの皆（明郷会館に来ている人々のこと）、私みたいに華人との関係を持っている人ってやっぱり少ない。これからも出来るだけ保っていききたいな」（F 氏、79 歳）。

F 氏は、現在最も注目されている存在であり、今後の「明郷」組織の存続に対しても、非常に大きな希望的存在でもある。明郷会館という場で、その運営・管理に関わっている人々の願いを基盤に「明郷」像を模索している状況と、華人との共存を「華人系」という要素から思考している姿勢も認められる。

1.3.3.2 期待される後継者

明郷社の前賢の子孫

現在委員会のメンバーの中では、51 歳の張 A 族 8 代目の P 氏が、一番年齢が低く、唯一若い世代の代表の一人であり、現役の委員長の後継者として最も期待されている存在である。P 氏は、福建省泉州府同安県の中国の原籍を持つ張 A 族の 11 世の子孫である。張 A 族の家譜は、現在紛失しているが、祠堂の祖先祭壇に一族の原籍及び初代

から 10 代までの祖先の名前が記されている位牌板が祀られている(写真 43)。これは、墓碑の他、家譜の代わりに代々の先祖の名前が記載されている唯一の記録である。張 A 族は、立派な祠堂がり、1997 年に広南省指定特別遺跡に指定された。ホイアンでは、かなり有名な祠堂で、明郷社に関しては、今日のホイアンの発展に貢献していた一族の祠堂であると紹介されるようになっている。張 A 族の三代目の祖先は、明郷社の前賢である三家の一人の張宏基という人物に当たるとされている。張 A 族の祠堂で祀られている位牌板に張宏基という名前がはっきりと記されている。また陳荊和 [陳 1970; Chen 1960; 1962] では、前賢の三家の張宏基の人物について何度も言及している。既に第 1 章で明郷社の前賢について述べたが、陳荊和の研究に記述されている明郷社の前賢に関する諸事蹟の中で、最も確実な記録が多く残されているとされているのは、張 A 族の張宏基に関するものである。張 A 族の族人の中で、阮朝時代に朝廷の官吏・役人などとして活躍していた人々がかなり多かったとも言われている。現存している明郷社関係の施設に遺されている諸碑文にも、明郷会館の碑文にも張 A 族の人の名前が多く刻まれている。明郷社の前賢の系譜にあるだけでなく、19 世紀以降の明郷社内の最も有名な貢献者の一族である張 A 族の子孫という P 氏は、今後の委員長の後継者として、ホイアンの明郷の誰よりも、最も適任の存在と見られているようである。

「華人系」色の濃さ

筆者は 2008 年まで何度もホイアンと明郷会館を訪れていたが、一度も P 氏にお会いしたことがなく、また彼の名前も旧委員会のメンバーとの多くの話から聞いたこともなかった。2003 年のホイアンの諸訪問の時に一度張 A 族の祠堂に入らせてもらったことがあっただけである。当時、この祠堂は明郷社の前賢の一人によって建設されたとのことを全く知らなかった。張 A 族の祠堂は、上記しているように 1997 年に広南省指定の特別遺跡に登録されたが、張 A 族の子孫たちは、祠堂を修復するための財政力が無かったため、一部の人は祠堂の中か、その周辺の敷地内に住んでいただけであったという。2003 年に筆者が訪れた時もまだ修復されておらず、あまり掃除されていなかったようで、祭壇と位牌などは埃だらけの状態であった。しかし 2012 年に三度ホイアンに行き、完全に修復された明郷会館を訪れたら、委員会のメンバーとなった P 氏に初めてお目にかかった。その時、彼に修復後の張 A 祠堂へ案内し、再度見学させて頂いたところ、祠堂の形式も雰囲気も以前と違って、とても綺麗に装飾され、祭祀

用の道具及び一族の世代を区別するため新成員の名前に付ける通字の漢字での「言葉集」が記されている看板のような枠が飾られていた（写真 44）。

彼は、2010 年から明郷諸族派代表委員会の委員長の F 氏に誘われ、会館の諸活動に参加するようになった。明郷会館への参加は、昔から張 A 族の伝統であり、代々続けて行っていたという。彼の父は、1972 年の時点で「明郷三保務治事委員会」のメンバーの一人であった。しかし、P 氏の話によれば、父が生きていた時、張 A 族についてのことを一度も聞いたことがなかったので、自分の父は明郷村のベトナム人と思っていたとのことである。また、張 A 族は、福建から来たとの起源を持つ華人系であることも知らなかったし、明郷社との関係などについても理解していなかったという。さらに、彼の母が福建幫の華人一族の娘であったため、小さい頃母と一緒に福建会館によく行き、いずれの祭事・行事の日にも母と一緒に参加していたという。また、母方の祖父と伯父とは、福建幫の幫長の役を務めていた人々であったことから、母が生きていた時、料理が上手であったから、行事の時に必ず作りに福建会館へ出ていたので、会館の多くの人々と関わりも深かった。母方の親戚は、殆ど福建の華人であり、従兄弟同士も華人である。現在でも P 氏は、福建会館と中華会館、そしてホイアン華人関係の全ての行事やイベントなどに積極的に参加し、多額の寄付者リストの中に必ず名前が記されている。多くのイベントの執行委員会の役員としても活動している。そして、彼の奥さんは福建会館の諸活動にも積極的に参加しているし、息子たちも常に福建会館に行っている。つまり、ホイアンの華人コミュニティと広い関係を持ち、かなり信頼されている人であることが想像できよう。

P 氏が、自分が「明郷」であること、そして張 A 族が福建出身の祖先に持つことをどのように発見したのかを、彼は次のように語る。

「私の父は、1979 年に亡くなったが、それまで父から一度も明郷の話なんか聞いたことがなかった。自分の家は、明郷村の人とは知っているけど、明郷はただ村の名前だけで、華人系とかは全く知らなかったね。父は、小さかったからか、或いは当時（1975 年以降）中国との関係が悪かったから、私に何も華人系の祖先のことについて話してくれなかった。1980 年代は、ホイアンでは何もすることがなかったから、私はサイゴン（ホーチミン市）と南部の各省へ出稼ぎに行ったこともあり、とにかく生計のためだけで精一杯だった。まあ、当時私もまだ若かった

から、祖先とか祠堂とかどうだったかというような話は、全然関心がなかったというか、考える余裕もなかったね。でも他の皆も同じだと思うよ。ホイアンが観光地になってから、私も出稼ぎを辞めて、ホイアンに戻った。当時、ホイアンでは、観光客、特に外国人客に人気絶頂であった記念品のランタンの作り方を習い、自分の家で作って商売し出した。凄く売りが良かったから、商売が上手く行って、かなり儲かった。お陰で生活が経済的に良くなって、生計以外のことも考える余裕も出来たんだ。張 A 族の祠堂って今はこんなに立派なんだけど、以前はすごく古くて、ボロボロのところ結構出ていたけど、誰も修理しようとしていなかった。まあ、皆も自分の生活だけで大変だから、そこまで考える余裕がなかったな。ある時、祠堂がどうなっているかを見に入ったら、位牌板を見つけた。古くて割れそうだったけど、漢字ばかりだから、読めなくて福建会館へ持って行って、母方の親戚に読んでもらったら、父方の祖先も福建から来たことを初めて知ったんだ。両親とも祖先が福建の華人なんて、まさかと思ったよ。それから、ホイアン在住の張 A 族の皆を呼びかけて、2006 年に一緒に祠堂の修復を行った。古い位牌板は、漢字がもの凄く上手な海南の方に頼んで、書き直してもらって、今祭壇で祀っている。大体この時から明郷のことについて調べ始めて、少しずつ勉強していた。そして、明郷会館にも行くようになって、ここの皆と知り合うようになったよ。陳荊和の書いたものを読んだんですね。うちの祖先の明郷前賢の三家の張弘基について、結構書かれているけど、当時家譜があったみたいね。でも今見付らなく、どこに行ってしまったんだろう。私は 2009 年に思い切って、福建省へ張 A 族のことを調べに行ったけど、見付らなかった。ちょうどその時、福建省の各張族についての展覧会が開催された時であった。そこに行ったら、福建の張族は、45 族があったけど、同安県は一族だけあった。でも輩行字を比べると全然違うものだから、うちの張 A 族じゃなかったんだ。結局、張 A 族の輩行字も私の子供の世代で終わりだから、その続きの 24 字を貰って帰国したんだけどね...」(P 氏、51 歳)

P 氏の語りを通して、彼の自分の祖先の話、そして自分のルーツをどのように発見していたかを見てきた。全く父の世代から伝えられなく、偶然の発見から明郷と明郷前賢の祖先に出会ったと言うような話は、彼だけではなく、きっと彼と同様なケース

も多かったのではないかと考えられる。彼の中では、自分の祖先のルーツを知る前まで、明郷村はベトナム人の村であると思っていた。しかし、「父方の祖先も福建の華人系」と発見した P 氏による今後の明郷会館の展開は容易に想像出来るかもしれない。

P 氏は、現在ホイアンのチャンフー通りの真ん中にある家に住んでおり、ランタンの商売を辞めて、絵の店を経営している。経済的に安定し、かなり裕福である。行政関係などの職業に就かず、自由な商売をしているため、経済的にも時間的にも或る程度余裕があるという。そして、ビジネス精神の強い P 氏の才覚によって、明郷会館という場において、様々な商売的活動が展開されるようになっている。現在明郷会館で実践されている様々な活動については後述するが、P 氏の明郷会館の治事委員会への参加によって、本来の明郷の前賢・後賢の祭祀の場、「明郷」の人々の集会所という機能以外、華人会館と同様な活動も追加されるようになったのである。

1.3.3.3 他の 5 委員の様々な任務

次に重要な上記の二人の人物以外の 5 委員についても見ていきたい。基本的に運営体制の全体を監督するのが、委員長の間であるため、それぞれのメンバーに期待されている内容はそれぞれ異なるようである。しかし最終的に求められているのが、新体制が直面している様々な困難を解決することであり、その姿勢は、世界文化遺産＝観光地のホイアンにおける観光名所としての明郷会館のブランド・知名度などを高めていく方向性の途上にある。

まず、祭祀・儀礼の任務を担当している 1 人目の 81 歳の K 氏は、荘族の 9 代目で一番年齢の高いメンバーである。荘族の家譜については第 2 章で言及している。その「中国系起源」に関しては、漢語の家譜に全く記されていないが、何故か現ベトナム語の家譜には、「明郷前賢の六姓の一人」と書かれている。現在その祖先の話は、荘族の子孫の間で伝えられているという。7・8 代目の荘族の人々は、20 世紀前半に明郷社内の諸職に就いていた数人がいたという。確かに明郷会館に残っている 3 つの碑文に荘族の数人の名前と職名が刻まれている。しかし 1972 年の「明郷三保務治事委員会」のメンバーに荘族の人が入っていないため、当時明郷の主要な諸族ではなかったことが考えられる。そして参加しない時期を経て、明郷会館の管理権が返還された後、荘族の子孫がまた戻って参加するようになったと言われている。荘族の 19 世紀末から 20 世紀半ばまでの墓碑を見る限り、確かに「明郷」を指す違う呼び方だと言われる「明

江」が認められるが、中国の原籍が書かれていない。現在の明郷会館に来ている荘族の子孫の一部によると、明郷の前賢である祖先に持つぐらいなので、荘族の人たちが明郷会館に参加したり、寄付したりするのは、自分たちの義務のようなものであると言っている。荘族の子孫は、ホイアンの街に住んでおらず、街から約 3 キロ離れている 1975 年以前の明郷社の墓地であった長麗 (Truong Lê) という地名のある場所に住んでいるが、そこはそもそも勝定鄰という明郷社附属の最も遅く成立された 1 鄰であった¹⁴¹。現在明郷社の諸族の子孫たちがまだ暮していて、最近まで農業をしていたようである。K 氏も昔からの明郷社内のことを殆ど知らなかったし、家族の事情により小さい時から父を離れ、母親だけと暮していたため、ホイアンにあまり帰らなかったという。明郷会館の活動に参加し始めたのも遅くて、2003 年からであると本人は記憶する。自分の年の割にあまり地元のことを知らなく、自分の族のこともやっこの数年知るようになったという。経済的に一番良好と言われている現在の荘族の子孫の K 氏は、長麗に住んでいる明郷諸族の人々を呼びかけ、皆が忘れないように明郷会館に行くよう、集約の任務を果たしているそうである。「明郷」組織は、本来、ホイアン内在住の諸族派だけでも、十分に維持されていたようであったが、現状が変化し、明郷会館と「明郷」組織そのものを今後維持するために、ホイアン外からの人々の参加・支援などが、非常に必要となってきたという。

対外関係・一般事務を担当している 2 人目の I 氏は、第 2 章で家譜を分析した明郷の李 A 族の 10 代目である。李 A 族の族長を始め、現在多くの子孫たちの一部の人が明郷会館の諸活動に関わっており、寄付などの活動にも熱心に参加している。李 A 族の族長 (77 歳) は、若い時にホイアンを離れ、南部の方に移住していったが、1992

¹⁴¹一部のお年寄りの話によると現在荘族の子孫たちが住んで、農業をしている土地の全てが、そもそも明郷社の墓地であったという。明郷社は、荘族の人々に墓地を見てもらい、その代わり、荘族の人が墓地周辺の耕地で農業することができたという。このことは、1975 年まで続いていたが、それ以降の政権交代の状況で、その土地も誰の財産であるか、分からなくなったようである。当時のホイアンは、街の中でも人が住みたがらないくらいで、お墓以外何もないような土地のことを誰も忘れてしまったという。ホイアンは、世界文化遺産になったことにより、観光開発のお陰で、墓地だったところなども観光開発の資源となった。荘族の見ていた墓地は、現在墓地ではなくなり、今後はホイアン市の都市開発の一環として住宅地の中心地になりそうである。荘族の子孫たちは、皆そこに住んでいるし農業をしていたので、現在彼らの不動産となっているようである。即ち明郷社が無かったら、今日の荘族の広大な土地という財産もなかったであろうという話は、しばしば明郷会館に来ている人々の間で話されている。筆者も、「その恩を返すため、明郷会館に行き、積極的に寄付しないとイケない」というような声も聞いたことがある。

年に長い間散佚したと思われた李 A 族の家譜を見つけ、1994 年に現ベトナム語に翻訳した後、李 A 族の祠堂も修復し、祖先のお墓なども綺麗に修理したという。その後、家譜は子孫の間で伝承されるようになったという。李 A 族の族長は、1990 年代後半から毎年何度か地元のホイアンに帰り、明郷会館へ行くようになったようである。そして、自分だけではなく、自分の子供と他の李 A 族の族人にも呼びかけ、積極的に明郷会館の行事・祭事などに参加したり、毎年定期的に寄付したりするようになったという。明郷会館の壁に嵌められている 1943 年の碑文に李 A 族の現在の族長の父と兄の名前が記されているが、1972 年の明郷三保務治事委員会のメンバーには李 A 族の人が誰も入っていない。李 A 族の族長も早くからホイアンを離れたため、明郷社のこともあまり知らなかったようである。この族長によると自分が住んでいたところは、明郷村と呼ばれていたことだけ知っていたという。修復が完成した後の 2010 年から明郷会館内に多くの寄付品が飾られているが、李 A 族の子孫が寄付したものがたくさんあった。李 A 族の族長は、ホーチミン市に住んでいるホイアン明郷村の人を始め、ホイアン出身の人々の同郷会の会長も務めていたようである。彼を通して、明郷会館の現在の状況がホーチミン市のホイアン同郷会の人々の間で伝えられているという。I 氏は、上記の族長の甥であり、ホイアンの近くに住んでいることから、現役の治事委員会委員長の F 氏は、I 氏と李 A 族の族長とを通じて、将来的に明郷ネットワークがより広がって行くように期待しているという。つまり、I 氏は、運営・管理に携わり、ホーチミン市から人々を呼び掛ける役割も期待されているようである。I 氏は、ホイアンで育った人であったが、若い時に旧南ベトナム政権に徴兵され、1970 年代まで色々な所に行き、軍隊の中の生活をしていたという。I 氏は、2002 年から明郷会館に行くようになり、会館との関わりもこの時から始めた。「明郷」と明郷社についての歴史なども明郷会館に行くようになってから、年輩の人々に聞いて知るようになったという。即ち、I 氏も自分の住んでいるところが明郷村であると小さい頃から聞いていたが、その特別な由来と歴史については知らなかったという。彼は、ホイアンで「話がお上手な人で、地元で結婚式とか色んなイベントの司会者の仕事もしていた経験があった」と言われ、自分の子供から孫まで通っていたホイアンの諸小中学校で PTA 会長の役も昔からしていたので、その経験から作られた社会関係が非常に広いと現委員長に評価されている。I 氏も自由な仕事をしており、時間的に余裕があるので、明郷会館の運営・管理のために十分な時間があるようである。つまり I 氏と李 A 族とは、今後の明郷会館の発展に

大きく繋げていくような大切な存在と期待されているし、彼ら自身もその任務を認識し積極的にやっているようである。

3人目の検察・治安維持の任務を担当している70歳のJ氏は、明郷の黄族の7代目の子孫である。第2章で黄A族の家譜の分析から黄族の家系の歴史に言及しているが、現在ではその一族の具体的な家系は、子孫の間ではおそらく殆ど知られていないようである。その理由として漢語の家譜が現ベトナム語に訳されていないことを指摘しているが、J氏によると黄族の祖先は「中国の広東から来越したというルーツを持つことがはっきりと伝えられおり、また完全な形ではなかったが、子孫の世代の命名するための一部の輩行字も伝えられていたという。J氏は、自分の祖父と大伯父とは20世紀前半に明郷社の郷長の役に務めていたことを誇りに思っているようである。筆者に初めて会った際、その話をされて、『ホイアン明郷前賢亭』を読むことを勧められた。その本の中に祖父と大伯父とを含め、黄族の人の名前と職名が記されているからである。J氏は、会館の諸活動と関わるようになったのも2000年以降のことである。筆者は、彼の家族の事情も特別であると会館で時々他のメンバーに聞いていた。J氏の父は、1946年からフランスとの戦争でベトミン軍の幹部であったが、犠牲になった。革命軍の貢献者で、ベトナム政府にその功績を表彰された烈士である。また兄も同様に、アメリカとの戦争で南部解放戦線軍下の軍人で1968年に烈士となっている。そして、J氏自身もその戦争の時も軍人として戦っていた。また1975年の解放後も継続的に軍事の仕事に就いていたが、1980年代のカンボジア戦争にも出世し、やっと1981年にホイアンに帰ることが出来たという。夫と子供が烈士になっているということで、J氏の母は、ベトナム政府に「ベトナム英雄の母 - Bà mẹ Việt Nam anh hùng」として表彰されたとのことである。

明郷会館の治事委員会のメンバーとして会館の管理に関わっているJ氏は、過去の「明郷」組織、また組織の様々な活動も見たことがなく、自分の担当している任務などについてあまり関心を示していない。彼は、とにかく委員長の下で動いているように見えるが、明郷会館の治事委員会のメンバーの中での存在は、政治的な面において同会館を保護するような存在である。「華人系」的要素をいくら強調していても、また中国との関係がどうなっても、国家的レベルでの彼の家族に対する評価から明郷会館は何もそれらによって生じうる影響をほとんど被らないと考えられているようである。

4人目で、昔からホイアンの街部の在住者ではなかった財政・計理の任務を担当している65歳のK氏は、李C族の8代目である。李C族については、第2章でも述べているが、ホイアンから秋盆河の向こう側にある諸集落内に在住している一族である。李C族は、以前明郷社附属の10鄰の香龍鄰（Hương Long lân）の一族であった。K氏は、小さい頃、自分の住んでいる集落に1973年まで存在していた関帝寺¹⁴²という茶饒在住の明郷諸鄰の集会所に父と一緒に何度か行ったことがあるが、ホイアンの明郷会館について上の世代の人に聞いただけで、殆ど知らなかったという。彼は李A族のI氏に誘われ、治事委員会のメンバーになったという。K氏によると、李A族のI氏が以前離散していった李A族の族人を探しに行ったことがあり、ホイアン周辺に住む同李姓の家を訪れていた時に偶然K氏に出会った。同じ明郷であるから、同族の人かもしれないとI氏が思ったようである。2人の関係が出来たのはそれからであるが、毎年両李族の祖先の祭事の日相互に参加するため招待しあうようになったという。その後、それぞれの家譜を発見して、中国にある原籍が違ったことを知ったが、同じく明郷民だから一緒に明郷会館で活動しようということになったようである。また、ホイアン周辺の各地に住んでいた明郷社附属の諸鄰の諸族の人々と関係を作り、明郷ネットワークを拡大するために、彼らを現在の明郷会館に来てもらうように呼びかけようとするのが現委員長の狙いであったという。委員長のF氏自身も一生懸命K氏に付いて、以前明郷の諸鄰のあった地域にまだ居住している人々に会いに行き、同じ「明郷」としての共通点を人々にも話していた。また、上記した崩壊した関帝寺という場所に遺されている漢語の碑文の拓本も取り、より関係を調べるために持って帰ったという。従ってK氏は、明郷会館と彼が住んでいる地域とその周辺に居住している昔の「明郷諸鄰」の諸族の人々との架け橋のような存在であると、彼自身が自分の任務の大切さを話していた。また、自分の「華人系」という要素を語る際、必ず李C族の家譜の話に必ず言及する。実は、治事委員会の中では、ホイアンの街部に住む多くの人々にとって、K氏は全く知られていない存在であるため、ある意味他のメンバーに比べ、

¹⁴² この関帝寺については、第1章で陳荊和による一連のホイアンの明郷社に関する研究を概観した際、言及していたが、戦争の激しかった1960年後半の時期に人々は地元を離れ、各地に逃げて行ったため、守る人も面倒を見る人も全くいなかったという。荒廃した状況が続き、また爆弾も落ちて、1973年に完全に破壊されたという。現在唯一2枚の漢語の碑文が遺されているが、誰も漢字が読めないため、殆ど関心を示していない。また、行政関係の機関なども、その存在を知らないようである。ある人は、次のように言った。「ホイアンという場から離れてしまったら、たとえ何かホイアン「明郷」と関係があると言っても、国（政府のこと）は関心を向けないよ」という。

かなり弱い立場にいと本人が自覚しているようである。K氏にとって、家譜は、彼が「明郷」であり、「華人系」であると証明してくれる一つの有効な根拠のようである。

最後に雑務・買い物の任務を担当している5人目のO氏は、劉B族の4代目である。O氏によれば、劉B族の初代は、そもそもホイアンには来ず、特産品の多かった地方に来着し、商売をしていたが、人生の最後に中国に帰り、故郷で亡くなったという。ベトナム人の女性と結婚し、生まれた子供がO氏の祖父だった。祖父の時代からホイアンへ移住し、明郷社の社民となったと伝えられてきたという。1964年にホイアンで大洪水が起こった際に、劉B族の家譜が流されてしまったため、現在家譜が残されていないし、また子孫たちも編纂しようとも思っていないようである。劉B族の祭壇に祖先の位牌板だけ祀られているが、そこに中国にある原籍は記されていない、墓碑にも「明江」(＝明郷)としか書かれていないので、結局自分の祖先は、中国のどこから来たかも分からず、他のメンバーのようにはっきりと説明できないので悔しく思っているそうである。O氏の祖父と父の世代は、明郷社内の職を持っていたようで、明郷会館の1943年の碑文に、彼の祖父と伯父との名前と職名が記されているし、1972年の明郷三保務の治事委員会のメンバーリストにO氏の伯父の名前も上がっている。劉B族の代々の人は、明郷社の時代、そして明郷村になった以降から現在に至るまで、各時期の明郷の組織の活動に熱心に参加していた一族であるという。しかし、現在のO氏について、明郷会館の他の運営・管理に関わっている他のメンバーから、「学業の道において成功せず、社会的に出世することもできなかつた」、「社会関係などが狭い」、「家計も結構大変だから経済的に全く余裕がない」、「会館のために殆ど役に立たなく、利用しているだけだ¹⁴³」など批判の文句を時折耳にした。現在の彼の立場は支持されていないようである。要するにO氏は、治事委員会の成員になるための4つの条件を満足していないからかもしれない。一方で、彼は、自分の立場について、「私の祖父、伯父、叔父、そして私まで、この会館のために何も貰えなく、無償でずっと何十年前から頑張ってきたのに、何で今日良い時代がきた時、またこんなにつらい目に遭うのだろう。新しい人ばかりなのに、これまで何が出来たか」というふうに筆者を相手に

¹⁴³ O氏は、自分の家庭が経済的に苦しいということで、委員長に許可をもらって、2010年から明郷会館の前庭の横側で小さいコーヒー店を開き、コーヒーを売ようになったという。勿論、場所だけを借りたような感じで、毎月場所を借りるお金も払っているという。筆者が調査を行った一年間の間、よく彼の店に行き、そこで多くの方と出会い、多くの話を聞くことが出来た。

不満をつぶやいた時もあった。彼が新体制の治事委員会のメンバーとしてそのまま留任することが出来たのは、明郷会館に対する O 氏の貢献が認められたからかもしれない。他のメンバーからの同情があったようである。しかし、現在の明郷会館の場では、非常に多くの活動が展開されるようになり、観光地化を背景に経済的な利益を獲得する機会が増えたようである。すると、治事委員会内のメンバーで一番役に立たなく、その役割も重要ではないとされている O 氏が、他のメンバーと同様に、「御礼」の礼金（一種の報酬）を貰うことについて、「納得いかない」とか、「何とか今の状況を調整しないとイケない」など、不満の声が上がっているという。O 氏のことリーダーとしての委員長の F 氏は、今後どう対応していけば良いかということでもかなり悩んでいるようである。彼自身は、最も大変な時期に置かれていた明郷会館と明郷の組織を守り維持するために頑張ってきた人々の姿を見てきた人であるから、O 氏の現状を良く理解している一方、現在の明郷会館の運営・管理を行っている新体制は、求められている様々な条件に課題山積で、O 氏のような人をどう守るべきかということも委員長としての F 氏の任務にもなっているようである。

上述したように、ホイアンの観光名所の一ヶ所となった完全修復後の明郷会館を運営・管理するため、「明郷萃先堂治事委員会」兼「明郷諸族派会同代表委員会」が新たに設立された。新時代を迎えていると言われるほどの状況に、改正され再設立された新体制のメンバーも新たな諸条件が求められるようになった。「明郷」の文化、「明郷」の特徴など、「明郷」像を作っていくことこそが、明郷会館の治事委員会のグループが担っている任務として期待されている。彼ら自身も過去の明郷会館の文化的活動などを見たことがなく、伝えられたこともない。「明郷」について何か伝承されてきたものがあると言え、ただ個々の家で残されている家譜という「家系の歴史物語」及び新たに習得した「明郷」と明郷社の歴史という一種の「物語」だけである。現在の「明郷」組織を代表する人々は、観光地となったという時代背景に、自分たちの認識・理解に基づき、自由に「明郷」らしい会館を構築し、表象しているようにも見える。従って、会館の運営・管理に関わる人々もまず「明郷」という基準に満たさなければならぬことになっていく。その際、最も重要とされるようになった条件が「華人系」という要素である。何故なら政府の公的認識において、ホイアン「明郷」は、「明郷華人」であり、「入越籍華人系人々」とその子孫だからである。結局、非常に少ない人数の成員から成り立っている明郷会館の運営・管理の体制の内部でもメンバー間の関係

の問題で「華人系」であるかどうかということを利用され、葛藤が起こるほどの現状となっている。次では、上記しているような明郷諸族派会代表委員会のメンバーによる様々な模索と努力によって、明郷会館の場で、どのような活動が展開されているか、そしてそれらによって「明郷」ネットワーク作りという非常に重視されている任務がどのように達成されようとしてきたかをたどる。

1.3.4 「明郷」ネットワーク作り・維持の現状

現在 F 氏をリーダーに、メンバー全員が強く力を入れている任務が「明郷」ネットワーク作りである。会館に保管されている 2005 年から 2016 年までの寄付者の記録の中で、元々ホイアンの明郷の諸族と確認されているのは 55 族（姓）である（参照資料 3 と 8）。この 55 族の人々が、必ず同じように毎年明郷会館の祭事の日に参加しているとは限らない。しかし、「族」という単位で計算されているのは、多くの寄付者が一人であるが「...族の代表」という形で記載されているからである。また、一族の代表者で同じ人が毎年参加し、寄付しているケースも少なくない。1990 年代から毎年春秋二期の祭祀が行われるようになったようであったが、確実に記録をするようになったのは、2005 年からである。2004 年に明郷会館の一回目の修復が行われた後、完全な形ではなかったが、一緒に祭礼を行える空間が整えられたので、本格的に春秋の祭祀を行い、人々を招待するようになった。そこで 2010 年に行われた「大重修後の明郷会館の落慶式及び春祭式」に明郷諸族派の人々は、55 族の約 160～170 人の参加者で、1975 年以来一番多く集まりに帰ってきたと言われている。2010 年以降、次第にその参加者が少なくなったが、記録から見た限り、毎年参加者は 38 族から 40 族の 100 人前後の人数で春祭に参加し寄付していた。この 55 族の中に、筆者が祠堂か自宅まで訪れ、族人の誰かに会って、その族について何とか話を聞いたのが、41 族であった。ホイアン内に祠堂があり、又は住んでいる家族は、35 族である。この中の 35 家族は、昔からホイアン在住で、現在子孫たちがまだ街に住んでいる。第 2 章で入手できた 13 族の漢語の家譜の分析を試みたが、調査期間中に会えなかった家族もあり、そこに家譜が遺されているかどうか、確認できなかった場合もある。いうまでもなく中国系起源を確認するためには家譜が第一の手掛かりであったが、家譜以外に各族の祠堂か祖先祭壇に掛けられている位牌板及び位牌があり、そして各族の墓にも記されているため、それらに基づき、確認することが出来た例もある。黎族と范族とは、祖先は中国

系起源であるかどうかを確認できていない場合、筆者がまだ会えていない場合とを除き、殆どの家族の来越歴は 18 世紀中であり、福建が原籍である。19 世紀に入ってから一部の家系が後から明郷社に入ってきたことも確認できている。この 35 族の中、蔡 B 族だけは自分の家族がそもそも明郷社の社民の一族ではなく、自分の父の世代から 20 世紀前半に明郷社に移住してきて、寓居するようになったという。現在、蔡 B 族の 2 人の兄弟は、毎年必ず明郷会館の春祭に参加しに来ているという。林族の場合は、ホイアンの明郷に関する陳荊和其他の一連研究に 17 世紀から明郷社の起源とされているホイアンで日本町と同時に存在していた唐人街の時代からの一族の典型的例として必ず取り上げられている [陳 1970:84]。林族の祠堂は、ホイアンのメイン通りであるチャンフー (Trần Phú) 通りの中心に位置しているが、その門に「明德堂」とあり、中に入ると祭壇の一番の上で「原籍福建漳州龍溪浦白站 - 林宗堂 - 大明天啓辛酉年 (1621) 吉日拝造」と記されている大きな額が掛けられてある。しかし、筆者がそこに住んでいる林族の人に尋ねると、14 世代伝えられていると言われ、祭壇で祀られている祖先の位牌板を確認しても 14 世代まで伝えられている。このホイアンの明郷の 35 族の人々は、現在、明郷会館の毎年の春祭に参加しており、以前から明郷の組織の主な家族らである。特に現ベトナム語で編纂再編された家譜を遺している張 B 族、曾族、楊族、李 A 族、李 B 族、王 A 族、王 B 族、周族の諸族の人々は、積極的に春祭に参加して、寄付している。

しかし、各族の代表者らは、族長または族内の年配の人々など殆ど 60 歳以上の人々であり、若者が非常に少ないため、現役の委員長は将来的に継続して参加してくる人がいなくなってしまう可能性をとて心配しているようである。つまり、1975 年以前に生まれ育った人々にだけが、「明郷村」という名称をたくさん聞いたり知ったりしているし、書類などに記載された際、自分たちの生まれ育った場所の名前として「明郷」をたくさん書く機会があったはずと考えられる。また、自分たちの一族の逝った人々の墓にもその名称も記されている。この「明郷」の名称は、1975 年以降完全に消えてしまい、人々の中に記憶でしか残っていないこととなっている。従って 1975 年以降に生まれ育った上記の人々の子孫たちにとって、家族内で何らかの形で伝えたり教えたりしていない限り、明郷という名称は全く無関係で無関心の存在となる。その意味で、第 2 章で分析していた、現在、現ベトナムの家譜を編纂し、子孫の世代のために遺している諸族の場合は、どのような家系の歴史が書かれているかの内容を問わず、子孫

たちが「明郷」という言葉と出会い、そして彼らの中で新しい「記憶」が生まれてくることによって、ホイアンの明郷会館へも足を運ぶこととなっていく傾向も見られている。また 35 族の中で、張 A 族、王 A 族、蔡 C の場合、華人会館と明郷会館との両方に行き、様々な活動に参加している人もいる。張 A 族と王 A 族の場合は、一族の祖先の中国の原籍の記録が残されており、華人との婚姻関係を持っている族人が多くいるケースである。しかし、蔡 C 族は、家譜が遺されていないため、一部の人々が明郷会館に行き、自分の家族は「明郷」と言っている一方、他の一部の人々は「明郷」との関係がないと言い、福建会館だけ行っている人もいる。また、両方の会館に行っている人もいるようである。つまり、明郷会館に来ている人は、一人一人の単位ではなく、あえて「族」の単位で数えられているが、その族内の人々でも、多様に自分の祖先のことを認識しており、多様な方向に動いているのである。「明郷」と自称する人々と括弧付けしてきたのは、「明郷」とそうでない範疇の境界が曖昧であり、基準が自称にあると考えたからである。そのため、「明郷」組織を維持するために、委員長を始め、現役の治事委員会は、そもそもキー的な存在であった家族ら以外、以前の明郷社附属の各鄰の明郷の諸族も明郷会館に参加しに来るように、多様な「明郷像」を有する人々の相手に、前節で述べているように様々な努力をしている。

以上のホイアン在住の 35 族以外、明郷社附属の諸鄰（地図 3）という他の地域に住んでいる

多くの人々も毎年明郷会館の春祭に参加しに来ている。その人数は毎年確定していないようであるが、現委員長によれば、大体彼が招待状を送った家族から、代表で来てくれる人がいるという。筆者が 2005 年からの寄付者の記録で確認できているのは、20 族からの人々である。その中に、ホイアンの街から 3 キロぐらい離れている郊外部の長麗という以前の明郷社の公的財産であった田圃や墓地だった香勝鄰と香定鄰と 2 鄰の名前から「勝」と「定」との言葉の結合でできた「勝定」鄰に在住していた 5 族の子孫たちのグループがある。これらの族らの人々は、ホイアン街内の一部の家族よりも積極的に明郷会館の活動に参加し寄付しているという。特に莊族、呉 B 族、枚族の 3 族は、第 2 章で記述してきたように、現ベトナム語の家譜を遺しており、「明郷」のことについてある程度記されているため、一部の子孫たちも自分たちの一族の起源や歴史など多少理解出来ているという。現在毎年春祭の日には、一人か二人ではなく、大人数の代表者で会館行事に参加し、寄付などの活動も積極的に行っている。特に莊

族と呉 B 族とは、自分たちの祖先を「明郷の前賢」に遡っていることも強く認識しているようであり、筆者が寄付者リストと 2015 年から 2016 年の調査での観察から、この 2 族からの参加代表者が増えている傾向も見られる。現委員長 F 氏によれば、1975 年以前、上記の族の人々は、自分たちの居住地に集会所のような施設もあったが、戦争で 1970 年代に破壊されたため、1990 年代からホイアンの明郷会館の諸活動に関わるようになったという。

ホイアン外在住のもう一つのグループは、ホイアンから秋盆河の向こうの茶饒地域にあった諸集落に在住している 6 族の人々である。現役の明郷会館の治事委員会の K 氏もこの諸族の一人である。この諸族の人々は、1973 年まで存在していた茶饒地域在住の明郷諸鄰の人々の集会所であった関帝寺で毎年色んな活動をしていたようで、ホイアンの明郷社の本拠から何名かの代表者で参加していた。そして明郷各鄰のリーダーも鄰民の代表者としてホイアンの明郷会館と関帝廟との祭事などに参加することが社内で規定された義務であったという。しかし、1945 年以降その義務も無くなり、また戦争の状態も続いていたため、ホイアンの明郷村と過去の明郷の附属諸鄰との関係も切れていったという。また、関帝寺という施設も完全に破壊されてしまったため、茶饒の明郷諸鄰の集会所も無くなり、「明郷諸鄰」という集団も解体されるようになったようである。明郷会館の完全修復後、過去に茶饒に住んでいた明郷諸鄰の諸族がホイアンまで春祭に参加しに行くようになった。前節で言及したが、現委員長の F 氏と委員の K 氏との努力から実った結果であると思われる。2015 年末からホイアンから秋盆河を渡るための橋が新しく建設され、人々の移動も以前より早くなり、便利になったという。橋が出来ていなかった頃は、筆者は、茶饒へ調査しに行った時、船で 15 分くらい川を渡ってから自転車で各村落まで移動したが、かなり時間がかかった。そこに住んでいる人々にしてみれば、やはりホイアンまで移動することは簡単とは言え、結構時間がかかったと言える。しかし交通の状況が便利になった現在、今後茶饒の明郷諸鄰の諸族からの人々の参加が、より期待されているようである。

長麗と茶饒との以前の明郷社附属の諸鄰の諸族の他に、2005 年から新しく動員され、現在まで積極的に会館へ行くようになった諸族もある。F 氏によれば、色んな場で彼が出会った人々の中で、偶然に明郷の話が出てきて、明郷と何らかの関係を持っているという人がいたら、F 氏が連絡を取り、明郷会館の春祭に招待するようになったという。次に F 氏が出会い、勧誘してきた諸族の話を見ていきたい。例えば、魏族の場合

について、F氏が次のように話してくれた。

「私は偶然に魏族の人に家族の墓地の近くのところで会ったよ。同じくお墓参りに行った時かな。魏という姓って殆どベトナム人になく姓じゃない。だから、もしかして中国系（Góc tàu¹⁴⁴）かもしれないと思って、話を聞いてみたら、自分の祖先のことをあまり知らないみたい。その人は、自分たちの姓からすると「中国系」っぽいけど、家譜とかないから、どこから来たか分からないと言っていた。魏姓って珍しいし、明郷の前賢の六姓も魏姓があるから、もしましたら関係のあるかもしれないと思った。そしたら、一回明郷会館へ来るように誘ってみたら、その人が来たよ。明郷の前賢の話をしたら、結構興味を示していたから、その後日、魏族の数人がまた会館に来て、「祖先を認知する儀式」を行って、明郷の一族となった。それから毎年春祭に参加するようになったよ。まあ、何百年が経ったから、よく分からなかったけど、とにかく勧めてみたらどっちにとってもいいから¹⁴⁵、良かったと思うよ」（F氏、79歳）。

また楊A族と鄧族との場合についても、F氏から面白い話を伺えた。F氏は、ある時自分の母方の家族の家譜をコピーしに行った時、コピー屋さんで偶然に鄧族のQ氏（81歳）に会ったという。その時、Q氏も自分の鄧族の家譜をコピーしに来ていたので、F氏は好奇心で覗いてみたら、その一枚目に「原籍は広東」と書かれてあったという。F氏は、Q氏に話を聞いてみたら、Q氏のところも「中国系」（Góc tàu）と言い、また自分の母の方は、「中国系」の楊A姓で明郷村の人であったと言ったという。それからF氏は、Q氏と仲良くなり、楊A族と鄧族と両族の祖先祭祀の日などに誘われて参加しにいったそうである。またQ氏は、ボランティアという形で行事などの時、一生懸命明郷会館のことを手伝いに来て、祭事の日などに参加し、多額の寄付もしている。そして、彼が何人かの友達に呼びかけ、一緒に明郷会館での諸活動に参加し、いつのまにか同明郷の人々のようになっている雰囲気である。筆者が調査を始めたば

¹⁴⁴ 「Góc tàu」という用語は、第1章で筆者は説明しているが、ホイアンでは、「中国から来た」という意味でこの言葉がよく使われている。「中国的」を言う時に「tàu」という言葉を一般的に使っている傾向がある。そして混血の場合は「Tàu lai—中国系混血」という言葉も使われている。

¹⁴⁵ F氏の言いたいのは、魏族にとって、祖先を見つけたことが良いことであるし、明郷会館にとっては、さらに成員が多くなったことも良いことであるという意味である。

かりの頃、てっきりと彼らが「明郷」であると思い、話を聞いてからやっと分かったが、深い話をしない限り、外部だけで見ると皆は明郷であるように思われる。こうした偶然の話の始まりから、楊 A 族と鄧族とは、また明郷の 2 族として加わるようになった。筆者が Q 氏に会って、話したこともあった。初回目の時に、Q 氏は、鄧族が明郷の一族であるという話から始まったし、彼の母方の楊 A 族の話もしてくれた。Q 氏は、昔から「明郷」の一族のように語られ、「明郷」とは「明末清初、反清復明の精神を持っていた明遺臣・遺民がホイアンンに来て、作った明郷社の人々」との話も説明してくれた記憶にある。仮に、Q 氏が F 氏に出会わなかったら、「明郷」とも出会わないし、また自分の族と母の族との「中国系」という起源についても関心を持たなかったであろう。実は、Q 氏は、生まれて来てから自分が「キン」族であるし、「華人系」人々とは全く関係がなかったと思っていたという。

上記してきた幾つかの例は、現在の「明郷」ネットワークがより広がっていることを示すために、F 氏が話してくれたのだが、このようなケースは、今後増えていくことも考えられる。こうして現在の明郷諸族派が大きくなり、その数も多くなっている傾向があるように見えるが、その「明郷」ネットワークを介して、多くの人々がそれぞれ違ったものを求めて明郷会館に集まっている。その境界というものも緩やかなものであり、無くなったことしばしばあったようである。そもそもホイアンの明郷社の社民であった諸族の子孫は、ある程度継続的に毎年の会館の祭祀活動に参加し続けているが、その人数が増えず、将来的に減少していく傾向が予想されている。また、世界文化遺産ホイアンにおける観光名所となった明郷会館は、これだけの子孫数では、「福建会館」のように大きくなれないし、「明郷ブランド」(thương hiệu Minh Hương)も作り上げることができないとの認識が存在している。従って、長麗と茶饒などの地域に居住している明郷諸族の人々及び新たに動員された「明郷」諸族こそが、今後「明郷」ネットワークの拡大に促進する要素の一つとなると考えられる。こうした人々が住んでいる世界は、ベトナム人村落であったし、彼ら自身も自分がベトナム人であると思い続けていた。筆者が茶饒の緒村落内で調査をしていた時、そもそも明郷諸族の諸族の人でホイアンの明郷会館に行っていない 60 代の何人かに「明郷」の意味を聞いたところ、次のような答えが返ってきた。

「明郷は、ホイアンの明郷村という村名のことと知っていて、昔は、こちらから

毎年上の人も向こうに行っていたことを聞いたことがあるけど。ここも昔から明郷の郷と言われていたが、ただの名称で、別に何の意味とかは考えなかった」。

一方、自分の父も本人もホイアンの明郷会館よく行っていたという人の場合は、逆に詳しく明郷の前賢の話から、明郷会館で祀られている人々と諸族などのことを説明してくれていた。即ち、明郷諸郷の人々の場合も、ホイアンの明郷会館と出会わず、何らかの関係が無かったら、明郷とは何かという概念も理解せず、また関心も特に持たなくなるのではないかと考えられる。しかし、このような人々が明郷会館に集まってきた時に、全員が、「明郷」の子孫と「明郷」の人々となって、「明郷」物語を習得し、語り始めていくようになるということは、現実には明郷会館で起こっているのである。

1.3.5 対外関係の維持状況

現在明郷会館を運営・管理している治事委員会のメンバーの群像について上述しているが、最も注目している委員長の F 氏とその後継者の P 氏は、ホイアンの華人との関係も持っている人々であるため、明郷会館の対外関係においては、華人会館との関係・交流を非常に重視され、今後強化していこうとの意向もある。

「これから華人会館との関係をもっと広めていけば行くほどいいと思う。やっぱり、ホイアンだから、華人と仲良くしていかないとね。明郷会館をもっと発展させ、もっと「明郷」のブランドを作られたら、というのが私の願いなんだ。福建会館ほど大きくなって、有名になるのは難しいんだけど、これからは、今よりもずっと有名になっていくため、明郷会館を運営していけばいいな」(F 氏、79 歳)。

ホイアンの世界文化遺産の舞台において、明郷会館の今後の発展とネットワークの拡大のために、「明郷」という要素をアピールしなければならない。明末清初から来越した「入越籍の中国系移民」の子孫とされる「明郷」の存在を調査していくために、「華人系」要素を調査することに努力しているという。明郷会館と同じ道に位置している各華人会館との関係の調査しながら、華人会館のように知名度を高めていくことに精力的なようである。また関帝廟を管理していた頃の「明郷」の人々は、華人との交流

関係が良かったが、1975年以降薄れてきた華人との縁を復活させようとする姿勢も現役の治事委員会の数メンバーに認められる。

華人会館との関係ソイめようとする意向は、館内の装飾から会館での活動の際に、細かい工夫などが行われていたことに見られた。委員長によれば、「中華会館の五幫に寄付した大きな扁額があり、明郷会館の正門に入るところの中心にその額が掛けられていることは華人を大事にしていることを示す行為である」とのことである。また、2010年の修復の完成後に行われた大重修後の明郷会館の落慶式及び春祭式のテープカットで、カットした3人の代表者は、明郷会館の治事委員会の代表、政府側の代表と5幫のホイアン華人の代表であったようである。また、同式に治事委員長と他のメンバーとが、以前明郷社の管理していた13遺跡と各華人会館とを回り、一ヶ所ずつに行き、そこの香炉の中にあつた灰をもらい集める「請灰」(thinh tro)という儀式が行われたようである。新しい明郷会館の香炉に入れるための灰を、全ての施設と華人会館にある香炉の灰から分けてもらうことは、新しい運営・管理グループのアイデアであったという。各明郷の施設、そして華人会館で祀られている全ての神々をこれから明郷会館でも祀るという意味を込めているそうである。こうしたことにより、「明郷」組織側に「華人系」意識を意図的に示したいことであると考えられる。筆者は、明郷会館での2015年の春祭の調査を行った際、会館に来ている観客のことについて語った言葉を、華人との関係の好意を示す意向として、ここで記したい。

「2012年から明郷会館の春祭に明郷の80歳以上のお年寄りの方々に「祝寿」式を行うようになったが、今年はやっぱりお年寄りの人は、あまりいなくて、華人の一人の方にも「祝寿」を行った。これはね、華人の方々との親しい関係を大事に保っていくようなことなんだ。やっぱり明郷は、今日もうベトナム人だけど、そもそも「中国系—Góc Tàu」だから、今日会館に来ている華人の観客の人に「明郷と華人と区別しない意味」を知ってほしいな。来年、彼らがもっと参加して、もっと寄付してくれると思うよ」(F氏、78歳)。

上記の語りは、明郷会館の代表である治事委員長のF氏が、今後、華人との関係をより良好にし、強化していく意向を持っていることを明らかに示している。華人との関係が良くなることにより、明郷会館にとって色々な面において、いい結果に繋がっていくことが予想されている。実際に、毎年春祭に参加者と寄付者とのリストを見

た限り、華人の客と華人会館からの寄付金は、かなり多額であり、特に福建、広東、海南と潮州の4会館の中で、いつも福建会館の寄付金は、他の会館と比べ一番多かった。委員長のF氏は、個人的にも福建幫の人々と良い関係を持っているし、後継者として期待されるP氏もまた親しい関係を持っており、この結果に繋がっているのではないとも考えられる。また、ホイアン街内に住んでいる昔からの明郷諸族も福建に原籍があったという事実も福建会館のお年寄りの数人にも知られているようである。1975年以前にも「明郷三保務」と福建会館との交流は、他の会館より良い状況にあったようである。Trương [Trương 1972] による『明郷三保務』も、「明郷三保務」と「華僑の会館」との関係についての記載もなされている [Trương 1972: 6]。

また同資料に見られる1975年以前のベトナム人村の錦舖社(現在は錦舖坊 - phường Cẩm Phô) は会安社と交流関係があったが、1975年後の明郷村と会安村との合併によって、新たに明安坊 - phường Minh An が設立されるようになってから、現在錦舖亭 - đình Cẩm Phô との交流が2010年から再開され、両施設の祭事の日には招待し合い、参加している。以前の会安社・村の場合は、「会安先祠」という祭祀の施設だけが遺されおり、伝統的な村の組織も解体されたため、毎年祭事の日にも、数人だけが自発的に集まり、祭礼を行っている程度だけである。毎年明郷会館の祭事の日には、以前の会安村の代表者の姿も消えていったという¹⁴⁶。しかし、2010年から会安村の代わりに、山豊亭 - đình Sơn Phô (旧山豊社) との交流関係が新たに作られるようになった。毎年祭事の日にお互いの代表が参加しているようである。山豊亭 - đình Sơn Phô との交流については、上記した鄧族のQ氏が、山豊坊 (phường Sơn Phô) に住んでおり、山豊亭の管理の仕事にも関わっていたため、明郷会館の治事委員会のF氏との知りあいになってから、山豊亭の毎年春祭に明郷会館の代表者を招待するようになり、また山豊亭の代表者も明郷会館に行くようになったという。こうして、明郷会館の対外関係は、より広がっていくようになっていけると言えるかもしれない。

また「明郷」ネットワーク作りの一環として、明郷社時代のホイアン周辺の各地方

¹⁴⁶ 明郷村と会安村との両社・村の関係は、過去において非常に親密であったと言われている。その両者の村境というものも区別しにくく、村の名前が別に存在していたが、その生活空間は、混在の状況が続いていたとも言われている。1975年以降、明郷村と会安村との合併の後、両者の存在が忘れかけられたという。ホイアンという名前は、その後世界文化遺産の名称と都市名になったことにより、会安村の存在も完全に忘れられたと言われている。同じ状況に陥ったはずの明郷村は、2000年代後半から復活し始め、特に2010年以降、会安村とは完全に逆な立場に戻ったと言っている人さえ存在する。

に居住していた附属諸鄰の諸グループとの関係・連結を築き直すだけでなく、それ以外の地域にあった同「明郷」と称している人々との関係も一生懸命作っており、より広いネットワークを目指しているようである。2010年から明郷会館は、4年前から(2011年から)広義省のトゥーサー(Quảng Ngãi, Thu Xà)、同省の平山県(Bình Sơn)チャウオ(Châu Ô)から毎年の春祭に二つの「明郷」グループが積極的に参加しに来るようになった。特にトゥーサーという地方にあった「明郷」グループは、自分たちの集会場である関帝寺があり、ホイアンの関帝廟ほど有名ではないが、広義省内の信仰的施設の中では最も有名であり、人気を集めている一ヶ所であるが、トゥーサーの「明郷」グループは、ホイアン明郷のように、多くの人々にあまり知られず、注目されていないことから、ホイアンの明郷会館との交流の関係をより親密に築いていきたいという。また、この広義省の二つのグループは、毎年の非常に大きな寄付金もしているようである。委員長のF氏は、この二グループについて、筆者に次のように話してくれた。

「広義の明郷、特にトゥーサーの場合は、ホイアン明郷みたいに会館を持っていないけど、彼らは関帝寺を持っているから、凄くお金持なんだ。関帝の信者が多いから、あの関帝寺だけで沢山お金を儲けているんだ。でもホイアンの明郷会館みたいに歴史とかあまり知られていなく、何も記録がないみたい。だからあっちの皆は、祭事の日に参加した私たちに、何か明郷の歴史について、喋ってくれて、時々スピーチを頼まれたこともあったよ」(F氏、79歳、I氏、67歳)。

昔のホイアン明郷社の附属諸鄰の中に、広義地方にも諸グループがあったとの話からトゥーサーの明郷グループもその一鄰であるかもしれないと推測した人もいる。こうした複数の曖昧な説明がなされ、毎年ホイアンから広義の往復でホイアンの明郷グループとトゥーサーと平山と明郷グループがお互いの施設での祭事に参加していきようになり、密接な関係を作り合おうとする状況が進んでいる。この二つのグループも明郷会館で元来の「明郷＝明香」の意味を知り、勉強するようになったと言っている。こうしてホイアンの世界的知名度と共にホイアンの明郷の知名度も段々高まっているように見える。

上述してきたように明郷会館の対外関係を拡大していくように、委員長のF氏を始

め、治事委員会のメンバーが力を入れている姿勢が明らかになった。明郷の組織は、ホイアン内部よりも、その外部の人々との関係・交流が盛んになっているように見えている。そしてホイアンと共にホイアンの明郷も前よりも知られるようになっており、治事委員長がいつも強調している言葉であるが、ホイアンの「明郷」ブランドを作りあげている過程にあると言えるが、この「明郷」ブランドの中身は、何であろうかという疑問を殆どの人々が考えたことがないであろう。その前提として「明郷」の歴史がより注目され、伝承されているようになってきている。この明郷会館の対外関係のラインが広ければ広いほど、その「明郷」をめぐる「物語」もさらに伝えられていくことになるかもしれない。

2. 明郷会館をめぐる表象とその変化

2.1 明郷会館の歴史的概略

明郷会館の正式名称は何度も述べているが、「明郷萃先堂」である。明郷会館の建設当初の目的は、明郷社の設立及び社内の福祉に尽力した功労者・貢献者である前賢の位牌を設置し、毎年春秋二季の祭祀を行う場所であった。現在の明郷萃先堂は、多くの「明郷」人々が集い、明郷コミュニティの輪郭が表象される唯一の公的な空間となっている。実際に地元の人々は、「明郷萃先堂」¹⁴⁷のことを「明郷村」と呼ぶ人々もいれば、「明郷前賢亭」と呼んでいる人もいる。前者は、明郷萃先堂に出入りし、関わっている人々で、また後者は、以前明郷社と隣接していた他のベトナム人の社・邑の人々で、社内の前賢・後賢が祀られている亭という共同活動の場と同じように明郷萃先堂を見ているのではないかと思える。

¹⁴⁷「萃先堂」はベトナム村落社会において殆ど例がない呼び方である。ホイアン地域においても同じような場所が現在では見当たらない。ホイアンの住民からすると馴染みのない呼び方で、「萃先」という言葉の意味をきちんと理解していないのが一般的である。「明郷」グループの人々の中でも正しく理解している人が少ない。独特だと言っても良いほどの呼ぶ名称であるため、実際地元では人々によって様々な呼ぶ名が付けられているが、明郷の「独自性」を浮かび上がらせるように、公式的・正式的な名称として使われている。明郷萃先堂の理事会による明郷萃先堂について紹介する本の中に、名称の意味を説明する文が最初に書かれてある。その全文は、「「萃」とは多くの人々が集まること、「先」とは先人という意味で、「明郷萃先堂」とは明郷の多くの先人たちが集まる場所である」という。この本に「ホイアン明郷前賢亭」というタイトルを付けたのも、やはり著者たちは「萃先堂」より、「前賢亭」の名称にすることによって、より多くの人に理解してもらえたと考えていたようである。

明郷会館の設立当初の出来事については、碑文などを通じて歴史として残されていないが、現萃先堂内に保管されている1908年修復の記念碑文の内容によると、萃先堂はベトナムの阮朝の明命元年（1820年）に元明郷社の文聖廟という遺跡が位置している場所に当初設置され、二度目修復の1905年に現在の場所へ移された。この移動の出来事について1908年の碑文に詳しく刻まれている。明郷萃先堂が位置している現在の場所は、以前明郷社の関帝廟¹⁴⁸の敷地内であった。1848年に行われた萃先堂の一度目の修復の出来事も、1908年の碑文に言及されているだけであり、碑文などで当時のことを記録し、文章として残す史料は見つからない。20世紀当初に入ると明郷会館は、1905年と1940年の二度に渡り、明郷社によって大きな修復の事業が実施された。特に修復三度目の1940年に萃先堂は、洋式的建築に修復され、明郷社の前賢を祀る場所の機能以外、明郷社の「辨事会同」¹⁴⁹が務める場が新しく萃先堂内に設置された。

1999年にホイアンは、正式に世界文化遺産として登録され、並行してホイアン町全体の修復・保存活動が活発な時期が始まり、2004年～2010年の6年間の間、明郷会館は、2004年と2008年それぞれ二度に渡って、ベトナム政府の100%の投資経費で、完全に修復されるようになった。修復完成を迎えた2010年の会館の外観は、20世紀当初の西洋式建築を持った建物ではなくなり、世界文化遺産のホイアンの古い町並みに合った木造建築の遺跡へと変身した。修復事業に関して、ホイアン市のホイアン遺産管理保存センターが所管機関であり、工程の設計図設計から工事現場まで直接関わっていたため、「明郷」の人々は、殆ど携わっていなかったそうである。現在の「明郷」の人々にとって、萃先堂という彼らの中心的居場所が新しく修復されることは、ようやく大きな夢が叶えたように、昔ながらの萃先堂の形式はどうだったか、もとの状態に復元されていたかなど、萃先堂の外観について全く問題にせず、殆ど違和感を覚えていないと現「明郷」組織執行部のメンバーが時々話している。まるで変身した明郷会館は、現在のホイアンにおいて、「明郷」の人々が集結する唯一の場所であり、ホイアン明郷の表象的存在として、「明郷」の人々にとって最も重要な存在となっているのである。過去の明郷萃先堂の姿は、一部の人々の記憶の中で残っているかもしれない

¹⁴⁸関帝廟は現在の明郷会館の近くに位置しているホイアンでは最も町の古い歴史がある。ホイアンという世界文化遺産の中で、最も重要な遺跡であり、17世紀の半ばが明郷社に設立された時代に建設されたと推測されている。以前関帝廟の周りの敷地が広がったため、明郷会館は古い場所から現在の関帝廟の隣に移動されてきた。

¹⁴⁹「辨事会同」とは社内の祭事・香火に関する管理のこと、社民の人頭税を徴収することなど社内の諸実務の処理を責任者として行った明郷社の郷職の会である。

が、新しい姿を持つ世界文化遺産時代の明郷萃先堂は、「明郷」の新しい歴史を語り始めているかのようである。

一方、19世紀前半から現在まで、場所の移動、管理権の譲渡など幾多の変化を経験したにもかかわらず、明郷会館は、ホイアン入植最初の中国系移民「明郷」としての最も古い歴史を背負い、観光事象の文脈では重要な歴史的遺跡として宣伝されている。

2.2 明郷会館内の配置形式の変化

2.2.1 観光名所になった 2010 年以前（図 1、写真集 1）

2.2.1.1 祭祀の対象

「明郷萃先堂」という名称に表されている通り、会館の本殿の中心に明郷の前賢だとされている先人たちの位牌が 1820 年から安置され、毎年春秋二季の祭祀が、現在に至るまで実践されている。現在は、主に年に一回の春祭の時だけ、多くの「明郷」グループの人々が集まって行っている。

また「保生大帝」、「薬王本頭公位」、「天后聖母」という三人の神様を祀る祭壇は、1975 年以前から明郷会館内で安置されていた。明郷会館の理事会の説明によると、この三柱の神の位牌は、以前「Bà Mụ - 配焉」寺という別な廟で祀られていた。その廟は、戦時中、酷く破壊され明郷社の財力で修復することができなかった為、1950 年代から広南省仏教会に譲られ、その廟が立った土地で新しい仏教学校の校舎を設置することにされた。その結果、以上の三人の神様の位牌が 1965 年に明郷社の三寶務に明郷会館の方に移動され、会館内で祀られるようになった。明郷前賢の祭壇の左側の方に祭壇が設けられ、その上で三つの位牌が置かれ、祀られている。真ん中は、「重建円寂第四代号惠鴻諱上広下湊公大禅師蓮座」という明郷社の面積が拡大された 19 世紀の前半に、明香社に土地を寄贈した中国籍の臨済宗の禅僧の梁惠鴻和尚の位牌である。その両側に、それぞれ右は「明清諸族派祠堂先霊列位」の位牌で、左は「理三寶務班前往列位」の位牌である。後者の二つの位牌は、1960 年に作られ、会館内で祀り始められた。前者の人物は、明郷会館内に位牌で祀られているだけでなく、明郷社と隣接し

ていた青霞社の祝聖寺¹⁵⁰にも明郷社に改葬された梁恵鴻和尚の墓碑があり、実在の人物であるとの確実な証拠となっている。梁恵鴻和尚は、明郷社のために尽力した前賢たちの後の重要な人物の一人である。

明郷前賢の祭壇の右側に、安置されているもう一つの祭壇があり、その上の真ん中に「開山大檀越主鄭門吳氏法名妙成神位」の位牌が置かれ、その左右の両側に「文昌廟明文会会員先往列位」と「古齋社里長李有興神位」との二つの位牌がある。前者は、吳氏良という華族の吳族の女性で、同じく華族の鄭族に嫁し、早く寡婦となった後、莫大な遺産を受け継いだと伝承された人物の位牌である。吳氏は、明香社のために田地を寄贈し、面積を拡大したことに大きく貢献した一人の人物であると認識され、ホイアンの現在の「明郷」の人々に「Bà Lành」（「Lành」とは善良という意味である）と呼ばれている。吳氏が生きていた時代は、17世紀であり、明香社の成立期の直後に当たる時期だと推測されている [陳 1970:89]。後者の左側の位牌に刻まれている「文昌廟明文会」とは、1853年に明郷社内の儒者、官吏などの知識人らが集まって組織された明文会を指す。「明郷」人の文章という意味を持つ明文会は、学問・科挙の精神を発揮する目的で成立された会であると、現在に至るまで、「明郷」の人々の間で伝えられている¹⁵¹。明文会の会員は、嗣徳 28年（1875年）に東茶村（茶饒社）で土地を購入し、文昌帝君¹⁵²を祀る文昌廟を設置した。この出来事の詳細は漢文の碑文として残されている。この碑文が、現在、明郷会館の本殿の入り口の壁に嵌めこまれ、会館に入る人は誰もが見ることができる。文昌廟のもう一つの名称は、梓潼祠であり、維新元年（1925年）に東茶村から明郷会館の前の敷地に移転され、新しく造り直されたが、明郷会館の三度目の修復工事の際、文昌廟は再度明郷会館の西隅の方に移動された。その後、この廟の屋根が落ち、崩壊してしまったため、明文会会員の位牌は1960年に明郷会館の本殿にある祭壇で祀られるようになった [Tăng 2010 : 29 - 31]。

次の右側の位牌に出ている古齋社里李有興という人物については、陳荊和の明郷社に関する研究 [陳 1970: 89] によると明香社の東方に隣接していた古齋社は、元来漁村であったが、明香社の商業、貿易活動により、社民が出海し、漁業に従事するこ

¹⁵⁰祝聖寺は現在のホイアン旧市街から、約3キロメートル離れている場所に位置して、この寺院は17世紀に明朝末ころに中国福建省から来た臨済宗の禅僧によって開山されたという。

¹⁵¹[Tăng Xuyên、Phạm Thúc Hồng 2010: *Đình Tiền hiền Minh Hương Hội An*, 30 - 31]。

¹⁵²文昌帝君とは中国の起源のある神であり、学問や科挙の神であるとの説明を受けていた。

とを妨げられ、他郷へ移転する者が続出し、社内の人口が減少したので、1883年に同社の里長である李有興の申し出により、古齋社は明香社に編入され、明香社は、東の方にさらに約5畝の土地を加えることとなった。しかし、ホイアン市の遺産管理保存センターによる明郷社についての研究¹⁵³は、1883年より早く1858年から古齋社は明郷社と合併し、明郷社は東の方に面積が広がった。古齋社という社名も地図から消えていったとする。当時の明郷社の面積の拡大に功績を遺した李有興氏は、明郷社の後賢として1960年から明郷会館の本殿で位牌が置かれ、祀る対象となった。

以上見てきた明郷会館で祀られている位牌の中で、20世紀の半ばの1960年に初めて祀られるようになったものが殆どであり、明郷会館の創立当初から祀られていた前賢以外、20世紀の半ばになって、明郷社内の祭祀の対象は一層多くなったのが目立つ。

明郷会館の本殿の両側に二ヶ所の祭祀の隅が設けられ、東と西との祭壇が対置されている。それぞれの裏に、東祀は「福」、西祀は「寿」という大きな字と対連の刻まれている大きな扁額が壁に付けられている。東祀の祭壇は、「寄祀諸先霊列位」と一月から六月までの命日の人々の名前が書かれている位牌が置かれ、西祀の祭壇は「寄祀諸先霊列位」と7月から12月までの命日の人々の名前が記載されている位牌が祀られている。寄祀の祭壇はいつから明郷会館内で安置されたか、また寄祀されている人々は、どのような人たちで、何故会館で寄祀されたかなど、寄祀に関することについて記録しているものがなく、現在の明郷会館に関わっている方々に聞くと、皆から知らないとの返事だけが返ってきた。しかし、「福」と「寿」と対聯は、啓定二年（1917年）に明郷社の張B族の5代目の人が寄付したことが対聯に記載されている。従って、この東西の寄祀の祭壇は、遅くとも1917年から安置されたと推測できる。

明郷萃先堂は名前からすると明郷社の前賢を祀る空間として創建されたが、20世紀に入ってから、明郷会館としての明郷萃先堂は、前賢を祭祀する空間の機能以上のものに変化していき、時代の変化によりその祭祀の対象も多様になり、徐々に範囲が広がっていったことが認められる。この変化は、明郷会館だけではなく、おそらくほかの華人会館及びベトナム人村の亭などでも同じことが起こったのではないかと思われる。

¹⁵³ホイアン市のホイアン遺産管理保存センターによる研究であり、1975年まで明郷会館で保管されていた資料や古文書などを多数活用し、参考にした研究である[Trần 他 2005]。

2.2.1.2 碑文

現在明郷会館に残っている碑文は5点であり、その中に会館が修復された際、記念碑文として残されているのは三点で、文昌廟設立記念の碑文は二点である(写真集2)。明郷会館の本殿の東の壁に嵌め付けられている一点の碑文は、明郷会館があった元の場所から現在位置する場所へ移転する工事が完成した1908年に、記録として刻み付けられたものである。その内容は、明香社設立の時代から碑文作成の時点までの歴史的な過程が描かれている。この碑文こそ、現在の「明郷」の人々を始め、様々な形で明郷会館に関わっている人々にとって、明香・明郷社及び明郷共同体を理解するためには、最も明確で、信頼性のある基礎的な参考資料となっている。しかし、この碑文以外にも、史料が残され、明郷社の創建者について様々な話が語られている。そのため、「明郷」の人々、そして地元の歴史研究者らの間で、歴史を巡る論争が続いている。

歴史的に一番最近に刻み付けられ、会館内で残された碑文は、阮朝保大18年(1943年)に完成した明郷仏寺、関帝廟、明郷会館という明郷社の三つの香火の大きな修復工事の記念碑文の二点である。この二点の碑文に刻まれている修復事業に直接関わり、財力的に貢献した当時の明郷社の役職の人々、またお金を寄付した一般の社民の名前と役職名は、現在「明郷」の人々にとって、自分たちの祖先が明郷社民であるかどうか、どんな人たちで、どんな役職を持っていたか、または明郷社の社民は何族(姓)があり、どのように明郷社の公共的事業に貢献していたかなどの様々な疑問を解くために、非常に重要な文字資料の証拠となっている。

また直接明郷会館のことについて言及していない二点の碑文は、上述したように、嗣徳28年(1875年)に明文会によって建設された梓潼祠(文昌廟のこと)のものであったが、成泰18年(1906年)明郷会館の前庭に文昌廟とともに、移転された。文昌廟が破壊された後、これらの碑文はさらにもう一度会館の東家の壁に嵌めこまれた。明郷会館のことは触れられていないが、19世紀後半の明郷社の知識層、教育の状況などをしのばせるものとなり、一部の「明郷」の人々にとって、より古い歴史に遡り、家族の歴史及び関係の祖先などについて調べる手掛かりとなっている。現在明郷会館に関わっている人々は、誇りを持つべき過去の明郷社の学問精神を語る際、必ずこの碑文のことを言及しているようである。

明郷会館内に残っている五点の碑文を見ると、刻まれた年号から、19世紀後半から20世紀前半の間のものであり、あまり古いとは言えないかもしれない。また碑文に

出てくる一部の人物に関することは、まだ生きている彼らと同時代の人々や子孫たちの中で、記憶され伝承されている内容も含まれ、より遡った古い歴史の話とは多少違い・ズレが出て、そもそも明郷人の末裔であり、現在ではなお「明郷」に帰属意識がある一成員であると断言できる根拠となっている。

2.2.1.3 扁額

筆者が明郷会館を訪れた 2008 年の時点で、館内には扁額が殆どなく、唯一中華民国 12 年（1922 年）にホイアン五幫の華人の商衆に寄付されたものだけが飾られていた。この扁額は、20 世紀前半までの明郷社と華人各幫との交流的關係を示している証拠のようなものである。明郷会館に来ているお年寄りの方々によると 1975 年以前、会館内の扁額の数はかなりあったが、関係者が出入りすることができるようになった 1995 年までの 20 年以上の間に、紛失したり、壊れたりしたとのことがあった。こうした理由がある上、明郷会館の外観も現代建築様で改築されたので、明郷会館の歴史的文化的価値が一時的にはあまり評価されていなかったと地元の人々に言われている。

2008 年の時点で碑文と扁額以外にも会館の入り口から入ったところに、入館客用の机が置かれ、右側の壁の方で明郷諸族派の姓が刻まれている大きな看板が掛けられていた。そこに記載されていた人の姓の総数は 81 族だったが、実際にホイアン町で暮らしている「明郷」に含まれる族数は 40 にも満たなかった。当時の理事会によると 81 族の数は、館内の各碑文に刻まれている関係者・寄付者のリストから計算された姓と、ホイアン以外の地方から明郷会館を訪れ、自分の家族は以前ホイアン明郷人だと宣言した人たちの姓と合わせた数であるとの説明がなされた。このように作成されてきた明郷諸族派のリストは、言うまでもなく確定した数ではない。ホイアンの観光開発の進行とともに多くの人々が明郷会館を訪問するようになった。その中に、祖先がホイアンの明郷人だったと聞いたことがあり、明郷諸族派の姓リストを見ることで、自分の姓もリストの中に出ているから自分が明郷ではないかと思ったような場合があり、その結果、自分の祖先はホイアン明郷人だったと言い出し、自分たちの姓をリストに付け加えてもらう人たちもしばしば出てきた。換言すれば、明郷諸族派の姓リストを明郷会館で掲げることを契機に、それに出会った人々の一部は、「明郷」と自分の家系が何らかの關係を持っていることを知るに至る。明郷会館という場を介したつながり

が新たに生まれ、「明郷」ネットワーク¹⁵⁴が様々な形でより大きく広がっていくように見える。

筆者が 2008 年以前に訪れた明郷会館の姿は、2010 年の修復工事の完成後、外観的に完全に変わっただけではなく、会館内の祭祀配置の形式も祭祀対象も以前と比べると大変化となった。その変化した明郷会館の現在の姿をさらに見ていくことにしよう。

2.2.2 観光名所になった 2010 年以降（図 2、写真集 3）

2.2.2.1 新たな神々の配置

筆者は、2008 年から 4 年後の 2012 年に、再び明郷会館を訪れる機会があり、先ず修復工事完成後の会館の外観的な大変化に非常に驚いた。老朽化した洋風建築の以前の会館の大部分は、木造建築に改造され、ホイアンにある他の華人会館の建築とも異なり、まるで生まれ変わったようである。会館内の配置形式も大きく変わり、以前本殿の中心で安置されていた「保生大帝」、「薬王本頭公位」、「天后聖母」の三人の神様の祭壇が会館の入り口に入ったところまで移動された。明郷会館の理事会メンバーの一人によると、明郷会館はそもそも「明郷」の人々の祖先・前賢を祀るために造られた場所であることから、神様の位牌と祭壇を別位置まで移したが、会館の目立つ場所で、会館の前を通ったり、会館内を訪れたりする人々の注目を集めるために、現在新しく安置されている場所へ移動したことは理屈にかなっていると説明する。こうした形で、館内の祭祀配置を変えることは、ホイアンの観光開発を背景に、明郷会館に対する多くの観光客の注目をより引き寄せるための理事会メンバーの意図的な工夫だったのである。

また明郷諸族派の姓リストも 2008 年の時点より、姓の数が 81 から 120 へ 40 姓近く増えた。この姓のリストも、4 年前のようにローマ字ベトナム語で書かれた大きなポスターの形式ではなく、固定した形で 4 つの木板に漢字とローマ字ベトナム語と両方で刻まれている。こうした工夫により、明郷諸族派という人たちの集団は、昔から継続的に存在し、特定された「明郷」集団であるとのイメージは、前よりより説得的で、

¹⁵⁴理事会の人々による「明郷」ネットワーク作りの努力の一方で、「明郷」という共通項の認識が「明郷」ネットワークを広げているように見えるが、実際には、恒常化するとは限らず、一時的で、つながりが緩い場合もある。

信頼性のある形で、表象されるように意図されてきたと言えよう。

筆者は 2015 年から再度ホイアンへ赴き一年間にわたって、現地でのフィールドワークを行った。2015 年の明郷会館の姿は、2012 年の時と比べると非常に著しい幾つかの変化がさらに見られた。その一番目立ったのが、会館の成立当初の時期から、主な祭祀対象である前賢を始め、後から祀られるようになった諸神の彫像が全く無く、位牌だけが安置されていたが、2015 年の時点で祭壇の数とともに、祭祀対象の彫像も一層多く安置されるようになったことである。まず前賢の中で、明郷社の創建者として、明末清初中国からホイアンへ移民した明遺民の十老リストの最初に名前があり、広南阮主時代の下で多大な貢献をして高級な官職についた孔天如氏という人物の彫像が新しく本殿の真ん中にある祭壇に安置されていた。その両側の祭壇の上で、明香社のために田地を寄贈し、面積の拡大に大きく貢献した上述の呉氏と梁恵鴻和尚との彫像が作られ安置されている。この二人の人物は、仏教信仰との関係があったことから、彫像はどれも法服を着ている姿で表現されている。

また「保生大帝」「薬王本頭公」「天后聖母」という三人の神様の彫像も安置され、それ以外、さらに二人の神様の位牌が新たに追加された両側の祭壇に置かれるようになった。入り口から入る左側に福建会館でも祀られ、地元の人々を始め、多くの観光客、特に女性の人々の人気を集めている「金花娘娘」という子宝・妊婦のための女の神様の祭壇があり、その反対側に「福德正神」という土地の神様の祭壇がある。ベトナム全土では、土地神の信仰が普及し、一般的に人々の家で土地神の祭壇が設けられ祀られているが、福德聖神という呼び方は、華人町あるいは中国系の人々が集中的に居住している特定の地域でよく見られる。

また、神々の配置だけではなく、多くの「明郷」の子孫に以前の明郷会館や明郷社のことを知ってもらう目的で、明郷社に関する過去の写真、以前館内で使用されていた古い食器具、ホイアン町や明郷社についての出版物などを展示するコーナーも館内に設計されている。展示物は、元々明郷会館にあったものもあると言われているが、理事会メンバーの話による、殆どの展示物は、理事会を始め、会館によく関わっている「明郷」の人々が自宅から持ってきたものである。つまり、明郷社の官職だった祖先（祖父・父などの世代の人たち）を持つ人々で、明郷社と関係のありそうな記念物などが自宅で保管されてきたので、それらのものを展示するために明郷会館に持ってきたとの説明があった。

館内の変化について理事会のメンバーの一人は、以下のように説明している。

「2012年から明郷会館は、やっとホイアンの観光名所のリストに加えられ、自由入場の遺跡であった明郷会館が入場有料の観光名所となったので、もっと魅力的に入館する観光客らの注目を集めるため、会管内の配置など他の華人会館に負けずに明郷会館内の飾りや配置など目立ったように工夫しなければならないと理事会のメンバーで話し合った。やっぱり位牌だけ置くと、入館する人たちは、拝んだり線香を挙げたりする際、その向かう対象の顔などが分かるように彫像が無ければ、誰だってちょっと違和感を覚えるのだろう。だから私たちは主な三人の神様と三人の前賢の彫像を造って安置することにした。こうして明郷会館はより立派な遺跡となったし、華人会館ほどじゃないけど、私たちの誇るべき場所だよ。観光客だけじゃなくて、明郷の子孫たちにとっても立派な会館を見て、これからもっと帰ってくる気になるんじゃないかと思う。また会館の運営を続けるため、多くの観光客が入ってもらわないとだめだ。」(I氏、67歳)

明郷会館はそもそも前賢といった祖先を祀る場所として設立され、「明郷」の子孫たちのために継承されてきた空間であったが、入館する「明郷」縁者だけではなく、観光客向けに、会館内の配置・飾りつけなどが改造されてきた。このような状況は明郷会館だけではなく、他の華人会館も同様であり、世界文化遺産の場所に位置している限り、遺跡・遺産を維持するため、内部の人々よりも外部の観光客に注目し、経済的な利益を獲得することがより重視されるようになった。こうした変化を遂げた明郷会館の状況に関して、「明郷」の人々の間でも賛否する意見がしばしば発せられ、その観光史実のジレンマのせいで会館へ来なくなってしまった人も出ていると聞いた。

明郷会館は、2010年以降大きく変化し、多くの観光客が訪れるようになったことによって、全体としては、会館の運営も良好で、「明郷」の関係者も次第に会館へ戻り、出入りする人も増えていると自己評価する現役の理事会は、今後さらに館内の祭祀対象を充実する予定があると話している。明郷会館の入り口から入る方向で本殿の左側にあったそもそも明文廟だと言われているスペースに、祀る子孫のいない一部の明郷社民を祀るための祭壇や位牌を安置するとの計画である。このことについて現役の理事会の理事長は下記のように語っている。

「明郷会館は現在みたいに綺麗になって、繁栄期とは言えないけど、少しずつ復活していると思う。これはね、やっぱり明郷の祖先たちがずっと見守ってくれているから、今日がある。だから、あちこちで発見されていた元々明郷社の社民のお墓があって、全く見る子孫がないようなものの写真を全部撮ってきた。それを見て位牌を作って、祭壇を安置しようとして計画しているよ。感謝の心を込めて、昔の故人に対して少しでも慰められたらいいんじゃないかと我々が思っている。彼らがいなかったら、今日の明郷会館もないかもしれないね。それと、これから会館を訪れてくる人々の中に、もし彼らの末裔がいるなら、位牌を見て、自分たちの祖先のことに気づくかもしれないね。」(F氏、79歳)

現役の理事会は、明郷会館内の祭祀対象を増やしたり、祭壇の配置を変えたりする様々な努力を通し、自分たちが望んでいる明郷会館の姿を内外部の人々に向け、示していると言える。世界文化遺産としてのホイアン町の中にある歴史・文化の遺跡・遺産として、この町の成立・繁栄の時代に第一貢献者であった明郷社の祖先を祀っている場所であるという自負から、その歴史的・文化的位置や価値ソイ調し、宣伝していくために、理事会のメンバーを始め、明郷の関係者たちは、多様な形で活躍し頑張っているように見える。「明郷」以外の人々に対しては、「明郷」とは何かという点を伝えるために表象するよりも、ホイアン町の観光開発の波に乗り、より多くの観光客が訪れるように、中国伝来の様々な神様を祀ることで、信仰的な要素を積極的にアピールしている状況にあるのである。

2.3 年中行事・祭祀

2.3.1 行事の内容・目的

明郷会館で行われている年中行事は、以上見てきた信仰の対象や祭祀形式の様々な変化とともに固定的ではなく、時代に応じて変化してきたものである。成立期からどのような行事が行われていたかの記録は、殆ど遺されておらず、Trần 他 [Trần 2002] と Truong [Truong 1972] という二つの資料にしか参照できなかった。

明郷会館では、1975 年以前、毎年春・秋祀という春秋二季の祭祀が行われていた。

その他には、明郷社の前賢である梁恵鴻和尚と呉氏の回忌も毎年重要な祭祀の日であり、必ず明郷会館で行われていたという。さらに年末年始の様々な儀式も昔ながら変わりなく行われていた。詳細な儀式次第についての記載はなかったが、一年間の祭祀の回数は、全部で 52 であり、連続的に行われていたとの伝聞もある。

以前の明郷社で、最も盛大に行われたのが春祀の祭事で、その次が秋祀である。春祀の祭事は、明郷社の前賢を偲び、社の開拓と発展の功績・貢献に対する感謝の意を表すための機会であると同時に、ホイアンにある明郷社の社民と明郷社附属諸鄰の人々との集いの機会ともなり、年中行事として最も重要な「祭り」であったという。春祀は、春分の日、旧暦の年末年始の様々な祭事が終わった頃に催行される祭事であった。秋祀は、秋分の日、年によって暦の日にちが変わることがあるが、旧暦の中秋節の前後に実施されていたという。ホイアンを始め、ベトナム中部の各地の村落では、毎年春秋二季の祭事が村落の伝統的な習慣として行われている。この春秋二季祭のことは、地方によって、幾つかの呼び方がある。明郷会館では、以前「春祀・秋祀」という呼び方があったが、他に「春秋二期」、「春祈秋祭」との呼び方もある。この二つの行事は、ホイアンの地域で、社・村のレベルだけではなく、家族・氏族内でも行われている。特に筆者が調査していたホイアンの「明郷」の殆どの氏族の祠堂で、時間的・規模的に大幅なズレがあるが、基本的に必ず実行されていることが分かった。また、明郷社の周辺ベトナム人村内でも、二季の祭祀が毎年行われる。

2010 年から明郷会館の治事委員会は、とりわけ春祀の祭事を大規模に行い、最も重要な年中行事と位置付けている。この祭事の日にはホイアン、長麗、そして茶饒の明郷の諸族の代表者が帰ってきて、広義省の二つの「明郷」グループ、ホイアンの華人会館の代表者、錦舗坊と山豊亭、政府機関の関係者、会館の周りに居住している人々など多くの人々が、全部で 200 人前後が参加しており、参集者もまた年中行事で最多である。一方で、以前同様な規模で実行された秋祀の祭事には、誰も招待せず、明郷会館の治事委員会のメンバーだけで行っている。この秋祀の祭事の規模縮小の理由について委員長の F 氏は、次のように語っている。

「春祀のように、招待状を送っていないため、ホイアンに在住している明郷の諸族の子孫でもこの日を忘れてしまって、また覚えている人でも平日だったら時間がないから来なくなった。招待することは、一種の注意の喚起方法で、招待状が

来なかったら、皆もあまり気にしなくなっていくんだ。若い者たちは勿論だけど、ある程度年配の人でも、何年か前までは、招待状が来なくても、祭事の日を覚えて、必ずお線香を持ってきて祖先を拝みに来た人々も結構いたが、もう一昨年からは殆ど来なくなったな。今年の秋祀を会館関係者だけで行い、他には誰も来なかった。やっぱり来年からは、会館によく来たり、明郷会館のことに関心をまだ持っている一部の人々だけにでも声をかけたり、呼びかけたりしていかないとね。やっぱりそれぐらいやっておかないと、来年の秋祀の際にも、今年みたいに誰も来なくなったら、何だか不思議な感じでね」(F氏、79歳)。

以前のように、人々が明郷会館で行われる重要な祭祀の日を忘れず必ず帰ってくるという時代が終わったことに気付き、今後明郷会館の祭事参加を促すために、委員長のF氏は、色々な工夫を考えているようである。

秋祀の祭事の他に、1975年以前に必ず行なわれ、明郷諸族からの人々が多く集まってきた梁恵鴻和尚と呉氏との二人の前賢の回忌の日も、治事委員会以外、覚えているお年寄り的人也いなくなり、後世の人々も関心を示していないため、誰も会館へ拝みに来ない状況が何年も続いていたという。明郷会館の治事委員会メンバーで、二人の命日も、平日と殆ど変わらない雰囲気、数種の果物とお菓子とお供え物を捧げ、治事委員会のメンバー全員がお線香を立て礼拝するという式次第が現在進められている。

筆者がまだ2回目の修復が行われていなかった2008年に明郷会館を訪れた時、館内では、年中の行事・祭事の看板が無かったが、2012年の再訪問の際に、会館はとても綺麗に修復され、年中の行事・祭事の全ての日が書かれている看板が見えやすいところの壁に掛けられるようになった。治事委員会のメンバーの他、もっと多くの人に見て覚えてもらうためであるという。この行事・祭事のリストには、2013年からさらに新しい二体の神への祭事が加えられていた。行事・祭事は、基本的に旧暦に従って行われるが、一部だけ新暦に従っている。明郷会館の年中の行事・祭事の日は、具体的に次のようである。右側に祭事の開始年代を付記する。

《旧暦の祭事》(写真 45)

1月1日	旧正月テトの大晦日の夜－元旦明け	1975年以前から
1月3日	旧正月テトが終わり会館に帰ってきた Ông Bà ¹⁵⁵ (祖先) の靈魂を見送る	
1月16日	元宵節	2010年から
1月17日	呉氏良(Bà Lành)の命日	1975年以前から
2月2日	金花娘娘の命日	2013年から
2月12日	春祀 - 前賢の祭祀	1975年以前から
3月23日	天后聖母の命日	2010年から
5月2日	保生大帝の命日	2010年から
5月5日	端午の節句	2010年から
6月24日	関聖帝(関公)の命日	2010年から
6月26日	福德正神の命日	2013年から
7月17日	秋祀と梁惠鴻和尚の命日	1975年以前から
8月15日	中秋節	2010年から
12月30日	旧正月に帰ってくる Ông Bà (祖先) の靈魂を迎える	1975年以前から

《新暦の祭事》

4月4日	清明節、明郷の前賢の墓参り	1975年以前から
12月22日	冬至の日	2010年から

以上見てきたように、現在明郷会館で行われている多くの年中行事は、2010年から追加されるようになった。その中に2013年から祀られるようになった金化娘娘と福德正神という二体の神様の命日の祭祀がある。また春祀の日は、伝統的に、春分の日で新暦の3月20日に行われると伝えられて来たが、2011年から参加する人々の都合に合わせて旧暦の2月12日に変更された。現委員長によれば、春分の日は新暦の日であるから、平日に当たることが多く、人々の参加が難しいし、旧正月もかなり過ぎてしまった後だと祭祀の賑やかな雰囲気も落ち着いてしまうから、お正月から近い日で、覚えやすく、またより多くの人々が集まりできる週末の休日など、いろいろ考えた上、

¹⁵⁵祖先のことを一般的に現ベトナム語では、Ông Bà と言い、一般的な意味で Ông は祖父で、Bà は祖母のことである。先祖代々の祖父と祖母のことを意味する表現である。

2月12日に決定したという。毎年の明郷会館の一番重要な春祀の祭事の日を忘れることなく、各地の「明郷」の人々が必ず集まりに帰ってくるのが強く期待されている。上記の祭事・行事のリストに記されている神々は、古くは明郷社内の諸施設で祀られていたが、破壊されたり、また管理することが出来なくなった施設で祀られていたりした神々である。

1975年以前、多くの神々の位牌が祀られていたが、漢語で書かれているため、漢字が読めなくなっている現在の殆どの人々が分かる形で現ベトナム語の祭事・行事リストを作成する工夫も施している。祭事追加は、中国伝来の神々を安置していることから、明郷会館での「華人系」要素のアピール行為の一つであるとも考えられる。観光客を始め、多くの人々がその神様の力に注目を引かれ、明郷会館入館を期待しているのである。このような行事・祭事は、具体的にどのように進められているかについて、次に記述していきたい。

2.3.2 各種の儀礼の式次第

明郷会館で行われている行事・祭事については、筆者がホイアンでの1年間の調査で参与観察し、確認できたことを次に記していきたい。

但し、現実において明郷会館も新しく修復され、そもそも会館内に遺っている昔からのものも殆どなく、過去の諸儀礼を見てきた世代の人々もいなくなり、また前節で述べているように現役の治事委員会のメンバーも殆ど新しい人であり、過去の明郷会館のことを殆ど知らなく、或いは伝えられてこなかったような人が少なくない。明郷会館で行われている各種の儀礼は、総じて昔からの伝統ともいえず、また全く新しく作りあげられたものとも必ずしもなく、会館の運営・管理に関わっている人々によって、「華人系」と「ベトナム化」との両方化の要素を勘案しながら、実践されているように見える。

上記している祭事・行事のリストは、とても多く見えているが、実際に実施されている形式は、非常に簡単であり、簡略されているのが多いという。委員長のF氏によれば、現在の治事委員会のメンバーの中に儀礼の式次第などに詳しい人が見当たらず、主に春祀の祭事を中心に行っているため、他の祭事は出来るだけ委員会メンバーの内部だけで簡単に行うことを方針にしていたという。治事委員会のメンバー以外に、毎日昼間・夜間に掃除・守衛・入場券もぎりなど会館の細かい面倒などの役をする男女

2人のベトナム人を給料制で雇っている。委員会のメンバーの家族は、定期的に殆ど会館に来なく、春祭の時ぐらいいは来ているようである。つまり、基本的に年中の祭事・行事などは、治事委員会のメンバーとお手伝いの2人として主に行われている。

以下では、1月から12月まで明郷会館で行われている行事・祭事と、それに伴う様々な活動に関して、2013年から開始された金花娘娘の命日と福德正神の祭事を除き、その全体像を報告したい。

《旧暦の祭事》

(1) 1月 (2016年) 1月1日から17日 - 旧正月 - テト (Tết)

「供交承」 - Cúng giao thừa

旧正月の期間中は、治事委員会のメンバーにとっては、一番忙しく賑やかな時間だと言われた。一年の最初の儀礼は、「供交承」 - Cúng giao thừa である。これは、昔から12月の最後の日の夜12時という旧年と新年との交わる時に行われているが、明郷会館の治事委員会は、自分の家でも同儀式を行うし、年寄りの方もいるため、早くから帰るといふ。この時間帯に委員会のメンバーは、委員長一人か、誰かのもう一人くらいだけで会館に残り、11時から「供交承」を行うという。この儀礼は、非常に簡単な形で行われるという。お花、お線香、お菓子と果物の各祭壇へのお供え物は¹⁵⁶、当日の午後3時に祖先を迎える式を行ったため、既に祭壇に並べてあった。11時くらいになると各祭壇に蠟燭を灯し、お茶を注いでから、入り口の天后聖母、葉王本頭公、保生大帝、金花娘娘、福德正神の5体の神々の祭壇から本殿の各祭壇までの順番で委員会のメンバーが、線香を立て礼拝して回る。また、礼拝の最中に、会館の夜間の守衛の仕事をする男性が鐘を撞き続ける。礼拝が終わったら鐘¹⁵⁷の音も終わり、儀礼が終了する。守衛の男性だけが後片づけをして、12時になるともう一回鐘を撞くという。

¹⁵⁶ お供え物に関しても、殆ど決まりはないようである。とにかく長持ち出来るものが良いので、青バナナ、ザボン (bưởi) とスイカが、いつも選ばれているという。お菓子は、ホイアンとベトナムの各地でよく売られているテトの祭壇で飾るための一般的なもので良いという。

¹⁵⁷ 以前明郷会館内に鐘が置かれていたかどうかを委員長に聞くと、委員長も知らないが、彼が明郷会館の活動に参加し始めた1990年代にはなかったという。現在、会館内に鐘を置いて撞くようになった理由は、明郷前賢である呉氏良と梁恵鴻和尚という二人の人物は、それぞれ前者が仏道に帰依した人で、後者は禅僧であるため、館内に鐘を撞き鳴らすことにより、霊驗的空間・雰囲気醸し出されるという。

1月1日 元旦

朝 8 時に治事委員会のメンバーの全員は、会館に来て、会館の各祭壇にお線香を立て、一周礼拝して回る。神様と「明郷」の祖先に向けて、年頭の挨拶を行う儀式である。その後、皆が揃って、会議のような形式で、相互に、委員長の挨拶を最初に新年の挨拶を行う。なおテトの数日の間に祖先が帰ってきて、会館に滞在しているので、毎日必ず三回お茶とお菓子を取り替え、お線香を立て、礼拝する。前賢の二人は仏教関係者なので、簡素な供え物を旨としていると聞いた。次いでメンバー間で、テトの個々の任務分担の話が進められる。この任務も実は、以前そんなに多くなかったが、観光名所になってからは、かなり多くなったという。

この時の服装に関しては、ベトナムの伝統的な服装である黒か紺の色アオザイではなく、中国的とベトナム的なスタイルを合わせたデザインのある会館での制服を着ることが決められているという。この日にホイアン在住の一部の明郷諸族の子孫という人々が会館に帰って、祖先に敬意を表するという意味でお線香を立てて礼拝する人もいる。筆者が観察した限り、殆どの方はお年寄りの方であり、若い人も時々いるようであるが、自分の父か祖父と一緒に来る人もいた。また地元に住んでいる人よりホイアンに家族の人が住んでおり、国内外の各地に移住したが、お正月にホイアンに帰って来た時に、参拝に来た人々の方が多かったようである。そのような人々に話を伺える機会もあったので、その出自を尋ねると、周族、張 B 族、李 A 族、尤族、曾族、楊族など、ホイアン明郷の主要諸族の子孫であり、現ベトナム語の家譜を遺し、意識的に子孫の世代に伝えていく意志が感じられる諸族の人々である。彼らは、自分の祖先は「明末清朝」から来たとは思っていないが、「明郷」というルーツに深い思いを持っており、明郷前賢という「明郷」の祖先＝我々の祖先ということ意識しているように見えるのである。

1月4日 - テトが終わり、会館に迎えて帰ってきた祖先を見送る

一般的にベトナムでは、テトの 3 日に、12 月 30 日に迎え、帰った先祖の霊を送る儀礼が行われている習慣があるが、明郷会館では、「もう一日、前賢に会館にいてほしい」という理由で、4 日に変更したという。この日は午後 3 時から儀礼が行い始め、治事委員会のメンバーが揃えて儀礼を行うというが、実際に儀礼は殆ど行われず、全員が線香を立て、礼拝するだけである。その後、各祭壇に 12 月 30 日から供え物と一

緒に置いてあった冥銭を全部燃やし終了する。

1月1日から16日まで行う諸活動

正月の4日間の間、委員会のメンバーは、交代し毎日2人組で対応するとのルールが決められているようであるが、特に観光客が多く訪れて来るため、委員会の全員は、時間的に決まりはないが、殆ど毎日会館に来て一緒に対応している。観光名所リストに加えられた後、観光客の注目を引くようになり、また会館の装飾形式も非常に目立つ雰囲気であるから、正月などの時に明郷会館を訪れて来る客も多くなっている。その結果、会館のために経済的利益を得られる良い機会であることから、委員会もまた利益を増やす工夫を懸命に考えてきたようである。この状況が一番若いメンバーであるP氏に活躍できる環境を作り、彼の提供したアイデアによって、治事委員会が動いているように見える。P氏は、小さい頃からずっと福建会館で見てきて、そして複数の「神・聖」による¹⁵⁸商売方法の経験を持ち、彼にとっては、明郷会館がその経験を活かせる場所となっていると思われるのである。

まずは、「祈安線香」の商売である。明郷会館では、2011年から平日に「祈安線香」の販売が行われるようになってきているが、テトの前からテト中まで最も盛んに行われ、数多く売れている期間である。「祈安線香」とは、大きな丸い線香で、一か月ほど燃え続けるタイプである。家内安全を祈安する意味で、多くの人買い求め、明郷会館内で燃え終わるまで掛けぶら下げてもらう。明郷会館は、明郷前賢を祀る施設で明郷諸族の人々が「祈安線香」をぶら下げられることは理解できるが、不思議と思われるほど、「祈安線香」を行う「明郷」縁者では明らかにない観光客も多かった¹⁵⁹。会館で天

¹⁵⁸ ベトナム語で“*buôn bán dựa vào thần thánh*”か“*buôn thần bán thánh*”という言い方をホイアンでも聞いているが、ベトナムの色々なところでもこの言い方を使っている。「神」などを信じる信者からの「お金もうけ」を指す言葉である。

¹⁵⁹ この「祈安線香」は、ホイアンの全ての華人会館で行われていることであり、特に福建会館ではとても早くからこの商売が行われた。同会館は、ホイアン内外では、天后聖母を祀る一番有名な施設で、誰でも「祈安線香」を付けたいが、空間的に限界があり、テトの一ヶ月前から予約しても、「ぶら下げる場所が無くなった」との理由で断るほど、信者の多い信仰空間である。その次に關帝を祀る広東会館も10年ほど前から人気を集めるようになり、テト直前だと場所も無くなるという。潮州会館の場合は、2010年から入場有料の観光名所となったが、街の中心から外れている場所に位置しているため、観光客が多くなく、その祭祀対象からも人気を集められないので、「祈安線香」の商売を行っていない。また海南会館の場合は、観光名所リストに入っていないし、祭祀対象からも人々の注目を引いていない施設である。そのため、「祈安線香」を買い祈安を行うことが出来る場所として明郷会館の名前が浮上して来たのである。福建会館の場合は、線香一つで500,000ベトナム・ドン=2500円、明郷会館では、対象によって200,000~300,000ドンの間で調整されてい

后聖母の像、さらに新たに金花娘娘の位牌を安置し祀るようになったことの意味がテト前後の期間の会館の様子を見て、納得出来たように思う。「祈安線香」をするため、祈安の内容と人名の書き方など様々な手続きの案内もする必要があるため、委員会のメンバーも忙しくなるはずである。

さらに関帝廟で伝統的に行われていた「関帝靈籤」のようなことも行われている。館内では関公を祀っていないので、平日には出来ないのであるが、テトの期間に限って、政府の管理機関に許可されるようである。明郷会館では、関公のおみくじの箱が神様の祭壇の隣に置かれており、参拝の人々は、神の前で礼拝してから、テトだから必ずおみくじを引き、会館で読んで解説してもらう。この時こそ委員会のメンバーが自分の役割を一番果たす場面である¹⁶⁰。勿論、おみくじをもらう人は、皆寄付金を賽銭箱に入れ、また時々新年だからと言って内容を解説してくれる人に「お年玉」(御礼)も渡す人もいるという。

その他、天后聖母と金花娘娘と2体の神に願う子供・安産・婚姻・子育てなどの祈願・祈安を行うことも、一部の女性の来客信者に依頼され行われていた。このような時にお手伝いの女性が一番働いている。依頼者の全員が寄付金をすることは、当たり前となっている。

テトの期間中に以上の活動以外、ホイアンでは福建会館と広東会館では、元宵節の際に“Vay lộc” (借禄)¹⁶¹という活動が行われているが、2012年から明郷会館でも行われるようになった。地元の華人の説明によれば、商売・経営など祝福してくれる神様であるから、“Vay lộc”とは Ông=関帝聖に金運を借りることで、営業や商売などを行うと成功できるように助けてもらえるからだという。一般的な祈り方は、お金が入っている小さな封筒をもらい、自宅に持って帰り、一年中に保持し続けるが、封筒をもらった人は、気持ち次第であるが、同時にいくらかのお金を寄付する。また、原則として来年も戻り、「禄を返す」という神様に借りたお金を返すことをするべきであ

るようである。明郷諸族の人々は、200,000の価格で行っているようである。筆者も、「明郷」の子孫と同様に、200,000 ドンで何回か祈願させていただいたことがある。

¹⁶⁰ 委員長の話によると、全てのことは張 A 族の P 氏の提案であり、かなりの経済的利益があるから、皆が同意し、するようになったという。当初は、適当に解説して非常に違和感を覚えたが、何年間が経った今、慣れたから、もう大丈夫だと自己評価している。他の華人会館も同様なことをしている。政府管理の関帝廟でも「関帝靈籤」が許されているので、ホイアンに限っては問題ないようである。

¹⁶¹ “Vay lộc” の言葉は、直訳すると「借 vay 禄 lộc」となるが、ホーチミン市内の華人の会館では、この“Vay lộc”の儀式を漢字に直すと「借富」となっているようである。

ると考えられている。営業や商売がうまくいった人もいかない人も、戻った人の場合、誰でも借りた金額よりもっと大きな金額を返す。特に成功した場合、返したお金は時に想像もできないくらいに金額を返した人もいると言われている。ホイアンでは、広東会館では、現在関帝聖を祀っているので、元宵節の際に行われているが、天后聖母を祀っている福建会館でも昔から盛んに行われていたという。明郷会館の場合は、入り口に入ったところで設置されている 5 体の神様の祭壇の左側にプラチック製の模造の金の延べ棒が沢山吊れ下げられる台が置かれている。その反対側に上記している関帝のおみくじの箱が置かれている。礼拝者は、模造の金の延べ棒を一個取ったら、「Vay lộc」の場所へ行き、そこも祭壇から 2 メートルぐらい離れた場所にテーブルに座って待っている一人の若い女性がいる¹⁶²。「Vay lộc」ノートにこの儀式をする人の名前と住所と寄付金が記録する。明郷会館では関聖帝を祀っていないが、天后聖母を祀るので、Bà=天后聖母は、商売を祝福してくれる役割の神となった。また借りたお金は“Lộc Bà”と呼ばれているという。

上述したように、テトの期間中に委員会のメンバーとお手伝いの 2 人とは、殆ど会館に来ない日がないという。明郷会館も福建会館のように華人っぽいことを沢山するようになっており、現状の委員会のメンバーにすると非常に忙しい日々であるという。

15 日～16 日 - 元宵節

元宵節も会館で行われるが、儀礼など殆ど行われなく、15 日から果物の供え物を各祭壇の上に並べられ、治事委員会の代表である委員長が線香を立て、礼拝して回るだけで終了するという。この祭事も 2010 年から会館の行事リストに加えられただけで、実質的に儀礼は何も行われていない。元宵節の二日間はまたホイアンを訪れて来る人々が非常に多いため、委員会のメンバーが上記している諸活動を行い続けていた。

1 月 17 日 - 吳氏良 - Bà Lành の命日

この日にお花、果物と精進料理が用意され、昼の 10 時くらいにこれらの供え物が

¹⁶² この女性は、筆者も話したことがあるが、彼女は「明郷」の李 B 族の家譜の編纂者の 3 代目の娘であるというが、婚外の子であるため、正妻の子供に認められていないようである。しかし、会館の委員長は、彼女と同母の他の兄弟を知っているので彼女を通じて、会館の諸活動へ参加を勧めたという。今後会館で、天后聖母と金花娘娘の神様に関する様々な活動を進めていく以上、女性の参加も非常に必要であり、大切な存在となっていくと考えられる。

Bà Lành の祭壇に並べられる。委員長の F 氏と祭祀・儀礼を担当する副委員長の K 氏は代表で儀礼をする。二人の服装には、特に決めりはなく、普段会館で決められて着ている制服で良いという。儀礼の始まる前に蠟燭が灯され、お茶が注がれてから、委員長が先にお線香を立てて礼拝する。その次に副委員長も倣う。二人が礼拝をする間、会館のお手伝いの男性が鐘を撞き、鳴らし続ける。その後、精進料理が下げられ、会館に残ったメンバーで昼食を摂る。精進料理は、店から買ってきたもので、会館で調理したものではなかった。

(2) 2月 - 春祀の儀礼

2月12日 - 春祀 (2015年2月)

この春祀は、明郷会館の委員会の方針として、年中行事の中で、最も明郷の諸族の人々を始め、各地方にある明郷諸鄰の人々、他省・県の「明郷」グループ、ホイアンの各華人会館の代表者など最も多くの参加者が集結することを期待する祭事であるため、早くから準備の作業が始められるという。その作業を主に担うのは委員長である。来賓から明郷諸族の人々まで、参加者全員へ招待状をしたためる。その後、委員会のメンバーで分担して直接届けに行くか郵送する。また、春祀に米を送るチャリティー活動も行うので、米を買うための寄付金を呼びかけるため、明郷諸族の人々に呼びかける手紙を、経済的に裕福な人、また明郷会館の近くにある企業、委員長自身の個人的社会的関係での知り合いなど財力のある様々な対象など多くの人々に1ヶ月前から手紙を送っておく。また、会館の委員会のメンバーと関わっている人々、また観光客にも呼びかけ、チャリティーの活動をするための募金を精力的に行なっているという。

春祀は、普段なら春分の日に行われるが、委員会が元々の祭日を毎年同日である旧暦2月12日に変え、行うようにしたため、この時期は、他の亭・廟などホイアン内の信仰的施設での同祭祀と重なることがない。その結果、明郷会館の春祀の祭事は、かなり目立っているようである。ホイアン地域にある錦舗亭、山豊亭など、以前のベトナム人村の亭で行われている春秋二期の祭祀と同様な形式が行われている。現在の明郷会館の委員会のメンバーも、1973年以前の会館での同祭事を見ていない人々であるし、見ていた人もいなくなっていることから、委員会も現在一般的な行い方をする他ない。また、興味深いことに春祀の祭事の儀礼は、以前は、明郷社・村内の祭事・行事の際の装飾・音楽の任務を担当する施設班、祭祀の進行・実施などの任務を担当

する祭礼班、儀礼・祝文の実施班という 3 つのグループの人々のサポートで、社・村内の全ての祭事が行われたが、2010 年から現役の治事委員会は、「楽礼班」(Ban nhạc lễ)¹⁶³を雇い、全ての儀礼をこの班の指導に従って、行っている。つまり、以前のように儀礼に詳しい人がいなくなり、その準備も多くの人々の参加が必要であるが、人材不足と、儀礼に関する経験・知識不足が原因で、「明郷」とは全く関係のない外部の「楽礼班」を頼むに至ったという。また、儀礼に直接参加する人々の姿を観察した限り、やはり長時間に行う儀式に参加することは、70 歳代以上の人々にとってはかなり大変で、皆がとても疲れているようで、委員長も含めて殆どの委員会のメンバーが、こうした儀礼への参加に対する消極的な気持ちを持っていることもよく理解できる¹⁶⁴。なお、明郷会館の春祀の祭事は、2 日間にわたる。

春祀の祭事に関わる人々の服装は、主祭の役を果たす委員長がベトナムの伝統的な服装であるアオザイ(2009 年までは黒か紺の色であったが、2010 年から赤色になった)を、副委員長と儀礼に参加する人々が紺色のアオザイで、さらにセットとなっている伝統的な帽子も被る。他の委員会委員で、儀礼に参加しない人は、会館での平日の制服、また礼儀正しい服装であれば良いという。

1 日目の儀礼 - 「Lễ túc」 - 請神儀式 (写真集 4)

① 供え物類

この日は、午後の 3 時半から儀礼が開始される。この儀礼は「Lễ túc」と呼ばれ、祭日の前日に行われ、当該地域にいとされている全ての神様に祭事の事を報告し、神が帰ってくるように招待する儀礼であるという。この儀式は、明郷会館の前庭に祭壇を設けられ、行われている。その祭壇は、四つのテーブルを組み合わせたものである。真ん中に前後の並べ方でセットになっている段差のある上下の二つのテーブルがあり、その両側にそれぞれ一つずつの小さいテーブルが置かれている。

真ん中の上のテーブルの後ろ部に「神」の字が書かれた金色の紙が付いている紙製

¹⁶³ この「楽礼班」(Ban nhạc lễ)は、ホイアンで自由的に活動しているグループであり、明郷会館の祭事だけでなく、他の多くの施設での祭事でも頼まれているという。彼らは、儀礼するための楽器、道具、服装など必要なものを持ち、また一般的な儀礼作法を把握しているため、職業(兼職)として季節の祭祀の盛んな時期に、ホイアン地域周辺の亭・廟などの儀礼を頼まれ、参加しているという。

¹⁶⁴ 委員長と祭事の参加のことについて、何度か話したことがあり、長い儀礼の進行の大変さと疲れのことをよく聞いていた。会館の祭事などの際に、関わっている委員会のメンバーと他の人々は、殆ど参加したくないという。

の昔の朝廷の官吏の帽子が縦に付けられている。その上に、花瓶、香炉、蠟燭、沈香の燃やし炉、茶杯、緑豆のソイ（おこわのことで、以下ではソイと記する）、緑豆のぜんざい（チェーchè đậu xanh đánh、以下ではチェーと記する）、バナナ大房、ドラゴンフルーツが置いてあり、下段のテーブルにも疏文、花瓶、香炉、蠟燭、バナナ大房、茶杯、ソイ、チェーの他に茹で豚肉、ビンロウ、キンマがさらに並べられていた。両側のテーブルでも、花瓶、香炉、蠟燭、茶杯、ソイ、チェー、茹で豚肉という同様な供え物類の他に、右のテーブルに酒のペットボトルと左側のテーブルに急須が置いてあった。さらに、左側のテーブルの前に椅子が置かれてあり、その上には、白いお粥が入っている三つのボウル、お菓子、チェー、ビンロウ、キンマ、蠟燭二本、ビニール袋に入っている米と塩、紙製の冥銭が載せられている大きな竹のお盆が置かれている。テーブルに並べてある供え物は、神様のためであり、大きなお盆にあるものは陰魂のためである。こうした供え物類が並べられ、3時半になる直前に沈香が燃やされ、蠟燭が灯されてから、始められる。

② 儀礼の進行形式

基本的「楽礼班」の案内に従い行われる。儀礼の参加者は、「楽礼班」の小太鼓係、二胡係、疏文読、祭官（東唱 - 西唱 - Đông xướng - Tây xướng）¹⁶⁵のそれぞれの4つの役を務める4人と、正祭の役を務める委員長 F 氏、正祭の手伝い係の副委員長の K 氏、大太鼓係の委員の J 氏、鐘撞き係の L 氏と委員会の4人の総8人である。

このメンバーで祭官の役を務める人が唱える内容に従い、儀礼は次の順番に進められていく。楽隊の小太鼓、二胡、大太鼓、鐘の伴奏を背景に正祭の F 氏が司会の唱える指示下に、洗手、燃香、献酒、献茶、読疏文、焼疏文を行なったが、この行動の間に正祭は、立跪を何度も繰り返えして礼拝を挟んで、一時間近く儀礼が続き、終了する。最後に冥銭が燃やされ、陰魂向けの米、塩、お粥とお菓子などは、捨てにいかれる。実は、本来ならこれらのものは、儀礼の行われる場所の周辺にばら撒かれるが、ホイアン内では禁止されるので、違う所に持って捨てなければならないという。儀礼の最後で、祭壇の片付けの終了後、参加者の全員が集まり、供え物を頂くという食事

¹⁶⁵ この「東唱 - 西唱」という役は、村の亭などの祭事で行われる儀礼の進行を誘導する司会のようなことをする人である。一般的に東唱と西唱と二つの役をする二人がいて、掛け合いをしながら、並行して唱えるようである。しかし、明郷会館の「Lễ túc」の日には一人が来られないので、一人だけでこの役を果たしていた。

をしてから帰る。委員会のメンバーは、翌日の準備などの会議をしてから帰る。

疏文には各地で祀られている諸神の名前、そして陰魂・陰霊が漢字と漢音のベトナム語で書かれてあり、疏文を読む人はその内容を大きな声で、歌えるような読み方で読んでいく。この疏文は、2009年までは、以前明郷社のものもあったし、疏文読の人も「明郷」の人であったようであるが、現在それは使われなくなり、よく疏文を読んでいた人が亡くなったという理由で、「楽礼班」が作成し、各施設で使用している疏文を使い、読むのも彼らに頼んでいる。即ち殆ど「楽礼班」に任せているのが現状である。

2日目の儀礼 - “Lễ tế xuân” - 春祭礼（写真集 5）

春祀の祭事は、現在明郷会館では「Lễ tế xuân - 春祭礼」と呼ばれているが、Truong [1972]による『明郷三保務』の資料集の中では「春祀 - Xuân tỵ」と記されている。前日の「Lễ tỵ」に参加した人は、殆ど会館の関係者内部で、「楽礼班」以外、外部の人が殆ど会館に来ない。祭事の当日に祭事関係の諸事に関わる多くの人々は、平日に殆ど姿を見ないが、この日だけに限って参加する。会館の治事委員会の全員は、出席すべき人々で、そして年中会館の面倒を見るのを仕事としている2人のお手伝いさんも、職務柄、一番働く日のようで、準備の段階から色々なことをしていた。さらにお花を生け、祭壇に並べる供え物の盛り付け並べるなどの細かいことを手伝えるため、委員会のメンバーの妻たちも2人参加する。迎賓する任務を担当する若い女性が必要であるということで、副委員長のK氏の娘（40歳）と李B族の3代目の娘（30代前後）の二人も参加する。そして、受付の役で、来客からの寄付金など受け、記録する人は、委員会のO氏とJ氏との2人である。そして一番若い委員会のメンバーである張A族のP氏の息子がカメラマンとして参加する。彼が今年20歳で、筆者が参加した春祭には、明郷諸族の子孫としては一番若い人のようである。最後に先に言及している委員長が偶然知り合ったQ氏と彼の友達の二人と守衛の男性の息子の一人である。会館の委員会のメンバーを含め、全部で17人程度であったが、「明郷」の子孫と称している人々は、妻たちも含めて、僅か12人しか直接関わっていない。1年に1回の最大の祭事の日であるが、会館の諸務を手伝ってくれる明郷諸族の子孫の姿が見られないのが現在の状況である。殆ど若い人が来なくて、P氏の息子も、父に頼まれ写真を撮りに来ただけで、積極的に参加したわけではないようである。

① 供え物類

館内の祭壇に捧げる供え物類は、祭事の規模の割にかなり簡略化、簡素化されている傾向が見られる。神の祭壇に花、バナナ大房、ドラゴンフルーツ、ぶどう、ソイ、チャー、急須、茶杯、酒瓶、酒杯があった。本殿の中の真ん中の前賢の祭壇、左側の呉氏良氏 - Bà Lành と右側の梁恵鴻和尚との両側の祭壇に平日に置かれている香炉と花（造花）以外何もないが、それぞれの祭壇の手前にあり、両者と他の諸人物との位牌が安置されているテーブル式の祭壇の上に、それぞれに香炉、蠟燭、花瓶、バナナ大房と、ドラゴンフルーツ、ぶどう、ソイ、チャー、茶杯と冥銭が並べられているが、呉氏の方の祭壇にさらにビンロウとキンマが、梁恵鴻和尚の祭壇には、さらに急須、酒瓶、酒杯が並べられている。

真ん中の「十老・六姓・三家」の位牌が安置されている祭壇には、平日に置かれている香炉、蠟燭、花瓶、バナナ大房が並べられている。また十老の代表で一番位の高い孔天如像が安置される手前の祭壇にも他の供え物が並べられている。他の祭壇と同様に大きな花瓶、バナナ大房とその上にドラゴンフルーツとぶどう、ソイ、チャー、急須、茶杯、酒瓶、酒杯、香炉、蠟燭、沈香の燃やし炉、冥銭と寄付された大きな果物の籠である。しかし、前賢の祭壇の前で、とても目立った形で丸焼きの豚一頭が高い台の上で置かれている。また、その豚に差し込まれている捧に付いた紙に「Gia đình Trương Dư Tuấn phụng cúng」（家庭張餘俊奉供）」と書かれてあった。これだけは、華人会館の諸祭事の日によく見られる代表的なお供え物であるが、明郷会館で殆ど見られなかったようである。上記の丸焼きの豚は、委員会の最も若いメンバーの張 A 族の P 氏が寄付した供え物である。この行為は、P 氏に認められる「華人系」に対する意識の表象なのかもしれない。

そして、東と西との両方の祭壇で、上記の前賢の祭壇と概ね同様な供え物が捧げられるが、さらにビンロウとキンマ、そして焼き豚肉のブロックがあった。この焼き豚を捧げることも P 氏の意見からであるという。同委員の李 A 族の I 氏によると、彼が薦めたのは、茹でた豚肉¹⁶⁶という供え物であったが、P 氏はそれより焼き豚にするようにと意見を出したようである。「明郷」は、「華人系」であるから、そのような供え物をした方が良いというのが、その P 氏の理由づけであると聞いた。

¹⁶⁶ベトナムでは茹でた豚肉は、家、村の亭・廟などで行われる祭祀の際に、一般的な供え物として使われている。ホイアンの華人会館の場合は、焼き豚肉が一般的に使われている。

1年に1回の最大の祭事である春祭ではあるが、上記しているような供え物はかなり簡略化、簡素化されて来たようである。この点に関しては、明郷会館の祭事の供え物に、他の華人会館と比べると全く違った点が見られる。各華人会館の祀っている神々関係の日に、委員長の説明によると、前賢に仏教関係者が二人いることから、明郷会館では、供え物も出来るだけ生き物を避けると説明されたことがあると先述したが、実際の春祭を観察した限り、基本的に簡略化、簡素化されているように思われるが、後述するように、宴会の進行形式という点も重視されつつあるようにも見える。

② 春祭の儀礼の進行

第一節目に「線香を挙げ、国泰民安を祈願する」儀式が最初に数分間進められるが、線香をあげる人は、現委員長、副委員長及び前期の委員長という「明郷」組織のトップの人々である。この儀式は、明郷会館の奥の庭で行われる。庭の中央に鉄製炉が置かれているので、その前で線香をあげる式が行われる。祭の司会を務める人は、委員会のI氏で、彼の言う順次通りに儀式が進められる。上記の三人が鉄製炉の前で並び、他の人は、燃えている三本の大きな線香を持ってきて、三人に一人ずつ一本の線香が渡されてから、三人は一斉に三回礼拝し、それぞれ香炉に線香を立てる。この儀式を行うことは、「明郷」の伝統でもなく、以前は勿論行われなかったと思われる。実は、この儀式はベトナム村の亭でも行われていないが、一般的に寺院ではよく行われている。明郷会館の修復完成後の2010年の春祭の開催から行われるようになったという。明郷前賢の一人、梁惠鴻和尚が僧侶であり、呉氏(Bà Lành)も帰依者であるため、行うようになったという。これは委員会のアイデアではあるが、これもまた政府側に対して明郷会館の「ベトナム人」要素を発信するような行為であると見做すことが出来るかもしれない。

第二節目に「請諸聖入殿式」(聖神が本殿へ入るよう勧めるという意味)が行われる。そもそも明郷会館では神々は祀られていなかった。閉鎖あるいは崩壊の悲劇に遭った状態の各施設から神々の位牌が明郷会館に安置されたため、現役の委員会は、2010年以前に本殿内で祀られるようになっていた位牌を、2010年以降、本殿から前庭の次の会館の目立った入り口の所の祭壇に全部安置し、また上述したように、新しい神々位牌も二つ追加した。神々が外で祀られることになったため、春祭の日にはわざわざ本殿に入るための儀式が新たに設けられるようになったのである。この式に参加する主

な人が委員長の F 氏である。儀式の進行も「楽礼班」に従い、進められる。祭事当日の「楽礼班」は、前日より 6 人が多くなり、全部で 10 人が参加していた。その役の分担については後述するが、式に出るのは 4 人で、小太鼓と二胡と笛との楽隊の 3 人と司会役の祭官の 1 人である。祭壇の前に置かれている小さいテーブルの上に 2 つの花瓶と一つの香炉が並べられてあるお盆が置かれ、祭壇の前の真ん中に正祭の F 氏が立ち、左右の両側に 2 人の男性が平行に並んでいる。この 2 人の役は左右分献と呼ばれている。2 人は委員会のメンバーではないが、出自は明郷諸族の人であるという。さらに礼拝に参加しないが、その近くに副委員長が立っており、細かいことに配慮し、委員長を手伝う役を務める。音楽隊による伴奏の背景に、3 人はそれぞれの位置に入り、祭官の唱える内容通りに振る舞うように勧められる。祭官は、最初に 5 体の神様の名前を読み上げた後、3 人の代表で委員長が線香をお盆にある香炉に立て、3 人が一斉三回礼拝してから、花瓶と香炉のお盆を持つ副委員長の後に付いていき、本殿の方へ進む。この儀式をする最中、やはり儀礼に詳しくないため、どう進めれば良いか分からなく躊躇したり、或いは進めたことが間違っていて、注意されたりやり直させたりするような場面が目立った。儀礼への初回目の参加でないとはいえ、こうした経験の乏しい人々が担う現在の春祭と一側面がよく見えてくる機会であった。

本殿では、また順次、祭官が唱える通りに従い、真ん中の前賢の祭壇の上で、二つの花瓶と香炉を置き、再度礼拝が繰り返されるが、正祭と左分献と右分献と 3 人に分かれ、正祭は真ん中の前賢の祭壇、左分献は梁恵鴻和尚の祭壇、右分献は呉氏良氏の祭壇、祭官の言葉の下で、それぞれ自分の前にある祭壇で三回礼拝し続け、儀礼が終わる。この儀式は、簡単に行われるが、その礼拝の参加者は、出来るだけ明郷諸族の人々がするように行われているようである。細かいところであるが、委員長を始め、明郷会館の委員会が、儀礼の重要な場面で演じる役を務める人々の条件に関しては、出来るだけホイアンの「明郷」という要素に拘っていると考えられる。

第三節目に、最も長い時間を掛け進められる春祭の「正祭礼」(Lễ chánh tế) の儀礼が行われる。この儀礼も前日の「Lễ túc」(請神儀式) と同様に行われるが、「楽礼班」の人数も大勢で、約 12 人が参加する。そのため、舞踊と音楽演奏という形式的な演奏の部分が多く、長く続いた。また直接儀礼に参加する人も、正祭の役を果たす委員長以外、上記した左右分献という 2 つの役を務める 2 人も加わり、多くなった。儀礼の参加者は、「楽礼班」から小太鼓、二胡、笛の楽器の演奏をする 3 人、疏文読の 1

人、東唱と西唱との2人、儀礼の進行中の各儀式を正祭と共に演じる4人、鐘撞き係の1人、大太鼓叩きの1人の総12人であり、春祭の主催者である明郷諸族からは、正祭の役を務める委員長 F 氏、正祭の手伝い係の副委員長の K 氏、左分献と右分献との礼拝を務める2人、手伝いの役をする鄧族の Q 氏とその友達の総6人である。

この全18人の参加者は、東唱と西唱との2人の唱える内容に従い、儀礼を順次進めていく。最初は、楽隊の小太鼓、二胡、笛、大太鼓、鐘の伴奏を背景に、司会の唱える内容通り、正祭と左右分献とが、それぞれ自分が向けている祭壇の前で、礼拝する。正祭の委員長だけが、儀礼の進行中の動作を全部振る舞う。最初から順番に、洗手、念香・上香、酌酒・念酒・献酒（3回行う）、読疏文、焼疏文、飲福（神と祖先からの酒を頂く）の儀式が行われたが、それぞれ節次の中に正祭と左右分献の3人は、18回も立跪を繰り返えず礼拝を挟み、約1時間かけ終了する。その後、儀礼に参加した人が本殿を出て、明郷諸族の人々と来客が本殿に入り礼拝するため、音楽の演奏がずっと続いていた。また春祭の疏文は、以前、明郷村の時代に春秋の2期の祭に使われていたものを継承して使用し、毎年明郷会館の関係者が読疏文の役を務めていたが、2012年から「楽礼班」の人に任せることにした。この疏文を書いている言語は、漢字と漢音でのベトナム語とで書かれており、読疏文をする人はその内容をベトナム語で読み上げるだけである。

③ 宴会に関する様々な様子

各祭壇で並べる供え物は、かなり簡単で多くはないが、それも明郷会館で調理されたものではなく、全部買って来たものである。料理をする人がいないので、何も作らないのだという。また、春祭の祭事は、供え物の準備、義礼の実施などを見ると、儀礼に対する重要視が薄いように見えるが、宴会という人が集まる部分を非常に重視している。宴会の料理も2010年から完全に料理専門業者に頼み、準備してもらう。また、その業者は会場の設定までも全部してくれるので、とても便利で、何もしなくて、任せておくだけで良いということになる。料理は、主にベトナム料理が用意されるが、唯一中国風の料理としては焼き豚肉がある。これは、上述したように、委員会のメンバーである張 A 族の P 氏が寄付した丸焼き豚一頭からの料理である。宴会の料理に関しては、明郷会館は、華人会館とは違って、殆どがベトナム人の来客であることを考えれば、中華料理よりもベトナム料理を出した方がふさわしいのかもしれない。

宴会の料理以外に実施されている様々な活動にこそ、興味深い点が見られる。来客の人々が、宴会に長くいればいるほど良いと言った委員長は、宴会の多くの節目を考えていたようである。いう間もなく、若い P 氏も色んなアイデアを提案したとも言われる。そこで、以前は短時間行われる「受禄」という儀礼の終了後、祖先と神様からのものを食事会という形で参加者の間で賑わうような会に対して、現在の宴会は、とても長く続き、食事以外の活動も多く追加されるようになり、多くの人々が参加し、楽しめるものとなっている。明郷会館の春祭は、上述している祭礼の儀礼の後に、ホイアンで有名な獅子舞演団による賑やかな演奏が行われ、会場の客をととても楽しませる一つの節目である。その後、2012 年から長寿の祝賀が引き続き行われるが、明郷諸族の男女の子孫、又はお嫁さんたちも 85 歳以上の人であれば、祝寿され、プレゼントされる形式である。筆者が参加した 2015 年の春祭の時、85 歳以上の人非常に少ないため、80 歳以上まで年齢を下げられた。祝寿することに込められた委員長の願いは、これから「明郷」の子孫という人々がより明郷会館へと近づき、もっとその絆を大事にし、会館へもっと来るようになってほしいことである。但し、「明郷」と自称する人が少ないので、華人でも 80 歳の方が招待された出来事があった。「明郷」と華人とを区別せず、同じように祝うという意図を会場にいる一部の来客に伝えたいのだという。

特に来客の注目と楽しみを引いているのが抽選という節目である。この活動は、ホイアンのどこの華人会館でも、祭事の日宴会で実施されている。明郷会館でも 2013 年から行うようになったという。委員会のメンバーによれば、この活動をしなかったら、宴会が早く終わってしまい、会場に来る人々の間の交流もあまり出来ず、また明郷会館に対する思い出も少ないから、何か工夫し、会館のことを覚え、今後も引き続き来ていただけることにつながることを期待しているという。これもまた、委員会の大きな努力であると言われている。抽選活動を行うために数多くの寄付品が必要であるという。商品がないとこの活動は勿論行えないので、商品を寄付できるような人々に呼びかけ、または関係者の委員会メンバーが自分で買って寄付する場合も多いようである。

最後に言及したいのが、もう一つ非常に有意義と思われる活動が 2010 年から実施されている。貧しい人々にお米を配るというチャリティー活動である。これも春祭の日の宴会終了後に行われる。毎年米は、100 個の 20 キロ袋が用意され、一人に一袋ずつ配るといふ。またその対象は、明郷諸族内の人々を限らず、ホイアン周辺の諸坊・社

に住む貧しい人々であるというが、その人々のリストも当該の坊・社の管理の行政機関が作成したものであるという。この活動は、会館の委員会のメンバーの支援ではなく、多くの人々に呼びかけ、明郷会館を通して、一緒にチャリティー活動をするという形を採る。ホイアン内のレストラン・店・ホテル・会社など多く企業が大金を寄付し、時に会館を訪れて来る観光客も寄付して、チャリティーを依頼する人もいるようである。筆者もホイアンの調査中に何回か寄付していたが、こうした活動を通し、明郷会館の顔も益々広がっており、委員長の願いである「明郷」ブランドというものが今後作りあげられていくのかもしれない。

(3) 3月

3月23日 天后聖母の命日

明郷会館で飾られている祭事・行事リストに、天后聖母の命日が記されているが、今日のホイアンでは、主に瑪祖としての天后聖母を祀っている福建会館と中華会館を中心に福建と五幫との華人コミュニティの間で賑わう時期である。明郷会館では、そもそも天后聖母の位牌だけが置かれ、祀っているとは言え、神様の祭事を全く行われなかったという。従って、現在神の像を安置し祀っているが、祭事の実施という習慣がなかった明郷会館では、依然と変わりなくこの日に特に儀礼など何も行われていない。この日にお花と果物だけの供え物が普段より多く準備され、目立った形で祭壇の上に供え物が並べられる。この日に会館の仕事の当番をする委員会のメンバーは、お線香を立て礼拝するだけで終了する。張A族のP氏は、この日に自分の当番ではなくても、会館に行き、供え物など準備し、必ず線香を立て礼拝する。

(4) 5月

5月2日 保生大帝の命日

この日にも明郷会館では、上記の諸神の命日と同様な形で、普通にお花と果物だけの供え物を用意し、祭壇の上に並べる。この日に会館の仕事の当番をする委員会のメンバーは、お線香を立て礼拝するだけである。この日を知っている人は多くなく、委員会のメンバーでも忘れることが珍しいことではないという。実はこの神は、明郷社の時代に錦霞海平二宮という施設がまだ存在していた時、とても重要な神様であり、信仰が深く、祭事も大きく行われていたと伝えられていたという。しかし、現在のホ

イアンでは、明郷会館でしか祀られておらず、一般的に華人でもベトナム人でも、また「明郷」とその子孫と称している人でも、理解していない存在のようである。従って、位牌が置かれ、祀られているように見えているが、その信仰的な中身がないと言える。明郷会館で過去に大事にされていたという保生大帝は、現在、祭事の対象とされていないのが現状である。

5月5日 端午の節句

この端午節は、ホアインでは一般的にどの家庭でも人々は、端午の節に食べる伝統のお菓子と果物の供え物¹⁶⁷を用意し、祖先祭壇に並べ、お線香を立て拝むという儀礼を行っているが、中華会館を除き、ホアインの華人会館では、この日に多くの人々が会館に集まり、賑わっているようである。明郷会館の場合は、この日にも、特に何も儀礼が行われていない。委員会のメンバーによると、各自の家庭では、供え物を祖先祭壇に捧げ、線香を立て拝むという儀式も行っているため、明郷会館でも同様なこと程度は行っているという。この日、委員会のメンバーの全員が揃うことはなく、一部の人だけで、簡単に行われる。午前中から、チェーケ、バン・ウー・チョー (bánh ú tro) と果物類との供え物が用意され各祭壇に並べられ、ちょうど正午 12 時になる前に委員会のメンバーが祭壇の前で集ってくるが、人が集まらなくても、いつも委員長が先に儀式を行っている。諸神の祭壇から始められ、委員長は、線香を立て、何か祈っているように礼拝するが、その後、次の祭壇へ移動し、同じような形で礼拝して終わる。

(5) 6月

6月24日 関聖帝の命日

『明郷三保務』によれば、明郷コミュニティ内では、関聖帝の命日という祭事が、少なくとも 1972 年まで年中の祭事・行事では、最も重視され、大きく行われたとされている。数人の年寄りの人にも時々聞かせてもらえた記憶の話である。現在では、関帝廟が政府管理の施設となっているため、明郷会館では関聖帝が祀られていないが、

¹⁶⁷端午の節に供え物としてよく使われている果物は、ライチ、パイナップル、マンゴー、ランブータンなど夏のものがよく選べられている。また伝統的な料理は、糯と緑豆との素材がバナナの葉で包まれ、木か蕨の灰の入った水で蒸されるバン・ウー・チョー (bánh ú tro) というホアインで有名な端午節の食べ物と、チェーケというハト麦を使ったチャーである。ホアインでは、端午節にチェーケがよく作られているようであるが、他の地方では、緑豆のチャーの方が多。

何故か祭事のリストに記されている。実際に、この日に会館では何も行わないが、治事委員会の代表者の何人かは、必ず供え物と寄付金を持って関帝廟へ礼拝しに行く。この日は、8時半過ぎたぐらいに委員長の F 氏、祭礼・儀礼担当の副委員長の K 氏と O 氏と三人で、大きな果物の乗せた籠と寄付金の封筒を持って行ったが、関帝廟内の礼拝者が多く、委員会のメンバーが線香を立て、早く礼拝したが、あっという間に礼拝が終わり、すぐに明郷会館へ戻って来た。特別な信仰心を見せるわけなく、手続きのようなことを行った印象である。

(6) 7月

7月17日 秋祀と梁惠鴻和尚の命日

秋祀の日は、1972年まで秋分の日に行われていたが、現在では梁惠鴻和尚の命日と同日に行われている。過去において、大きな二つの行事であったと言われたが、現在では、全く状況が変わり行事も重視されていない。この日、梁惠鴻和尚の命日の祭事に関しては、バナナ大房、果物と精進料理が用意され、午前10時半ぐらいから祭壇に並べられ始める。また、秋祀の祭事の方の準備は、梁惠鴻和尚と呉氏との祭壇以外、神と前賢との祭壇では、バナナ大房、果物と焼き豚肉と具無し中華饅頭の供え物が並べられる。焼き豚肉と具無し中華饅頭の供え物は、また P 氏が薦めたものであるという。他のメンバーは、当初、中華饅頭を買う予定がなく、豚肉も茹でた豚肉の供え物を捧げようとしたようである。とても細かいことではあるが、P 氏は、やはり本人が参加していた福建会館の諸祭祀の影響を受けており、それを明郷会館でも再現したいと意識しているように思われる。

この日の儀礼も明郷会館の治事委員会のメンバー内部で行うことになっている。この日、委員会全員が顔を揃え、一緒に儀礼を行った。また、委員長と祭礼・儀礼担当の副委員長が、普段の制服ではなく、黒色のアオザイを着て礼拝した。委員長と副委員長は、先に儀礼を行い、神の祭壇から始めるが、副委員長が委員長の隣に立ち、線香に火を点け、委員長に渡してから、委員長が線香を立て、礼拝し終わってから、副委員長が礼拝する。他のメンバーは、その後、順番に礼拝する。委員会のメンバーは、礼拝をする最中は、鐘の音が鳴らし続けられる。礼拝は、神々の祭壇から、次に前賢の祭壇、そして、梁惠鴻和尚、呉氏、東一西の両祭壇という順番で行われる。最後に全員と一緒に会館で食事をしてから解散する。

(7) 8月

8月15日 中秋節

この行事も新しく2010年から行われるようになったが、他の新しい行事・祭事とも同様に特別な儀礼などは行われぬ。会館の面倒を手伝っている人は、各祭壇の花と供え物の果物を変え、普段のようにお線香を立てていた。また、治事委員会のメンバーも当番の人がお線香を立て拝んだだけである。この日は、ホイアンを始め、ベトナムでは大きな祭事の日であるため、ホイアンでは獅子舞が行われており、人々が多く集まってくるため、明郷会館に入る客も多かった。

(8) 12月

12月30日 旧正月テトの間に帰ってくるように Ông Bà (祖先) を迎える

年末という時期は、誰でも自宅のことで忙しいから、この日に会館で治事委員会の全員が集まり、一緒に儀礼を行えるほど時間がないので、この日に午後3時から始まる「Ông Bà (祖先) を迎える式」は、非常に簡単な形で実施される。また参加する人でも、治事委員会のメンバーの全員が揃う時もあれば、ない時もあるという。お花、お菓子とバナナ大房、ザボン、又はスイカなど、テトの時によく供え物として使われている果物類が準備され、事前に祭壇に並べられる。会館にいる人で式を行うが、いつも委員長が参加し、先に線香を立て礼拝を始める。その後、他の人が続けて倣う。これで一年の祭事が終わるが、年末に重要にされ丁寧に行われていた「Ông Bà (祖先) を迎える式」も非常に簡単化され、儀礼なども省略されるようになっている。

《新暦の祭事》

4月4日 清明節

明郷社時代に、清明祠という施設が崩壊されていない時期、どのように祭事が行われたか、現役の明郷会館の治事委員会のメンバーも知らないという。現在の会館の治事委員会は、この日に明郷前賢の墓に参る。明郷前賢の墓は、十老の孔子天如、周岐山、呉氏・良氏と梁恵鴻和尚及び明郷と記されているが、以前明郷社の墓地であった場所に残って祀る子孫がおらず、主のいないような幾つかの古墓である。委員会のメンバーは、お線香を持って行き、墓の前でお線香を立て、拝むという参り方をする。以前、お参りに行くメンバーは、一緒に墓の周辺を綺麗に除草し、片付けてから礼拝したが、現在は、そのこともしなくなり、お金を払い、人に頼んで全部してもらって

から、お参りに行くという。また、全員で行くこともしなくなり分担していくという。つまり、時間を節約するために、委員会のメンバーは、それぞれ行くところこを決め、分かれて行くようである。この日は、館内の各祭壇にも花と果物の供え物が並べられ、墓参りから帰った後、治事委員会のメンバーが祭壇の前で線香を立て礼拝する。

12月22日 冬至の日

ホイアンでは、冬至の日に多くの家庭では「Chè i」（チェー・湯円）¹⁶⁸を作ったり買ったりして、供え物として祭壇に捧げる習慣があるようである。特に華人の家と会館では、必ず行うという。明郷会館でも、チェーが用意され、各祭壇に並べられる。チェーは、専門店から買って来たものである。この日にも、特別な儀礼なども行われない。基本的に全員が、委員長の次に各祭壇に線香を立て、礼拝してから終わる。この日にも、委員長と副委員長は、アオザイを着ていたが、他のメンバーは普段の服装で参加した。その後、線香が全部燃えた後、全員がチェーを食べてから解散する。この日にも委員会のメンバー以外、誰も来なかった。

以上、1年間に明郷会館で行われている全ての祭事・行事の際に実施される儀礼と活動を参与観察から概観してきた。明郷会館の祭事・行事リストは、ホイアンの華人会館、明郷会館と以前の明郷社の公的財産であった関帝廟と錦霞海平二宮とで行われていたものをまとめた内容である。明郷会館は、「明郷」という17世紀から来越し、「入越籍」した「華人系」人々の子孫が集う場所・空間であるため、そのイメージが構築されているように見える。しかし、一年間の祭事・行事も基本的に形式的だけで行われており、その内容も変更されているのが現状である。本来の儀礼の実践も経験せず、またそれをあまり重視していない人々によって行われているのが現状と言えるかもしれない。従って、明郷会館での諸儀礼も、必ずしもそれぞれの過去の形態との連続性については、あまり重要視されていないのではないかと考えられる。

¹⁶⁸ 「Chè i」（チェーイ）は、餅米粉を練って作った緑豆、エビと豚肉入り団子で、お砂糖と塩で味付けされる料理であると説明されたが、華人の場合は、この白玉のような団子の表面に食紅を使い、赤い点を作る。この赤い色は、縁起の良いもので、福が来るよう願っているという意味があるという。しかし、明郷会館の治事委員会のメンバーは、その点には拘らず、専門店から買って来たものを使っているようである。

小結

本章において筆者は、一点目に 1945 年以前、1950 年代～1975 年、1990 年～2010 年、そして 2010 年～現在という 4 時期を辿って来たホイアンの「明郷」組織のそれぞれの状況と変遷を明らかにしてきた。二点目に、復活したと思われる現在の「明郷」組織とその実像を、明郷会館の場で実践されている諸儀礼の記述を通じて、明らかにした。18 世紀に形成された「明香」社は、村落体制というより属人性的で、「中国系移民」の共同体であったと言えるが、経済的に豊富な社民などによる土地の寄付の結果、寺・廟・会館という不動産である公共的諸施設などが建設され、明郷社の本拠であったホイアンで村落としての明香社が形成されるようになったが、ホイアン地域以外の各地にあった附属諸郷という諸グループの人々も明香社民として同時に存在していた。この明香社時代の「明郷」組織の構成は、行政単位としての明香社の管理体制とその下に置かれている社民らであったと考えられる。また、明香社民の共同体に持つ文化的諸相が示されたのが関帝廟、錦霞海平二宮という宗教的諸施設であった。この時期の明香社についての資料は、少ないとはいえ、中国系移民の性格がまだ維持されていたと言える。そして 19 世紀半ば以降、明香社から 1827 年に改称された明郷社の組織に、新しく来越した中国系移民とベトナムの女性との間で誕生した「明郷」の混血児という複数の新成員が加えられたと推測できる。この時期の明郷社の社民は、多様化しつつあった時期であると考えられる。阮朝期に試験・科擧に合格した人々と朝廷に進出し貢献者した人々など、所謂、明郷社の知識層民の増加の現象は、ホイアンにある諸施設に遺されている漢文碑文という貴重な資料から明らかになった。長い歴史を辿り、ベトナムの社会に深く進出していった明香社時代の中国系移民の子孫たちの土着化は、フランス植民地支配が本格的に進められていた 19 世紀後半から 20 世紀前半まで、さら進んでいったが、明郷社は行政単位として存在していたため、多様な成員から成り立つ「明郷」組織は継続的に維持されていた上、またその組織の「華人系」要素は、中心的施設の関帝廟という場において、幫組織の華人との交流・相互作用、信仰的活動の実践などを通して、無意識的でも、ある程度維持されていたと考えられる。1945 年以降行政単位としての明郷社は解体される事態となったが、インドシナ戦争の影響を受けていてもホイアンの明郷社の組織は、1974 年まで自律的に存続していた明郷村の「明郷三保務」により、維持し続けられていたのである。その「明郷三保務」も、主に以前の明郷社の土地・家・耕地など公共財産の管理の役割を果す

ために存続させられたグループであり、明郷社の多くの社民が、これらの公共財産に関わっている限り、その社民の組織が存続する理由があったのである。しかし、「明郷」組織が最も衰退の危機を迎えたのは、中越関係の悪化に伴う政治的不安定の時期である。ベトナム社会においては、特に「中国系」に対してのベトナム政府による厳しい目線と態度が溢れたのが 1975 年以降 1990 年代までの時期である。この時代背景において、旧南政権と北部の共産主義政権という対立構造下で動いていた多くの「明郷」の人々の心中は、対立の構図によって、より複雑化したと言えるかもしれない。

1985 年にホイアンがベトナムの「国家指定歴史文化遺跡」に登録される。ホイアンの歴史的文化的価値が評価されるようになり、観光開発も進め始められるようになった 1990 年代当初から、以前の明郷社・村の公的な大財産であった関帝廟が政府による管理の施設となった後、明郷前賢を祀る場所、また社の事務室のような場であった明郷会館は、「明郷」の人々が寄る「臨時代表委員会」の努力により、再度人々が入り出すことが許可された。その後、1993 年に国家指定歴史文化遺跡へも登録されるようになり、1997 年から会館の完全な管理権を政府から返還された。しかし、1945 年以降、殆ど修復されていなかった明郷会館の建物自体がかなり破損されていた状態が続いていたため、管理権を手に入れたとは言え、明郷会館の本来の集会場としても十分に機能しなかった。

ようやく政府の 100% の支援により、2004 年の第一回の修復後から、「明郷」の人々が明郷会館に戻り始め、一緒に共同的活動をするようになったと思われるが、実際に共同的諸活動の空白時間が長きにわたり、崩壊寸前の「明郷」組織を復活するために、明郷前賢を祀る空間として機能させるだけでは、不十分であった。「明郷」の共同体が維持していた重要な信仰的空間である関帝廟との関与が無くなってしまった後、「明郷」歴史と「前賢の物語」だけでは、過去に離散し、ベトナム人として生きている「明郷」の人々とその子孫を呼び戻すことが不可能となっていたのである。そして、2010 年に完全な修復を迎えた明郷会館は、ホイアン世界文化遺産の観光名所となり、外観は変身し、共同体の崩壊状態の危機は続いているのである。

そこで 2010 年から新たに成立された明郷会館の運営・管理のグループにより、組織作りの作業が新たに始められたが、そのグループも過去の明郷社のことを全く知らなかった世代の人々であり、明郷社の歴史についても、自宅にある家譜の記載、又は陳荊和の典型的研究資料に基づき習得したぐらいである。とても情熱的で「明郷」の祖

先に対する意識・心を持っているこのグループのトップである曾族の委員長の F 氏のような人物の存在は、現在「明郷」組織の中心的人物となっているが、華人のように出自の明らかな祖先を持ち、またその地方の言葉を母語とするなどの生得的属性を共有せず、またキン族のベトナム人として生きている殆どの「明郷」の人々を組織することの困難な状況は想像するにたたくない。彼自身「明郷」ネットワーク作り、「明郷」ブランド構築に力を入れようとしているが、そのネットワーク自体も緩やかな境界状況にあり、紐帯性が必ずしも安定的とはいえない状況にある。改めて「明郷」という概念が意識的無意識的を問わず、「明郷」縁者の中で問われているのである。

明郷会館の治事委員会のメンバーを始め、明郷会館の場で集う人々は、「華人系」要素ソイ調する人もいれば、「ベトナム人になった」と言っている人もいる。また、「祖先がどこから来たか分からないが、明郷村に昔から自分の祖先代々住んでいた」とか「中国の姓っぽい」などとあったように、曖昧な境遇にいる人々もまた存在している。現在の「明郷」ネットワークでつながっているのは、非常に多様な対象の人々であり、なお今後もっと多様化していくことも想像しやすい。

ホイアンの明郷の場合、この社会組織を維持するために「明郷会館」が最も重要な場であると思われるが、明郷会館を存続させたのが「ホイアン世界文化遺産」という経済的政治的な舞台である。しかし、彼らの理解している「明郷」という概念の根底には、「中国系」(Góc Tàu) という要素がある。即ち彼らが一番気にしているのは、結果的に「初代の祖先は中国から来たかどうか」という一族の「ルーツ」だけになっているのである。

実際に運営・管理大勢の何人かのメンバーによって、明郷会館の公的な場で「明郷」像は、一見、自律的に新たに表象され、構築されているように見える。しかしながら彼らはまた、個々の持っている「明郷」についての認識や意識、そして政府側との関係調整、さらに観光地化されているホイアンの観光名所として継続していくための観光客の注目を引く責務を引き受けたこととそれに基づいた経済的利益への期待など、非常に複雑な関係の構図の中にいる人たちなのである。

その動向の変曲点の一つは、観光名所に加えられ入場有料となった 2010 年なのではないだろうか。2010 年以前とその以降とに分けてその状況を明らかにしたのはそれが理由である。いうまでもなく、筆者がその変曲点の前後にホイアンを訪問したことも関係している。その比較作業により、ホイアンという世界文化遺産の舞台における明

郷会館の姿の様々な変容も見えるようになったと言えよう。

年中行事の変化と実態とその実態を見てきたが、「ベトナム的」と「華人系」という両側面が部分的に採用され並存しているようにも見える。ただ関係者は、実際においては形式的実践の色彩も濃く、本来の祭事・行事そのものの意味・内容も理解されていなく、また重視もされていないようである。このようなことが起こっているのは、治事委員会のメンバーが明郷会館と関わるようになった以前、そもそもベトナム人として生まれ育ち、そして生きて来た人々で、「中国系」とか「華人系」とかというように意識するような生活状況ではなかったからである。つまり、明郷会館での諸儀礼の実践も、ある政治的経済的事象におけるある時代の表象であり、本来の諸儀礼それぞれの意義の継承という点では、必ずしも連続していないのである。

第4章 総合考察

本章では、1990年以降のホイアンの世界文化遺産へ登録までのホイアンの発展の過程における「明郷」の位置付けに迫る。この作業では、観光開発が進め始められ、日本の資金的支援によるホイアン街の修復事業が促進されていた1990年代から2003年までの時期に、ホイアンの「明郷」組織が復活するための拠点である明郷会館という活動場所の修復が実施されなかった要因の明確化が出発点である。その後、先述のように全額政府支援で修復が実施された。そこに政府による現在のホイアンにおける「明郷」の位置付けにつながる変化の糸口を見出すことが出来るのではないだろうか。

現在の明郷会館は、2010年の完全修復の後、新たな姿で現れている。その修復作業の背景には、どのような社会関係の状況があり、またどのような原理によって、ホイアンの「明郷」は、新たに再位置付けされたのだろうか。

以上の歴史的背景の確認を前提に、世界文化遺産化を達成したホイアンという舞台における現在の「明郷諸族派」というグループ、「明郷」とその子孫と自称している人々の自画像に関して、「世界文化遺産を生きる人々」という視点で、様々な政治的社会的関係の状況を媒介にして構築されるホイアンの明郷会館という「明郷」の場に集う人々の「実像」の考察を試みたい。

1. ベトナム政府によるホイアンにおける「明郷」の位置付け

1.1 ホイアンの歴史を語る際に欠かせない存在となった「明郷」

前章まで、1975年以降の「明郷」組織の状況を明らかにしてきた中で、ベトナム政府による民族的文化的諸政策によるホイアンにおける様々な変化に言及してきた。1975年から1985年以前までのホイアンにおける「中国系」に対する厳しい眼差しに言及してきたように、華人の諸会館を始め、明郷社の寺・廟などを含めた「中国系」要素が溢れたとされるホイアン内の全ての宗教・信仰的施設は閉鎖されたか、手工芸品の工場として使用されたか、又は破壊された。当時のホイアンは、とてもローカルな世界であり、人気も活気もない「養老」の街とまで地元の人々に呼ばれていたほど、知る人ぞ知るといふ程度の地域であったという。

ベトナムでは、1986年に共産党第6回党大会にて従来の社会主義路線からの転換が図

られ、ドイモイ路線という改革開放政策が提唱された。このドイモイ路線は、現在のベトナムにおける観光開発と政策の政治的起点とみなされている [小塚 2010:33]。このドイモイ政策が実施された以降、経済成長を続ける北のハノイ市と南のホーチミン市と比較すれば、中部は経済的に「遅れた」地域と見なされてきた。ベトナムの共産党、政府は、全国の均等な発展を目指しており、北部山岳地域や中部地域に多くの開発資金を投入してきた [中野 1998:119 - 120]。1985 年 3 月にホイアン市街中心部は、国指定歴史文化遺跡として登録される。その 2 年後の 1987 年からホイアン市の管理するホイアン観光及び遺跡管理委員会が設立され、初めて「古都ホイアン」への観光チケットが販売され、観光開発が本格的にスタートされるようになる。当時の観光客は、ベトナム人よりも、外国人の方が多かったと言われ、また個人的にホイアンを訪れ、ホイアンについての様々な宣伝活動を行っていた日本人もいたという話をホイアンの調査過程で聞いていたことがある。

ホイアンは、「日本町が存在していた場所である」という点に関心を持ち、20 世紀当初から早く多くの日本人がホイアンを訪問し、また日本人の研究者によるホイアンの日本町¹⁶⁹についての研究成果も多く発表されている [大塚 2010:39]。

一方、ベトナム人研究者によるものは、1985 年にホイアンが国指定歴史文化遺跡に登録された後、7 月に古都ホイアンというテーマで、ダナン市で開催された全国学会において、同歴史的研究分科会では、16 世紀末から 17 世紀初頭まで形成された日本町と客町（唐人町）の存在が注目され、日本町がホイアンの形成時代に、特に重要な役割を果たした点が、非常に強調された。他方、ホイアン街の形成と発展に、歴史的に大きく貢献した 300 年前から移住してきた「明郷人」の明郷社についての研究は一つしかなかった。つまり、この時期からホイアンにあった日本町というテーマは、多くのベトナム人研究者に注目され、より強調されるようになり、中国系移民によって作られてきた町である点は、当時の政治的背景の影響もあったため、意識的に考慮から外されたのではないかと考えられる¹⁷⁰。要するにホイアンを観光地として発展させ

¹⁶⁹日本町についての代表的研究は、岩生成一 [岩生 1966] の研究であり、この研究によりホイアンが日本との密接な関係を持つのは、16 世紀末から 17 世紀初頭の朱印船貿易の時代である。当時の朱印船の主要な渡航先が「交趾」（コウチ、現在のベトナム中部）であり、その中で常設的に交易活動をするフェフォ（ホイアン）には定住する日本人もあり、日本町が築かれた「岩生 1966:20 - 31」。

¹⁷⁰ 1985 年に行われた古都ホイアンについての全国研究大会は、研究発表の紀要が 2008 年に出版され、開催時間から出版まで 23 年間も掛かった。この研究紀要に 30 人の研究者

たいと考えた主な理由は、中部地域の経済的発展にあり、中国的なものに対する敬遠感はまだ残存していたと言えるかもしれない。人気はあったが、ホイアンにある福建会館、関帝廟という中国的諸遺跡を観光資源として本格的に活かそうとするのはその後である。

1990年から日本とベトナムとのホイアンに関する保存や研究をめぐる協力関係が本格的に構築され始め、同年にダナンで「古都市ホイアン（Đô thị cổ Hội An）に関する国際シンポジウム」が開催された。この国際シンポジウムは、ベトナム側の要請を受け、それに日本が協力する形で行われた。シンポジウムでの成果がホイアンの世界文化遺産登録へ向けた学術的基準を提供した。その後、日本の文化庁が当該地区の保存に協力し、昭和女子大学の研究グループが街並みの保存に関する大がかりな調査を行った。その後、日本の文化庁は、1990年に始まった〈アジア太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業〉として、1991年から1992年に予備調査を行い、1993年から2003年まで10年間、ホイアンの町並みの修復を通じた協力事業を行った〔芹澤2006:86-87〕。こした日本による協力事業の最大の成果は、1999年のホイアンの世界文化遺産への登録という出来事であると評価されている。

1990年代初頭に入ってから、政府による「国家指定歴史文化遺跡」へ登録された諸遺跡の中に、中国的要素を持つとされる諸遺跡は、華人と「明郷」に関連する福建会館、来遠橋（日本橋）、関帝廟、明郷仏寺である。福建会館、関帝廟と明郷仏寺は、1975年以前からホイアンでは非常に人気のあり、霊験あらたかで有名な信仰心の深い諸施設であったため、1990年以降、観光資源として最も重視された。また、来遠橋の場合は、ちょうどホイアン街の修復のために、日本との協力関係が成立した時期であり、当時から「日本・ベトナム・中国」というホイアンの多文化の融合的文化のシンボルという見方が提唱されたので、間違いなく先に国家指定歴史文化遺跡に指定するべき

による研究成果が発表され、その中で歴史に関する研究は、総数の半分以上占めているが、ホイアン街の形成・発展の17世紀という時代背景にあった日本町の重要な存在であることソイ調するものが多かった。また、19世紀から移住してきた華人社会の役割よりも明朝末の時代に当たる17世紀初頭から中国系移民によって形成された「唐人町＝中国町」が強調され、「明郷社」についても言及されているが、その唐人町時代に既に形成されたと認識されている。但し、上記の研究傾向を持つ殆どの研究の中、明郷村の建設した錦霞海平二宮の建築的歴史的価値、そしてホイアンを作った貢献者であるという「明郷社」の重要な役割を取り上げた唯一の研究があった。なおこの紀要は、〔古都ホイアンについての科学学会1985年7月23-24日〕である。

であった背景である¹⁷¹。しかし、これらの遺跡は、福建会館以外、全て、過去、明郷社・村が所有し、管理していた公的不動産であり、各遺跡に遺されている碑文・対聯・扁額などに明確的に「明香」と「明郷」という社名・村名が記されている。これらの遺跡の建設と維持の役割を担っていたのは、明郷社・村の人々であり、今日のホイアンのための大切な存在であったと多くの「明郷」と称する人々に認識されていたという。当時の「明郷諸族派代表委員会」は、この事実を認識し、明郷会館を再度管理できるように、この施設を国家指定歴史文化遺跡に登録させたいとの願望があった。第3章で、ベトナム社会に進出して成功したり、政府機関などの中に働いたりし、政府の官僚となっている「明郷」の人々のことを言及したが、こうした人々が及ぼしたであろう影響力により、1993年に明郷会館も国家指定歴史文化遺跡に登録されるようになるのは、上記の「明郷」の人々の願望が叶ったとも言える。しかし、これもホイアンの世界文化遺産登録に向けた申請書類を揃えるための一歩であるという意見があったのも事実である。

1993年から2004年まで10年間以上も、明郷会館は破損状態が続いていたが、全く政府による修復支援は全くなされていなかった。筆者が2003年に初めて明郷会館を訪れた時、当時の会館の代表者の数人に、日本政府によるホイアン街の修復事業が10年近く行われていたが、破損状態が酷い明郷会館のような遺跡を最初に修復するべきなのに、何故そうしてくれないかと文句を言われ、明郷会館も修復されるように、日本側の関係者に働きかけられるかと依頼されたことがあった。実は、上述している日本の文化庁による修復事業の対象は、ホイアン町にある一部の民家だけであり、また海外に脱出した家主の華人の民家が多く、修復後のこれらの家屋は、博物館として活用される計画であった。また華人会館のような場合は、当然最初から修復の対象から外されたはずと言った人々もあり、実際に華人は、政府からの修復・修理の支援などを期待しておらず、海外に渡った人々とその代表であるホイアン同僑会から金銭的支援を受け続け、何とか会館を今日まで守って来たという。

¹⁷¹国家指定歴史文化遺跡への申請書類を提出する必要があったので、各遺跡に関する「履歴書」という書類が作られ、提出されたと言う。現在、ホイアンにある「ホイアン遺産保存管理センター」というホイアン遺産全体に関する保存・研究などの活動を行っている専門的研究的な機関の主ホームページでその書類が掲載され公開されている。筆者は上記の諸施設に関する登録の申請情報の資料を参考にした。

URLのアドレスは <https://hoianheritage.net/vi.html> である。

一方で明郷会館の場合は、華人会館に対する華人、あるいは在外の同僑会のようなことをするのがかなわなかったので、政府に要求することしかできなかったようである。しかし、会館そのものは、建築的にも歴史学的にも、あまり価値が高い建築物と評価されてはおらず、観光資源化していく必要がないと考える向きもあった。さらに、ある人によれば「明郷」と言えば、「中国的」と結ばれるはずであるから、当時華人会館と同様に、明郷会館も修復の対象にはなれない。特にホイアンの修復事業が日本に支援され、実施されている限り、もっと厳しいとも言われていた。

ホイアンという場において、日本と中国との微妙な政治的關係により、「中国的」諸施設の修復が日本の支援ネットワークから外されたことも地元で聞いたこともあったが、この点に言及している大塚 [大塚 2010] の研究を取り上げる。大塚は、ホイアンにおける日本的なもの、あるいは日本の表象が一層アピールされる過程において文化的表象が「発見」され、再生産され続けている現状を指摘している [大塚 2010:42-43]。当然ながら、その過程と同時に「中国的」ものを表象するという事は、考えられないし、むしろ絶対にしてはいけないこととの認識があったようである。また、ホイアンで中華会館の別名で五幫会館とも呼ばれ、中国系移民全体の会館であると前述したが、この会館には、「越南中圻華僑抗戰烈士遺像（1943 - 1945）」と記されている 13 人の肖像画が掛けられ、画像の下に一人ずつのプロフィールも詳しく書かれてあるが、これらの人は、1940 年に日本軍が北部に仏印進駐して以降、日本軍に逮捕され、暗殺された華僑の烈士である。この出来事は「ホイアン事件」と呼ばれるという [大塚 2010:43]。なお、現在この 13 名の遺骨は、ホイアンの郊外にある清明祠という施設が位置しているホイアンの華人の墓地に埋葬され、「民族生氣」と記された記念碑も建てられている。大塚 [大塚 2010] は、このことを「語られない記憶」としており [大塚 2010 : 43]、即ちホイアンの華人にとって日本との間に起こった「負の記憶」のようなものであるという。しかし、ホイアン事件が当該地域と日本との關係を示す一つの出来事であるにもかかわらず、現地社会の文脈や日越のガイドブックにおいて全く言及されていないともいう [大塚 2010 : 43]。

第 1 章で述べているが、中華会館は、ホイアンとホイアン住民の共同体の歴史を解くための重要な一ヶ所ではあるが、なお現在においても政府が注目したくない場所であるかのように、五幫の華人に任せているような対策をとり、支援金も出さず、観光名所リストにも追加していない現状にある。勿論こうした原因だけではなく、過去の

中越関係の「負の記憶」もまだ生々しく多くの華人の心の中に残っており、周知のように現在では中越関係は正常化されたとはいえ、過去、しばしば緊張感で溢れた時も少なくない。換言すれば、中越・日中の国家間関係の過去が、微妙にホイアンの文化的歴史的表象に影を落としているのである。以上のように複雑で微妙な政治的関係性が潜んでいた1990年から2003年までのホイアン街の状況下、修復事業が実施され続けた結果、1999年にホイアンが世界文化遺産に登録されるようになったのである。

この奇跡のような出来事があったにも拘らず、「明郷諸族派」の人々が、今日のホイアンの街を造った先人である「明郷人」の存在をいくら強調しても、相変わらず修復には至らなかった。つまり、どれほど「明郷」はベトナム人と同一視され、また彼ら自身が「ベトナム人」と自覚し、「キン族」として民族籍に登録していると言っても、「明郷」会館、その名前から「中国的感じ」とか「中国的っぽい」などの言い方があったように、外部からやはり「中国的」と見られる傾向があったことは否定出来ない。また公的な歴史からしても、「明郷」は、明確に「中国系」ルーツを持つ人々と見られていた。そのため、まだ日本の支援が街の修復事業に注いでいる状況の中、「明郷諸族派」の代表者がいくら中央政府関係機関に訴え続けても、会館を修復するための支援が出ないままであったのである。

ベトナム政府は、ホイアンが世界文化遺産への登録が達成されたことは、上述した経済的政治的な様々な目標を達成させた大きな成果であり、日本に対し恩義を感じ、評価し続けている傾向が見られる。しかし、ホイアンという街の存在は、「明郷社・村」そのものが基盤で、行政的に「明郷」という名前が消えていったとはいえ、探そうと思えば、ホイアン街内の殆どの遺跡から、その貢献の足跡が容易に見出せるほど重要な存在だったのである。世界文化遺産登録を含めた観光開発による中部地域の経済発展のための政府目標は達成されたが、「明郷諸族派」とその組織の核メンバーは、崩れる一途を辿る会館修復を切望していたが、実現しないまま時間が過ぎていたのである。従って、ホイアンの世界文化遺産への登録過程においては、「明郷」は、事実上、無視された存在であったと言える。

1.2 現在のホイアンにおける「華人系」としての「明郷」表象

日本の文化庁による〈アジア太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業〉は、10年間の実施の後、2003年終了となった。日本政府からの組織的協力・支援も一段落とな

り、それ以降の町並みの保存・管理及び観光開発との事業は、完全にホイアン市人民委員会を中心的担い手と位置付け、広南省人民委員会全体の任務として、活動し続けていくようになった。上述しているが、2003年に筆者が初めてホイアンを訪れた時、明郷会館へ見に行ったが、人がいなく寂しい景観を目にしていた。当時、三尾現教授のプロジェクトでの通訳をしていたが、明郷会館にある碑文の写真撮影のために、黒く苔が付いていた碑文の表面に一生懸命水を流し、綺麗に拭いていたことが記憶に新しい。当時の会館の守衛といった人も「明郷諸族派代表」というグループも、自分たちで会館を綺麗にするような気力も無くすほど、来館者の姿はなかった。その翌年2004年と2008年の修復事業の実態について、会館管理のメンバーによれば、修復事業の実施の背景には、次のような理由があったという。

まずは、世界文化遺産登録になった1999年から4年間経過して、遺産の中に破損している状態のままの遺跡、特に明郷会館のような国家指定文化財の遺跡が存在していることは、絶対に認められない。世界文化遺産としての綺麗な顔を保たなければならないという意見があったようである。1995年から本格的に、観光客が街に入る際、「街の修復事業のため」に使用するという目的で、チケットを購入するシステムが導入された。その価格は、年々高くなり、特に、世界文化遺産になってから、外国人の観光客が一層増え、ベトナム人向けのチケット額より倍高い値段のチケットを売るというシステムへの批判が多い中、明郷会館の修復事業が行われるようになったのである。政府機関にとっても、国際的な資金支援の流れもあり、直接遺跡の修復の事業に関わることによって、得られる大きな金銭的な利益を予測したのではないかというのが、関係者の説明である。

また行政関係の側の方の話によれば、日本によるホイアン街の修復事業が終了して以降、ホイアン市人民委員会は、ホイアン遺産管理保存センターという専門的機関を通じて、ホイアン全体の保存・修復関係事業を自由に進められるようにしたため、どの遺跡を修復するかという決定権はこの機関に基本的に帰属していた。従って、明郷会館の修復事業もそもそも、この機関の推進の下で決定され、実現されたようである。2003年以前のように、政治的に日本側の動態などに注意する必要も無くなるし、直接遺跡の修復の事業に関われることにより、金銭的な利益も得られるため¹⁷²、明郷会館

¹⁷²筆者が1年間のホイアンでの調査を通じて、多くの地元も華人と「明郷」という人々との多くの話の中から、見えて来た現在のホイアンの修復事業の実話であり、問題とする住

の修復作業が具体化したのではないだろうか。どうして明郷会館であったのかという質問に答えるため、次のような答えもあった。

1999年以降、ホイアンの観光的シンボルとあった来遠僑がベトナム内外で有名となっていたが、「ベトナム・日本・中華」といった三国の文化的要素が含まれた文化的融合のシンボルの主体であった「明郷社」の存在には言及されていなかったという。この「中華」はホイアンでは誰のことを指しているか、の説明が求められると、必ず「華人系」となるが、五幫「華人」ではなく、明郷「華人」であるという説が成立する事情があった。つまり、過去の明郷社の管理していた施設であった遺跡群について説明する際に、必ず「明郷華人」が、建設し維持していたという説明が必要となる。ホイアンの世界文化遺産の登録も、ユネスコは「ホイアンが歴史的な国際貿易港の文化融合を顕著に示していること、伝統的なアジアの貿易港の状態をよく保存していること」[大塚 2010: 45] が世界文化遺産登録の判定基準に挙げられているように、ベトナム的、日本的以外に、中国的関係の遺跡にも目を向け、修復するなど、資金的支援を行うべきというニーズが高まる状況にあったという。

ホイアンの「華人系」表象は、特に強調されなくても、ホイアンの昔から遺されている3本のメイン通り沿いに位置している5ヶ所の華人会館で自明であるが、政府にとって別の「華人」像を作る必要が生じた。17世紀から形成されたホイアン町とそこに現存している遺跡群の歴史を説明するためである。従って、どこの遺跡でも「明郷」という人々の存在が、必ず「明郷華人」として、記録に残っており、現ホイアンの「華人系」の必要な表象候補となったのである。「明郷華人」は、あくまでホイアンの歴史「物語」で必要なものであり、現在の公的な民族的カテゴリーによる「華人」とは明確に区別されている。

以上の点に関しては、世界文化遺産の保存・管理の中心的役割を果たしている「ホイアン遺産管理保存センター」というベトナム遺産管理局の代表機関のホームページで見ていくと明らかである。

また、ホイアンの「華人系」に関する研究会、出版物などの中に全て「明郷人」のことを、「17世紀にホイアンに来た華人であり、現在では「明郷華人」と呼ばれ、「五幫の華人」、又は「客住の華人」と区別されている」、または、より現代的な説明だと

民の声もあった。

「明郷華人はホイアンの華人の住民の一部であり、現在では「中国系ベトナム人」と呼ばれる」などいくつかの呼び方がされているが、どれも「華人」という説明が必ず追加されている¹⁷³。他方、現在「華人」の民族籍を持っている「華人」については特別な研究会は行われていないし、また出版物なども出されていないことも注目すべき事実である。

華人会館に関する修復の状況と経緯については既に言及したが、現在でも華人は自助努力で、自分たちの集会所であり、民族的アイデンティティを表象している場である各幫会館を、時折政治的に微妙な状況がある中、出来るだけ維持しているように見える。現実において、観光資源としての立派な華人会館の中で、唯一福建会館だけは1990年に国家指定歴史文化遺跡に登録されたが、他の4ヶ所は、登録されていないままである。また、観光名所リストにも中華会館がまだ入っていないし、第1章で述べているように、フランス植民地の時代から建築的価値が評価された潮州会館でも2010年に、また海南会館もようやく2017年から、有料入場の対象の遺跡として、上記のリストに追加されるようになった。

明郷会館の場合は、非常に複雑な社会関係の背景にあったが、最終的に修復されるようになり、明郷諸族派の人々が集う場として再度復活させられることになった。その会館の門前に、置かれている観光客向けの会館についての説明看板があり、政府による案内文書もあって、その内容は次の通りである。

「明郷萃先堂は、「入越籍華人系人々 - **Người gốc Hoa nhập tịch Việt**」によって、十大老家・三家、郷官、郷老、郷長などの明郷村の開拓・拡大・発展に貢献した前賢・後賢及び天后聖母、本頭公などの保護神を祀るため、17世紀末に建設された大規模な信仰的な施設である。以前、萃先堂も明郷会同郷政と三實務とが仕事していた職場である。萃先堂では、毎年、前賢を礼拝する春祭・秋祭という二つの祭礼式が立派に行われており、その参加者は、治事委員会と明郷人 (**Người Minh Hương**) の60族以上の子孫たちである。」

¹⁷³本研究で取りあげている Trần [Trần 他 2005] と Nguyễn [Nguyễn Chí Trung 2010] は、その代表的な研究である。そして、ホイアン市人民委員会、ホイアン遺産管理保存センターなどの公的政府の機関のホームページでは、ホイアンの歴史の説明から各遺跡の説明までの文書で、以上の以前の明郷社の社民を「華人」と称し、現在の「明郷」という人々のことを「中国系ベトナム人」とも呼んでいる。

上記のように、現在の明郷会館に集っている人々のことを「入越籍華人系人々」と呼び、「明郷人」という存在であると認められるように見える。ただし、これも一種の「物語」の表象であり、「華人系」としての「明郷」という存在と明郷会館をリンクさせて見せるための「明郷物語」である。ホイアンという世界文化遺産という舞台における現在の「明郷」とその子孫と称する人々、あるいは「明郷諸族派の人々」という人々は、実際には殆どキン族として民族籍に登録しており、公定民族としては、華人とは違った存在であるため、明郷会館の場で「華人系」要素をどのように表現しているかということは、政府側からしても特に問題とされないし、「明郷」と称する人々もこのことを認識している。むしろ観光名所となり、観光資源として活用していくためには、表象としての「華人系」をある意味で積極的にアピールすることも勧められているような状況にある。つまり、現在の明郷会館は、観光地ホイアンにおける「古都ホイアン」の貢献者である「明郷華人」の「華人系」の表象の場として生まれ変わらせられたと言えるかもしれない。

2. ホイアンの「明郷」の自画像

第1章で、代表的な先行研究を参照して「明郷」カテゴリーの歴史の変遷を記述した。「明郷」の起源は、明末清初の時期である1644年～17世紀末に遡る。当時中国から脱出、あるいは避難し、最初から永住目的でホイアンに來住してきた明遺民が多数いたとの見解が示されている。そしてホイアンの「明香社」というコミュニティが17世紀半ばまでに形成されたとみなされている。1842年に阮朝政権の中国系移民に対する政策により、外国人としての清人の中国系移民とベトナム女性との混血児に対して「明郷」籍という区分がなされた。

ホイアンの明郷社は、現ベトナム全国で歴史的に一番初めに成立した。ホイアンは、ベトナムにおける明郷の共同体の発祥地であると伝えられている。また、「明香社」の前賢である「十老、六姓及び三家」の「物語」も語り続けられている。

第3章で述べたように、ホイアンの「明郷」に関する全ての史料と現在ホイアンに住んでいる家に保管されている土地の契約などで、一番古いものも18世紀後半からの年代のあるものである。ホイアンの「明郷」の大半は、早くても18世紀前半に移住した家系と推測できる。

ホイアンの家譜の分析から明らかになったのは、殆どの族系の来越年代は 18 世紀後半以降であることである。また、多くの家系に清朝出身と記されている。20 世紀前半に編纂された家譜の殆どは、初代の祖先の来越と入明郷籍との経緯を詳しく記載されている。これらの家系の歴史にも一般的な華人の歴史との顕著な違いが見られない。初代は大清からの中国系移民であり、子供たちが「入明郷籍」し、「安南国民」として生きていたことも明確に記されている。こうした家譜の編纂者は、自分と家系の祖先、子孫を「明郷」と記載していないことを確認した。どの家譜にも「明香社」とされず、世代数と家譜の編纂年代からして、17 世紀から 18 世紀初頭まで来越した家系も見当たらない。現在、ホイアンで伝えられている公的な「明郷」の歴史か「流行している物語」、また歴史的研究で解釈された「明郷」の歴史の件は、保存されて来た「明郷」の家譜では確認できないのである。

一方で 1960 年代以降、特に 1990 年代から 2000 年代まで、現ベトナム語の一連の家譜に、家系の歴史を明末清初期という明郷社成立の時代と密接的に関連付け、物語ろうとする、又は「明郷前賢の子孫」であることを認識しつつある動きも認められる。このような家系は、時代的に明末清朝まで遡ることには無理があるが、「明郷前賢の子孫」であることは、十分に可能性がある。何故なら、その歴史は、漢語の家譜に記載されているものであるからである。しかし、現ベトナム語に再編纂された際、現代に生きる再編纂者の子孫は、「主流の歴史」に沿って、再度家系の歴史を作り直していく。こうした「主流の歴史」に従う現象は、こうした家譜の編纂者・再編纂者の歴史認識により生じたことが推測される。つまり 20 世紀後半以降、特に 1990 年代から 2000 年代まで、1975 年以降の悪化状況から、1990 年代に正常化が進んだ状況における中越の政治的関係、また 1990 年代から政府によるホイアンの世界文化遺産登録を含めた観光開発による経済発展を目指したホイアンの社会的背景に影響を受けた可能性が高い。こうした文脈では、漢語版から現ベトナム語版への転換を介して、「明郷」像は、多様に「再構築」されてきた。従って「明郷社の前賢の子孫」である「明郷」像を追及する家系が多くあれば、「明郷＝中国系」ソイ調する家系もある。他方で一族の歴史に無関心であり、「明郷」に対する意識が希薄化した、或いは欠落した人々もいるという多様な実態も見えてくる。

ホイアンの明郷の家譜を全体的に考察したことにより、家譜の記載内容を見た限り、ホイアンの明郷の「自画像」＝「私的歴史」について、次の点が指摘できよう。

一つ目に、ホイアンの「明郷」の家譜で確認できた自画像は、公定史観や現存の明郷会館で伝承されている「物語」とは全く異なるものであり、その登場する主体も異なった存在の人々であるという点である。「明郷」の歴史は極めて多様であり、ベトナムの歴史、社会的な変動により、その立場と位置付けが変化してきた。従って、明郷の史は、現在のホイアンで語られ、また公定史観で語られている連続的で直線的な「歴史」のような一つの「物語」では語る事が出来ないのである。

二つ目に、20世紀後半以降、編纂・再編纂といった「家系の歴史」を再構築していく人々の行為には、ホイアンを含めたベトナムの社会的歴史的背景との交渉において、様々な社会関係を媒介にして来たことが感じられる。自分たちの家系とは、必ずしも系譜的に連続しない「明郷」の物語を取り入れる行為を通して、ホイアン、そしてベトナムに自らの歴史的 position を定式化しようとする姿勢も認められる。従って「明郷」像は、多様に再構築されてきたと考えられるのである。

3. 世界文化遺産を生きる人々

「明郷」の歴史は、連続性のある「物語」ではなく、時代背景に沿って変化してきた。また、家譜という物語は、その編纂・再編者の歴史認識により、多様に構築・再構築されてきたことがホイアンの家譜の分析から指摘出来る。現在のホイアンの「明郷」の実像を明らかにしていくもう一つの作業は、現在のホイアンの「明郷」と称する人々が集う明郷会館という場での文化的な日常実践を記述することである。

ホイアンが世界文化遺産に登録された1999年から10年後、明郷会館は、政府による資金的支援で、完全に修復され、世界文化遺産のホイアンを造った貢献者の「明郷華人」、「華人系」の明郷諸族派、また明郷の子孫たちが集う場として、生まれ変わらせられたのである。

この空間に集っている人々は、年々益々多くなっていることも事実である。本来の明郷社の社民は、ホイアン地域を中心に居住し、附属諸郷という諸グループのあったようであるが、そもそも生活空間は一緒ではない。従って、ホイアンのメインの3本の通りとその周辺に暮らしていた人々であったはずである。これらの家族の子孫は、現在ホイアンに住んでいる人と住んでいない人もいる。第3章で述べているが、ホイアン内に住んでいる家族らの人々は、現在明郷会館にも行っているが、多数とは言え

ない。この人々以外に、以前の附属明郷諸鄰の人々も多く帰ってきて、一緒に祭祀を行い、また明郷会館の管理・運営にも参加している人々がいる。筆者が第3章で注目している明郷会館の管理・運営の治事委員会のメンバーが「明郷」ネットワーク作りに力を入れ、このネットワークが一時的な場合もあるが、次第に広がる傾向も認められる。ホイアンの周辺だけではなく、広南省外からの「明郷」という他地域にある諸グループも、年々明郷会館に習慣のように団体でやって来る場合もある。その他に、「明郷」とか「中国系」とか、何らかの形で、その「明郷」＝「中国系」と関連しそうな人々とその家族らも明郷会館に行くようになり、多くの活動と儀礼に参加しつつある。世界文化遺産であるホイアンという舞台であるからこそ、このような現象が起こっているとも言える。そもそも明郷社、そして明郷村という存在は、そのホイアンという地名より、ずっと知られていなかったはずである。そして、1975年以降の諸動乱が起こった後、「明郷」という地名も消され、明郷村民という人々も政治的・経済的に様々な社会背景において、複雑の立場に立っていた人々であったので、その存在も忘れて、また消えていったケースもあると考えられる。だからこそ、家譜の存在を重視せず、放置し欠落している家系の姿はその証左なのである。1990年代になって、又ホイアンという場が大転換を迎え、観光地から世界文化遺産化という栄光の頂点に立つに至ったことにより、「明郷諸族派」という人々が登場するようになった。そして、明郷会館という施設が国家指定歴史文化遺跡に登録されたことは、国家政府に明郷社の人々とその子孫の歴史的位置を認められたような出来事であり、その後になって「明郷諸族派」の人々がより出現してきた。

こうした過程をたどって来た現在の明郷会館にとって、真のブランド化を実現することが現役の運営・管理治事委員会の希望である。現在、明郷会館という空間を始め、ホイアンの公的機関、観光地などの舞台上で「明末清初から移住してきた移民の明郷、現在では「明郷華人」で、ホイアンの明郷社を造った先人の諸族派の子孫たち」という「明郷」の物語が語り続けられようとしているのが現実である。ホイアンの「明郷」だけでなく、他の地方に長い間眠っていたか、或いはもう忘れられたか、といった「明郷」という人々もホイアンの世界文化遺産化による求心力により、「明郷会館」という「明郷」の共同体の発祥地であるホイアンの舞台に出現し始めている。

非常に多様化しつつある「明郷」ネットワークに関係する人々は、明郷会館内でのような儀礼と活動に参加しているかという点を改めて考察してみたい。

2010年から新たに成立した明郷会館の運営・管理組織により、組織作りの作業が新たに始められたが、完全に過去の明郷社のことを全く知らず、「明郷」の歴史も自分たちの家にある現ベトナム語の家譜、又は陳荊和其他の通説的研究に基づき習得した知識である。情熱的で「明郷の祖先」に対する意識・心を持っているこの組織のトップである委員長のような人物の存在は、明郷の組織の中心的人物と言えるが、明郷の文化的ものを表象する時、やはりホイアンの華人会館で行われている様式に従い形式的に行っているように見える。委員会の人々は、華人でもないし、華人との関係を広く持っているが、そもそも彼らは、キン族の民族籍を持ち、ベトナム人として生きている人々である。また殆どの明郷会館に来ている「明郷」ネットワークの人々も同様である。その実態は多様であるため、非常に曖昧な境遇にいる人々に見えるが、明郷会館での実践を通して、彼らの本当の姿が垣間見られるとも言える。

第3章で、2010年以前とその以降との祭祀の状況を明らかにしたのは、一年間に行われている複数の行事・祭事が、「ベトナム」と「華人」の両側面を部分的に組み合わせているように見えたからである。1975年以前から行われていた大きな春祭という儀礼実践の現在は、完全にベトナム式であり、又多少簡略化され簡素化された部分もある。そして他の新しく2010年から行われたものも形式的に行われ、本来の祭事・行事そのも意味・内容も理解されないまま、また重視もされないままにあるように思える。基本的に現在の明郷会館での文化的な日常実践というものは、「中国系」要素が部分的に表象した所もあるが、それらもあえて表象的なものである。しかし、現在会館に集まっている人々も、基本的にキン族であり、ベトナム人であるため、誰もがそれらの「ズレ」を気にしておらず、その空間を楽しんで、非常に曖昧ではあるが、一緒に「想像の共同体」＝「明郷」となる。

明郷会館での諸儀礼の実践は、あくまで文化表象であり、本来の歴史的背景とは、全くと言って良いほど、不連続であることは明らかである。つまり、「明郷」の文化というものが、少なくともホイアンの舞台においては、もう存在していないのではないだろうか。そして、ホイアンという世界文化遺産という舞台で、そして主流的歴史の物語の文脈で、作られている「明郷華人」、また「明末清初から移住した「明郷」の子孫」などといった存在も、観念的なものにすぎないのである。そしてベトナム人としての現実とは別のところにある。

現在の明郷会館に集まっている人々は、「明郷」ネットワーク網の目のいずれかに位置

するが、活発に「中国系」また「華人系」という明郷会館の舞台で演じている人々は、
「世界文化遺産を生きる人々」と呼ぶことが出来よう。

結論

本論で筆者は、第1章、第2章、第3章で、ベトナム史及び研究史における「明郷」の存在、ホイアンにおいて「明郷」とその子孫と称している人々の家譜を通して見る「明郷」の自画像、ホイアンの「明郷」組織の過去と現在を論じて来た。それらを受けて、第4章では、特に現在については世界文化遺産という舞台における「明郷」像をそれ明らかにしてきた。総括として、次の諸論点を述べることにしたい。

一点目に「明郷」とは何か。第1章で見てきたように、「明郷」概念は歴史的に変化している。現在では、時代ごとの「明郷」の定義が混在している状況にあるが、「明郷」が歴史的な概念であるという点が、確認した重要な前提である。「明郷」は、一見、民族的なカテゴリーと同一に見えるが、実際では根本的に異なっている。各幫の潮州人、福建人、広東人、海南人などといった現在の華人のサブグループと比較すると、その特異性が明瞭に見える。言語・地域別の諸幫の華人の場合は、自身がはっきりとした地域名で生まれ、あるいはそこで生まれた祖先を持つ、そしてその地方語を母語とする、といった生得的属性を共有していると思われる。現在ホイアンで生きている多くの華人の場合は、言語の面では、地方語を使わなくなって、又は中国語の教育が多少欠落しているところも認められるが、基本的に民族的なサブカテゴリーとしての福建人、広東人、潮州人などそれぞれの幫の華人毎に成立している。しかし、その点において、「明郷」と称する人々にとって、そもそも生まれながらに共有している民族的な属性は必ずしも存在しない。また「明郷」という範疇は、単に中国人とベトナム人との混血を意味したこともある歴史的な概念でもある。その概念を規定するための言語、習慣などという民族的文化的内容を必ずしも伴わない。即ち、ベトナムにおける「明郷」の地位は、1975年以前の歴史に帰属的というより、獲得的地位という存在であると考えられる。現在のホイアンの「明郷」とその子孫と自称している人々が、少数の人々に限って自分たちの族の家譜にこだわり、また明郷会館での活動や儀礼などへの参加を重視している人もいる。これらの多様な行動型の実態とその文脈は、やはり「明郷」が帰属的というより、獲得的なカテゴリーであることを意味していると考えられる。現在のホイアンの「明郷」と称する人々のまともは、集団性を帯びているというよりも、「明郷」というラベルを共有する社会組織とも言える。

二点目に、何故現在「明郷」が見直されているのか。従来の「明郷」に関する歴史学的研究から明らかになったように、阮朝の公的文書の中では「明郷」は部分的にその名が登場するに過ぎない。「明郷」は、国家的な歴史的な文脈、つまりベトナム史の中で明示的に位置付けられてこなかったのである。また、「明郷」に関する研究史においても、多くの場合は、華僑・華人史の研究の文脈で捉えられる場合が多かったのである。「明郷」は、歴史的には、正式な民族カテゴリーではなかったし、現在においても、少数民族の政策においてもそうではない。つまり、民族カテゴリーとしての「明郷」は、周縁的であると言える。従って、「明郷」の歴史は、ベトナム史という枠内において、あくまで周縁的な位置付けのままであった。

ところが、その「明郷」というカテゴリーの歴史的周縁性を覆す契機となったと筆者が注目したのは、現ホイアンの町並みが世界文化遺産に登録されたことである。「明郷」は、ベトナムという国が世界に誇る文化遺産の文化の主体にいきなりなったのである。1999年の世界文化遺産への登録以前は、ホイアンは極めてローカルな世界であり、1999年以降、ホイアンの「華人系」が急に国家史において再文脈化され、世界に紹介されることになった。世界文化遺産としてのホイアン街の歴史を語る際、「華人系」としての「明郷」は欠かせない存在となり、本来のベトナム人として生きてきた多くの明郷村の人々は、新しいホイアンの「華人」像の一旦を担う存在となり、新たに位置付けられるようになっていく。このホイアンの世界文化遺産という舞台で「明郷」になることで、あるいは「明郷」ネットワークとリンクすることでもたらされる経済的、社会的な諸関係の構築に繋がっていくことになるのである。このネットワークは、あくまで緩やかな境界を有し、紐帯が弱く、「明郷」という概念でしか結ばれていない状況にある。

一方では、現在のホイアンの幫別の華人の存在は、自明的に現在生きているにもかかわらず、その存在は国家史的な文脈において意図的に注目されていない現実もある。それは、ベトナム社会における中越関係史の状況、また現中国に対する警戒感などが関係しているのかもしれない。

こうしたベトナムの社会のホイアンに「明郷」は、世界文化遺産の文脈で復活した存在であり、「世界文化遺産を生きる人々」のとしての存在と考えられるのである。

本論文の結論に対して、世界文化遺産登録と「明郷」の再文脈化との関係を重要視しすぎだとの批判もあるかもしれない。筆者もそれを否定しない。但し、「華人系」の

再評価の文脈で、華人ではなく「明郷」が注目を浴び、その「明郷」が登場するのは、あくまでも歴史的な文脈での物語であるが、インターネット、パンフレットなどでテキスト化されることで、その現代的なイメージが固定化・定式化されたことは見逃すことが出来ない。その状況にあるからこそ、ホイアンの「明郷」ネットワークの網の目を介して、多様な自画像が語られているのである。今後も、明郷会館の場で展開する「明郷」の多様な表象を、その日常実践の詳細から継続的に辿ることにしたい。

参考文献

和文

- 陳 荊和
(Chen Chingho)
ドー・バン
- 1970 「会安明香社に関する諸問題について」『アジア経済』第11巻第5号
- 1993 「ホイアンと国内各地との商業関係と商業形式」日本ベトナム研究者会議(編)『海のシルクロードとベトナムーホイアン国際シンポジウム』、穂高書店
- 藤原利一郎
- 1949 「広南王阮氏と華僑」『東洋史研究』10巻5号
- 1976 「ホイアンの日本橋碑文について」『南方文化』第3巻
- 1986 『東南アジア史の研究』法蔵館
- 古田元夫
- 1991 『ベトナム共産主義者の民族政策史：革命の中のエスニシテイ』青木書店
- E・ホブズボウム,
T・レンジャー編
(前川啓治、
梶原景昭他訳)
- 1992 『創られた伝統』紀伊國屋書店
- 黄蘊
- 2012 「ベトナムのフエ・明郷における天后信仰の多面性と動態性」西村昌也・グエン・クアン・チュン・テイエン・野間晴雄・熊野建(編)『フエ地域の歴史と文化ー周辺集落と外からの視点ー』関西大学文化交渉学研究会
- 池端雪浦(監修)、
桃木至朗他(編)
- 2008 新版『東南アジアを知る事典』平凡社
- 今井昭夫
- 2001 「ベトナムにおける漢字と文字ナショナリズム 漢字・漢文からローマ字表記のベトナム語へ」「ことばと社会」編集委員会編『特集漢字文化圏の文字ナショナリズム』三元社
- 2002 「ドイモイ下のベトナムにおける包摂的文化政策の形成と発展」『東京外国語大学論集』64号、東京外国語大学
- 今村宣勝
- 1995 「ホーチミン市における最近の華事情」外務省国際情報局調査室『外務省調査月報』第2号
- 伊藤正子
- 1989 「文化大革命期におけるベトナム・中国関係:1966年ー68年の新越華報を中心に」アジア・アフリカ研究所(編)『アジア・アフリカ研究』26巻4号、東京:アジア・アフリカ研究所
- 2008 『民族という政治ーベトナム民族分類の歴史と現在』、三元社
- 岩生成一
- 1966 『南洋日本町の研究』岩波書店
- 榎永真佐夫
- 2004 「ベトナムー小中華の国家統合ー」青柳真智子(編)『国勢調査の文化人類学ー人種・民族分類の比較研究』古今書院
- 菊池誠一
- 2003 『ベトナム日本町の考古学』高志書院
- 小倉貞男
- 1989 『朱印船時代の日本町 - 消えた東南アジア日本町の謎』中公新書

ルヴァスール (Levasseur, Georges) (成田節男訳)	1944	『佛印華僑の統治政策』 東洋書館
松本信広	1969	『ベトナム民族小史』 岩波書店
満鉄東亜経済調査局	1939	『仏領印度支那における華僑』 満鉄東亜経済調査局
三尾裕子	2003	「中国系移民の土着化/クレオール化/華人化についての人類学的研究」 『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』 108号、東京外国語大学
	2004	「中国系移民の土着化/クレオール化/華人化についての人類学的研究」 『アジア・アフリカ言語文化研究所通信』 112号、東京外国語大学
	2006	「中国系移民の僑居化・土着化ーベトナム・ホイアンの事例からー」 伊藤亜人先生退職記念論文集編集委員会(編)『東アジアからの人類学ー 国家・開発・市民ー』 風響社
	2008	『東南アジアにおける中国系住民の土着化・クレオール化についての人類 学的研究』 研究代表者 三尾裕子 (科学研究費補助金(基盤研究 A)研究成 果報告書, 平成 16 年度-平成 19 年度)
	2009	「華僑・華人研究 - 中部」 末成道男 (編) 『ベトナム文化人類学文献解題: 日本からの視点』 風響社
	2009	「フュージョンする中国系移民」 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文 化研究所 (編) 『Field+ プラス: 世界を感応する雑誌』、第 2 号、アジア・ アフリカ言語文化研究所
中西裕二	2002	「ベトナム南部におけるオン・ボン神と本頭公ーある華人起源の信仰に関 する調査報告ー」 吉原和男・鈴木正崇(編) 『拡大する中国世界と文化創造 ーアジア太平洋の底流ー』 弘文堂
	2005	「ベトナム南部・ソクチャン省D村における親族集団と民族範疇ー 「クメール人」のプム (phum) の形成過程からー」 三尾裕子 (編) 『民俗 文化の再生と創造ー東アジア沿岸地域の人類学的研究ー』 風響社
中野亜里	1998	『ベトナムー「工業化・近代化」と人々の暮らし』 三修社
Nguyen Thi Oanh (グエン・ティ・ オワイン)	2011	「ベトナムの大学における古典(漢喃文献)教育について - 前近代から現 代に至るベトナムにおける漢文教育の概括 - 」 『日本漢文学研究: 二松学 舎大学 21 世紀 COE プログラム「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」』 東京: 二松学舎大学 21 世紀 COE プログラム
グエン・ティ・タン・ハ ー (Nguyen Thi Thanh Ha)	2017	「在ベトナム在ベトナム中国系住民「明郷」の歴史認識 - ベトナム・ホイ アンにおける「明郷」の家譜・族譜の分析からー」 広島大学アジア社会 文化研究会 『アジア社会文化研究』 第 18 号
小野敦子	1999	「南ベトナム社会の明郷集団」、ベトナム社会文化研究会 (編) 『ベトナム の社会と文化』 第 1 号、風響社
大塚直樹	2010	「ベトナムの世界文化遺産ホイアンの観光と日本町の記憶」 『立教大学観 光学部紀要』 第 12 号
Phan An (ファン・アン) (今村宣勝訳)	2005	「1975 年以降のベトナム南部の少数民族に関する研究状況」 三尾裕子 (編) 『民族文化の再生と創造ー東アジア沿海地域の人類学的研究』、 風響社

- 芹澤知広、高岡弘幸 1996 「ベトナム華人社会研究の課題と展望：ホーチミン市チョロン地区の共同調査から」『南方研究』、第23輯、天理南方文化研究会
- 1996 「ベトナム・ホーチミン市、華人社会調査短報：宗教組織と社会変化」『民族研究』61号(3)、日本文化人類学会
- 芹澤知広 1999 「ハノイの華僑に関するノート」 ベトナム社会文化研究会(編)『ベトナムの社会と文化』第1号、風響社
- 2007 「世界遺産の保全と活用を支える社会的ネットワークー岐阜県白川村とベトナム・ホイアンの事例からー」『総合研究所所報』14号、奈良大学総合研究所
- 2009 「華僑・華人 - 南部」末成道男(編)『ベトナム文化人類学文献解題：日本からの視点』風響社
- 嶋尾稔 2000 「十九世紀ー二〇世紀初頭北部ベトナム村落における族結合再編」吉原和男・鈴木正崇・末成道男(編)『〈血縁〉の再構築東アジアにおける父系出自と同姓結合』風響社
- 2008 「ベトナムの伝統的私塾に関する研究のための予備的報告」『東アジア文化交流研究別冊2』関西大学文化交渉学教育研究拠点
- 新江利彦 2004 「フエ・ホイアン・ミーソンー中部世界遺産」今井昭夫他(編)『現代ベトナムを知るための60章』明石書店
- 末成道男編 1995 「ベトナムの「家譜」」『東洋文化研究所紀要』第127冊、東京大学東洋文化研究所
- 1996 『人類学からみたベトナム社会の基礎的研究：社会構造と社会変動の理論的検討』研究代表者 末成道夫(平成6・7年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書)
- 1998 『ベトナムの祖先祭祀：潮曲の社会生活ー』東京大学東洋文化研究所
- 2001 「ベトナム村落の社会人類学的研究(調査・研究活動2001年度)」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』36号、アジア・アフリカ文化研究所
- 2009 『ベトナム文化人類学文献解題：日本からの視点』風響社
- 2012 「キン族から見た明郷(ミンフオン)の特徴ー隣接村地霊における宗教儀礼の比較より」西村昌也、グエン・クアン・チュン・ティエン、野間晴雄、熊野建(編)『フエ地域の歴史と文化：周辺集落と外からの視点』関西大学文化交渉学教育研究拠点
- 2012 「キン族村清福から見た明郷天后宮」西村昌也、グエン・クアン・チュン・ティエン、野間晴雄、熊野建(編)『フエ地域の歴史と文化：周辺集落と外からの視点』.関西大学文化交渉学教育研究拠点
- 多賀秋五郎 1960 『宗譜の研究(資料篇)』東洋文庫
- 高田洋子 1991 「フランス植民地期ベトナムにおける華僑政策：コーチシナを中心に」『国際教養学論集』1号、敬愛大学・千葉敬愛短期大学
- 1993 「ベトナムにおけるフランス植民地支配衰退期の華僑統治と中国」『東南アジア華僑と中国：中国帰属意識から華人意識へ』アジア経済研究所

- 2002 「明郷」 可児弘明他（編）『華僑華人辞典』 弘文堂
- 竹田龍児 1975 「阮朝初期の清とその関係（1802-1870年）」 山本達郎（編）『ベトナム中国関係史 - 曲氏の抬頭から清仏戦争まで - 』 山川出版社
- チャン・ホン・リエン (Trần Hồng Liên) (新江利彦訳) 2007 「越南における華人の統合と文化交流(信仰と宗教を中心に)」 三尾裕子（編）東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所主催の国際ワーク ショップの報告書 『Cultural Encounters between people of Chinese Origin and local people: Case studies from Philippines and Vietnam』 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
- 土屋敦子 2013 「祖先祭祀のなかの葛藤と確執ーベトナム・ホーチミン市における華人の末裔家族の事例からー」『華僑華人研究』 第 10 号、日本華僑華人学会
- 2016 「宗教施設復興への華人の関わりーベトナム国チャビンチャクー県ダイアン社の明郷庭を事例にー」『華僑華人研究』 第 13 号、日本華僑華人学会
- 津田浩司、櫻田涼子、伏木香織（編） 2016 『「華人」という描線---行為実践の場からのアプローチ』 風響社
- 山本達郎 1961 「越南の家譜」 和田博士古希記念東洋史論叢編纂委員会（編）『東洋史論叢：和田博士古希記念』 講談社

中文

- 陳 荊和 1956 「河僊鎮叶鎮鄭氏家譜注釋」『國立臺灣大學文史哲學報』 第 7 期
- 1957 「十七、十八世紀之會安唐人街及其商業」『新亞學報』 第 3 卷 第 1 期
- 1964 『承天明郷社陳氏正譜』 香港中文大學新亞研究所東南亞研究室

漢文・字喃文

- 黎貴惇 1776 『撫辺雜録』 正編第一紀卷 40
- 鄭懷徳 1698 『嘉定城通志』 卷 3
- 慶應義塾大学言語文化学研究所 1961 『大南寔録』 前編第一紀、卷 4、卷 7
『大南寔録』 正編第二紀、卷 40
- 杜伯氏道甫 「纂集天南四至路図書」『洪徳版図』 所収、東京・東洋文庫所蔵

欧文

- A.Schreiner 1902 *Les institutions annamites en Basse Cochinchine avant conquête française, t.II.*
- Gustave Hue 1937 *Dictionnaire Annammite-Francaise, Hanoi.*
- Nguyễn Thiệu Lâu 1941 “La formation et l'évolution du village de Minh-Huong (Faifo)”, *Bulletin des amis de vieux Hué, tome 4.*

- Marsot, Alain G. 1993 *The Chinese Community In Vietnam Under The French*, The Edwin Mellen Press.
- Montira Horayangura Unakul, Mark Chang, Nguyen Chi Trung 2008 *Heritage Homeowner's Preservation Manual, Hoian World Heritage Site*, Vietnam, Hoian Center for Monuments Management and Preservation.
- Skinner, G.W. 1996 "Creolized Chinese Societies in Southeast Asia", Anthony Read (ed): *Sojourners and Settlers: Histories of Southeast Asia and the Chinese*, Allen & Unwin Pty Ltd.
- The National Committee for the International Symposium on the Ancient Town of Hoi An 1991 *Ancient Town of Hoi An*, The National Committee for the International Symposium on the Ancient Town of Hoi An, Foreign Languages Publishing House.
- Tran Khanh 1993 *The Ethnic Chinese And Economic Development In Vietnam*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore.
- Tsai Maw Kuey 1968 *Les Chinois au Sud Viet Nam*. Paris.
- Wang Gungwu 1996 "Sojourning: The Chinese Experience in Southeast Asia", Anthony Read (ed). *Sojourners and Settlers: Histories of Southeast Asia and the Chinese*, Allen & Unwin Pty Ltd.
- Woodside A.B. 1971 *Vietnam and the Chinese Model: a Comparative Study of Nguyễn and Ch'ing Civil Government in the First Half of the Nineteenth Century*, Harvard University Press.

ベトナム文

- Châu Hải 1983 "Vài nét về sự di dân của người Hoa xuống Đông Nam Á và các tổ chức cộng đồng xã hội của họ", Ủy ban Khoa học Xã hội Việt Nam Viện Đông Nam Á. *Những vấn đề lịch sử văn hóa Đông Nam Á - Về lịch sử Đông Nam Á hiện đại*, Hà Nội 1983.
- 1984 "Người Hoa ở Việt Nam trong âm mưu bành trướng của các hoàng đế Trung Hoa (từ thế kỷ thứ XI – XIX)", *Tạp chí Dân tộc học*, số 3.
- 1997 "Triều Nguyễn với các nhóm cộng đồng người Hoa ở Việt Nam thế kỷ XIX", *Những vấn đề lịch sử văn chương triều Nguyễn*, NXB Giáo Dục.
- 1997 *Các nhóm cộng đồng người Hoa ở Việt Nam*, NXB KHXH.
- 1998 "Diễn biến địa lý và lịch sử trong quá trình tiếp xúc và giao lưu văn hoá Việt – Hoa", *Bước đầu tìm hiểu sự tiếp xúc và giao lưu văn hóa Việt - Hoa trong lịch sử*, Phạm Đức Dương (Chủ biên), NXB Thế Giới, Hà Nội.

- Châu Hồng Liên 1991 "Các loại hình liên kết xã hội của cộng đồng người Hoa ở Việt Nam nửa thế kỷ XVII – nửa đầu thế kỷ XX", *Nghiên cứu Đông Nam Á*, số 2, Viện Đông Nam Á.
- Chen Ching-Ho 1960 "Mấy điều nhận xét về Minh Hương xã và các cổ tích tại Hội An" (Phần 1), *Việt Nam khảo cổ tập san* (số 1), Bộ Quốc Gia Giáo Dục, Sài Gòn.
- 1962 "Mấy điều nhận xét về Minh Hương xã và các cổ tích tại Hội An" (Phần 2), *Việt Nam khảo cổ tập san* (Số 3), Bộ Quốc Gia Giáo Dục, Sài Gòn.
- Cristophoro Borri 1998 *Xứ Đàng Trong Năm 1621*, NXB Thành phố Hồ Chí Minh.
- Dương Văn An 1997 *Ô Châu cận lục*, Nhà xuất bản khoa học xã hội, 1997.
- Đào Trinh Nhất 1924 *Thế lực Khách trú và vấn đề di dân vào Nam Kỳ*, Nhà in Thụy Kỳ, Hà Nội.
- Đỗ Bang 1992 "Phố cổ Thanh Hà", *Nghiên cứu lịch sử*, số 2, Viện Nghiên cứu Lịch sử Viện Hàn lâm Khoa học Xã hội Việt Nam.
- 1996 *Phố cảng vùng Thuận Quảng – Hội An, Thanh Hà, Nước Mặn*, Nhà xuất bản Thuận Hóa.
- Furiwara Riichiro 1974 "Chính sách đối với dân Trung Hoa di cư của các triều đại Việt Nam", *Việt nam Khảo cổ tập san*, số 8, Sài Gòn.
- Li Tana,
Nguyễn Cẩm Thúy 1999 *Bia chữ Hán trong hội quán người Hoa tại Thành phố Hồ Chí Minh*, Hà Nội, NXB KHXH.
- Mạc Đường 1982 "Quá trình phát triển dân cư và dân tộc ở Đồng bằng sông Cửu Long từ thế kỷ XV đến thế kỷ XIX", *Nghiên cứu lịch sử*, số 4.
- 1991 "Người Hoa ở Đồng bằng sông Cửu Long", Mạc Đường (Chủ biên). *Vấn đề dân tộc ở Đồng bằng sông Cửu Long*, Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.
- Nguyễn Chí Trung,
Nguyễn Đức Minh,
Trần Văn An,
Võ Đăng Phong,
Nguyễn Ngọc
Trân, Lê Thị Tuấn 2009 *Di Sản Văn Hóa Hội An – Nhìn lại một chặng đường*, Trung tâm quản lý bảo tồn di tích Hội An, Hội An.
- Nguyễn Chí Trung 2010 *Cư dân Faifo – Hội An trong lịch sử*, Nhà xuất bản Đà Nẵng.
- Nguyễn Chí Trung,
Nguyễn Đức Minh,
Tống Quốc Hưng,
Nguyễn Ngọc Trân,
Nguyễn Tuyết Phi 2008 *Kỷ yếu Hội nghị khoa học về Khu phố cổ Hội An 23-24/7/1985*, Trung tâm Quản lý và Bảo tồn di tích Hội An.
- Nguyễn Khắc Thuần 2005 *Mạc thị gia phả*, NXB Giáo Dục Việt Nam.

- Nguyễn Thế Anh 1971 "Hoa Kiều Việt Nam vào thế kỷ XIX", *Kinh tế và Xã hội Việt Nam dưới các vua triều Nguyễn*. Nhà xuất bản Lửa thiêng.
- 2002 "Hoa kiều và sự định dân tại vùng Đồng bằng sông Cửu Long", *Nghiên cứu Huế*, số 4, Trung tâm nghiên cứu Huế.
- Nguyễn Chí Trung (Chủ biên) 2014 *Di sản Hán Nôm Hội An- Văn bia* (Tập 1), Trung tâm quản lý Di tích và Danh thắng Hội An, Quảng Nam.
- Phạm Đức Bằng 2011 *Kỷ yếu trường Nam tiểu học Hội An và trường Nữ tiểu học Hội An*. (『ホイアン男子小学校・女子小学校の同窓会の紀要』)
- Phạm Thúc Hồng 2008 *Miếu Quan Thánh (Chùa Ông) Hội An*, NXB Lao Động.
- Suenari Michio 2012 "Trung tâm tín ngưỡng người Minh Hương (Thiên Hậu Cung) qua so sánh với làng Thanh Phước", *Văn Hóa Lịch Sử Huế qua Góc Nhìn Làng Xã Phụ Cận và Quan Hệ với Bên Ngoài*, Institute For Cultural Interaction Studies, Kansai University And Faculty of History, Hue University of Sciences.
- Tăng Xuyên, Phạm Thúc Hồng 2010 *Đình Tiên hiền Minh Hương Hội An*, Nhà xuất bản Đà Nẵng. (『ホイアン明郷前賢亭』、ダナン出版社)
- Tân Việt Điều 1961 "Lịch sử Hoa Kiều tại Việt Nam", *Văn hóa nguyệt san*, số 65, Bộ Quốc Gia và Giáo dục.
- Thích Đại Sán 1963 *Hải Ngoại Kỳ Sự - Sử liệu Nước Đại Việt khoảng thế kỷ XVII*, Viện Đại học Huế, Ủy Ban Phiên dịch Sử liệu Việt Nam.
- Trần Khánh 2002 *Người Hoa trong xã hội Việt Nam - Thời Pháp thuộc và dưới chế độ Sài Gòn*, Trung tâm Khoa học và Nhân văn Quốc Gia, Viện Nghiên cứu Đông Nam Á, NXB KHXH.
- Trần Kinh Hòa 1961 "Làng Minh Hương và phố Thanh Hà thuộc tỉnh Thừa Thiên", *Tạp chí nghiên cứu Viện Đại học Huế*, số 6, Đại học Huế.
- Trần Thanh Tâm 2000 *Quan chức nhà Nguyễn*, Nhà xuất bản Thuận Hóa.
- Trần Văn An, Nguyễn Chí Trung, Trần Ánh 2005 *Xã Minh Hương với thương cảng Hội An thế kỷ XVII-XIX*, Trung tâm bảo tồn di tích Hội An, Quảng Nam.
- Trịnh Hoài Đức (Nguyễn Tạo dịch) 1972 "Gia Định Thành Thông Chí", *Văn Hóa Tùng Thư*, số 49 - 51, Nha Văn hóa, Phủ Quốc Vụ Khanh đặc trách Văn hóa, Sài Gòn.
- Trương Đình Hoanh 1972 *Minh Hương Tam Bảo Vụ*. (『明郷三保務』 出版されない以前の明郷社内の資料の一部)
- Trương Duy Hy 2009 *Lược sử làng Minh Hương Hội An*, Phòng Văn hóa Thông tin thành phố Hội An (『ホイアン明郷村の略史』、ホイアン市：文化・情報課).

Vinh Cao,
Vinh Dũng,
Tôn Thất Hanh,
Tôn Thất Lôi,
Vinh Quả,
Vinh Thiều

1995 *Nguyễn Phúc Tộc thế phả –Thủy tổ phả, Vương phả, Đế phả,*
Hội đồng trị sự Nguyễn Phúc Tộc, NXB Thuận Hóa, Huế.

ウェブサイト

ベトナム統計総局（人口・労働）：<http://www.gso.gov.vn/>

ホイアン遺産管理保存センター：<https://hoianheritage.net/vi.html>

ホイアン市人民員会（民居・労働）：http://hoian.gov.vn/pages/chuyenmuc_view.aspx



地図2 ベトナムにおけるホイアン案の位置

※この地図は、菊池 2003 の掲載のものを筆者が編集したものである



地図 3 ホイアン周辺一以前の明郷社附属諸郷の人々の居住の諸地方

長麗 - Trường Lệ

茶饒 - Trà Nhiêu (現在の維川県 - huyện Duy Xuyên の地域)

※ この地図は、参考文献の“*Ancient town of Hoi An*”掲載のものを筆者が編集したものである。

図1 観光名所になった2010年以前の明郷会館の配置図

1. Bà Lành 位牌・文昌廟明文会会員先行列位・古齋社里長李有興神位の安置される祭壇
2. 「十老・六姓・三家」の位牌の安置される祭壇
3. 恵鴻大禅師・明清諸族派祠堂先霊列位・理三寶務班前往列位の安置される祭壇
4. 保生大帝・薬王本頭公位・天后聖母の祭壇の三体の神の位牌の安置される祭壇
5. 奇祀の西の祭壇
6. 奇祀の東の祭壇

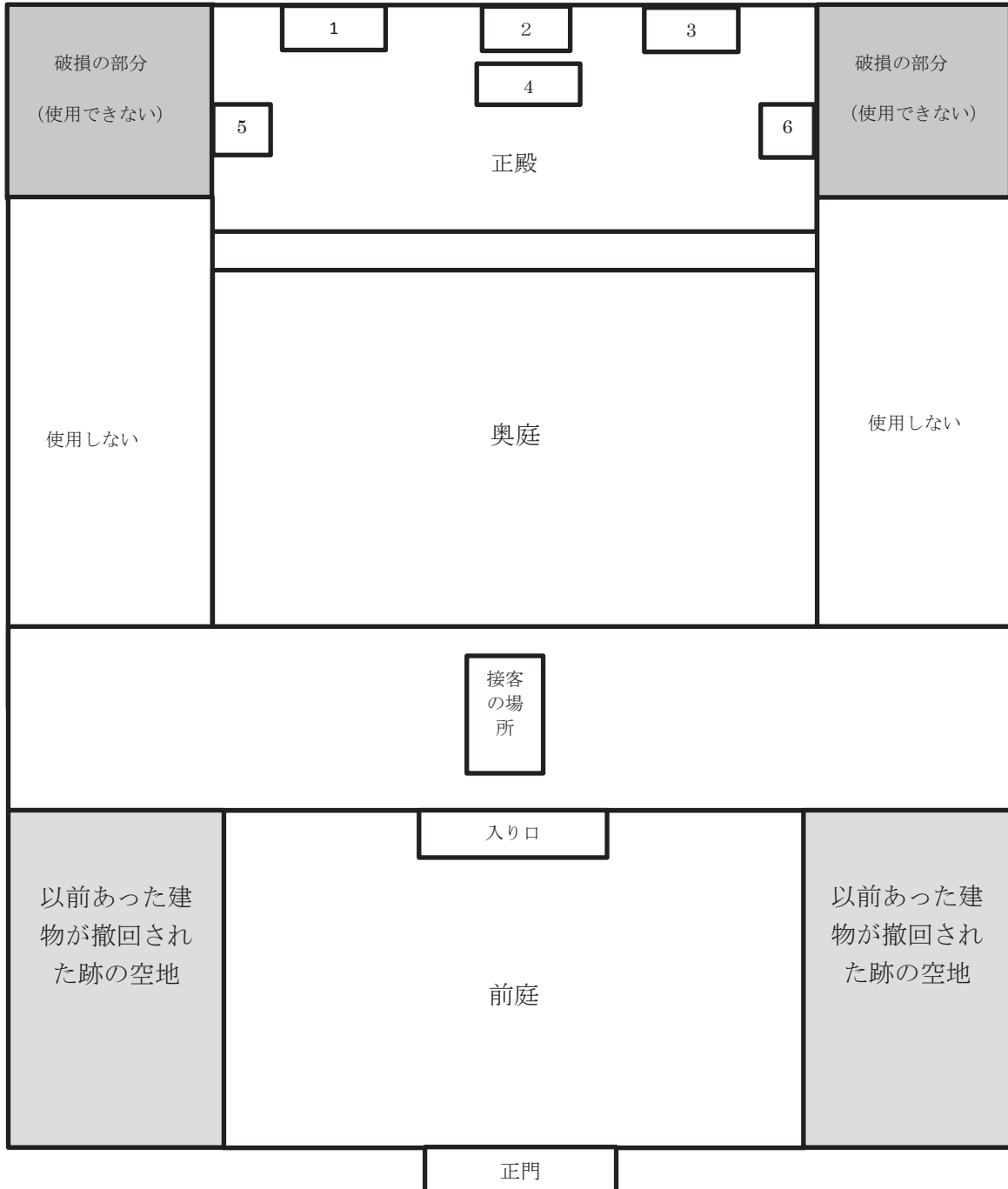
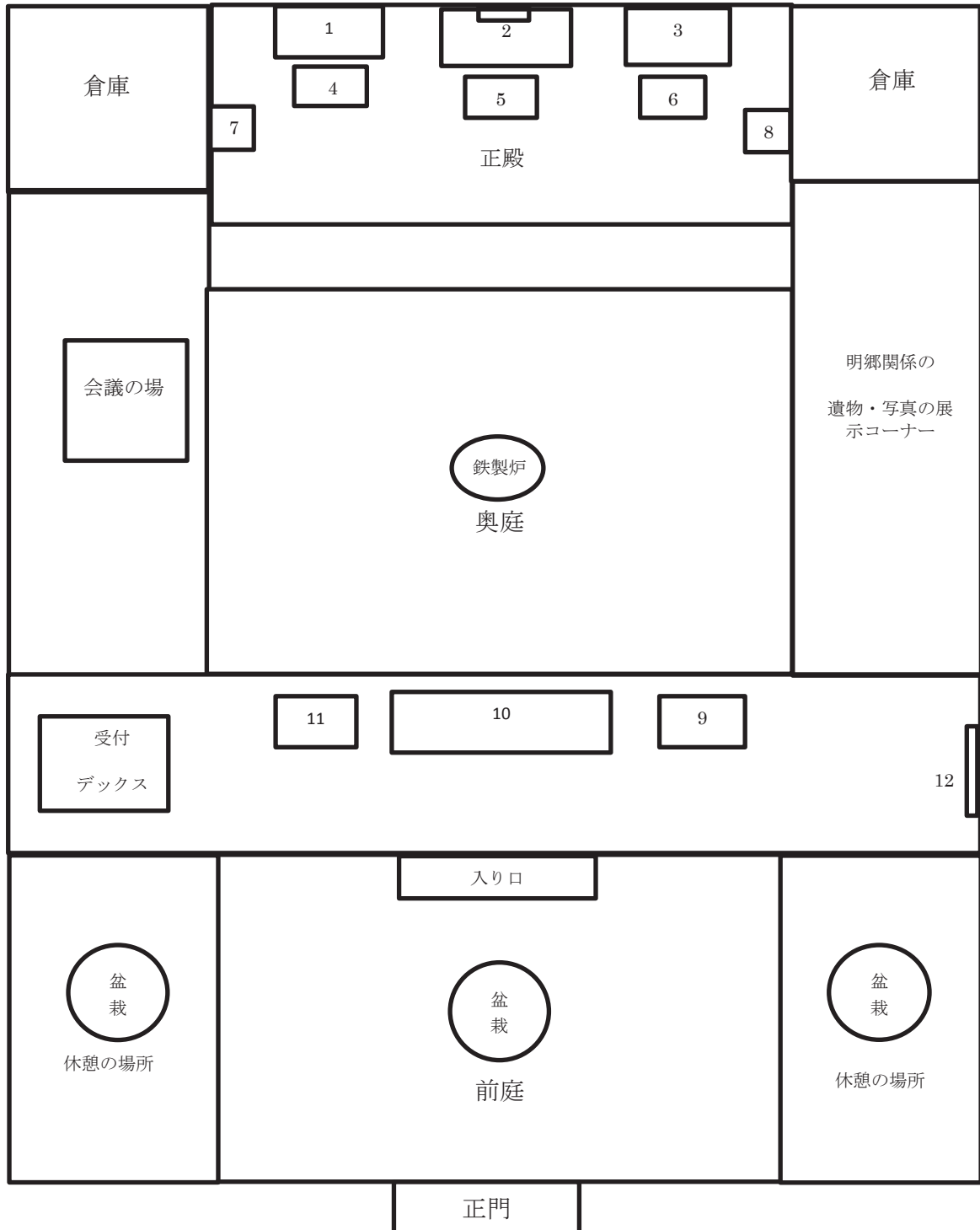


図2 観光名所になった2010年以降の明郷会館の配置図

1. Bà Lành の像の祭壇 2. 十老・六姓・三家の祭壇 3. 梁惠鴻和尚の像の祭壇 4. 文昌廟明文会会員先行列位・古齋社里長李有興神位・Bà Lành 位牌の安置の祭壇 5. 孔天如の像の祭壇 6. 恵鴻大禪師・明清諸族派祠堂先靈列位・理三寶務班前往列位の安置の祭壇 7. 奇祀の西の祭壇 8. 奇祀の東の祭壇 9. 福德正神の祭壇 10. 保生大帝・葉王本頭公位・天后聖母の祭壇 11. 金花娘娘の祭壇 12. 明郷諸族の姓の木板



洋商會館公議調例

夫會館之設由來久矣維維同議事之所實為敦禮重義之地吾人于此存公道明是非息爭訟固不比別事例相同也者內崇奉天后聖母春秋朔望或禮或度誠稱異國同堂會計經營不公不正相與同心戮力至于疾病相扶患難相助福因善果不勝枚舉公費浩繁口每兩叁口廟緣之例船長扣交茲年久例懈有例無繼在客疑船長有乘指之私收而不繳而船長實召青蠅之污未收何繼是以有名無實將來香火難充况前內址萃煥新基功雖創始實未完成茲重協同整肅王成勝舉并將淵源始末勒石以垂永遠規例無倚無私盡善盡美庶錫類於無疆云爾

今將公議規例左

- 一議廟緣每兩叁厘會館設立印簿每船壹本送交公司開抽分單隨開隨抽分單出日其簿即交理事人如簿停留即有欺隱其錢仍歸船長隨收隨繳
- 一議會館內設立大匯豐口當事人收錢及數簿悉存于櫃若臨時當事人同開取一人不得擅專至船頭到齊日船長會集公查數目每年壹次
- 一議各港門不足抽分小船併空船每船應繳錢伍貫
- 一議失水落難客住會館者每月每人給伙食銀叁拾至叁個月為期如秋風尚有貨船果無親戚可依者暫許安歇不給伙食銀但限唐船起身上不得久住
- 一議收風孤客無親病在會館內每月給伙食銀叁拾日即出不得久住和尚香供必須先問病人籍貫姓名附搭何船以杜詐偽如有不幸病故給錢貳貫以為殯葬之資及葬在何處報知理事人登記俟其親屬得查不致旅魂無托 父母官究治逐出
- 一議棍徒不事生業素習賭博併食鴉片匪類等事者不准居住會館如有違拗理事人即稟
- 一議新客到此娶妻有孕必須登記何省籍貫鄉里置單付妻收執至分娩之日或男或女囑令妻黨戚屬資單赴會館報明里事人何月何日分娩併其妻姓名居住何處明白登簿無致後日流落
- 一議會館若有剩餘之錢不准借名生利即或暫移一粟不准以便防早晚失水收風等事恐臨時應付不及
- 一議會館致辦傢伙器皿併各客供物必須登記簿或有年久朽壞者理事人驗察修葺或有借用損壞者即着經手人向借者整補或有失落乃係和尚香供賠補理事人更宜不時查檢和尚香供不得詳典守之弊
- 一議會館理事人不得欺隱不得藉事推諉亦不得通同賈入明香社必須秉公料理或有他往或要回唐當合理理事人酌議相贊一新唐誠實的辦理不得任意口舉切勿荒唐前人創建之基業以上數款尚慎慎哉

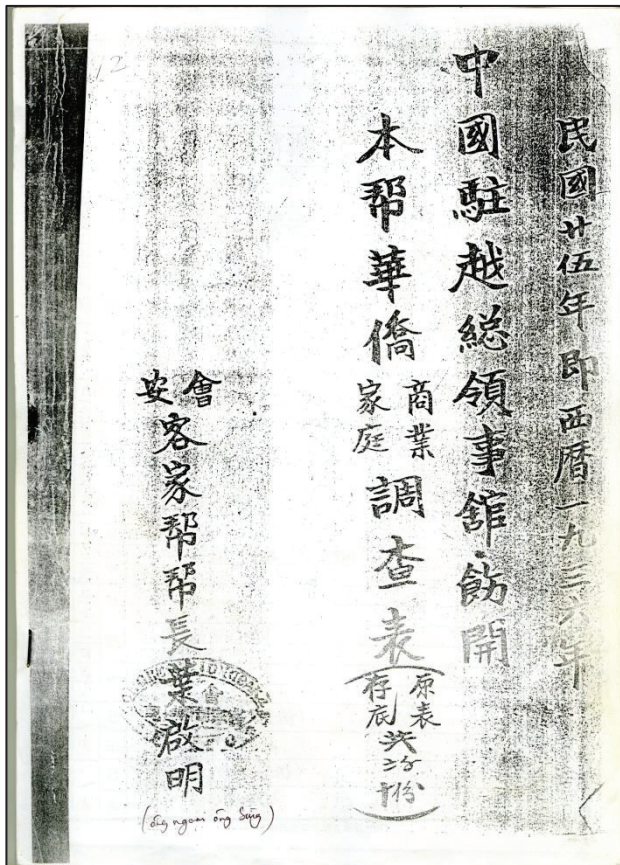
永祐 柒年歲次辛酉 叁月吉旦 各省船長衆商公立

資料 1

洋商會館公議調例の碑文内容
 (この資料は、Nguyễn Chí Trung
 2014 の掲載のものを転載している
 ものである)

資料 2

1936 年の客家幫の家庭調査表 (表紙のみ)



資料3 現在明郷会館に纏わる「明郷諸族派」55族

① 現在のホイアン在住の35族

1. 張A族 (張敦穆) (福建省泉州府同安県、現在11世代)
2. 張B族 (張敦厚) (福建省泉州府詔安県、現在10代目)
3. 陳A族 (福建省泉州府同安県、14世代)
4. 陳C族 (広東省 世代?)
5. 曾族 (福建省泉州府同安県、11世代)
6. 李A族 (福建省晋江県、12世代)
7. 李B族 (広東省潮州府澄海県、6世代)
8. 林族 (福建省龍鷄県、14世代? 1621年祖先が来越?)
9. 蔡A族 (福建省泉州府晋江県、8世代)
10. 蔡B族 (北ベトナムから広南省に着て明郷社の土地に寓居していたという)
11. 劉A族 (江西省玉触県山東嶺 世代?)
12. 劉B族 (不明、6世代? 中国からという)
13. 王A族 (福建省泉州府晋江県、11世代)
14. 王B族 (福建省三山県、11世代)
15. 許A族 (福建省、11世代)
16. 梁族 (福建省順徳県、10世代)
17. 黄A族 (広東省広州府番禺県、11世代)
18. 呉A族 (福建省揚州府龍溪県、10世代?)
19. 尤族 (広東省潮州府澄海県、6世代)
20. 邱族 (福建省泉州府晋江県、10世代)
21. 史族 (福建省漳州府澄海県、8世代?)
22. 周族 (広東省広州府新会県、8世代)
23. 楊族 (福建省泉州府晋江県、11世代)
24. 黎族 25. 范族 26. 丁族 (福建省?) 27. 何族 (福建 12 世代?) 28. 胡族 (浙江?) 29. 蔡 C (福建、11 世?) 30. 蔡 D (福建、12 世?) 31. 杜族 32. 梅族 33. 余族 34. 高族 35. 謝族

② ホイアンの郊外 - 長麗の地方在住の5族

36. 莊族 (福建省泉州府同安県? 11 世代) 37. 枚族 (中国海南? 8 世代) 38. 林 A 族 (明郷社籍? 原籍不明、9 世代)
39. 呉 B 族 (福建省泉州府南安県、14 世代) 40. 謝 A 族 (北ベトナムから広南省に着て明郷社に入籍したという、世代?)

③ ホイアン町から秋盆川の対岸にある集落在住の6族

41. 葉族 (福建泉州府同安県、14 世代?) 42. 李 C 族 (広東広州府番禺県、10 世代)
43. 林 B 族 (明郷社籍? 原籍不明? 世代) 44. 黄 B 族 (福建泉州府晋江県、11 世代)
44. 許 A 族 広東省潮州府 (祖先が中国から最初北ベトナムに着、後に広南省の惟福県へ移住した。再び茶饒州へ戻り、明郷社附属の1 隣に入籍したと伝えられているという) 46. 陳 B 族 (明郷社籍、原籍不明、10 世代?)

④ その他 (ホイアン外、他県の在住者、新しく参加するようになった諸族) 9 族

47. 許族 (福建省詔安県、10 世) 48. 張 C 族 49. 呂族 50. 鄧族 (広東 世代?)
51. 洗? (Tây/Tiền/Tuyên) 族、 52. 馮族 53. 魏 54. 楊 A 族 55. 張 D 族

周氏家譜序

盖聞 木之千枝萬葉本於根 水之千流萬派本於源 在物且然 而況於人乎 昔人聚人以成家 聚家以成族 家之有譜 猶國之有史也 史以載一國之紀綱 譜以記一家之世系 精神命脈於是乎在 吾家先世 積德累功 其來遠矣 逸能思初 安能思始 爰立譜系 以啓後人 ？食菓藩樹 飲河思源 子子孫孫 勿替引之 是爲序。

明 珍公吾祖父也 姓周諱寶 字惟善 籍貫中國 廣東省 廣州府 新會縣 江門埠下步 明豐社人 於道光年間 同諸友誼 買棹南遊 效陶公之遺跡 別業五湖 步晏子之高風 遂家四海 雖百年佳偶 早已結于家鄉 而千里良緣 今又締于客地 乃娶吾祖母貫山鋪社 巨族阮氏女也 迨後生下六男三女 長曰明泰 次曰維楨 三曰維屏 四曰維翰 女曰彩來 彩？ 存二男一女 早亡不知名氏 繼而在唐摘子百就隨後南來 省探吾祖父母 另往潘切有 投寓生涯 吾祖父仍從妻貫 住寓營商 幸得餘資 多置田宅 重營？館 相地東遷 亦在伊社地分 昂令之祠告園也 宅成之後 種樹栽花 自娛晚節 朝？夕膾 共享天年 不意好事多魔 詹天弗吊 忽而吾祖父 接病厭塵 承雲先逝 百年相約 壽方七袞之三 一病長辭 終於五月念四下葬于山鋪社尋棍？ 在吾祖田界內坐卯向西 昂造塋墳 謹修墓誌 嗣而掛孝既禫 恙動鄉閭之念 束裝就道 那辭南北之遙 於是吾二伯父 乃請命於吾祖母 昂日回唐省探 ？以繼先人之志 庶少償遊子之心 從此而門閭？慰 幸陪親族以言歡 桑梓情聯 快觀江山之信美 則吾二伯父以行 豈無小補哉 隔年。

獨吾伯父百就南來 謂明泰弟仍往夏州 觀察市情 來年乃能 徐？歸計 及？？接在唐 吾嫡祖妣及堂姑訃音 方知伯父明泰已於本年八月廿一日 在鄉病終 存吾二伯父及吾先嚴 炤從南國例定 唐人生下子孫 均要着入明鄉籍 至此 吾二伯父及吾先嚴 方知我等今日均要安南國民也 此袞吾祖父 業已仙矣 吾祖母 家綱雙手撫育雙方 日應辛勤 務農課子 言行端嚴 閨門肅整 兼而擴張商路 導引財源 且又粗知道理 重學崇儒 曾有延師教導子孫 及長登庠序 從学有年 經科不第 師亦命耶」

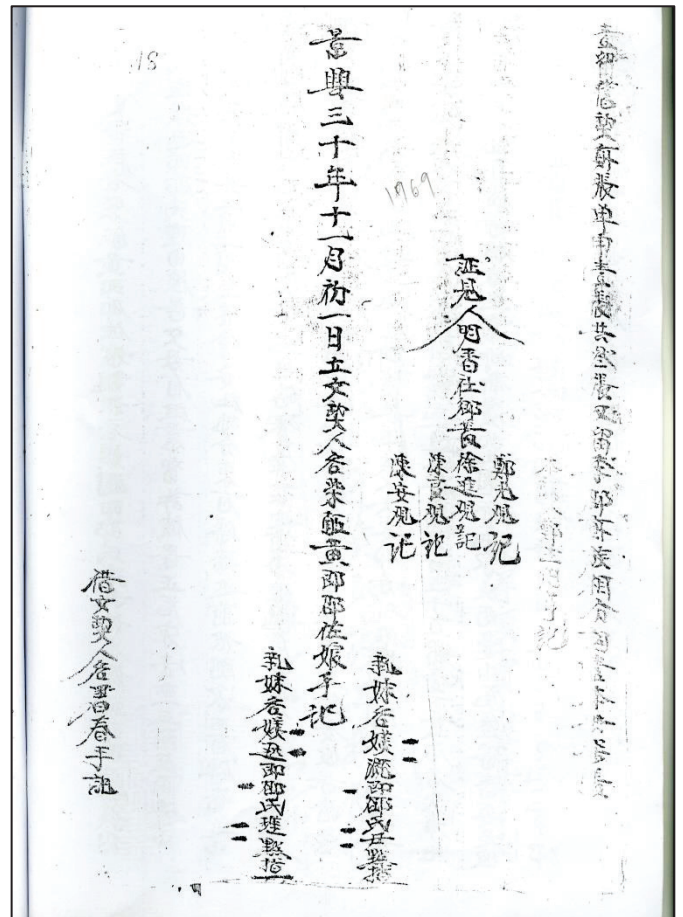
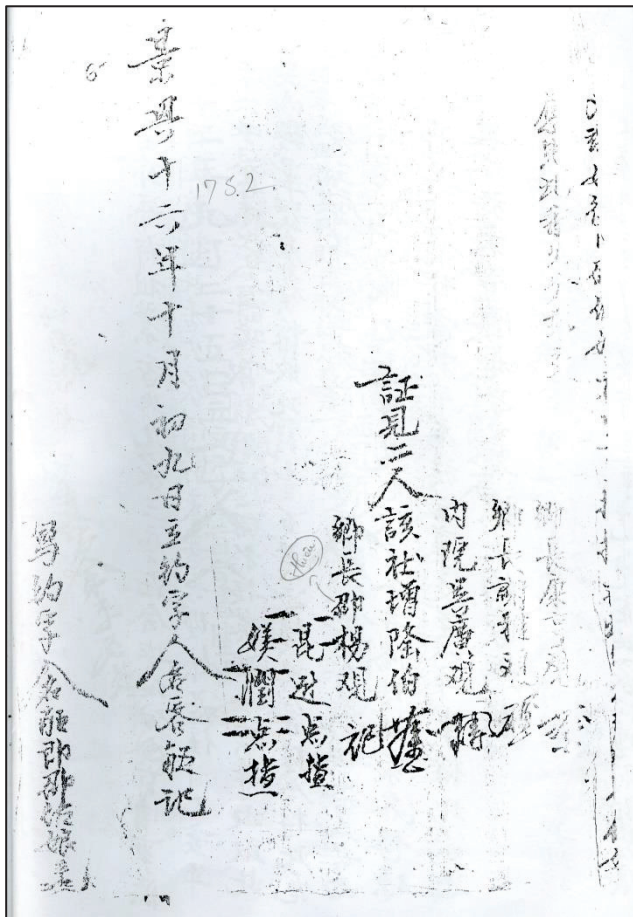
觀此則知吾祖母之賢 昂創業之難 興其？已？治家之方法 足爲子孫今後世代明鑑矣 吾伯父繼屏 在家專務農業 不幸先逝 伯父繼楨 已相繼而去 獨吾先嚴 幸？少？ 奉事吾祖母 ？廿餘年 承捐父階九品 後亦先吾祖母而去 及後數年 吾祖母因此哀思成病 藥石不靈？ 旬日亦棄世逝矣 下葬於山鋪社罷須？ ？亥向已 經立石碑 奉祿吾家履歷 至此一段來嘗不痛切涕淚者也 二女姑來 嫁于清洲社西甲秀才阮述 姑？嫁于錦鋪社百戶劉之長子 每每追念 吾祖父之艱勞 航海梯山 初

欲殖四方之貨 南轅北轍 ？以窮千里之風 幸而旅合吾祖母 ？內相之賢 則？ 藻有人 門閭生色 大興土木 傑構祠堂 ？于茲迄百餘年 而規模不改 俎豆增光 全賴吾祖尊之原福 及吾祖父母 締造之功德於無窮 永垂不朽

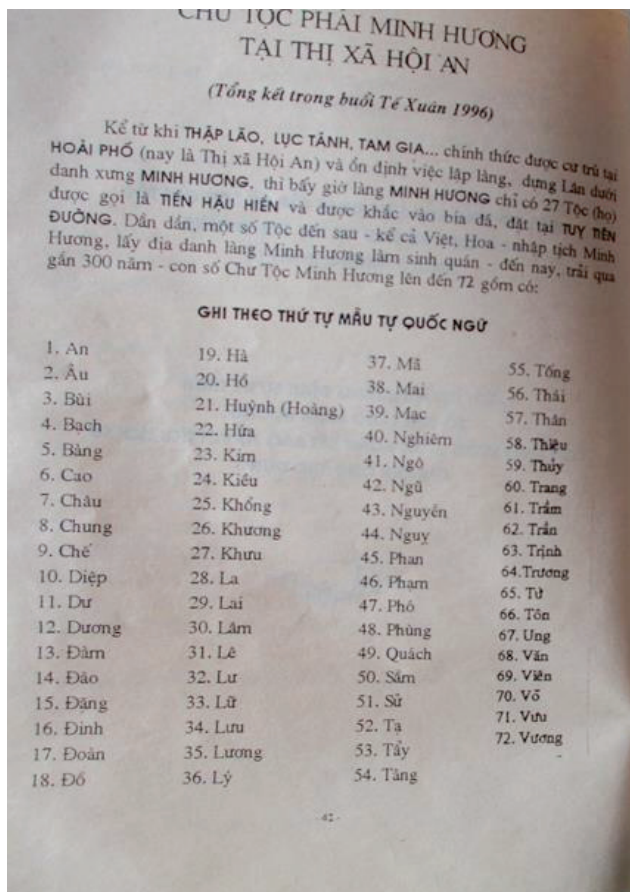
袞

保大十一年歲次丙子正月？日

二十三世孫丕訓 字永年頓首拜述

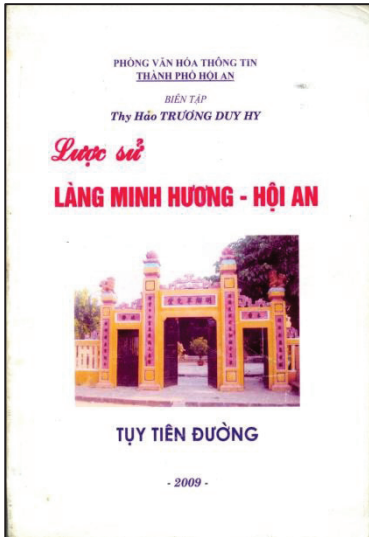


資料 5 范族の祠堂での保管の 1752 年と 1769 年の土地の文契



資料 7

1996 年の「明郷諸族」の 72 姓



lưu - hội nhập văn hóa giữa cư dân làng Minh Hương và cư dân địa phương diễn ra lâu dài, sâu sắc và đến nay, di sản văn hóa Minh Hương trở thành một bộ phận không thể tách rời của di sản văn hóa Hội An, xứ Quảng, Đàng Trong nói riêng, Việt Nam nói chung.

Cùng với vai trò về kinh tế - văn hóa xã hội Minh Hương còn có một số đóng góp trong lĩnh vực quân sự. Bên cạnh việc cung cấp các mặt hàng phục vụ quân đội như vải vóc, thuốc men, đồng, sắt,... hàng năm dân xã còn tham gia việc đóng và tu bổ chiến thuyền, làm doanh trại. Người làng Minh Hương cũng được huy động vào một số cơ quan quân đội và hầu như thời nào cũng có một số người của làng giữ chức vụ khá cao, chủ yếu là các chức vụ liên quan đến hậu cần quân đội".

• Những cư dân tiêu biểu làng Minh Hương tại Hội An, Quảng Nam có công với làng nước:

1. CHÂU THƯỜNG VẤN (1856 - 1908) dân Minh Hương Hội An (Tổng Phú triêm, phủ Điện Bàn, tỉnh Quảng Nam) là thành viên tham gia tích cực trong vụ kháng sưu chống thuế tại Quảng Nam năm 1908. Bị tịch dân Pháp bắt đày đi Lao Bảo, mặc dầu ông ở trong tình trạng tuyệt thực 20 ngày. Khi đến lao Phú Thù, ông qua đời. Ông là đồng chí của

cụ Huỳnh Thúc Kháng. Trước khi chết Châu quân đã tâm sự với cụ Huỳnh:

"... Tôi tuyệt thực chết đi vẫn là việc dễ làm, còn phần khó, xin các anh em cố gắng, thành toán công cứu nước..."

Về sau, cụ Huỳnh Thúc Kháng đã bình phẩm ông và lời bình phẩm này được ghi vào sổ sách:

"Bị giam trong ngục mà nhìn àn, tu Thánh CAM DỊA (Ghandi) về sau, nhiều nơi bắt chước đã thành cơm bữa! Nhưng Châu quân lại trước trước CAM DỊA và nhất định tuyệt thực đến chết, cao hơn Thánh Hùng CAM DỊA một bậc!"

2. PHẠM PHÚ THỨ (1821 - 1882): Viễn tổ là người Hoa định cư tại làng Đông Bàn (Gò Nổi) huyện Điện Bàn, tỉnh Quảng Nam.

- Đỗ đầu bảng Tiến sĩ "Đệ tam giáp đồng tiến sĩ xuất thân". Ông là một trong 2 người Quảng Nam được tôn danh là ông Nghè song nguyên (Thủ khoa thi Hương và Thủ Khoa thi Hội). Bản chất cương nghị, tiết tháo, một lòng tận trung báo quốc.

Từng giữ các chức vụ:

a. Tri phủ

b. Kinh điển khởi cư chi
c. Khâm sai đại thần trong phái đoàn Phan Thanh Giản với chức Phó sứ sang Pháp 1863.
d. Hộ bộ Thượng Thư Sung cơ mặt viện đại thần
e. Tổng đốc Hải Dương kiêm tổng lý thương chính đại thần.

Ông có công lớn với nông nghiệp dân tộc qua công trình làm xe đạp nước, mà ông đã quan sát và thu thập kinh nghiệm trong kỳ đi sang Pháp. Đặc biệt, ông để lại trong văn học rất nhiều sáng tác có giá trị và số sáng tác của ông giới văn học đánh giá cao về chất và lượng so với các danh nho trong suốt thế kỷ 19...

3. TRƯƠNG HOÀI PHÁC, người làng Minh Hương, đỗ cử nhân khoa Giáp Tý (1864), Tri phủ Thanh Oai, vì có liên hệ với phong trào văn thân Nghệ An chống Pháp do cụ Phan Đình Phùng lãnh đạo nên bị gián chức điều chức khác. Ông làm đơn xin thôi việc trở về Hội An ngồi dạy học.

4. TRƯƠNG ĐỒNG HIỆP, người làng Minh Hương đỗ cử nhân khoa Giáp Ngọ (1894), cùng khoa Phạm Liệu Trưng Giang, được bổ Huấn đạo. Nhân năm 1908 phong trào chống thuế phát khởi từ Đại Lộc, tên công sứ Charles lợi dụng uy tín ông, buộc ông thay thế tên quan huyện Đại Lộc là Phạm Đình Lăng (đang trốn tại Hội An), hoặc thôi chức! Ông lấy cơ giả yếu xin về hưu từ đấy. Trong tác phẩm "Văn khố Hán Nôm Việt Nam" do Trung tâm KHXH và Nhân văn Quốc gia Việt Nam - Viện Sử học Hà Nội ấn hành đã trân trọng đưa tên ông vào.

5. TRƯƠNG CHỈ THI, người làng Minh Hương, đỗ tú tài Hán học, bia đá chùa Bà Mỹ có khắc tên ông và xác nhận ông là "Kiến trúc sư" của công trình "Liệt Hạng" này của Quảng Nam.

6. CHÂU PHI CỎ, người làng Minh Hương ngoài chức vụ Lý trưởng nhiệm kỳ (1920 - 1921), ông còn được kế thừa giá trị tôn xưng là nhà nho uyên thâm, nhà Hội An học.

7. VƯƠNG GIA KHƯỜNG dân làng Minh Hương Hội An, khi nằm trong tù cùng các ông HOÀNG CHÂU KÝ và cố nhạc sĩ ĐỖ NHỰAN đã

sáng tác nhạc kịch "Hàng Nga và Tù nhân" trong nhà lao Hỏa Lò rất được nhân dân ngưỡng mộ trong thời kháng chiến chống Pháp (đã qua đời).

8. TRẦN VĂN DƯ, người làng Minh Hương, đỗ Tiến sĩ khoa Ất Hợi (1875), ông là thầy dạy hai vua: Dục Đức và Đồng Khánh, giữ nhiều chức vụ quan trọng của triều đình Huế thời bấy giờ. Sau ngày Pháp tấn công Đà Nẵng ông về Quảng Nam lập "Nghĩa hội" chống thực dân xâm lược Pháp. Tháng 12 năm 1985 theo kế sách của Nghĩa hội, ông lên đường về Kinh để gặp vua Đồng Khánh là học trò cũ của ông. Kế sách đó là "giải giáp quy điện" để tránh thiết hạp cho phong trào, nhưng ông làm mưu Tuân Vũ CHÂU ĐÌNH KẾ vào ngày 13 tháng 12 năm 1887, ông bị sát hại tại Vĩnh Điện.

9. PHAN THỀM tức CAO HỒNG LÃNH, người làng Minh Hương nhà hoạt động cách mạng tiền bối ở Hội An, tham gia thành lập và làm bí thư tổ chức hội Việt Nam cách mạng thanh niên Hội An năm 1929. Chủ tịch Ủy ban kháng chiến miền Nam 1945 - 1946. Phó ban đối ngoại Trung ương Đảng (1959 - 1967) mất năm 2007 thọ 103 tuổi.

10. VƯƠNG QUỐC MỸ dân làng Minh Hương Hội An. Thân phụ là nhà giáo nghiêm túc được cư dân địa phương rất kính trọng. Vương Quốc Mỹ là nhạc sĩ chơi violon đầu tiên ở Thị xã Hội An. Đã có những sáng tác nổi tiếng ở Bắc Việt trong kháng chiến là với bài "Vở kịch biên cương", "Trên đời chiến thắng"... Ông còn là Thủ Trưởng Bộ Kiến Trúc nước Cộng hòa Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam và là một thành viên trong Ban Chỉ đạo công trình xây lăng Bác Hồ (đã qua đời).

11. LƯU QUÝ KÝ dân làng Minh Hương - Đại Lộc, là nhà báo lỗi lạc của Việt Nam, Ông để lại nhiều bài tùy bút nổi tiếng viết về Bác Hồ với hơn 3000 bài báo và những sáng tác có giá trị cao trong văn học dân tộc. Ông mất trên đường công du nước ngoài. Suốt đời tận tụy với lý tưởng giành độc lập, thống nhất đất nước dưới ngọn cờ của Đảng Cộng sản Việt Nam (đã qua đời trên đường công vụ).

12. ĐINH VĂN VINH, người làng Minh Hương Học từ tài thời Pháp thuộc có chức vụ cao trong xã hội, và là người có công xây dựng và duy trì công tế của các di tích Minh Hương trước 1960 (đã qua đời)

13. ĐINH VĂN TÙNG dân làng Minh Hương Hội An. Ông là bác sĩ y khoa có trên 50 công trình nghiên cứu về y học nổi tiếng được giới y học thế giới ngưỡng mộ. Ông là người đầu tiên can thiệp với các cơ quan tu thân của Đức, Pháp, tạo dựng ra Bệnh viện Da khoa Đà Nẵng, tồn tại đến ngày nay (đã qua đời tại Hoa Kỳ).

Ông là con của cụ Đinh Văn Vinh

14. THÁI TRỮ dân làng Minh Hương Hội An, là tác giả nổi tiếng của làng - người đầu tiên viết kịch tại Hội An (kịch: TRỌNG THUY - MỸ CHÂU, DỰNG NGHIỆP, VỊ CHÀNG), đã qua đời tại Đà Nẵng.

15. ĐƯƠNG MINH NINH dân làng Minh Hương Hội An, đóng góp những sáng tác nổi tiếng được đồng bào ngưỡng mộ trong kháng chiến 1 với những bài "Bài ca tự túc", "Trái đất Việt", nay đây nhạc tại Lâm Đồng.

16. KHƯƠNG HỮU DUNG dân làng Minh Hương Hội An, là nhà thơ, dịch thơ chữ Hán nổi tiếng, được giới văn học Trung Quốc ngày nay đánh giá là một học giả uyên thâm chữ hán của vùng Châu Á. Hiện sống tại Hà Nội, có nhiều sáng tác văn học (đã qua đời tại Hà Nội)

17. TẶNG DỤC người làng Minh Hương, nguyên Hiệu trưởng đầu tiên của trường Trần Quý Cáp tại Hội An (đã qua đời).

18. BÀ TẶNG THỊ THANH TRAI người làng Minh Hương, Giáo sư Đại học Huế.

19. TẶNG HỒNG người làng Minh Hương, (con cụ Tặng Dục), Tiến sĩ Kinh tế học Luật khoa.

20. VƯƠNG HỮU LỄ người làng Minh Hương, PGS, Tiến sĩ Ngôn ngữ học trường Đại học Huế.

21. VƯƠNG KIM ẬU người làng Minh Hương, Tiến sĩ Vật lý học hiện đang nghiên cứu ở Mỹ.

22. GS. TS PHẠM NGỌC THẠCH người làng Minh Hương, Trường khoa Cơ khí, Giáo sư trường Đại học Bách khoa Đà Nẵng.

23. VƯƠNG TẤN, người làng Minh Hương là nhà giáo thuần chính, nhiệt tình với giáo dục có nhiều người con làm cách mạng, làm công tác văn hóa (đã qua đời).

24. VƯƠNG QUỐC NHẢ, (con cụ Vương Tấn) người làng Minh Hương - Chủ tịch UBND HCKC Thị xã Hội An (1950-1954), (đã hy sinh).

25. DƯƠNG MINH VIÊN dân làng Minh Hương Hội An, có nhạc phẩm nổi tiếng "Du kích Ba Tơ" mà quân nhân Liên khu V trước đây thuộc lòng.

26. ĐINH VĂN TRÂM, (con cụ Vinh), Thủ trưởng Bộ Vật tư Chính phủ CHXHCNVN.

27. HÀ VI ĐỒNG, người làng Minh Hương từng là chỉ huy Đoàn Cẩm tử tiêu diệt chiếc tàu thủy của thực dân Pháp hoạt động trong thời kháng chiến 1 (cấp bến tại chợ Hội An).

28. CHÂU ĐÌNH THỌ (Trọng Anh), người làng Minh Hương 1917 - 1997 viết lý luận, phê bình sân khấu. Bài đăng trên báo Nhân dân, Văn nghệ, tạp chí Văn nghệ, tạp chí Sân khấu, tạp chí Văn học.

29. TRƯƠNG ĐÌNH HIẾN, người làng Minh Hương (theo gia phả tộc Trương Đôn Hậu thì ông thuộc thế hệ "ĐUY" - tức Trương Duy Hiến) nhưng vì chiến tranh gia đình ông đi tản nhiều nơi nên khi đặt tên thân sinh ông nhầm chữ "lời". Trong dịp chế tưởng di dời mộ má ven rãnh thị xã Hội An năm 2007 ông đã về quy hoạch mộ phần tổ tiên một cách chu đáo. Trong tác phẩm "Dung Quốc anh hùng bước vào thế kỷ XXI" do Cao Minh - Nguyễn Trương Dân biên soạn và tuyển chọn, Nxb Thanh niên - Hà Nội, 1999 có nội dung nói lên đầy đủ việc làm của ông - PTS Trương Đình Hiến và Kỹ sư Bùi Quốc Nghĩa - đồng tác giả công trình "Cảng biển nước sâu và Khu công nghiệp Dung Quất" đã cho đất nước một công trình hoành tráng, ích quốc lợi dân mà ngày nay báo chí thường đề cập đến.

30. Ông Lưu Nghĩa nhà văn trước 1945. Từ 1946 - 1975 ông từng viết báo chống chế độ thực dân Pháp trong vùng địch. Ông đã từng tổ chức lễ sinh nhật Bác Hồ và sau này tổ chức ngày giỗ Bác ngày giữa thành phố Sài Gòn dưới thời Mỹ - Nguy

Cần nhớ thêm rằng, ngày nay trên đất của làng Minh Hương cổ ấy, có những 73 tộc đều là tộc Việt cổ, đó là các họ: AN, AU, BUI, BACH, BANG, CAO, CHAU, CHUNG, CHIE, DIEP, DU, DUONG, DAM, DAO, ĐANG, DINH, ĐOAN, ĐO, HA, HO, HUYNH (HOANG), HUA, KIM, KIEU, KHONG, KHUONG, KHUAI, LA, LAI, LAM, LE, LU, LUU, LUONG, LY, MA, MAI, MAC, NGHIEM, NGO, NGU, NGUYEN, NGUY, NHIEU, PHAN, PHAM, PHO, PHUNG, QUACH, SAM, SU, TA, TAY, TANG, TONG, THAT, THAN, THIEU, THUY, TRANG,

資料 6

以前の明郷社出身の代表的な出世者・有名人—30名
(この資料は、Truong Duy Hy 2009 の掲載の内容を転載している)

資料 8 2005～2016 の明郷会館の春秋二期の祭祀への参加者数の状況

年	春祭						秋祈				
	ホイ アン	長麗	茶饒	新しい諸 族と他地 方の諸族	来賓と他 県・省の 「明郷」	総 数	ホイ アン	長麗	茶饒	そ の 他	総 数
2005	87	10	1	5	36	137					
2006	51	3	0	3	23	80	13				13
2007	50	3	0	6	33	92	5				5
2008											
2009	14				1	18	4				4
2010	89	21	6	12	55	183	2			1	3
2011	51	5	6	15	35	111					
2012	62	9	10	16	88	177					
2015	58	17	10	18	75	178					
2016	63	17	13	18	77	188					



写真1 関帝廟の1653年号の勅封額
写真 澤田

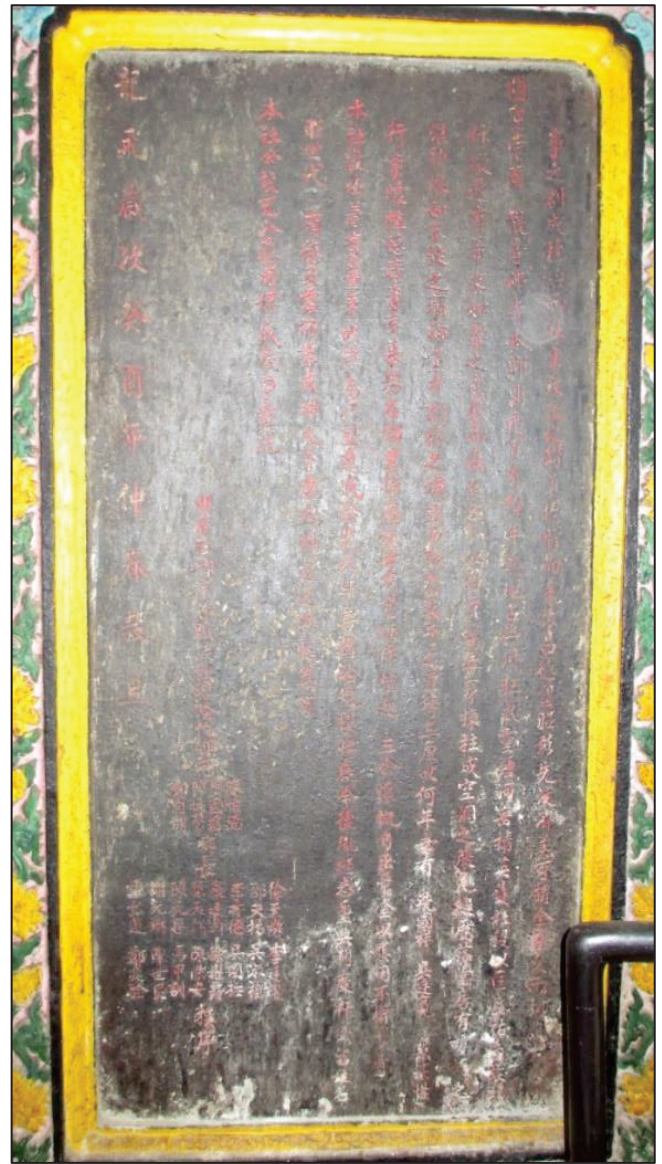


写真2 関帝廟の1753年の碑文



写真4 洋商会館公儀条例の碑文
写真 澤田

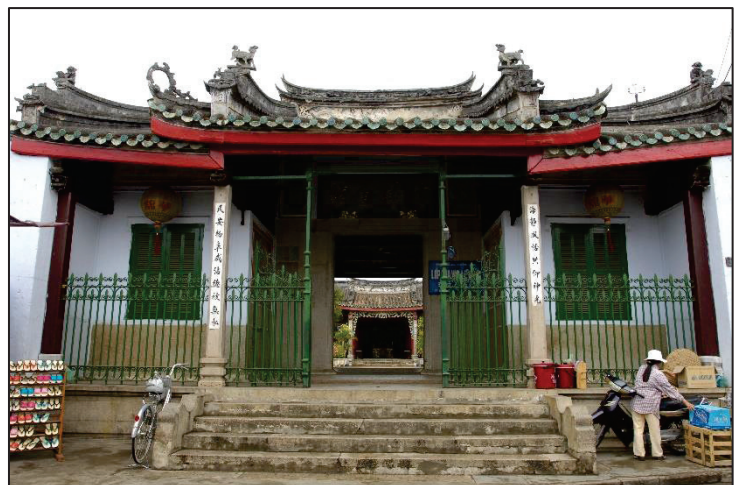


写真3 中華会館
写真 澤田



写真5 明郷社の前賢「十老六姓三家」
写真 澤田

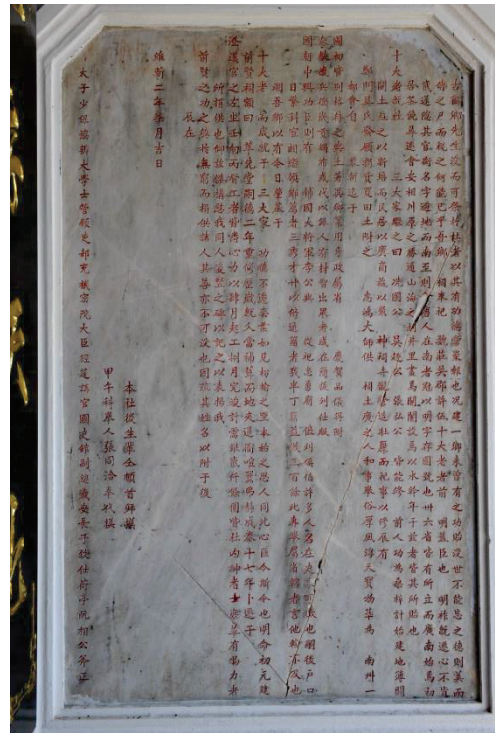


写真6 明郷会館の1908年の碑文
写真 澤田



写真7 来遠橋で祀られる北帝
写真 澤田



写真9 観音寺—明郷仏寺
写真 澤田



写真8 来遠橋の修復棟木に「張宏基」(張A族の三代目)
写真 澤田



写真10 現在の錦霞海平二宮
(門だけが残っている)



写真 11 中華會館 (本殿)



写真 12 中華會館にある越南中圻華僑抗戰烈士遺像
写真 澤田



写真 13 中華會館にある中国の革命者の孫中山氏の遺書
写真 澤田



写真 14 中華會館内の禮義華文中心
写真 澤田



写真 15 福建會館
写真 澤田



写真 16 金華娘娘と 12 人の妃嫔の像
写真 澤田

写真 17

12 人の妃嫔に
対する祈願儀
式





写真 18

広肇会館

写真 澤田



写真 19

潮州会館

写真 澤田



写真 20

海南会館

写真 澤田

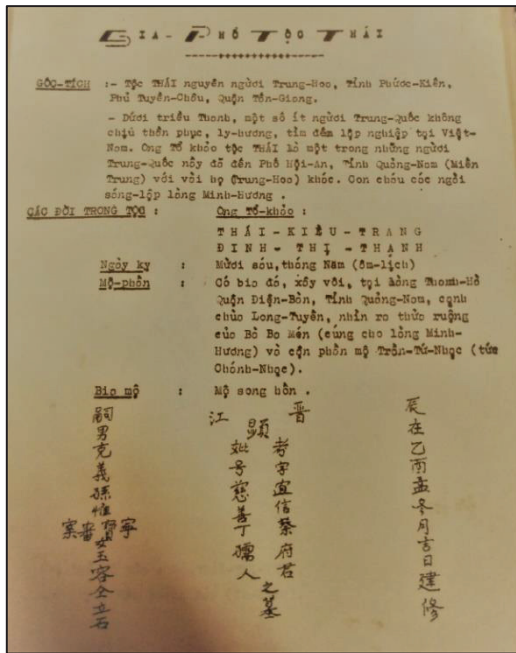


写真 21 蔡族の家譜—初代の墓の記載

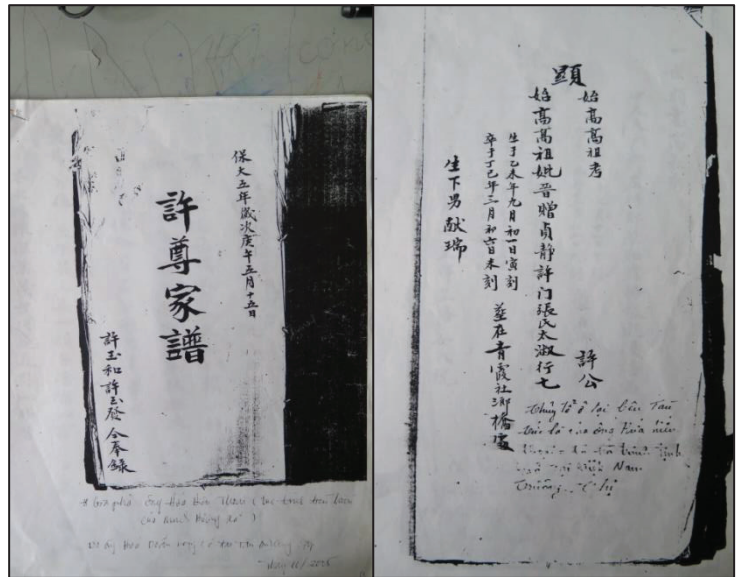


写真 22 許族の家譜—現ベトナム語と漢語の混在

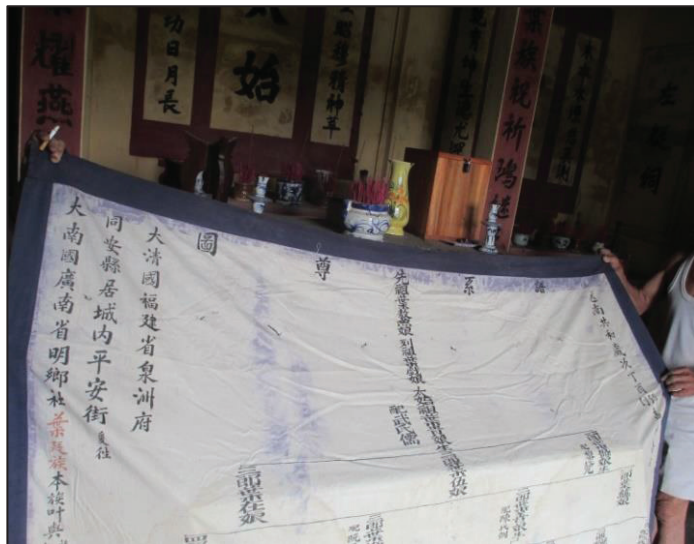


写真 23
葉族の布の家譜

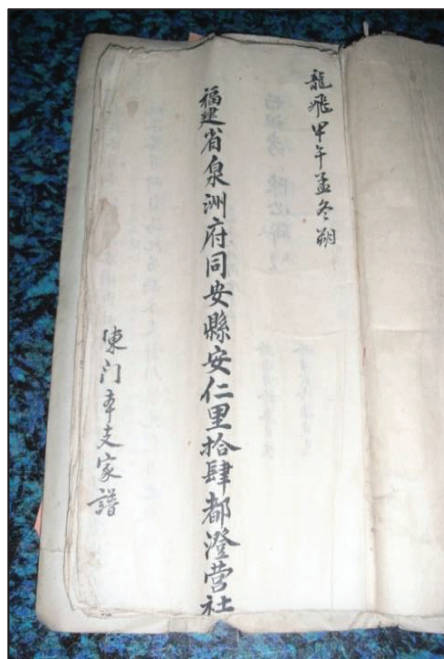
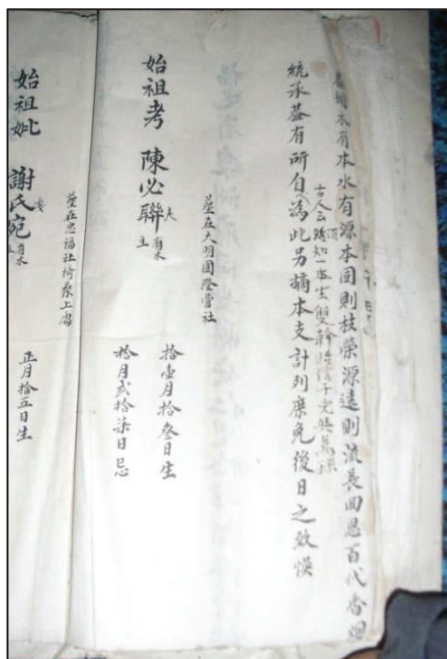


写真 24
陳 A 族の家譜
中国系の起源の記載
写真 澤田

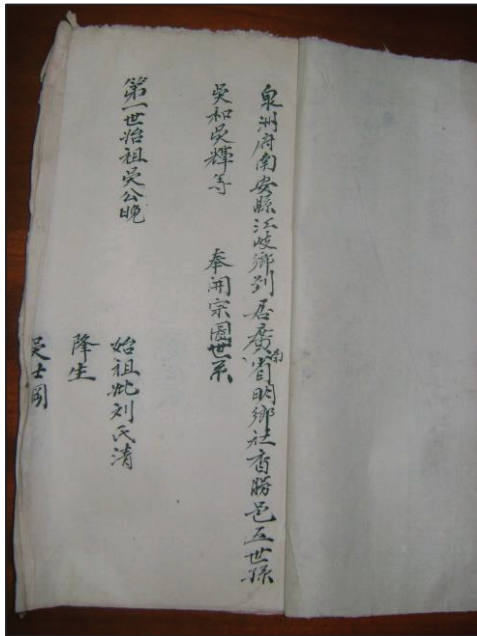


写真 25 吳 B 族の家譜 - 中国系起源

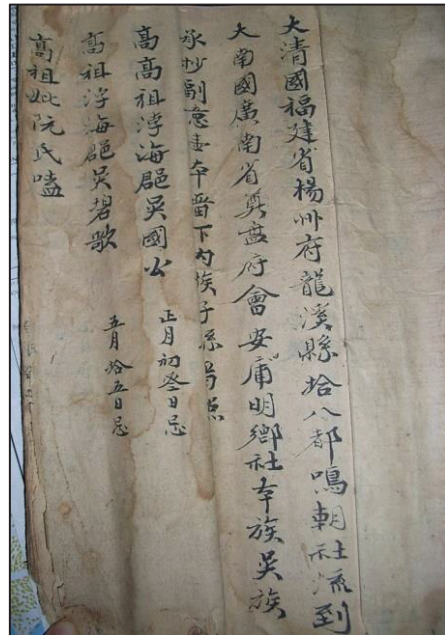


写真 26 吳 A 族の家譜 - 中国系起源と明郷社籍
写真 澤田

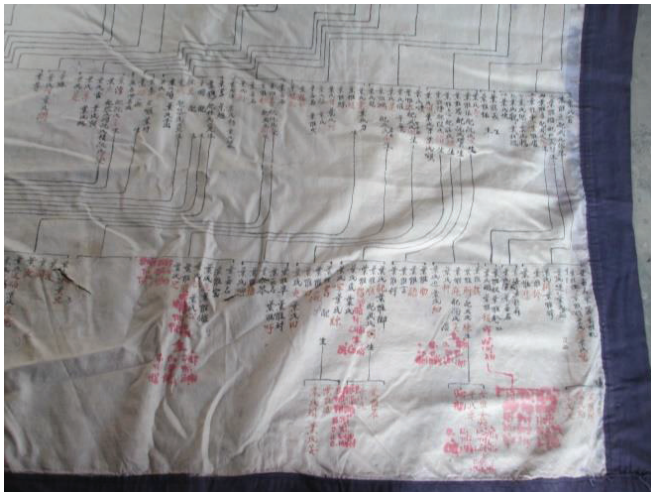


写真 27 葉族の家譜 - 現ベトナム語と漢語の混在



写真 28 李 C 族の布式の家譜 - 中国系起源の記載

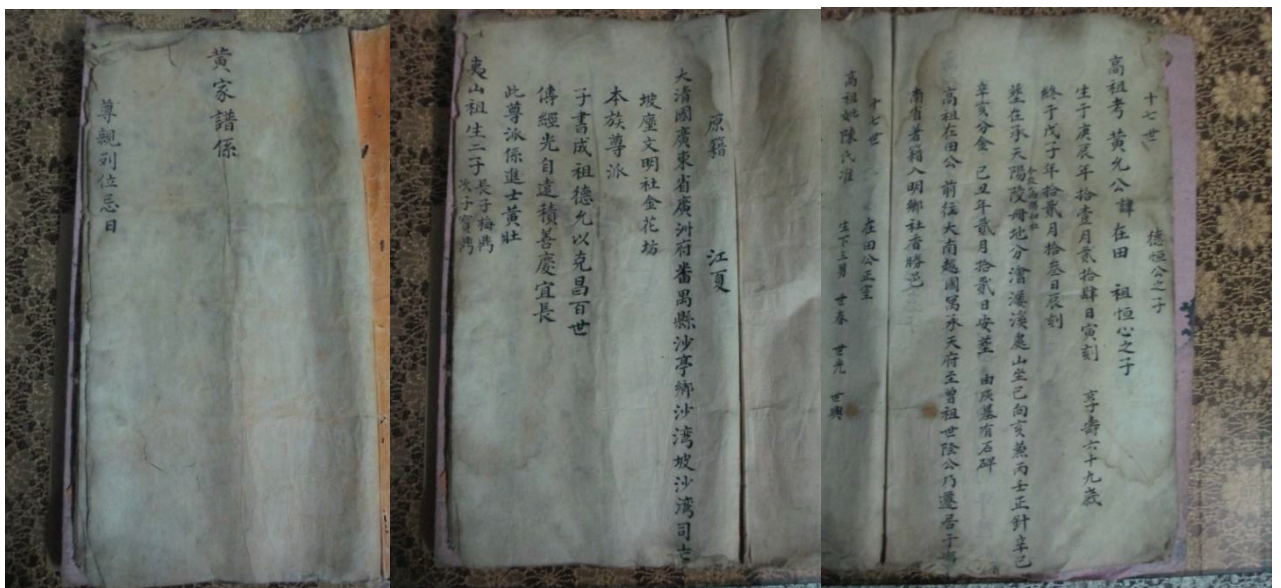


写真 29 黃 A 族の家譜 - 中国系起源と入明郷社籍の経緯の記載



写真 30
許猷瑞という人物は、関帝廟の
碑文に名前が刻まれている

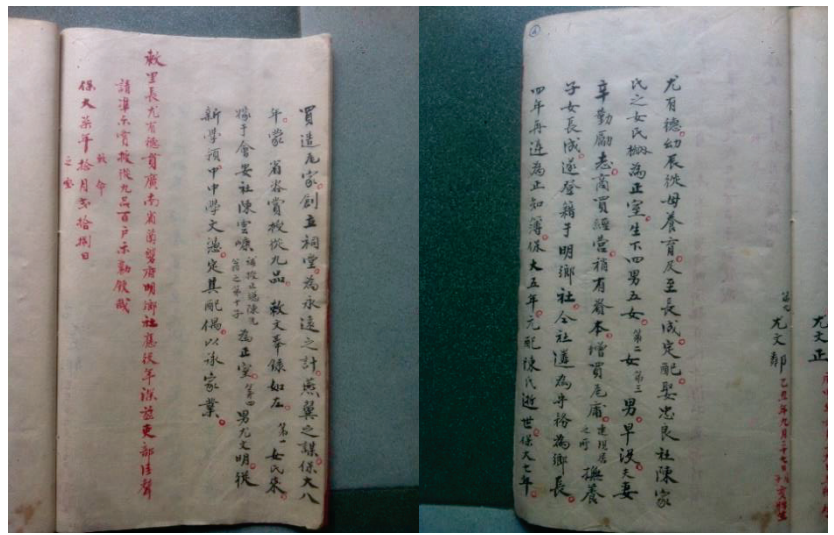


写真 31 尤族の家譜—初代の来越と帰郷との記載

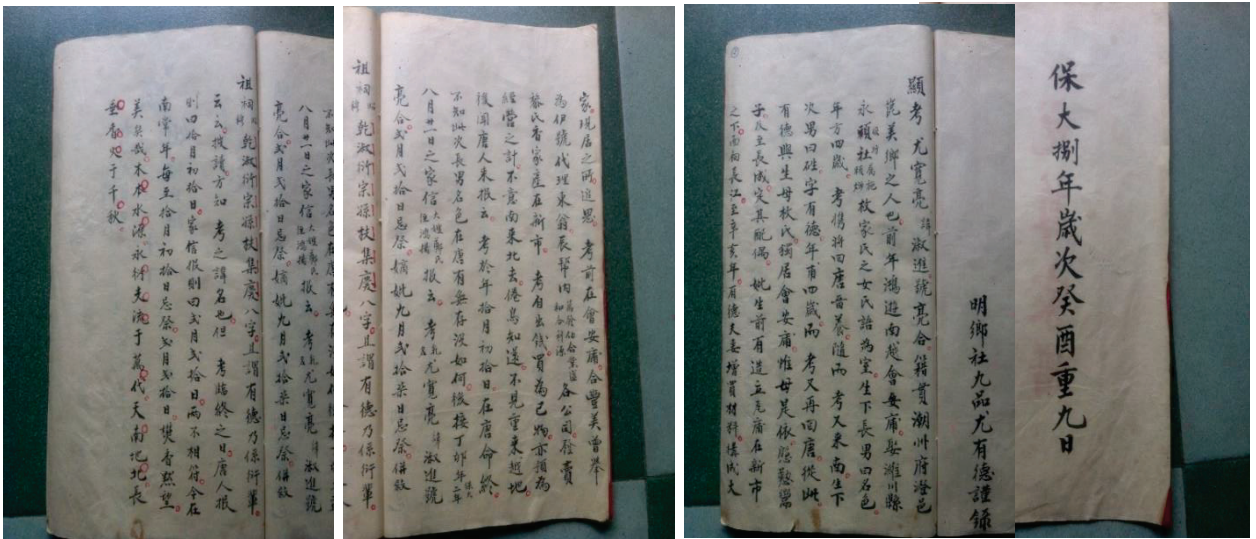


写真 32 尤族の家譜—2代目の入明郷社籍の記載

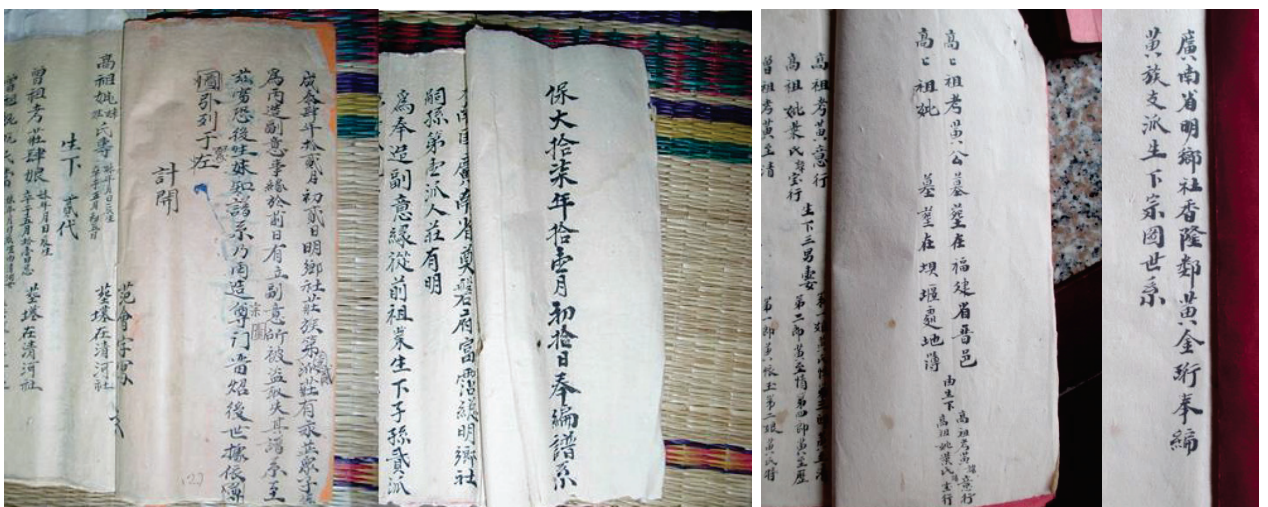


写真 33 莊族の 1892 と 1942 の家譜—明郷社籍の記載
写真 澤田

写真 34 黄 B 族の明郷社籍の記載

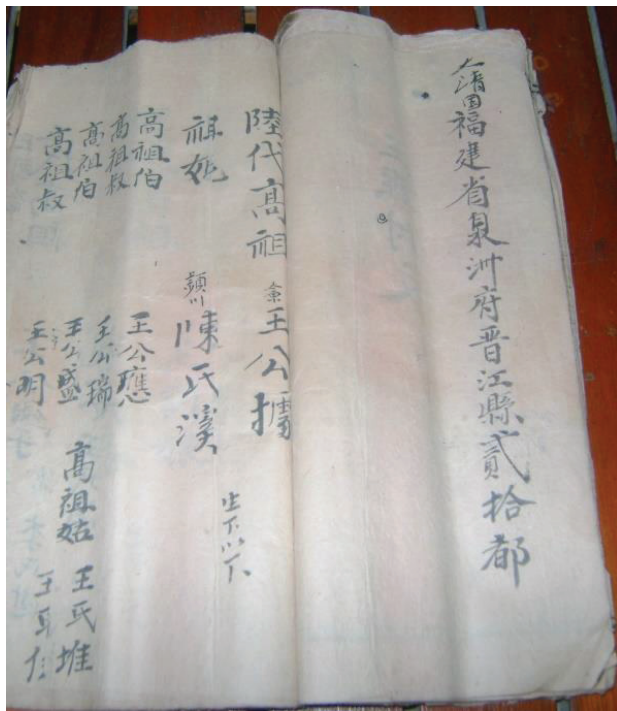


写真 35

王 A 族の漢語の原文



写真 36

王 A 族の家譜
王 A 族の 1896 年以降再
編纂の家譜



写真 37

許族の墓地・始祖許獻
瑞（現ベトナム語）

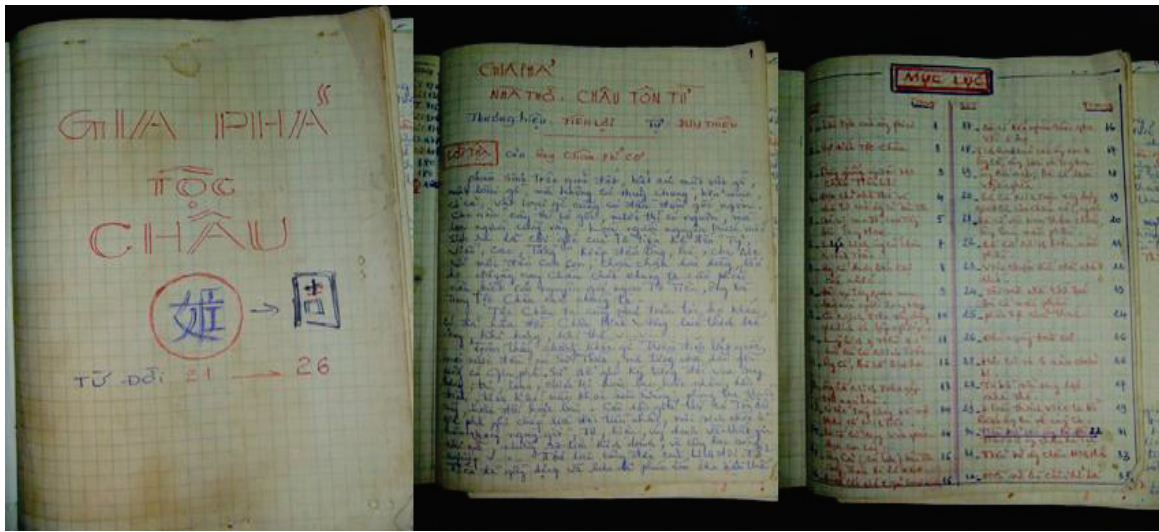


写真 38

周族の現ベトナム語の家譜に記載される
「姫旦=周公旦」



写真 39

李 A 族の家譜—祭壇で祀られている漢語の
家譜と壁にある鍵付きの透明のプラスチッ
ク製の箱に納められている
現ベトナム語の家譜



写真 40

関帝廟

写真 澤田



写真 41

関帝廟の 1995 年の現ベトナム語での修復記念碑文 - 一枚目の「感謝状」の内容

写真 澤田



写真 42

修復者のリストー過半数の人は、アメリカ在住のホイアンの華人

写真 澤田

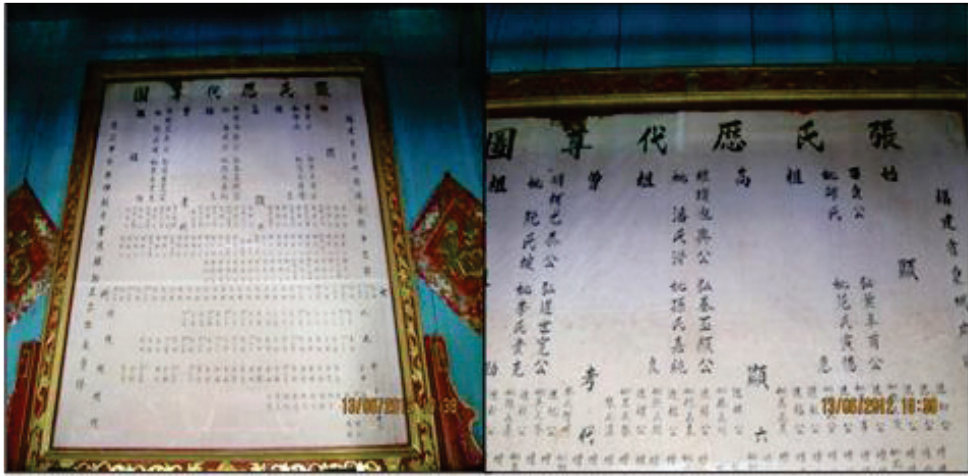


写真 43

張 A 族の祠堂で祀られる祖先の位牌板



写真 44

張 A 族で掛けられている名前に付ける通字の漢字での「言葉集」

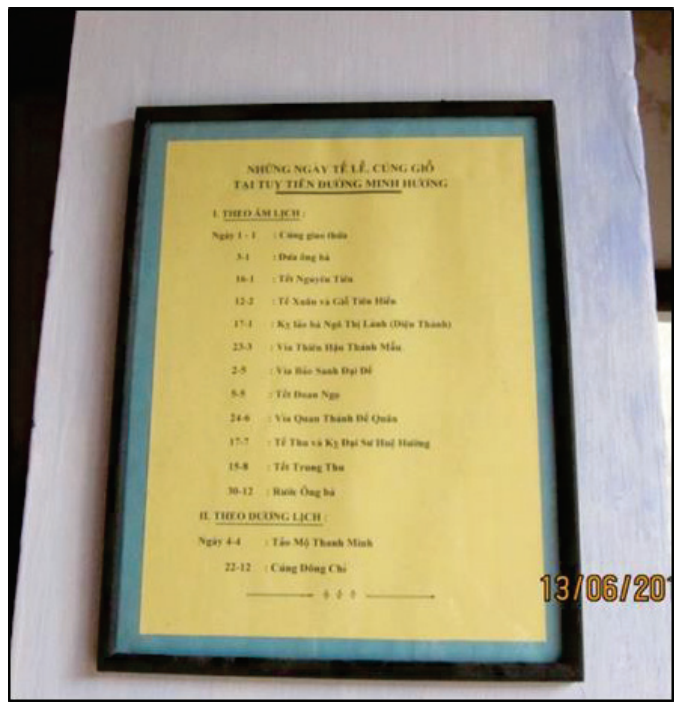


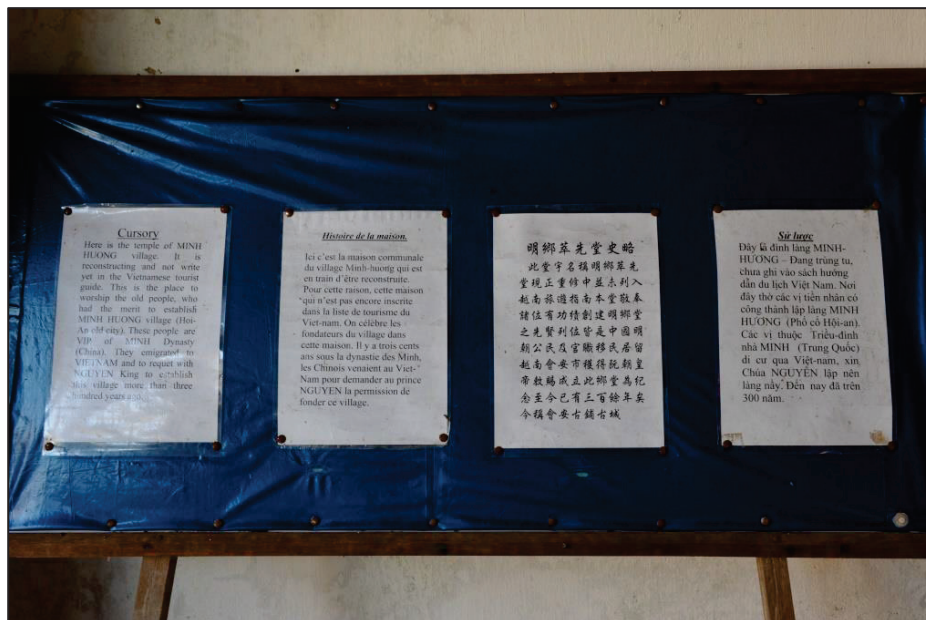
写真 45

現在の明郷会館で行われている一年の新・旧歴行事



CHU TỘC PHÁI MINH HƯƠNG		
1. AN	31. LA	61. THANG
2. AU	32. LAI	62. THAI
3. BUI	33. LAM	63. THAT
4. BACH	34. LE	64. THAM
5. BANG	35. LU	65. THIEU
6. CAO	36. LUU	66. THUY
7. CAM	37. LUU	67. TRANG
8. CHAU	38. LUONG	68. TRAM
9. CHUNG	39. LY	69. TRAN
10. CHE	40. MA	70. TRAU
11. DIEP	41. MAI	71. TRINH
12. DU	42. MAC	72. TRUONG
13. DUONG	43. NGHEM	73. TU
14. DAM	44. NGO	74. TON
15. DAO	45. NGU	75. UNG
16. DANG	46. NGUYEN	76. UONG
17. DAU	47. NGUY	77. VAN
18. DINH	48. NHIEM	78. VIEN
19. DOAN	49. PHAN	79. VO
20. DO	50. PHAM	80. VUU
21. DUONG	51. PHO	81. VUONG
22. HA	52. PHUNG	
23. HO	53. QUACH	
24. HUYNH(HUANG)	54. SAM	
25. HUA	55. SU	
26. KIM	56. TA	
27. KIEU	57. TAN	
28. KHONG	58. TUY	
29. KHUONG	59. TANG	
30. KHUU	60. TONG	

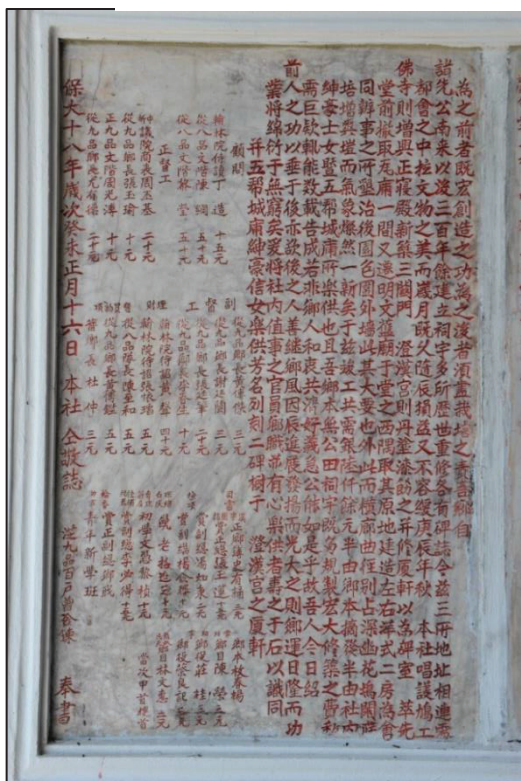
Nên Bà Con Minh Hương Phải Hẹn Chùa Cờ Họ
Của Minh, Xin Báo Ban Tọa Sự Đền Bửu Sơn.
BAN TRƯ SỰ CHU TỘC PHÁI MINH HƯƠNG



写真集 1 2010年以前の明郷会館の様子（上から、右から）

1. 2003年8月の1度目の修復工事の現場
2. 1度目の修復後の2005年の本殿の様子
3. 1度目の修復後の2005年の入り口（奥庭の接する空間）
4. 2度目の修復完成の直後の2010年2月の明郷諸族の81姓のリスト
5. 観光名所リストに入っていない明郷会館の英語、フランス語、中国語、ベトナム語との4カ国語での紹介の看板

記念に残されている2点と文昌廟設立記念の碑文の2点の碑文



1943年（保大18年）の明郷仏寺、関帝廟、明郷会館の明郷社の三施設の修復完成の二枚の記念碑文

写真 澤田



1906年（成泰18年）に茶饒（Trà Nhiêu）から明郷会館の区域内に移転された文昌廟（梓潼祠）
1875年（嗣徳28年）の二枚の碑文

写真 澤田



写真集 3 (1)

観光名所になった 2010 年以降の明郷会館 (上から下)

1. 正門
2. 前庭
3. 右から福德正神の祭壇、保生大帝・葉王本頭公位・天后聖母の祭壇、金花娘娘の祭壇
4. 奥庭
5. 本殿の入り口
6. 十老・六姓・三家の位牌板の安置されている祭壇と孔天如の像の祭壇



写真集 3 (2)

観光名所になった 2010 年以降の明郷会館 (上から下)

1. Bà Lành の像の祭壇と文昌廟明文会會員先往列位・古齋社里長李有興神位・Bà Lành 位牌の安置の祭壇
2. 梁惠鴻和尚の像の祭壇と惠鴻大禪師・明清諸族派祠堂先靈列位・理三寶務班前往列位の安置の祭壇
3. 奇祀の西の祭壇と位牌板
4. 奇祀の東の祭壇と位牌板



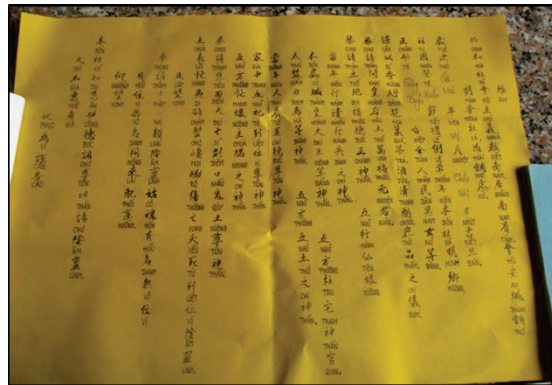
写真集 3 (3)

観光名所になった 2010 年以降の明郷会館

1 と 2. 2011 年から造り直された明郷諸族の姓リスト板に漢語とベトナム語で記されている 120 姓

3. 明郷会館の入り口の前で、設置されている観光客向けの会館の説明の看板

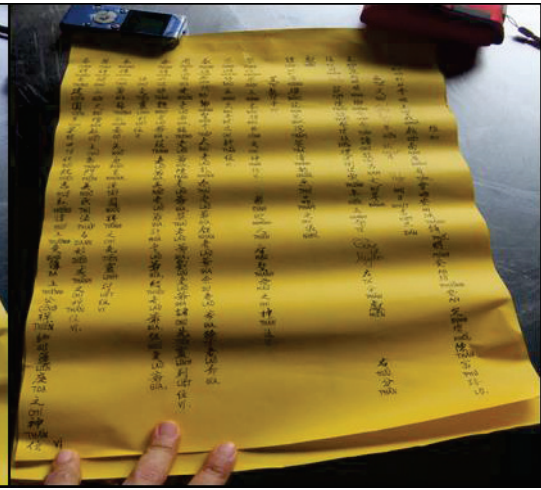
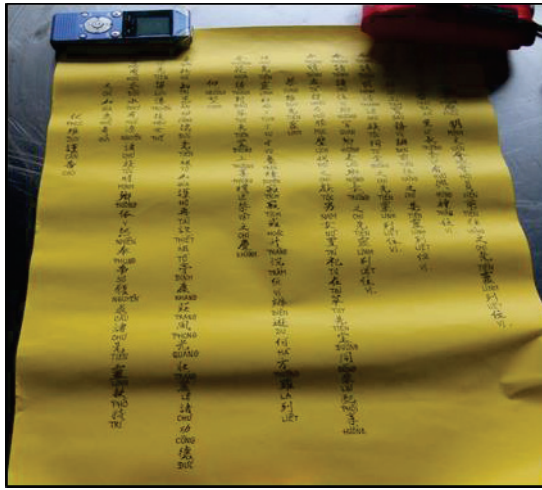
4. 張 A 族の P 氏の家族に奉納される一頭の丸焼き豚



写真集 4

2015年の春祭の前日の「Lễ túc」の様子 (上から下、右から左)

1. 前庭で設置される祭壇と祭祀具とお供え物
2. 祭壇の上で置かれている文疏
3. 儀礼の始まる時、太鼓と鐘と同時に付かれる
4. 漢文と現ベトナム語の漢音で書かれる文疏の内容
5. 文疏を読む準備をする正祭の明郷会館治事委員会の委員長と疏文誦の役を務める楽礼班の人は、祭壇の前で跪いている様子と真中に立ち、マイクを持っている儀礼の司会の役を務める祭官（東唱 - 西唱 - Đông xướng - Tây xướng）



写真集 5

儀礼 “Lễ tế xuân” - 春祭礼
(上から下、右から左)

1. 春祭の正礼で読まれる漢語と現ベトナム語の漢音での文疏の内容
2. 抽選活動を行うために数多くの商品
3. 本殿の祭壇の前での儀礼
4. 儀礼後の獅子舞
5. 春祭礼の最後に米を配るチャリティー活動
6. 2012年から行われる長寿の祝賀の様子